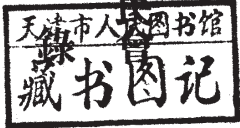
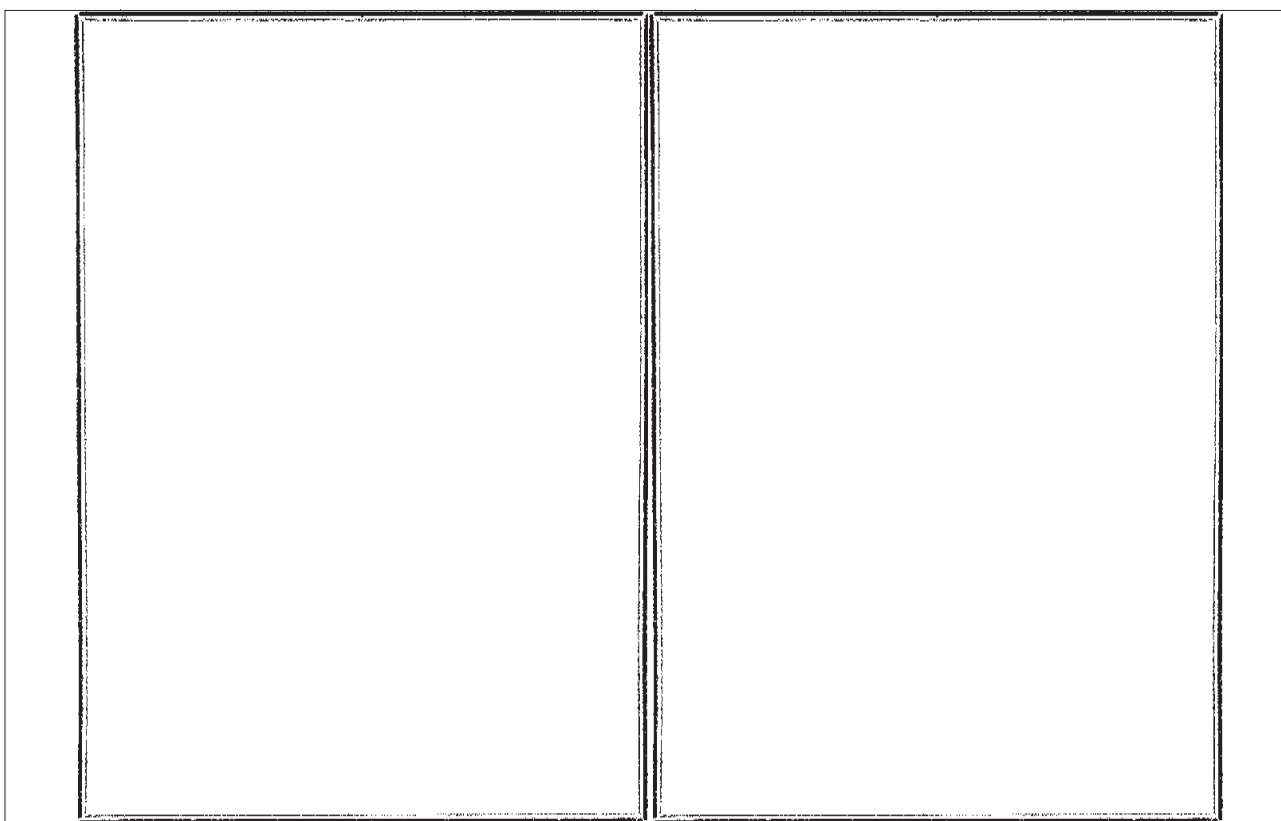
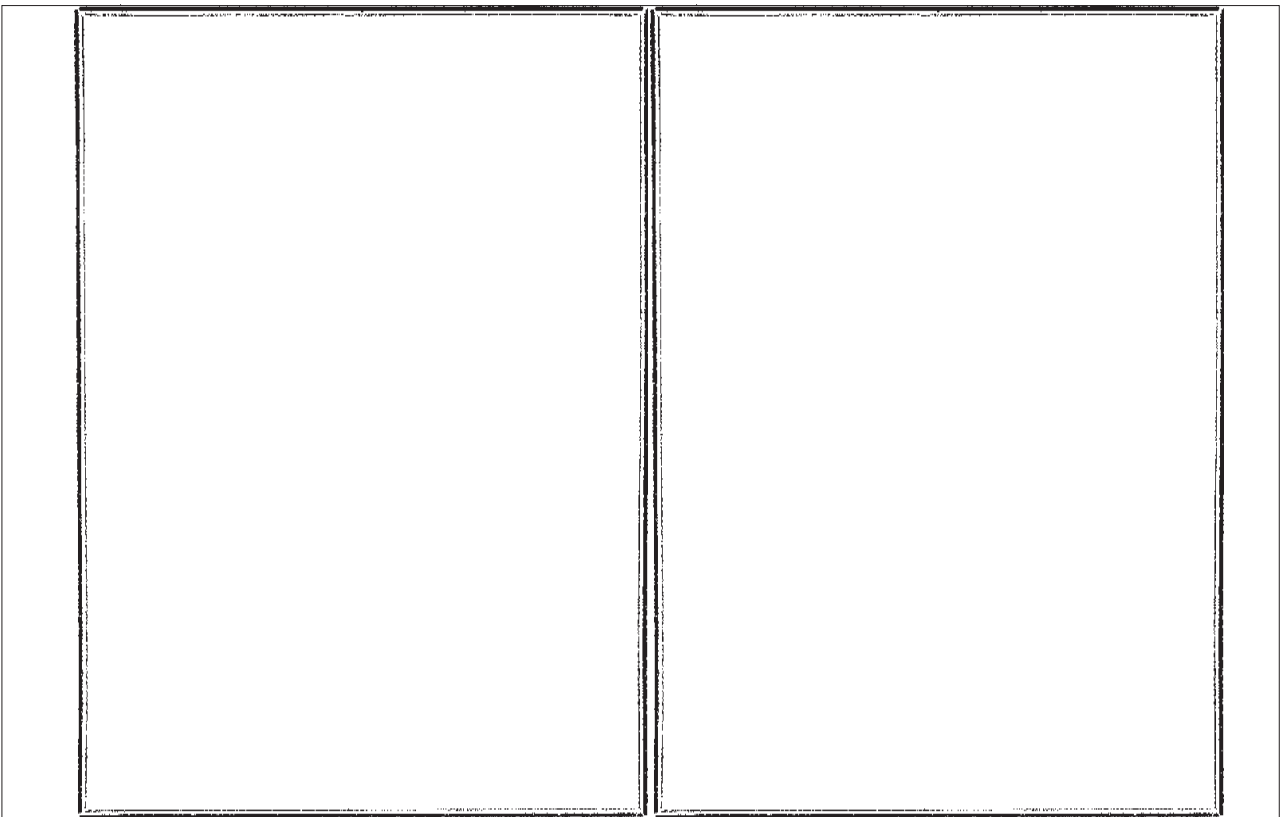


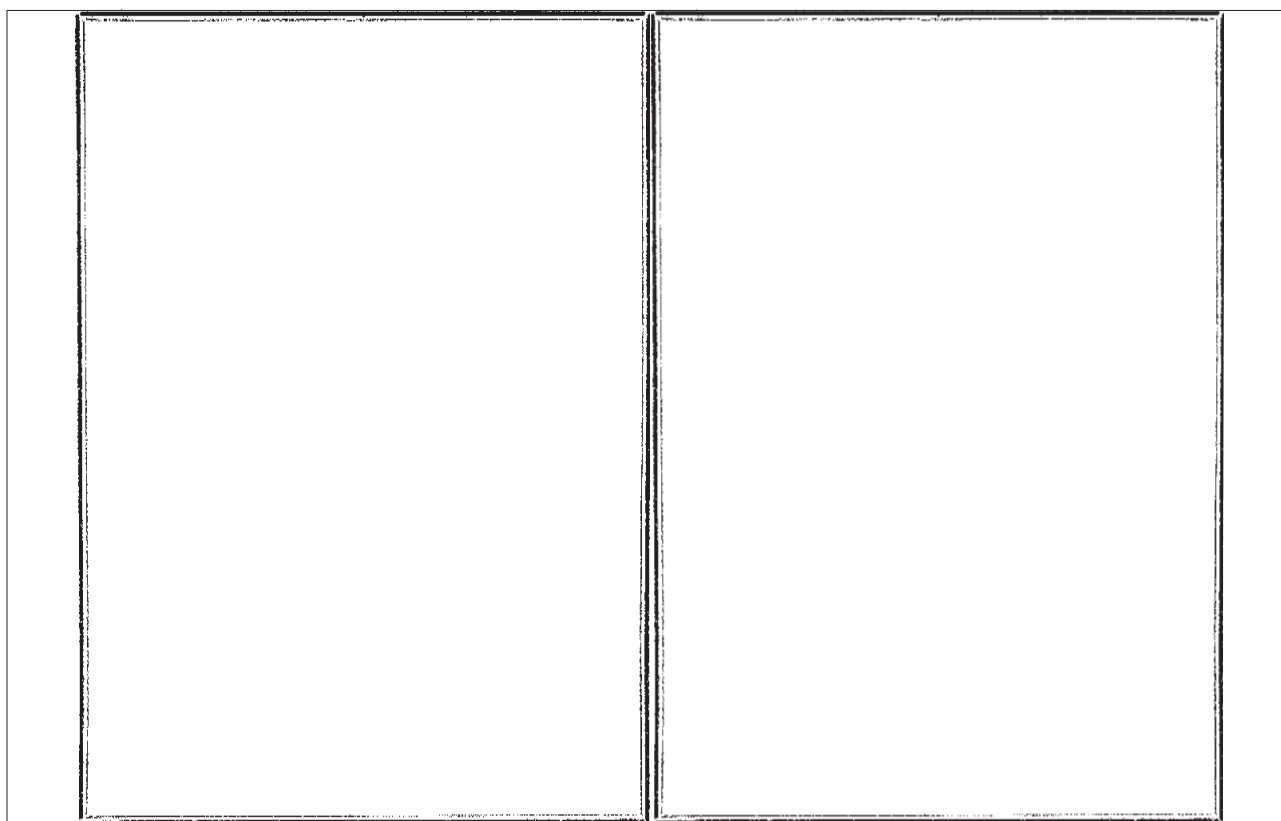
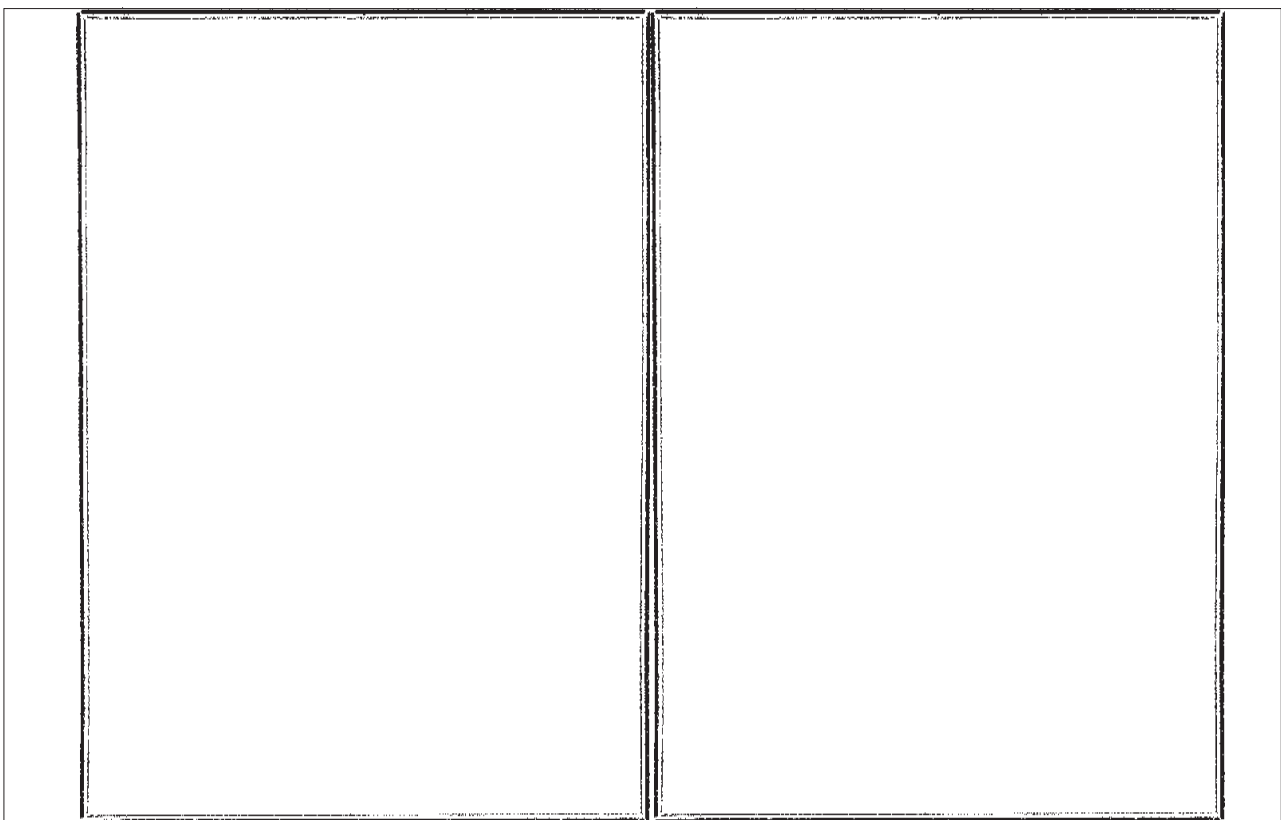
議事速記錄第卅八號

昭和四年第二十二次居留民會
通常會議事速記



天津居留民團





昭和四年第二十二次居留民會通常會議事速記録

第一日

昭和四年三月二十二日 於公會堂

一、報告

- 一、民團會計検査委員報告
- 二、特別會計埠頭築造費ニ關スル事決處分ノ件報告
- 三、昭和三年居留民團事務報告

議事日程

- 第一、昭和二年居留民團出入出決算承認ノ件
- 第二、昭和二年特別會計電氣歳入出決算承認ノ件
- 第三、道路敷地買収ニ關スル件
- 第四、天津實業專修學校補助金ノ件
- 第五、天津共立學校補助金ノ件
- 第六、天津日本人商業會議所補助金ノ件
- 第七、昭和四年居留民團歳入出總豫算案
- 第八、昭和四年特別會計電氣歳入出豫算案

出席議員

四十八名

副議長 大田万吉	永安平吉	小倉章宏	大澤大之助
眞藤葉生	小倉知正	野崎誠近	小谷萬治郎
古田治四郎	藤田語郎	吉田久	上野壽
森川照太	宮武徳次郎	吉野久七	足立傳一郎
川島範夏	田村俊次	高瀬伸	瀬底正敏
松尾豐實	石川通	砂田實	岡本久雄
鍛冶靜一郎	鹿田多三郎	森郁太郎	植前香
植松眞經	武田守信	白井忠三	五十嵐重吉
佐々木敏丸	鹽谷信治	長谷川義三郎	勝田重直
清水一太郎	長瀬安平	大崎大生	山上逸
郡茂行	藤平正男	松田開一	
鷺田小平治	出席行政委員	八名	
會長 田村俊次	藤田語郎	勝田重直	金井潤三
上野壽	石川通	白井忠三	
大澤大之助			
午後五時開會			

○副議長（大田万吉君）

一寸御挨拶申上げます。（拍手）第二十二次居留民會通常會を開會するに當りまして折悪しく吉田民會議長が御不在であります爲に不肖を願ひます私が此の席を繼がすことになりました、何うぞ諸君の御指導と御援助を偏にお願ひ致します、只今迄の出席議員數が四十四名に達して居りますから第二十二次居留民會通常會は成立致しました、只今から監督官の招集の辭がありますから何うか御靜聽願ひます。

○行政委員（白井忠三君）

一言聲明をお許し願ひます、上野、牧、利根川の三人竝に私が既に新聞で御承知の如く最近に行政委員の辭表を監督官廳の許に提出して居ります、未だ御認可がありませんので行政委員として此の席に着いて居りますが、行政委員會の形式上の不統一を會ての民會にもありました前例の如く、行政委員を辭したものは民會議員席に着いて意見を述べる、此の前例の許に私共も民會議員席に着く方を便と致しまして、前刻來豫め議長の御許可を得たいと存じまして御交渉致しましたが、今日の議長は矢張り行政委員席に在る方を宜しとするといふ御意見でありましたので、私共は此の席に於て行政委員會の不統一を好んで示すものではありませんが、意見の異なる所、此の席から現行政委員一休に或はさうした意見を述べることがあるかも知れませんが、休裁上甚だ面白くないと存じますけれども、此の點豫め議員諸君の御諒承を得て置き度いと思ひまして聲明を致す次第でございます。

○森川照太君 私は右の如き行政委員は議員席に着くことを希望致します、行政委員として行政委員會の決定に反對するとか又は其の行爲に批判を加へる如きことは事實上甚だ面白くないと思ひ

(3)

(4)

ます、而して既に辭表を提出した以上は許可はありませんけれども、趣旨に於て民會議員として意見を述べやうといふことならば議員席に着く方が當然と思ひます、故に許可はありませんけれども民會議員席に着く方が宜いと思ひます、行政委員席に居られるといふことは行政委員といふことを自らも認めた形になると思ひますからさういふ御趣旨であるならば斷然明らかに民會議員席に着かれる方が當然と思ひます、將來の前例にもなることであるからさうな事をやうに希望致します。

○副議長（大田万吉君）

私はさういふお話がありましたので監督官の御意見も承りまして色々考へました所から。

○行政委員（大澤大之助君）

色々の論議が始つて居りますが未だ監督官の招集の辭の無い中にさういふことをやつてはいけません。

【同感々の聲起る】

○森川照太君 議長の説明を續けて伺ひます。

○副議長（大田万吉君）

辭表を出してあるけれども、認可はして居らんから矢張り行政委員であるといふ御解釋でありま

すから、行政委員ならば行政委員席に着かれるのが至當と認めます。

○森川照太君 行政委員として行政委員會の決定、行動に反對する意見を述べるといふ結果になれ

ば。

○副議長（大田万吉君）

(5) 何うぞ監督官の招集の辭が済んでから願ひ度いと思ひます。 ○行政委員（白井忠三君） 私は議席の順序が極まり、議員なり行政委員各位の着席が極つてから其處で始めて監督官の招集の辭があるべきものと思ひます。議席は議場の統制といふことに觸れて居る問題でありますから監督官の招集の辭以前に於て此の問題を何れにか極めて置かなければならないと考へます、併し私は今森川君の御意見もございましたが、私は強ひて民會議員席に着くことを是非とも必要として主張して居る譯ではありませんので、便宜上前例を逐うて許して頂けば都合がよいといふ範圍でありますから、私共の主張は是非民會議員席に着き度いといふ譯でございせん、其の點に就ては議長の御裁量の許に御進行あらんことを希望致します。 ○森川照太君 御當人の御希望はさうかも知れませんが、將來の例になることでもありますから、議場の整理上民會議員席に。 ○副議長（大田万吉君） 私は例になるから之を止めたいと思ひます。 ○森川照太君 私は例になるから民會議員席に着くのが當然だと思ひます。 ○副議長（大田万吉君） 行政委員であるから行政委員席に。 ○森川照太君 さうすると行政委員として行政委員會の行動若しくは決定に反對する言辭を其の席に行政委員としてすることは避くべきものと思ひます。 ○副議長（大田万吉君）	(6) 又夫れは其の時の場合として、未だ行政委員として尊敬を拂はなければならぬと思ひますから何うぞ。 ○銀治靜一郎君 私は其の問題に就て多少意見もありますけれども、未だ會で監督官廳の御訓辭の無い前に左様なことは今迄例のないことでありまして、愚例を残しますから何卒監督官廳の御訓辭を先に願ひます。 「賛成の聲起る」 ○副議長（大田万吉君） 何うぞ監督官の招集の辭をお願ひ致します。 ○白井副領事「拍手」 田代總領事代理が兩三日以來入院加療中でありますから今日臨席出来ません、私が本日總領事代理の命に依りまして招集の辭を代讀致すことになりました。 招 集 の 辭 本日より四日間第二十二次居留民會を招集す、本通當會は既に居留民會副議長より諸君に配布せられたる通知書により御恩恵の通り昭和二年年度歳入出決算及昭和四年年度豫算案其他の議案を審議せんか爲なるが就中昭和四年年度豫算案は本年四月より施行せらるべき民團財政の根幹をなす重要議案なるに付慎重審議せられんことを希望す。 此機會に際し脚か附言し度きは何れの會議休たるとを問はず事大小の差こそあれ積極消極等議論の分るゝことあるは當然の歸屬なるか故に諸君に於て虚心擔懷腹藏なき意見を交換せらるゝは必要なる次第なるも一に民團行政の大局を念とし小異に拘泥することなく互讓の精神を以て和衷協
---	--

(7) 同本會に臨まれんことにして之本官の最も囑望する所なり。 之を以て招集の辭と爲す。 昭和四年三月二十二日 總領事代理領事 田 代 重 徳 「拍手起る」 ○副議長（大田万吉君） 議事録署名者を二名お願ひ致します、古田君と佐々木君に願ひます。 ○古田治四郎君 今私に御指名がございましたが私は辭退致します、夫れは昨年度の議事録を見ますと大分違つた所を多く見受けて居ります、さういふ重大な責任は到底吾々は負へないと思ひます最も賢明なる人によつて頂き度い。 ○副議長（大田万吉君） 何うぞさう仰有らずにお願ひ致します、御承諾を得たものとしてして置きます、第一、民團會計検査委員會報告」會計検査の御報告を願ひ度いと思ひます。 ○松尾豐實君 事務報告並議事日程に入ります前に私一言申し上げ度いと思ひます、夫れは今の行政委員會に就て最近色々な風説が新聞漫りに出て居るやうであります、私としてさうよく解らないのであります、實はさういふ行政委員會が事務報告並議事日程をお作りになつて吾々にお示しになるのであります、夫れ以前に行政委員會共のものに就て其の點を少しお話致し度いと思ひます。 ○副議長（大田万吉君）	(8) 凡ての報告が済みましてからに願ひます。 「天津居留民團會計検査報告」 ○山上 逸君 登壇「拍手」 會計検査の御報告を致します、私共三名が會計検査委員に就任致しまして、第一期分昭和二年九月十七日、第二期分昭和二年十一月二十四日、第三期分昭和三年二月二十二日、第四期分昭和三年六月二十七日、殘部、昭和三年九月十九日に於きまして帳簿並證憑書に就きまして検査致しました所、昭和二年年度の一般會計及特別會計に關しまして、何等違法、違算の出納を見出し得ませんでした、一寸御報告致します。（拍手） ○副議長（大田万吉君） 夫れから。 「特別會計埠頭築造費に關し専決處分の件報告」 ○行政委員會長（田村俊次君）登壇（拍手） 此の議案は例のバンドの百萬弗團債が出来ませんが、バンドの豫定の仕事をするのに四千弗足りなかつた、夫れを一般會計から繰入れまして、總領事の認可を得て決行した次第であります、何うぞ御承認願ひ度い。 ○武田守信君 只今埠頭築造費に關して専決處分の御報告がありました、私は此のバンドに就きましてもう少し詳しい御説明を承り度いと思ひます、夫れは現在在のバンドを拜見致しますと非常に不体裁のやうに考へます、他の租界のバンドを拜見致しますといふと、相當整理が賜つて居ります、獨り日本租界だけは家屋が其のまゝになつて居つたり又は道路が中途半端になつて居りま
---	--

す、バンドの築造費に就ては相當の資金が當てがつてあつたのではないかと思ひますが、之はバンドを築造して金がなくなつて居りますのか、又河の狀態許りでさうなつて居りますか、バンドの總体に就て一應御説明頂き度いと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君)

實は事務報告の中でお話しやうと思つたのですが、今申上げます、成程御同様にあの恰好は遮だ見つともない、第一山口街倉庫が未だ現に倉庫になつて居りまして、あれがあつた爲にあの通りの道路が未だ出来ません、さうして福島街から開口の方の道も未だ十分の道路も出来て居りません、實は既定の四十尺の土地を買収致しまして道路を造る、更に會て御協賛を經て置きまして通り四十尺以外の土地を、即ちバンドの此方の力を買収致しまして之を所謂船會社の倉庫地にするといふ計畫を樹てて進んで参つたのであります、之には矢張り民團があの土地を買収しませんでした、相當高いものになりますので民團で買収して船會社の方に貸すといふ方針で其の買収に取掛つたのであります、所が不幸にして其の買収費がなくなりまして所謂既定のバンド築造費がなくなつてしまつて後の計畫を實行するべく、之も亦御協賛を經てあの團債を當にして居つたのです、之も不幸にして出来ませんで結局財源盡きて現在のまゝになつて居るのであります、然し乍ら山口街の倉庫は既に軍と交渉致しまして、山口街の倉庫と夫れからの開口の今軍の還入つて居ります官舎、彼處を他に移轉して、さうして陸軍は其の宿舍を建てるのであります、其の用地を民團の方から提供致しまして、さうして山口街の倉庫は民團の方に引交けるといふ協定になつて居ります、今の山口街の倉庫は外務省の所有地でありますから外務省から柳下げを願はなければならぬ、所が國有財産の服従に違入つて居るから消す譯に行かない、替地を持つて來い、さうし

(9)

(10)

たら替へてやらうといふことになりまして、あれを今の陸軍の宿舍の用地に當て、土地を交換しやうといふことになつた、所が陸軍の方は外務省から借りることになるなら矢張り民團の方から借り度いといふことで實は行隔んで居つたのであります、さうしてあれを移しまして、民團の方から五萬弗を陸軍省の方に上げて決着がつくことになつて居ります、所があの話が行詰りまして未だ五萬弗を陸軍省の方にやつて居りません、所が此の程になりまして兎に角陸軍の方から約束だから五萬弗寄こして呉れと度々催促を受けてまして更に今の土地の交換も承知した、民團の都合のよいやうにするから何うか解決して呉れといふ話になつて居ります、何うせ昭和四年度に於て五萬弗の財源を得ましてさうして陸軍に渡して、夫れから今の既定の方針の通りにやつて行きますと、先づ山口街倉庫の所は綺麗になります、併し福島街以東の道路は未だ財源の見込がありませんので先づ當分あのまゝにして置く方針で居ります。

○武田守信君 私が記憶して居ります所ではバンドの築造費に對して四十萬弗か幾分か當てがつてあつたやうに記憶して居ります、其の財源は何處かにお使ひになつたのですか。

○行政委員長(田村俊次君)

夫れで實は四十尺以外の民有地を買つたのであります、支那人が大變好意を以て安く譲るといふので買収して居ります、現在其の土地は民團の財産になつて居ります。

○武田守信君 バンド築造よりか買収なさいました土地の利用から先にやられた方が民團の有利でないか。

○行政委員長(田村俊次君)

さうではあります、今の四十尺以内の計畫も凡て出来る積りで居つたのです、借款が出来れば

買収に掛つたのですが、其の方が不調に終つたのでそんなやうな不体裁なことになつて居りますが、將來に於て成るべく早く財源を求めてあすこをすつかり整理して福島街向ふのバンドも倉庫地も豫定通り實行致し度いと思つて居ります。

○武田守信君 買収をなさいました土地から利益を生ずるといふやうな御意見も聞きましたやうに覺えて居りますが、平たく申しますと、民團でお買上げになつた土地を船會社にお貸付になりまして夫れから利益が出るやうに聞いて居つたと思ひます、現在では買収せられました土地を何方へもお貸下げにも又有利の方にもお使ひになつて居ない譯ですね。

○行政委員長(田村俊次君)

使へないのです、現在の所では民團が船會社に譲る譯です、民團が只お取次きするといふだけであつたのですが、所が今迄通り船會社が彼處に居ては出来ませんし、夫れから豫定の用地だけが買へませんから結局今の所では彼處を利用して利益を得るといふことは出来ません。

○武田守信君 解りました、一寸此の問題と隠れますが、白河が一向良好な狀態に向ひませんので夫れを待つて居りますと碼頭が何時迄其のまゝになつて居るか解らないと私は考へます、無論吾々の力では何ともならないでせうけれども、白河の改善等に就きまして、民團では何とか御考慮を加へられて居りますか。

○行政委員長(田村俊次君)

始終考慮を拂つて居りますが、民團の力では何うすることも出来ない、其處で御承知でせうが、各國聯合が支那に向つて交渉をし、兩方の力で永定河の浚渫をやらうといふことになり、南京政府も承知したといふ話であります、一年半か二年の後は目的通り行けば白河は舊態に返るとい

(11)

(12)

ふ譯です、兎に角さうなるのを待つて居る譯で其の前に何うするといふことは一寸民團として出来ません。

○武田守信君 解りました、又事務報告の所で質問致し度いと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君)

もうバンドのことは事務報告で申しませんが、もう夫れだけでございますか。

質問する者なし

○副議長(大田万吉君)

昭和三年度居留民團事務報告

○行政委員長(田村俊次君)(登壇)

私は聲を張らしまして、甚だお聞きづらいかも知れませんが何うぞ暫く御静聽願ひます、昭和三年度に於て行政委員會としてやりました事務報告は皆お手許に一週開前に差上げてあります、御覽になれば解るのでありますから之に譲りまして詳しいことは申上げません、只主なることを二三申上げて置かうと思ひます、主なることは先づ庶務の部に屬すること、例の低資土地の處分でありまして、御承知の通り低資土地の處分に就て長い間懸案になつて居りまして、皆様も御心配になつたことでありましたが、今年度に於て漸く住宅地を貸下げることに規則を作りまして既に御承知の通り貸與へたのであります、現在貸下の契約の出来ましたのは恰度坪數に致しますと九千七百坪許りになります、さうして之から上ります料金は一箇年に二萬五千二百餘弗になります、けれども又貸下げません土地も八千四百坪以上あります、之は尤も將來吏員の宿舍や或は團營の住宅等の議が起りました時に之を用地にしやうと思つて未だ取つてあります、未だ全く契約が出

(13)

来ないで空いて居ります土地が六百五十六坪残つて居ります、斯ういふ具合に先づあの低賃土地の處分は大体に於て片がついたのであります、夫れから其の次に矢張り庶務に屬しますことは、本年五月支那の時局の關係から派遣の軍隊が天津に参りまして、之に對して民團は金高にすれば二萬弗、其の他に有志の寄附を集めまして約三萬弗の經費を持ちまして色々施設、慰問等のごとを遺憾なく實行したのであります、夫れから本年九月例の御即位の大典を擧げさせられることになりまして、當民國も何ぞ記念事業をやり度いといふことになりまして、特別委員をお願いして此の選定をしたのであります、數回の會議に依りまして極めましたのは先づ圖書館を新しく拵へやう、夫れとあの實業專修學校を長い間懸案になつて居たのを團營にしやう、即ち專修學校の團營と圖書館の新設と此の二つを取つたのであります、此の事は既に民會の御承認を経り居ります、さうして本日其の具体案を提出すべきお約束になつて居ります、圖書館の設計並具体案は出來て居りません、然し乍ら第二の專修學校の團營は是非本年昭和四年度に於きまして實施致し度いと既に具体案を造つて居ります、是れは學務部の所でお話致します。

(14)

次は庶務に屬する譯でもありません、簡單に申上げて置きます、本年度入隊致しましたものは八十八名で退隊をしたものは六十六名であります、現在義勇隊員は四百七十二名であります、御承知でもありませんが、随分訓練にもよく出場致しまして、又教官も熱心によつて呉れますから、今日では相當の成績を擧げて居ります、夫れから裝具や或は被服の如きものも本年の費用に於きまして全部

整ひまして先づ御覽になつた方もありますが、恰好だけはすつかりと整ひました、で訓練時間は本年は三十三時間でありましたが、之は軍隊が此處に臨時派遣になりました、此の間色々なとに取られまして正規の訓練が出来ませんでした、僅かに三十三時間でありましたが、然し乍ら時局の爲め實際の警備につきましました之も通譯班だけが必要を感じまして動員を致しましたが、通譯班が出来すれば無論他の班も出なければなりません、さうして遂に義勇隊の總動員を行ひまして何れも軍隊と一諸に第一線に立つて警備の任に就いたのであります、其の時の行動は確かに訓練の效があつて誠に立派な團体的行動が出来たのであります、其の點に於ては何うぞ諸君、相當の敬意を拂はれむことを希望するのであります。

次は財務であります、之も詳しい數字は何うぞ其の報告書で御覽願ひます、只特に申上げますのは此の前後に臨時民會で御協賛を願つて置きました花旗銀行の延期であります、借替であります、あの後交渉が段々進みまして、銀行の方からは、夫れは宜しい、なら新しく附ける條件は貸付金の一步を手數料に掛ける、夫れから若し日本租界を支那に返すやうなことがある時は一月前に全部金を返せ夫れから團營の電氣の收入を預金にして呉れ、と此の三つの條件をつけて參つたのですが、第三の電氣の收入を預金に入れることは斷りまして、第二、第一の條件を入れることになりまして協定が出来たのであります。

夫れから其の次は教育であります、先づ小學校は御承知の通り年々入學兒童が殖えまして、昭和四年度に於きましては既に一教室が足りないであります、昭和五年度に於きましては更に尙一つの教室が足りないであります、現在の校舎では此の四年度、五年度に増加する兒童を收容することは困難であります、否不可能であります、従つて他のこと、違ひ教育でありますから、

(15)

成るべく他のことを節約しましても之だけは一日も早く完備したいと思ひまして、行政委員會は段々之に就て研究致しました、併し乍ら實は此處に一つの案が出来たのであります、其の案は學校の統一といふことが此の天津には最も相應はしく、最も緊要ではあるまいか、といふ所から、行政委員會は學校の統一といふことを研究し始めたのであります、其の統一をすることにしますと、今此處で姑息な校舎の増築のこと等を申すのは却て後の障礙となりますから兎に角此處で出来るだけ我慢をして昭和四年度に於ては手をつけなといふことに致しまして、校舎の増築は思ひ止つたのであります、加ふるに財源が甚だ乏しくありましたから、其處で此の學校の統一は何ういふ案であるかといふことを簡單に申上げて置きますが、併し之は此處へ提出するものではありません、詰り專修學校を團營にするといふことの議が起ると共に團營の幼稚園、小學校、女學校、夫れから專修學校といふことになりまして、さうすると今日の如くして置きますと、個々皆夫々の校長以下職員を置きまして、又夫々の教員、教科書、又夫々の教室も又先生の控室迄も皆一つづつなければならぬのであります、之は經濟上から言つても能率増進の上から言つても人材の方から行きましては甚だ不經濟であり、又總て團營の許にあり乍ら其の間に連絡もないし、統一もないといふことは非常にいけないことであり、教育上にもよくないことであるといふ見地から目下内地に於きましてしきりと研究されて居ります統一制を此處に布かうと思ふのであります、即ち或一つの名稱の許にある學院と名づけまして、詰り天津學院なら天津學院と名づけまして、其の中に初學科と高等科と置まして、初等科の中には幼稚園、小學校を、夫れから高等科の中には女學校と專修學校と中學校の三つを並べて、此の區分にするのであります、其の中間の所謂高等小學校に當るべき二箇年を豫科と致しまして、尋常小學校を終へましたものは其の豫科の

(16)

二箇年を終へまして然る後に或者は高等女學校、或者は專修學校、或者は中學校といふ風に數階段になるのであります、さうして初等科は六年、幼稚園が二年、夫れから高等科は其の豫科の二年と本科の三年、即ち五年の年數の學級になるのであります、さうして一人の校長を置きまして統一をする、夫れから各科の教員は夫々に皆女學校ももてば中學校も兼任する、專修學校或は小學校の方も持つといふ風に人間の融通を致します、従つて校舎の融通も出來て又學生の教育の方針が總て統一が出来るといふ考から今申上げた案にしたのであります、夫れを昭和四年に實行するならば餘程經費が掛るといふことになりましたが、今出來て居ります案に依りますれば餘り大した經費は掛らないのであります、僅かに校舎の一部を直しますのと、校舎の或不足の分を新築致す位にして、決して夫れ以上に大した金ば掛らないのであります、夫れからまあ先生も一二の教員を招聘致しますれば済みます、經費の上から云へば誠に簡單に出来るのであります、けれど之を昭和四年度から直ぐに實行するといふことは、實は一才夫れだけの勇氣がありませんので、近くは教育觀察に専門家も参りませうし、又今度高等女學校に聘された校長の經驗ある方も來られますので、夫等の方々の意見も聞き、内地の状況もよく伺つて、さうしてもう一度練り直して、若し具体案が出来ましたならば或は臨時民會が開かれた節に諸君の御協賛を得やうと思つて居るのであります、即ち專修學校の團營の具体案が之であります。

其の次が衛生であります、之は別に申上げる程のことでも御座いません、只彼の療病院で之迄巡捕の外來と、傳染病も或頗る限られて居た爲に患者の收容を斷つて居りました、併し乍ら夫れでは不便であるので寧ろ少し設備を換へても成るべくもちつと廣く仕事をしたいといふことから貧困にして他の病院に遷入することが出来ない、併し乍ら其の家庭に置けば家庭に傳染する恐れがある

といふ場合には今迄極められた傳染病以外の傳染病でも彼處に收容することが出来るといふことに改めたのであります。又改めたいと思つて居るのであります。夫れから之迄は外來は逮捕だけでありましたが、場合に依れば所謂生活改善から日本で申します實費診療といふやうな機關が此處にありませんから實費診療式の外來治療を受けられるやう設備を致し度いと思つて居るのであります。是れは昭和四年度から實行出来るべく豫算の方へ計上して居ります。夫れから本年度にやりましたのは、之も御協賛を経ました育児展覽會でありました。之は相當反對の聲もありまして辛くも一票の差を以て豫算が通過したのであります。併し乍ら實行致します上に可成り當局者は苦心を致しました。殊に委員は晝夜兼行隨分勞働をしたのであります。其の結果日本は無論、滿洲、北京の權威ある學校、或は病院から色々な材料を提供して呉れまして、さうして展覽會を開くことが出来たのであります。御覽になつた方もあらうと思ひます。非常な好評を日本人より寧ろ支那人、外國人から受けまして、天津に於て始めての催しだといふので非常な歡迎を得たのであります。入場者は約六千人許りであります。其の成績は總て小冊子として殘してあります。將來機會がありましたらあゝいふものを催したいと思ふのであります。夫れから衛生に關係のありまして、保健課の仕事であります。此の保健課では色々當初は御非難がありました。御議論を伺つて居りましたが、段々當事者が馴れますし、段々器具が揃つて参りまして、設備もよく整ひまして、近頃は随分能率を擧げて居ります。又相當の効果を擧げて居ると信じて居ります。兎に角一年間に租界の中から持出して外に捨てる塵埃は殆ど六千二百立方坪になりました。之れだけの塵埃を完全に租界外に出して居ります。さうして其の塵埃を以て埋めました土地が殆ど昨年からの總計致しまして千八百坪許り埋つて居ります。之だけ埋立地が出来たのであります。夫れから糞尿

の汲取は、御承知の通り水を流す設備が少う御座います。矢張り舊式な非衛生な便所を持つて居りますものが租界の約七割でございます。此の七割の舊式なものがあつた爲に保健課では相當の勞力を拂つて居ります。之は衛生上から考へましても甚だ大なる缺點でありますので段々水便式の便所に改めるべく居住者も共に努めて改正をして行き度いと思ふのであります。夫れには段々聞きますと水道の料金が高い爲に水便が使へないといふことであります。夫れから將來成るべく水道を安い金で便へるやうにと之も只今計畫中であります。さういふやうなことから成るだけ保健課の手續も減らし、又一面に於て糞尿の衛生的排泄を圖るやうに努めたいと思つて居ります。

夫れから本年度試みました、例の冷し水の配給を致しましたが、あの成績は非常に好いといふ皆さんからの歡迎を受けて居ります。併し乍ら中々あの努力といふものは並大抵ではないことを御承知願ひ度いのであります。

次は土木の部であります。土木は先づ全力を道路に注ぎまして、追加豫算を御協賛願つて未設の道路を造つたのであります。所が五十萬弗以上の豫算を以て土木の事業をやることに當りまして恰度派遣隊が來て此處に長らく宿營を致しました結果、殆ど道路の方には手をつけることが出来ません。が支那の時局の關係から第一材料が唐山から來ません爲に高い碎石を大連から買つて來たといふやうなこともあり、又石灰が十分來ない爲にローラーをまわすことが出来ない。色々な障害百出致しまして、非常に道路修築の事業を妨げ致しました。にも拘らず當局は非常な努力を拂ひまして、兎に角豫定の工事だけは完全に終つたのであります。此の點は其の間に當りました吏員の功に御同情願ひ度いのであります。さうして出来ました道路はコールドー道路が一、七三

五間、夫れからソリデット道路が四百三十一間、マカダム道路九百間、歩道鋪裝が三百二十四間、歩道築造が三千四百四十間といふやうな兎に角前代未聞の仕事をしたのであります。夫れから建築に關しましては第二分署の新築と公園内の温室の建築、或は小學校の教室を拵へたり、幼稚園の改築をしたり、民團事務所をあの通り増築したりしまして、特に申上げる程のことはありません。下水の方は新規に出来したもののが四百九十五間、水道の方が九百十五間であります。夫れから土木の中で堀井戸のお話をしたいと思ひます。堀井戸は之も御協賛を経て居ります所謂プラオン會社と申します權威ある會社と契約を致しまして、プラオン式の井戸を一本掘つたのであります。詳しいことは御退屈になりますから申上げませんが、現在發電所の側に掘つて居ります。さうして工事に掛りました所が何うも中々公園井戸のやうな水が出て來ないのであります。會社との契約は五百尺で水を出す。晝夜に八千石は出す。若五百尺掘つても水が出ないで尙夫以上掘る場合には幾等か増金を要れといふ約束になつて居ります。が五百尺掘つて見ても水源に打突かないのであります。夫れから段々掘つて今六百五十尺迄掘つて居ります。さうした所が幸に水源に當りまして非常に多量の水が出るやうになりました。夫れて力を入れて一生懸命に後の仕上げ工事をやつて居ります。さうして技師の話では、何うせ初めてプラオンの井戸を掘つたのだから是非見本として千尺迄掘つて見度い。さうして驚くやうな水を出して見度いと力んで居ります。けれども現在に於きましては、契約だけの深に依つて先づ六百五十尺掘りまして、さうして今の見込では無論八千石以上を出すことが出来る井戸になつて居ります。兎に角堀井戸と違つて十二時の管を入れ乍ら掘つて行つて水脈に達した時に、管に穴をあけます。其の周りは、堀るに従つて小砂利をどん／＼入れて行きます。管の周りを小砂利の層で圍むやうになつて居る。水

脈から出る水は小砂利を通して濾過されて鐵管の中に進入つて來る。夫れを汲上げるといふ式になつて居ります。誠に利口な考案であります。其處で約束は十二時でありましたが、何うしても地層がしまひ迄十二時の管を入れることを許しませんので、ある尺度から先は十時の管を入れることになつて居ります。契約より細くなりましたが、併し水を出すといふ上に於ては少しも契約と變りはないのであります。今日の報告に依ると一晝夜に九千四百石出たといふことであります。でありますから一晝夜に一萬石以上出るものと信じて居ります。然らばどんな水が出たかと云ひますと、其の水質は之も分析をしてありますが實に立派な水であります。今は未だ掘り立ての新しい水でありますから硫酸が少しあります。けれども之はどん／＼盛んに出れば無くなるものと思ひます。之が無くなつたとしますれば、先づ天津の今迄ある井戸、夫れから英吉利租界の水道大連の水道と比較しても、此の井戸の水が一番良いといふ成績を得て居るのであります。でありますから吾々は此の井戸から最も安全な、最も安い、さうして最も理想的な水を飲むことが出来るといふ結論になるのであります。明日から此處に出しますお茶は此の水のお茶だと覺召して召上つて頂き度い。尙井戸の工事を御覽にならない方は是非行つて見て頂き度いと思ふのであります。斯ういふやうな井戸が出来ますと、實は前行政委員は是非水道も團營にしやうといふ多年の懸案でありまして、白井會長等は熱心な唱導者であつたのです。又熱心に其のことを奨めたのであります。其の結果は此の井戸を堀るといふことになつたのであります。何うしても昭和四年度に於て此の事業を完成致しまして、もう三本井戸を堀りまして、四本になります。四本になりますと二十四時間に四萬石出ることになります。さうすれば日本租界が全部うすまつて、さうして水便式の便所になつて之を思ふ存分使ひましても未だ餘る程水量があるのであります。さ

うして之を昭和四年から始めまして、昭和六年度で完成致しまして、井戸を先づ掘つて塔を掘へたり色々な設備をしまして、詰り昭和六年度の終りか昭和七年四月から配水が出来るやうになるのであります。さうしますと工事費が約三十七萬弗掛ります。此の財源を何うして得るかは何れ具体案を作つて皆様と御相談をして極めたいと思ふのであります。先づ斯ういふことで、井戸が出来ますと、團費になつた後の利益は年額、今の相場八十仙としますと八萬弗許りの純益があります。六十仙にしますと、(英吉利租界の水の代より少し安い)約一年に六萬弗の純益があるのであります。而して安全な心持の好い水を吾々が使ふことが出来ますから誠に衛生的から行きましても、凡ての點から行きますとも居留民の非常な願望と思ひます。是非之は來年度即ち昭和四年度から實行致し度いのであります。併し乍ら民會迄に其の財源を求める方法や色々な具体案が出来ませんでしたので、何れ臨時民會でお諮りしたいと思ふのであります。夫れでありますから此の昭和四年度豫算の中には井戸掘の經費は計上してありません。

夫れから電氣であります。電氣の方では今の汽罐が大變に石炭を食ふといふ非難がありました。此の前の民會にも其の聲がありまして、行政委員會としましては軼身之の研究に従事しまして、さうして原因は何であるかといふことを確めたのであります。結局は註文致しました今の汽罐は撫順炭も焚けるし、開瀾炭も焚けるやうに造つて貰つたのであります。註文する方も無理がないこととでありまして、開瀾炭許りでは困る。開瀾炭が來ない時撫順炭を焚かなければならないといふので兩方便へるやうにと註文したのであります。然るに向ふも出來ると謂合つたのでせう。可成り骨を折つて見たボーラーは何うも開瀾炭には餘り適しない、開瀾炭に適しないから開瀾炭を使いた時には何うしても夫れだけの能率が上らない、即ち開瀾炭を用ひる時には中々澤山の

石炭が要る、斯ういふ結果を得たのであります。其處で早速三號汽罐所の技師を參りまして、相談の結果、其の一部を改造致しまして、開瀾の二號炭でも立派に焚けて能率が上るといふやうに改造するべく契約を致しました。さうやつたならば開瀾二號炭を焚きましても、まあ立派に能率が上る、無駄な石炭を焚かないで済むといふことに極つたのであります。其處で之は電氣の技師からも今の數では足りないから電氣の需要の増加率を勘定すれば本年是非共増設し呉れ、之も尤もな要求であります。吾々は是非其の要求に應ずべく色々此の財源の形状を研究致しましたが、悲しい哉、此の技師の責任ある要求に應ずることが出来ませんでした。昭和四年度の豫算の中には發電所の汽罐増設の費用は載つて居りません。で先づ今年だけは現在のまゝで、さうして若し萬一のことがありました時には、佛蘭西租界から買ふといふ決心を持ちまして、本年は其の費用を削つてしまつたのであります。併し乍ら之も諸君が斯ういふ方法に依つて財源を求めて進らうではないかといふことになりました。無論固持し得ないのであります。併し行政委員會としては何うしても財源を見出し得ないのであります。夫れから後は御質問に依りまして御説明申し上げます。豫て御協賛を経ました、二十年誌であります。此の二十年誌はもう疾くにお約束した期間が過ぎて居りまして、未だに未だ發行の手續になつて居りません。出來上つた原稿を、人々々見様によつて違ひますが、概して現在の原稿其のまゝを印刷に出しますには、多少未だ缺點を見出したので、更に蒐集致しまして、さうして又取る所は取る、加へる所は加へるといふ風に多少の修正を加へなければ一寸具合が悪いと思ひます。今迄隨分筆者は努力を拂つて居りました努力の後は明かに苦々認めることが出来ますが、只今中上げた通り、未だ之を印刷にするには相當の時日と

努力を要すると思ひます。之は甚だ行政委員諸君を監督すべき理事としても甚だ申譯ない次第であります。所謂何とお叱りを受けても已むを得ないのであります。此の點は私が皆に代りまして、お詫言します。之は全く吾々の不行届であります。其の代り今度はさういふ風に致しましてさうして成るべく早くあれを完成させます。何うか四年度の豫算の中に其の費用が載つて居りますから、私が此處でお詫致して置きますからお叱りなく通過することをお願いして置くのであります。

其の次は、低資特別貸下諸願委員の件であります。之は過日の協議會でお諮り致しましたあの案を以て上京委員を派遣致しました。さうして夫以來三人の委員は殆ど寢食を忘れ晝夜兼行で少しの油斷なく挽みなく彼方此方に奔走して各方面の諒解を求めつゝあります。さうして其の運動の方法、計畫、夫れから交渉其の他細い報告が參ります。誠に行届いたものと感服して居るのであります。斯くの如く手段を盡ししても、出來なければ、之は所謂人事を盡した後でありますから已むを得ないのであります。けれども餘り際限なく上京して居ります。民團の費用も相當掛りますし、皆忙がしい方々が、夫れが爲に長く滞在するといふことは兩方の負擔と思ひまして、實は何うしても見込がなければ早く歸るやうにといふことを言つてやりました。けれども其の返事には段々と其の運動の効果が現はれて何うも見込がありさうた、もう少し斯ういふ方法で以てやらう、あゝいふ方法に變へて行かう、といふ。如何にも實情を報告されますといふと、吾々としては、「ぢや、御苦勞様だがやつて呉れ」と云はなければならぬやうな状況になつて居りまして、今日未だ運動中でありまして、之迄出した經費は約八千弗であります。其處で最近の通知に依りますと、と政府は融通資金として五十萬圓、夫れから團債借替に對して百萬圓、合計百

五十萬圓を貸して呉れるのでない、民間から借りることを許したのであります。斯ういふ譯であります。詰り民團は百五十萬圓を民間から借りる事を政府は許可を與へた、内諾をした。夫れから外務省から貸してある五十萬圓は延ばすといふことも政府は内諾を與へたのであります。之が最近の報告であります。即ち其の百五十萬圓を何處から借りるといふことは之から先の運動に依るのであります。恐らく上京委員は見當をつけて居ることと思ひます。政府が許すとすれば先づ之は必ず介紹するとか或は口添をして呉れるものと思ひますから、先づ空頭みかも知れませんが、實際に之のある光景になつて居るのであります。が併し愈々之を實現致します時は民會へかけまして、諸君の御協賛を経てから實行に掛けることは勿論であります。が先づ今日の所では夫れ迄の程度に參つて居るのであります。

夫れから後は最近に起りました理事諸君の件であります。私實は聲を少し痛めて居りまして、一寸中上げるよりは、或は聲が出ないだらうと思ひましたし又間違ふといけませんから今印刷して配りました。之が私の率直な、掛明のない、全く自分で考へまして實行致しました通りであります。何うか之を以て御諒解願ひ度いのであります。私が今申上げた通り我居留民の依頼を受けて其の救済の爲に三委員は上京して居ります。寢食を忘れて自分の職を擲つて一生懸命に、上京してさうして何うか居留民の皆様と此の不況を切抜けて、さうして安全な各々の地盤を作るべく希望を以て奔走して居るのであります。其の留守を守る吾々は其の委員以上に緊張し、さうして成るべく、ぢやない、極力今此の天津の状況、不況の状況、居留民の困難の状況を何とかして挽回してさうして一日も早く此の居留民の小康を見て、安寧なる基礎を造らうといふことはお互が以て極力努むべき義務と思ひます。然るにも拘らず、此の大切な時期に於て端なくも理事諸君の問題

から又租界内に、或は黨派的闘争の色がチヨロ／＼見えますのは實に下賤の恨事と思ふのであります、(同感)(拍手)何うか今回の民會は成るべく監督官が只今お示しになりました通り、民會自治の政治に就てはお互が胸襟を開いて最善を盡さうと思ひますが、夫れ以外の所謂感情、或は舊來の黨派的闘争といふやうなことを以て此の大切な民會議場を戰慄化するといふことは今學園一致の覺悟を持たなければならぬ吾々としては母國に對しても、又周圍の外國人に對しても大に憤まなければならないことと思ふのであります、何うかお互に此の心を持ちまして、さうしてやつて行き度いと思ひますが、甚だ不肖にして短才なる私が遂に理事の詮衡問題から端なくも斯かる不祥事を現出し又現出を續けるやうなことがありますのは甚だ慚愧に耐へません、併し乍ら私自身を顧みて何等恥する所なく正々堂々と民會に出しました議案を諸君と共に心持よく早く議了して來月からどん／＼之の實施に掛り度いと思ふのであります、之は民團自治の爲に諸君に切にお願ひする次第であります。(拍手)

夫れから例の張文卿に關する訴訟は長崎の控訴院で勝つたのであります、向ふが或は上告するが此のまゝ済んでしまふか解りませんが、兎に角民團の勝になりました。(拍手)

○松尾豐實君 私は先程行政委員會に對し御質問申上げたと思つて居りましたが、其の大体は今田村會長からのお話もありましてよく解りました、同感に思ひます、實は其の點を非常に憂へたものであります、先程此處に遣入つて來ます早々何だか變な気分であります、先程總領事代理から和衷協力といふお話しがあつたのでありますが、今迄巷間に傳へて居りました所に依りますと、何うもさうらしくないと思つて居りました、一應集る前にお伺ひしやうと思つて居りました、所が先程のお話の大体はよく解りましたが、私行政の事は餘り深く存じませんが、昨

年來神谷賠償問題とか、或は理事の私信問題とか或は最近には只今會長からお話になりました理事問題の如き非常に吾々租界民として心配して居つたのであります、然るに向此の重要な民會を開く直前に當りまして、行政委員がお止めになる、辭表をお出しになつたといふやうなことを承りました、夫れは租界の爲に甚だ面白くない、殊に去年の新聞を見ますと、私等は白ださうでございしますが、赤とか青とか、此の狭い土地に於て黨派的な争ひで以て事を争ふ、一休租界の行政は先程お話がありました通り、虚心坦懷に行はるべきもので、勿論十人十色でありますから意見の違ふ所もありませう、併し乍ら此の租界の仕事といふものは租界の爲の仕事で、目的は一つであります、さうして十人の行政委員の方は各々行政委員として租界の面倒を見て下さるといふこととに於ては職責は一つであります、理事問題とか、其他の問題に就て今迄新聞に載つて居たことは間違か何うか知りませんが、世間で心配するやうなことが起りはしないか、従つて民團の事務の能率があがるであらうか、と考へたのであります、先程此處へ遣入りました時の空氣を見まして其の點一應伺ふと思つたのであります、田村會長に質問致しますことは、私個人が、民會議員として少くとも此の末席を獲して居ります以上多少とも民團の爲にしたいといふ意味合から申上げたのであります、其の點は特に御諒解願ひ度い、従つて私は十人の行政委員全体の方に申上げたのであります、其の回答は田村會長が代つて御回答願ひ度いと思ひます、夫れに對して更に行政委員の御意見がありましたら伺ひ度いと思ひます、之で以て質問を打ち切ります。(拍手)

○永安平吉君 事務報告中に昨年の六月一日から實施されました電氣工作物取締條例が發布されまして、從來の電氣業者に對して新に許可を與へるといふやうな方針を採られたやうなことを承る然るに其の許可を與へられる方法が同時にやられなくて、或者は早く、或者に遅くやられたや

うであります、之は何ういふ理由で遅速をつけられたものであるか、夫れから或一部の者には其の改正條例がすつと前に漏れてさうして材料を用意して居つたものである、或者は之を知らないで改正條例が出てから始めて材料を注文して漸く一箇月後に到着した、之が爲に非常な損害を受けたといふ營業者があると思ひます、此の遅速をつけられた理由、或は洩れたといふことは、何の邊から洩れたといふことを伺ひしたい。

○行政委員長(田村俊次君) 今の御質問は私よく知りませんから調べまして御答へ致します。

○永安平吉君 電氣のお係りがあると思ひますから此の邊は直ぐお調べ出來ませんでせうか。

○行政委員(大澤大之助君)

永安さんの御質問にお答へ致します、此の許可の遅速といふことは別に意味はないのであります、出願者の願書の出方の遅い速いの順序に依つてやつたに過ぎないといふことであります、私は電氣の係の行政委員でありますけれども、さういふ細務の事は理事の方に一任してありますので、詳細は知りませんが、今電氣の技師からの話に依ると出願の遅速に依つて夫れを許したのであるといふことであります、夫れから漏洩の一件は私共の力では誰が漏洩したといふことを探究するのは少し困難でありますから此の邊は惡しからず、御諒解願ひ度いと思ひます。

○永安平吉君 さうすると今度の取締り條例が出來してから新に願書を出すことになりましたか、從來の營業者には願書を出さずして許可を與へることになつて居りますか、其の邊は何方であるか伺ひたい。

○行政委員(大澤大之助君)

何うもさういふ點に就て御答出來兼ねるのですが、理事に一任してあることで、電氣の行政委員として今度新に備はれたやうな譯でさういふ細務は理事がやつて居るのであります、夫れから理事が不在でありますから私からお答は出來ません。

○永安平吉君 夫れでは電氣の豫算に行きまして、又改めてお尋ね致しますから、夫れ迄に充分御答辯の出來るやうにお調べ願ひ度い。

○行政委員長(田村俊次君)

理事は私なんです、誠に上げれば理事で何うも理事々々云はれると、私から答へることは出來ませんが、皆誠實に勤務して居る吏員が居ります、吏員を信じまして細い回答は吏員をして申上げること致します、之を理事の回答と覺召して頂き度い、皆さんに願つて置きます。

○岡井精逸君 私は田村行政委員長並行政委員各位にお尋ね申上げます、先日來大分天津で問題になつて居りました理事の詮衡問題、此の理事の詮衡問題を決議決定されました行政委員會、之迄私の聊か奇異に感じました點、其他二三の點に就て御質問申上げます、私が天津に参りましたのは大正十年であつたと思ひます、其の當時民團の要路者中で特に田村會長には最も早くお近づき願つたものであります、民團の要路者と申しますと、先づ私は田村會長を連想せざるを得ない程最も最初に御懇懇に願つたものであります、巷間に傳ふる所迄新聞紙上に報ずる所に依りますと、時に田村會長の今回の理事詮衡問題に關して彼は困難され、特に會長の御人格に關しはしないかと思はれる程度のも見、且聞くのであります、私は今申しました如く田村會長には特に印象が深くありますだけ夫れだけ田村會長の御人格に關する事柄、さういつた事柄を耳に致します毎に私は私の肉親の父母が論議せられる以上に不満を感じ、不愉快に思ふのでございます、

(29)

夫れは畢竟私が田村會長を信頼し、田村會長を常に畏敬して居るが故であります、で私は田村會長を常に畏敬し、尙尊敬して居りますが故に、斯した遺憾の論が噂され耳に致しますと不愉快に感じますだけ夫れだけ本席田村會長の明快な御答辯を願つて、猶今後私をして田村會長の益々不審の念を強からしめざるやうにお願いしたいと思ひます、此の十九日の行政委員會即ち中島理事就任の件並新理事の推薦、詰り理事詮衡に關する行政委員會に就きまして私聊か寄與に感じましたのは、尤も之から申しますことは之等の行政方面就天津の事情に一向通じないものでありますから、或は詰らない質問であるかも知れませんが、けれども夫れは豫め御諒解願つて、私は從來政治方面に門外漢であるといふことも御諒解願ひます、此の十九日の行政委員會其の當座には既に白井、牧、利根川、上野の四行政委員が附表を提出して居られたといふことは私は知りませんけれども、當夜の會長のお話に依つても、新聞紙の報する所を見ましても既に提出して居られたといふことは事實であつたやうに思ひます、さう致しますと十名の行政委員の中で四名事故の爲に缺席或は私事の爲に出て來られなかつた、附職したといふことに依つて出て來られなかつたとして、残つた方は六名の方であつたと思ひます、六名の方で以て此の租界の行政に最も重大な關係のある理事の詮衡問題を決定せられるといふ事は、恐らく寄與に感ずるものは落陽の諸君の中で私のみではあるまいと思ひます、大方の諸君は斯感じられるだらうと思ひます、此の六名の行政委員諸君で決定したといふことは、之は或は行政委員定数の半數以上といふ規程に基いてやられたものとは存じますけれども、併し租界の行政に非常に重大なる理事詮衡問題を六名の諸君で決定せられるといふことは私は甚だ驚き足らぬ點があると思ひます、特に當夜金井委員は、「是れは一体何ういふ譯か、四名の諸君が缺席して居るのに猶理事詮衡問題を上程するといふことはよくないでないか、特に之は行政委員會の不統一の所業を明かにしなければならぬ問題でないか」といふことを言はれたと聞いて居ります、にも拘らず、猶之を六名の委員の方々は是非決定しやうでないかといふことで決定せられた、といふことは誠に私共未だ勝に落さないことになつて居るのであります、次に理事の詮衡問題は今日の十九日迄延期させないでも、もつと以前に解決し得べかりし、又上程し得べかりしことであつたやうに聞いて居ります、然るに當時、牧、利根川の兩君が御不在であつた故に此の議案を二人でも缺席して居るのに出してはいけないうでないか、もう少し待つて兩君が歸つて見えて完全に揃つた時分に上程しやうぢやないかといふことで、此の十九日迄延期して居られたやうに聞いて居ります、二人の委員が缺席されてさへも上程を見合せて居つた諸君が四名も缺席されて、僅か過半數と云へば過半數、辛うじて規程に反しない程度の諸君が出られたことに依つて決定せられるといふことは、如何にしても私共は勝に落ちないのであります、猶理事詮衡をさういふ風に急ぐ御事情がありになつたか、之を民會終了後になさつても或はもう少し猶豫を與へられて四名の辭任せられた方が、適法、不適法は別と致しまして、留任を御勧告になつて十名の行政委員で、或は豫備行政委員諸君を上任させて是非満して完全な行政委員會を造つて、さうして議了さるべきものであつたらうと思ひますのでございませう、尙辭任せられました四行政委員諸君の聲明書の中に斯ういふことが書いてあります、田村會長は自分が民會に臨む迄女房役である理事が必要である、女房役の理事がなかつたならば自分は誠に困る、不便を感じる」といふお考であられたさうです、夫れは確か辭任せられた四行政委員の聲明書にあつたと記憶して居ります、夫れ程であつたにも拘らず民會も終了しませんでした十九日に僅かの委員、全く六人の方々に依つて決定せられたといふ事は、何うしてさういふ風に急がれ

(30)

たかといふことを私は不審に思ふのであります、申上げれば未だ御座いますけれども、要するに歸着する所は、何故さういふ風に休載に於て何うであつても、實質に於て缺陷のある行政委員會で、何故行政委員の充實を計らないで極めたかといふことに歸着するのであります、會長のなさること、故行政委員諸君のせられます一舉手一投足が租界行政に非常に重大なる影響があるものであります、切に皆さんの御自重を望んで止まないと同時に此の點に就きまして明快なる御答辯を希望する次第であります。(拍手起る)

○行政委員會長(田村俊次君)登壇

私又幾度も繰返しますが、聲が潰れて居りまして、よく解らないかも知れませんが、此の理事の詮衡は先づ私としては大した問題でないけれども併し民團の行政の實施に當る人でありますから云はゞ大なる問題であります、此處に書いてお手許に出して置きましたやうに、何うかして自分が若し誤つて會長に推薦された場合は此の理事問題を何う解決するかといふことは無論私は覺悟して居りまして、考へて居りました、下らない餘計なことは申しませんが、私は斯く考へて居りました、會長に就任當時何うせ近く來る理事の満期は解つて居る、此の理事を如何なる方法に依つて詮衡するのが一番公平であつて民團の行政の爲になるか、只私の頭の中には最も公平なる、さうして最も條理のある方法に依つて、さうして善良なる理事を得るといふことが一番租界の爲に盡すべき、公人として忠實であると私は斯う決心したのであります、夫れから割出して中島君は何うであらうか、又翻つて考へて、私は中島君と長い交際がありまして、随分喧嘩をしたこともありましたが、概して私は中島君は好である、好きであつて可愛い、何だか可愛くつて仕方がなかつた、夫れで中島君が理事に再任した場合には私が會長であるならば實際結構である、一番便

(31)

ひ易い、又一番宜い、さう考へて居りました、併し之は理事人才本位の私の考でない、私一個の私情であります、之は私情に驅られて此の詮衡に公平を缺いてはならぬと思ひましたので、現に角中島君を再任させたい、させたいけれども相當中島君には反對がある、之は相當所でない、可成り猛烈な反對がある、其の反對を一々私が聞いて見た時中には相當の理由がある、感情論りでやつて居るのでない、榊谷問題譯りでない、相當に考慮すべき理由があつたのであります、さういふ反對があるならば矢辭にする／＼べつたり再任させるといふことはいけない、私が探るべき道でない、又中島君の爲にも宜くない、其處で成るべく廣く候補者を得て、さうして成るべく良き候補者を得て、さうして行政委員十人揃つた時分を見て投票で極めやう、私が心中に於て、大抵天津に居る人で理事を引受ける人はなからう、夫れから又他所へ言つてやつても、幾等僥給がよくつたつて三年経つて代るやうでは、何の爲に天津に行つたのか解らない、内地に言つてやつたつても任期三年といふのでは良い人は來ない、現地に居る人では、先づ理事はやり難い、之迄理事はいびり出された、容め出されたといふことを人は一寸考へる、私心の中では中々理事の候補者は得難い、夫れは失職者達に云ふならば「俺もやらう」「俺もやらう」と云ふでせうが、吾々が中島君同等或は中島君以上の理事の候補者として吾々が出さうとするやうな志願者は中々得難いだらう、否殆どあるまいと思つて居つた、けれども之は自分の方針であるのだから、成るべく知友、夫れから諸君にも頼んで物色して貰はうとお約束したのであります、偶々或方面から松本君が出るやうになる、出るかも知れない、「はあ、何處の松本君」「大連汽船の松本君」さうして夫れなら結構な候補者だが出はしまひ、私は九分九厘疑つて居つた、けれども出るとすれば誠に立派な候補者であるから夫れでは行つて聞いて見やう、といふ譯で松本君に卒直に聞きました

(32)

たかといふことを私は不審に思ふのであります、申上げれば未だ御座いますけれども、要するに歸着する所は、何故さういふ風に休載に於て何うであつても、實質に於て缺陷のある行政委員會で、何故行政委員の充實を計らないで極めたかといふことに歸着するのであります、會長のなさること、故行政委員諸君のせられます一舉手一投足が租界行政に非常に重大なる影響があるものであります、切に皆さんの御自重を望んで止まないと同時に此の點に就きまして明快なる御答辯を希望する次第であります。(拍手起る)

○行政委員會長(田村俊次君)登壇

私又幾度も繰返しますが、聲が潰れて居りまして、よく解らないかも知れませんが、此の理事の詮衡は先づ私としては大した問題でないけれども併し民團の行政の實施に當る人でありますから云はゞ大なる問題であります、此處に書いてお手許に出して置きましたやうに、何うかして自分が若し誤つて會長に推薦された場合は此の理事問題を何う解決するかといふことは無論私は覺悟して居りまして、考へて居りました、下らない餘計なことは申しませんが、私は斯く考へて居りました、會長に就任當時何うせ近く來る理事の満期は解つて居る、此の理事を如何なる方法に依つて詮衡するのが一番公平であつて民團の行政の爲になるか、只私の頭の中には最も公平なる、さうして最も條理のある方法に依つて、さうして善良なる理事を得るといふことが一番租界の爲に盡すべき、公人として忠實であると私は斯う決心したのであります、夫れから割出して中島君は何うであらうか、又翻つて考へて、私は中島君と長い交際がありまして、随分喧嘩をしたこともありましたが、概して私は中島君は好である、好きであつて可愛い、何だか可愛くつて仕方がなかつた、夫れで中島君が理事に再任した場合には私が會長であるならば實際結構である、一番便

松本君は其の當時は別に浪人して居るのではないから出る氣はないといふお話でありました。さうだらうが、併し何うです。若し貴下が免職になつて浪人するならば理事になつて呉れませんか。理事の候補者になつて呉れませんか、なるなら大に歡迎すると云つて別れましたけれども、ものにならぬと思つて内地にも候補者を頼んだのであります。其の中に松本君は何ういふ風な關係に本社との間がなつて居るか、といふことを松本君に尋ねて、「君は免職になるのか」「社は俺を信用して居るので解職しやう」といふ通知はない。「さうか、それなら君は請らぬやないか、考へて御覽なさい、兎に角今の位置を捨て、理事になるのは友人として君一個の利害關係も考へて理事の候補者になつて呉れと奨める勇氣はない」と云つて別れた。所が其後段々何ういふ譯だか進めて來まして、松本君も「やつて宜い、さう物質上の慾を捨て、公益の爲に一時理事として奉公して見やうと思ふ、自分は夫れに興味がある」といふお話でありました。夫れから私はさういふ篤志の御希望であるならば誠に私は候補者として歡迎する、だが併し物質上なり何なりの方をよく考へて御覺悟なさいと云つて別れた。其後松本君が此の條件を入れるならば理事の候補者になつて宜い、夫れから其の條件を見解しますと、成程もな條件である、無黨派位置を捨てて理事にならうといふならば此の位の條件をつけるのは當然であると思ひまして、私は「宜い、御座います、併し此の條件が一つ缺けたら何うする」「夫れならば撤回する、若し餘りに屈辱的な條件になるならば僕は止める」「夫れは宜からう、僕も止める、又皆の意見が風々であつたら貴下は撤回するか」「僕は撤回する」「宜い」といふことで別れたのであります。夫れでは行政委員の方を廻つて見ますと、「僕は松本君に反對だ、矢張り別れて居る中島が宜い、中島が結構だ」といふやうな意見が多くて、先づ私の頭に描かれた所では大分方針が固つてゐるやうである。夫れなら之迄だ

併し斯ういふ風では松本君は出ない、出ないといふれば其の次の候補者で行く、行くといふれば中島君がまあ出るのだらう、といふことも考へて居つた、さうして段々方々折衝して見ました。所が「君は中島君と松本君と決選の場合は何うする、キヤステイングウオートの出来た時君は何うする」と聞かれた事がありました、私は卒直に「私は中島君が好きだ、可愛い、理事として差支ないが、松本君の方が一枚役者が上だ、といふことを聞きました、して見れば、理事の詮衡は人材本位でなければならぬ、であるから恰度任期の終つた時に、より以上にき理事を得たならば、民國の得である、さうすれば中島君より好いと思つた理事ならば、之を以て替へるといふことは公人としてのつとめであると思ふ、であるからさういふ場合になつたならば私は松本君を支持するぞ、といふことを聲明して居りました。扱て其の聲明が私が一枚舌を使つた、私が中途から心變りをしたといふことに誤解されて居ると思ひます。けれども私が變つたではありません、初めから松本君なら立派な候補者である、中島君より好いと思つた夫れは終始一貫であります。併し乍ら夫れを變つたやうに見られるのは、松本君は何うしても出ない、出られない、條件が大きいから夫れが通らなければ出ないといふのであつて、夫れが段々出て來るやうになつたのは、詰り松本君が四圍の事情を見られて、其の條件を引込められて無條件にされたので、夫れで愈々決定するといふことになつてしまつた、其處で私は一時考へた、松本君と中島君を比べて見ると、卒直に言ひますと、中島君は亦だ、中島擁護者が亦である、松本君は勢ひひむを得ません、反對の人が出して居る、其處で私考へた、私は就任する時に黨派的闘争といふものが君が出れば止むのだから出る、成程、馬鹿だから早速夫れを本氣にして自惚れを起して自分が出ればさういふ争ひが止むのならば仕様がなから出て見やう、オモテヤになるだらうが出て見やう、今度は理事問

題で吃度何か起る、其の時に何方つかずに公明正大にやれば宜いのだ、といふ考へで引受けた、何ぞ圖らん、理事問題から愈々決定といふ場合になると、初めて明らかに黨派的色彩が理事に絡まつて來た、夫れから實は失望もし、甚だ癪に障つた、凡そ理事の詮衡に永年續いて來た黨派的争闘を加へるといふことは公人として怪しからん話だ、理事は何處迄も人材本位に行くべきものである、理事に赤とか青とか黨派的色彩があつたらいけない、事務員に黨派的色彩があつては民衆事務は遂行出来ないでないか「同感」「拍子」夫れから理事たるものは行政委員全部の信任を得なければ動まらない、併も半數々々の色別けで詮衡することは無論承知だ、之迄苦心慘澹して公明正大にやらうといふことは一朝にして無駄になつた、之は遺憾乍ら寧ろ二人を止めてしまつて既に内地に言つてやつて來るといふ意志があつた糸山主計正此の方は立派な方で御存知の方もありませんが、此の人を出して諸君の諒解を得て、之に賛成して此の人を擧げて呉れないかと頼みにつた、之ならば色がないし何もないから全會一致で賛成して頂けば非常に結構だ、中島君より好い、又實際理事として辱しくないといふことも何うも知らぬ人が多いから誠に受が通つてものにならん、さうすれば仕方がない、もう他に私は取つて置きがないから、中島君と松本君と松村君も出ると云つたから此の三人を以て詮衡しやうといふ事になつた、其の中に黨派的色彩に絡まれて妥協案が出た、仕様がなから出た妥協案に私は賛成致しました、又自分も妥協案を出しました、といふことは、成程さうしたならば赤とか青とか黨派的色彩が幾等か緩和出来るだらう、緩和出来るなら宜いのであるから、兎に角兩方面目が保てるやうにしたら緩和するだらう、之が矢張り私が政治をよく知らない、政治家でないから政治を見ることが出来ない、眞正直に妥協案を出したが青なるものは賛成したが、赤なるものは拒絶した、といふことで妥協が成立せず所謂破

談になつた、さうすれば仕方がない、又元へ返つて、松本君、中島君、松村君を出して投票するより他ない、賛成した妥協案に賛成した方に私がつくのが何と云つても條理であります。假に青が其の妥協案に賛成すれば私が青に行かなければならぬといふことは天下の公法であります。一方が拒絶し、一方が應じか、すれば應じた方につくのが當り前で、松本君は民國の爲に初から宜いと信じて居つたから決選になるならば僕は松本君を擁護することに決したのであります。さうすると四人が辭表を出したといふことを領事から聞きました、「はあ、何で辭職したのです」「一身上の都合と書いてあるが、理由が解らない」「何だらう」「私は新聞を見て「之だ」と思ひました併し今此の理事詮衡の前に當つてさうして四人が四人、色々御都合があるのでせうけれども、吾々が之迄常に尊敬して居る方々が袂を連ねて辭表を出すといふ如きはよく」の事があるだらう何うも其の理由が私には解らない、けれどももう仕様がなから、今筒井君が「四人を引いて何故やつたと仰有る、其處です、今の理事の詮衡を私がやらうと致しましたといふのは、理事の詮衡を今日迄巡らしたのは何ういふ譯であるかと云へば行政委員全部揃つた時が宜いと思つたからで、十人が十人揃ふことがあるのは三月十日前後で、十日前後に十人揃つた所でやらうと思つて居つたから民衆前に理事の問題を片附けなければならぬ、民衆を超越しては皆々黨派的闘争が激しくなつて、ゴタ／＼になつて困るから、民衆前に決定すべき問題である、何時迄も」幾務整理といふ名前で、此のまゝ置くのは餘り理事も終るから、成程考へて見れば何時迄斯うして居ても仕方がない、ではやらう、と詮衡の日を決定致しました翌日に辭表が出たといふことを聞いた、けれども他の事と違つて、辭表を出したものの裏面の理由が成程あれでもありません、御自分の御都合であつたらう、兎に角此の理事問題に關係のある、或はもつと廣い意味の關係があり

(37)

はしないかと思つて居る、之は已むを得ないが、併し他の事と違つて理事詮衡であるだから辭表を出されても未だ監督官の許しのない中は勿論出られると私は信じて居つた、出られてさうして自分の信ずる理事を擧げられることと思つて居りました、又さう思ふのが當り前であり、(同感)あれを擧げる、彼を擧げる、俺は彼を支持すると公言されて居るならば、今候補者は二人あるといふことが解つて居るならば其の候補者を擧げて、行政委員は行政委員の資格のある以上出られるのが本當である、出られないといふことが私には理解がつかぬ、却つて缺席した意味が解らん、極く馬鹿正直に眞直な道を歩いて居るからさうかも知れない、政道といふもの、政事といふものはさういふものでないかも知れない、もつと複雑した、もつと色々な事あるのかも知れませんが、私等の頭では到底さういふ事を判斷出来ない、私は又判斷する勇氣もない、嫌ひです、よしやらう、何うも仕方がない、四人は多分出るだらうと思つて待つて居る、お手紙が来たさうだけれども遂に手紙を私は見なかつた、で私は十八出ると考へて居りました、所が矢張り出られなかつたのです、事故で缺席するといふお断りがあつたさうです、私が見なかつたのが悪い、町噂な方からはお断りがあつた、所が矢張り六人になつた、其處で今お話の通りあれは秘密會でありませんから皆知つて居られることであり、金井君から「斯う何うも行政委員が四人辭職するといふことは會長不統一の責はないか」といふ御質問と、夫れから四人が行政委員であり乍ら缺席するといふことを此のまゝ放つて置くと考へて居るやうに獎勵し、全部揃つた所で詮衡しやうでないか、之は最も公平な誠に私も同感な意見であります、私からもう一週四人を説いて出て貰つて、十人の所で詮衡をやらうかしらんと思つて見ましたが、其の時の行政委員の多數の意見として、言つても無駄だから何日延ばしても延びるだけで、民會前に決定する

(38)

方が宜いからやらうでないかといふ合法的多數決に依つて、私も其の意見に従つて六人でやるといふことにして、到頭あの結果になつたのであります、でありますから此の四人が缺けて居つたといふことは私として非常に遺憾に思ひます、何故ぞいふ事を選んだのかと云はれると、何も好んで選んだのではない、多分出るだらうと思つてやつたのが計らずも四人缺席したのです、だから私は何とも之より他に中上げることはない、夫れから又私が採つた事に不辭はないと信じて居ります、夫れならば四人が辭職したのは會長の不統一といふ事は何うか、私は未ださういふ事をよく知りませんが、行政委員の中の若干が何かの理由で或は、身上の都合といふ理由で辭職します、辭職したのを不統一と云つて會長が一々責任を負つて居るは制限ないと思ひます、之は會長を融らなければならぬ、辭表を出したのが疑ひで、その度に會長が席を引いたら會長が動まるものでない、私は其の時考へた、餘りに立脚しないで誠に誠意な、脆弱な理由を以て會長が信任と稱して勝手に行政委員が行動した時其の責任を待つ必要はないと思ひます、會長はそんな吹けば飛ぶやうな公職でない、私は會長といふ公職を尊重する上に於て、此の公職を擁護する上に於てそんな薄弱な理由の時に不信任を唱へて、其の不信任の名の下に辭職して、夫れを以て統一を缺くとか或は會長が責任を持たなければならぬといふやうな事柄は決して會長たる大きな公器を守つて居る公人として夫れでは職務が立たん、私は止めるのは誠に世話がなくて宜い、併し乍ら會長の立場としてそんな事で一々責任を負つて引くのは、爲すべきものでないと思ひて居りますから、之は間違つて居るかも知れませんが、私だけは夫れを正當と信じて居りますから、四人辭職したのも、四人缺席したのも私は會長として何等責任を持ちません、と私は信じて居ります、之を以てお答へと致します。(拍手)

(39)

○副議長(大田万吉君)
食事の用意が出来て居りますから暫時休憩致します。

午後八時再開

午後七時十分休憩

○副議長(大田万吉君)
是より開會致します。(拍手)

○岡井精逸君 食事前に田村會長から御答辯がありましたが、引續きまして伺ひ度いと思ひます、(高聲にお願ひします)お疲れ中譯々と御説明下さつたことに就きまして厚く御禮申し上げます、御答辯の要旨は非常に詳細に御答辯であつたのでありますが、私の伺つた點と、伺つた要點に核心に觸れ難かつたと思ひましたので、又私は理事詮衡の方針とか、理事詮衡に關する皆さんの御意圖、さう云つた事を伺つたのではなかつたのであります、併し幸に御答辯下さつたので、私共は大變に知識を得た譯であります、此の意味に於きまして厚く御禮申し上げます、私が主として御質問中上げしたのは十名の行政委員の中で四名の方が其の席に居られなかつたといふ時に際して決議なされた事柄が假に適法に行はれましたのであります、夫れは會長として別に何の不審もなかつたと覺召しになるものでありませうか、此の點を第一に伺ひ度い、夫れから形式に於ては適法であつても實に缺席のある六人の行政委員で決定された理事詮衡問題が矢張り從來と同様權威のある決議であつたと覺召すか何うか、之は田村會長に伺ひ度いのであります、尙先刻來伺ひました田村會長の御答辯の御趣旨と、私が頃日其の問題の起りました當時、辭任せられた四行政委員諸君から伺つた事柄と多少抵觸した點があつたやうに思はれます、猶四行政委員諸君が聲明書で發表せられた事柄聲明書の中に書いて居られた事柄と、只今田村會長の御説明に與りました事柄と矢張り多少相容れない點があつたやうに思はれます、夫れで辭任せられました行政委員諸君から頃日伺ひました事柄と、只今田村會長からお話のありました事柄と比較して伺ひ度いのであります、甚だ恐入りますが、上野さんでも白井さんからも御退職になられた事情に就きましてもう一度伺ひ度いと思ひます。

○行政委員(白井忠三君) 登壇

只今岡井議員から私共の辭職した理由なり経路なりを説明せよといふ御話で御座いました、私共は元來此の事に就きましては、吾々辭職の理由といふ風な形に於て民會で此の問題を申しますことを成るべく避け度いといふ考から、十分に要は盡して居りますが、所謂聲明書を以て私共の意味のある所を廣く居留民各位に聞いて頂くといふ形を採つたのであります、併し、實は先刻來田村會長から續々お話がありましたが、此の問題が今日の紛糾を來すに至りました経路に就てのお話は、私共として、一身上の立場から辯明をしなければならぬやうな事も起きましたので其の答辯の機會を得たいと先刻から思つて居つたのであります、其の機會に於て只今岡井議員のお尋ねに與りましたので少し詳しく此の問題の経路を中上げ皆様の理解のないやうに致して度いと思ひます、同時に私は田村會長にお伺ひしたいのであります、前刻のお話の中にも極めて僅かな小さな事柄であります、極く三四日前の事柄でもあり、私は決して田村會長が詭辯を仰有る、嘘を仰有るとか申すものではありません、定めしお忙がしいので御記憶違ひといふ風な事から起つた點ではありませうが、併し此の問題を批判する上には相當重要な材料であるので、さういふ風な點にチョイ／＼御記憶違ひといふ風なことがあれば、多數の之を批判する人の耳には間違つた

通りの材料に依つて批判が行はれるのでありますから、此の點、私が指摘致しますことを何うぞ何だか非常に追及するとか或は窘めるとかいふやうな意味でやるのでなく、私としては事實の真相が解らなければ、誰方も問題の批判をなさるにお困りだらうといふ意味から心ならずも従來の経過を申上げる、其の間に貴下の御記憶の點があれば、尤も私としても記憶の點が無いとは申しません、併し私は此の問題が起りました時からではありませんが、従來毎日自分の行動に就ては極めて簡單であります、日誌をつけて居りますので、私共の日誌を根據として申します積りでありますから、私としては間違つたことは申上げない積りであります、併し乍ら万「さうでなかつた」といふ點がありましたならば、改めて田村會長の御説明、若しくはお叱りを甘んじて受ける考であります、今申す極めて小さな事と申しますのは前刻のお話の中に私共が辭表の提出の日に就てのお話がありました、即ち十九日の行政委員會の開會が決定した後に於て私共が辭表を提出したといふ風に前刻仰有いましたが、之は遂十九日の出来事で僅か三日前の事でありすが、明らかに御記憶の違ひでありました、私共辭表を提出致したのは十八日午前十一時半、利根川君は來られる筈でありましたがお見えになりませんでした、上野君、牧君、私の三人が田代總領事代理のお手許に辭表を提出したのであります、其の時田代領事から、辭表の表に書いてあるのは或は「一身上の點より」若しくは「都合に依り」といふことになつて居りますが、諸君の理由は何です、といふお尋ねが御座いました、無論四人が全然一致した所謂連名辭表といふ、形の上では連名辭表であります、理由は必ずしも同一ではない、只「共通して居る點は會長の不信任、會長に對して信任することを得ず、共に責を煩ふ事を得ず」といふ意味でございます、といふことを田代總領事代理に申上げたのであります、色々な言葉もありましたが「夫れでは諸

君は、行政委員會は何うしても斯ういふ風に民會も迫つて來たとすれば明日か或は明後日（十九日か二十日）でも民會前に行政委員會を開いて理事問題を決定すること、思ふ、其の時出席されるか」といふ御質問がありました、私共は事が會長の不信任である、吾々は會長が主宰され、開かれる行政委員會には出席出来ないのは道理ではありませんか、責を煩ふ事が出来ないといふ意味で辭表を出して置きたる行政委員會に出席するといふ事は出来ない事ではありませんか、行政委員會が何時になるか知りませんが辭表が提出された以上、今後開かれる行政委員會、田村會長の行政委員會には出席出来ません、といふことを明白に申上げたのであります、其の日のお話に今日午後田村會長と實は私は會ふから、諸君の辭表提出の事もよく田村君に話して、事茲に到つた事を頗る遺憾に思ふが、已むを得んといふお話が田代總領事代理からあつたのであります、前刻會長のお話に、私共が理事諮詢の行政委員會開會日の決定した後に辭表を出したと仰られたことは以上の様に相違して居るといふことを申上げたのであります、之は本の一端を申上げたのであります、其處で私共が何故辭職をしたかといふことは、先日新聞に發表致しました聲明書に於て略趣旨を盡して居る積りで居りますが、要するに最近の原因は遺憾から會長に對する不信任といふことであります、併事茲に到りましたる根本の原因は夫れではないといふことを聲明書の前段と後段とに二色に分れて居りますが、之に依つて略御諒解が得られるのではないと思ひます、擬て根本の問題といふのは聲明書の書初めに御座います通り、我が民團行政上一つの弊實が起つて居る、此の弊實を除かなければ民團行政を圓滿に將來永く運んで行く上に困るといふことが書いてあるのであります、併し新聞紙上に發表した聲明書にはさう露骨な事を書く譯に行きませんので、一部人士と特に書いて御座います、私は此處に民團行政の爲の見地から、遺憾

此の一部人士といふのは何を指すのであるかといふことを明白に申上げ度いと思ひますが、夫れは行政委員藤田諸郎君を指すのであります、此の藤田諸郎君に賛成されて行動を共にされて居る方を遺憾乍ら一部の人士の一般といふ言葉を以て申上げて居りますが、夫れは聲明書の内容を御覽下されば解るやうに、此の一般の方々が藤田氏と行動を共にされて居る態度は色々の宣傳やら流言やらが斯ういふ風な一派を形成して居りますけれども、私共が之等の諸氏を合せて民團行政上の弊實と總稱する譯でないものであります、而して其の一部の人士が黨派的觀念を以て事毎に反對の行爲を固執するといふことであります、之は註釋を加へないとお解りにならないと思ひますが、黨派的觀念といふ言葉は相對的の言葉であるといふことも十分であります、先刻田村會長の御言葉にも私共が矢張り天津日報社に依つて擁護される政黨を組織して居ると御覽になられる、之も成程一方に好「手段が出来て夫れが一つの黨派である以上は夫れを防ぐ片方を黨派と御覽になられる以上は黨派の名を私共に冠せられることは已むを得ませんが、聲明書にも申します如く元來事の起りは黨派といふ觀念を以て事毎に藤田君が反對して居る、斯ういふ意味なのでありますから、夫れに對して已むを得ず一方に之を防ぐ手段が出来て居るといふことは、出来上つた形から云へば二つの黨派が出来上つて居ると認められなければなりません、最初から、出口口に於て或黨派的觀念を持つたものが出来たから、夫れに對する黨派が出来たといふのと大に相違のある點を御諒解下さると思ひます、夫れならば私が只茫々たる抽象的な言葉を以て、藤田君が黨派的觀念を以て事毎に反對の行動をするといふことを云つたか、諸君が御諒解になる事が出来ないのは尤もであります、何を以て藤田君が事毎に反對の行動をするといふのか、と云ふ御質問の起るのは當然であります、私は之を説明するには殆ど一晩掛つても時間が足りない程澤山の事

例を持つて居るのであります、此處に其の中の二三申上げて諸君の御思考を得たいのであります、最も古いと申しまして、私が民團行政に參與し始めたのは、大正八年の電燈問題以來であります、當初に干渉したのは電燈調査委員としてでありまして、行政委員としてではありません、其の以前の事はチラ／＼と故人になられた我が民團の行政上顯著な功勞のある鈴木君邊りからも聞いた話がございますけれども、私から親しく携つたこととございませぬから避けまして、私が天津民團の行政に參與して以來の最も古きものは電燈問題であります、之に對しまして、藤田君は私共の主張に對して強硬なる反對を爲されました、或は行政委員を辭して、直に議員席に着いて反對する、夜の三時近くになつて僅か三十幾人の民會議員しか残らない其の時、決を迫られて小林議長は賛勇を振はれ不採決に終つた電燈案は次いで開かれました臨時民會に於て満場一致藤田君外數氏の反對があつたかも知れませんが、全く壓倒的の大多數で通過したのであります、即ち夜半の三時迄も騒がして反對をした議案を居留民の多數の眼からは藤田君の諸説を眞として居ないといふことを明らかに其處に示したのであります、或は事毎に反對をする、殊更に自他を紛糾させる、と私共が結論を與へる所の一つの結證であります、近き問題と致しましては共益會の設立に關する問題であります、之も行政委員會に於ては固より相當の議論もあり、漸くにして決定を見て、さうして吾々民會の決議を経て、而して私が之に對する外務本省の諒解を得べく東京に參つたのであります、其の以前行政委員會で此の議を纏めるに際しても藤田君の頑強する反對がありました、其の爲に二度か三度の行政委員會が四回になり五回になり、此の議事録をお調べ下されば明白であります、さうして愈々決定して上京して、本省の諒解を求めるといふ所迄行つたならば之に對して反對するといふことは私共も考へなければ何人も考へなかつたことであり

ますが、然るにも拘らず、藤田君は尙上京中に私の運動を妨げる所の行動を爲されたのであります、之は只今御列席の民會議員の以前、昨年の十一月に改選になつた前の民會議員諸君には、私が一昨年の十一月此の共益會の事で外務省の諒解を得て歸つて來ました後の民會即ち行政委員改選の民會に於て頗る私としては悲愴な決心を以て民會議場此の顔末を申し上げた、斯ういふ行動をする方が我が行政に干與されて居るといふことは誠に寒くすべき事である、諸君が民團行政を念とされるならば、斯ういふ方が民團行政に干與されるといふことに就ては充分覺悟して頂かなければ、何人が局に當つて見ても行政は圓滿に行かぬといふことを申し上げたのであります、之亦藤田氏が自分の主張の爲には、寧ろ或黨派的觀念で白井のやることには何でも反對しなければならぬといふ一つの黨派的觀念から事毎に反對されて、さうして其の主張を固持して徒らに紛糾を生ぜしめ、紛糾を醸し、其の間に色々の方法を以て人心を惑亂し、我が民團行政の圓滿なる運行を妨げるものであると私が斷言する第二の例であります。

更に近き例は誠に問題に小さな問題でありますが、柳谷組の補償金問題であります、當時の行政委員會の機嫌は新聞でも御承知でありませうが、毎晩一時、二時迄も掛り、殆ど最後に於ては十人の行政委員中九對一になつたのであります、夫れでも「いや、僕は賛成出來ん」といふ譯で、又其の會議も一時過になつても決定を見ないといふやうな、誠に何うもお話にならぬやうな紛糾を續けまして、さうして此の問題が民會に懸りました、遂最近の事で御記憶の方も多いと思ひますが其の民會の結果は如何で御座いましたか、中々紛糾が長くあつた爲に、相當に所謂流言蜚語宣傳の効果が現れて、民會の空氣も稍半數々々々にもなるのではないか、又は吾々の主張が一種の覆はれたる事情の許に通らないのではないかといふことを此で心配したのであります、正

しき輿論の力は正しき鑑定を與へて下さりまして、之程に藤田君が頑強に民團行政の爲に此の案を通しては行かぬと云はれた其の案を、民會の多數は私共の意見を通して決定したのであります之等の例は諸君が、事毎に反對して、故意に反對して、黨派的觀念に依つて反對して、さうして民團の行政の圓滿なる發達、進行を害するもの、といふ私共の斷定に對して決して御異議ないものと私は考へます、（拍手）夫れのみではありません、私共が實際の經過から見ても斯ういふ議論をすることに就て或は矢張り白井の連中は勢力があるからうまい事を言つて瞞すから、俺の議論が正しいけれども通らないのだと言はれれば、之は亦一つの言ひ譯であります、併し何れの時、何れの場合に於ても私共が天津に於て最も信頼し、頼りにしなければならぬものは何でありませうか、即ち我が帝國を代表する監督官憲でなければならぬと思ひます、此の監督官憲には何等の黨派的色彩もなく、何等の私情もない、私共の福祉の爲に最も公平なる判斷者の位置に在れるものと思ひます、此の判斷者で在られる所の前々々總領事吉田茂氏は藤田諸郎君が行政委員たることは民團の行政を圓滿に進める上に宜くないといふ譯で既に民會に於て危險視され、不認可にされたといふ明らかな事實があるのであります、更に又一昨年の十一月の行政委員の改選即ち先刻私が申しました、私の東京に於ける請願運動を行政委員の一人として邪魔をして反對をしたといふことを私が憤慨しまして民會で此の點を明らかにしました、さうして諸君の御判斷を仰ぎました時に於て、選出された藤田氏を除く九名の行政委員は、藤田君の從來の行動が猶繼續されるならば、到底さういふ行政委員會に吾々席を列ねる譯に行かぬといふ申合がありましたが他の九氏の中の藤田君を除く八氏が田村、上野の兩君を代表として藤田君の許に遣はし、

藤田君が從來のやうな行動を採られるならば自分等は何人も行政委員に就任しないといふことを藤田君に申込んだのであります、私此の韻末を聞いて居ります、兩君が居られますから嘘を申すのでありません、其の結果、藤田君は「あの行動は決して自分は良いと思はなかつたから今後は決してやらない」といふお誓ひがあつた、紛糾を色々重ねました結果選挙が終つてから約十日目に行政委員會が成立したのであります、私は最後迄頑強に實は強情を通つて、藤田君が之からそんな事をしないと云つても僕は到底堪へ切らぬ、然も會長にでもなれといふことであればとても出來ないから僕は御免蒙る、諸君が一諸に辭することを條件にするといふことは甚だ私には迷惑である、私の立場は私の自由を委せて呉れ、私は今迄御奉公したから止めさせて呉れと最後が最後迄反對も致しました結果、遂に監督官加藤總領事は、行政委員會の成立勢頭に於きまして、一種の調解を與へられました、「行政委員中に行政委員の決議に背反する行為をする事は決して許し難いことである、斯ういふことは諸君の中に將來無いやうにお願する」といふ意味の御訓辭がありました、之を私が交換條件として就任し、三度會長に選ばれて、會長を昨年十一月迄やつた譯であります、此の二つの事實は吾々上野氏、利根川氏、牧氏此の四人が獨斷的に考へ、又黨派的の考から申すといふことでなく、當時の八人も九人も行政委員全部が同じ考であつた事である、又吾々が信頼しなければならぬ所の總領事が與へられたる不認可の證據に依つて藤田といふ方が我が民團行政に損はれることは非常に悪いことである、非常に民團行政の圓滿なる發展の上に害のあることであるといふことを最も雄辯に物語る證據であると私は思ひます、（拍手）然るに如何でございしたらう、昨年柳谷組補償金問題で紛糾致しました、次いで昨年三月の民會の産物として中島理事私信問題といふ問題が起りました、私信問題は先刻田村

會長が云はれる如く、田村會長が今度理事詮衡をなされた行政委員會の如く違法の行政委員會に於て、中島理事の私信問題は、如何に之を處分すべきやといふ事を慎重審議致しました結果、中島理事に或制裁を與へまして、之は無事に終つたのであります、當時藤田君の如きは理事を止めさせなければならぬ、といふ主張でありましたが、十人の行政委員は公平に審議すれば何等止めさせるべき問題でないといふことになつて、中島氏が遺憾の意を表し、將來謹慎するといふことを行政委員會に示されたのみで、之は無事に解決したのであります。

此の行政委員會の決議といふものは藤田君は當然守らなければならぬ所のものであります、一昨年の十二月九人の行政委員が將來さういふ事をしては困る、僕もしない、といふ約束が堅いものであり、確かなものであるならば、此の行政委員會で決定した決議には服従しなければならぬのであります、にも拘らず同君は此の問題を依然として自分は固執して、依然として黨派的觀念の許に自己の主張を固持して、さうして續けられたのが、今日現はれた所の中島理事排斥運動の根本ではありませんか、（拍手）之は明らかに田村會長もお認めになつて居ります、此の事を此の席上で申し上げることは、田村君は御迷惑かも知れませんが、私は、斯ういふ僅か五千の日本人が集つて、自治体の、帝國議會でやる民黨とか政友會とかに分れて政治をするのはありません、私共のは兄弟、親類が一諸になつて、自分の一軒の問題を議して居るやうな誠に小さな民會でありますから、皆んお互に持出して、眞實問の下に隠れた影のない政治を行ふ、之が一番宜いと思ひますから此の趣旨に於て申し上げますが、田村會長が、藤田君の斯ういふ行動は行政の前途に害になると明白にお認めになつて居ります、此の爲に先刻田村會長が一寸お話になりました理事問題の中途に一種の妥協案といふものが出来まして、妥協案には吾々四人は根本の趣旨に

(46)

(45)

(48)

(47)

於て容れられない、と云つてお断りした後には、田村會長が私と土野君の許にお出になりまして、「君等は藤田君が民團行政に携るのが困るのでないか、中島君を理事にして置かなければ義理が済まないといふことで、小づばけな問題で騒いで居るのでもないか、だから僕の意見と同じである、何故中島を引込ますことに同意して呉れないのだ、中島君を引込ますといふことは、藤田君を將來行政に携らせないといふ目的で中島君を引かせる、といふことを言はれたのであります（拍手）併し夫れに對して、君等が僕を信じないならば覺悟を書いて出さうと迄言つて私共を勧誘されました、併し私共は「夫れはいかん、さういふ風な形で貴下は何ういふ方法を採られるか知らないけれども、藤田君が將來民團行政に携はるに極つて居る、さういふ事を極めることは出来な、私は不安だ、理事問題で藤田君が横車を押す事は解つて居りますが、結果に於て中島君を推す事に反對するといふことはいけない、之は正しき主張の上からいけない、中島派でも何でも無いが、正しき主張は正しく通し、行かなければならない、其の意味から吾々主張するのだから貴下が云はれるやうな交換條件で、中島君を引込まして、其の替りに一部諸君が中島君が理事退任に依つて一通り満足を得る、此の人達も共に藤田君が將來民團行政に携らせない、といふ行動に参加する、是非共さういふ方法で行きたい」といふお話を、私共聞く譯に行かない、のみならず今日貴下が保證されると覺悟をなされたも此の問題は實現されると思ひません、何故ならば吉田總領事が不認可にされても其の次の總領事があらつてやれば認可するでないか、斯ういふ問題を一つの、一時の便法等でやつたつていかぬ、五丁の居留民諸君が腹の底から成程諸君の主張が正しい、さうすべきものだとして正しく理解して共に同じ行動に携んで下さるのではありません斯ういふ事は出来ない、といふことを私共は力説致しました、之を以て私共が今回中島理事を再任せしめな

ければならないといふ議論を何ういふ根據からして居たといふことを、諸君は恐らく御理解下さつた事と思ひます、決して一理事、一中島徳次君の爲に私等即ち私情の上から何でも斯でも中島でなければならぬといふ考でもなければ、先刻の田村會長のお話の如く、黨派的觀念を以て中島君を擁護したので何でもありません、此の點に於て諸君の第一に御理解を得て置きたいのであります、然るに諸君、私が前刻申しましたやうに十年の永きに亘り藤田君の主張は何時も通つた事がなく、何時も冷靜なる民會の判斷に訴へたものは如何に採んでも藤田君の説は結局一つも通つた事があるにせんに、今回十年目に中島理事を改なく無理押しに退出すといふことに遂に成切したのであります、之は民團の行政上誠に私共から云へば一大恨事であります

「ヒヤ」（拍手）

擬て然らば私共辭職の直接の原因、直接の理由は、即ち田村會長不信任といふことは何ういふ事だと申しますと、新聞の記事やら或は前刻來田村會長の御答辯やらで、定めし何方が本當か解らんといふ風な御疑念が諸君の中にあるだらうと思ひますが、私は今茲に改めて田村會長が昨年十二月會長に就任された時、どんな約束があつたとか、どんな諒解があつたかといふことを未練たらしく此處に持出しません、が斯ういふ一語を田村會長から伺つた、といふことを田村會長に申上げたのです、恰度此處で行政委員會が成立して、行政委員會が開かれました、田村會長、勝田副會長、石川會計主任の三氏が全會一致を以て御當選になりました、一場の御挨拶があつて散會して、私は其のまゝ下へ降りて民團の會長室へ這入りました、其處へ田村會長がお出でになつて、「斯うなる前に一週會ひたかつたが到頭引張り出されて困つた」「私も會ひたかつたが、君が引受けて呉れるなら非常に結構、御迷惑でもやつて貰はう、私も暫く休ませて貰はう」と挨拶を

した時、「實は僕の就任に際して所謂青派から、中島を止めさせるといふ條件で就任して呉れ、といふ條件を持たんで來たから蹴飛ばした」「斯ういふ條件をつけるなら僕は會長にならんと言つたら、無條件でやれといふ事に到頭なつたので引受けた、之だけのお話を私は耳に残して置きました、若し何ならば後から田村會長が斯ういふことを言つたか何うかといふ事を皆様がお尋ねになつたら解るのであります、此の事は聲明書にも言つて居る如く田村氏は始めから中島理事を再選するの方針であつたといふことを證據立てる所の一つの論據であります、口で言つたといふ許りでありますから、今日證據物件を提出せと云はれると何にもない、何方が嘘を言つたか、何方が本當を言つたか實際解りません、併し論理の上から考へて成程さうであつたであらうと思はれることは推量の結果出来るだらうと思ひます、夫れは何だ、と申しますと、私は先刻も田村會長が滔々とお述べになりました理事討論の方法なるものに依ると思ひます、田村會長は、中島は決して悪いと思はぬが、併し相當反對があるのだから成る可く公平に多數の候補者を皆んなが持寄つて其の中から選ぶ、斯ういふ誠に自分としては公平な方法でやつたのだといふ譯であります、之は一應其の通りに聞くに成程非常によい、公平な方法だ、と考へる方があると思ひます、擬て併し諸君の一人々々が行政委員におなりになつた時の立場を考へて見たならば、之位筋の通らない方法はないと考へる、ヒヤ（何故と申しましたならば、先刻も田村君の云はれる通り、擬て日失職して居る人の中から、新聞に廣告して、「天津居留民團に於て理事を採用す、月俸幾等、履歴書を持て來られい」と云へば十人も二十人も申込んで來ますから、夫れから詮衡するののも一つの方法、併し自ら行政に携つて居る行政委員が皆々で候補者を持寄らうぢやないか、と云つた所で銘々勿論頭が違ひます、民團の重要な位置である理事といふ人を持寄るのに、銘々みんなで

持寄つて來る、なんといふことを言葉だけ聞いて居ると公平だなあ」と思はれるかも知れないが、少し問題を考へて御座なさい、そんな事が出来るでせうか、極端に言つたならば、十人の行政委員が十人も、自分が之が宜いと思ふ人を持寄つた時議決のつく筈がございせん、即ち田村會長が斯ういふ方法を採つたといふことは中島君に對する反對の聲が相當にある、此の反對の聲を穏やかに成るべく調議にさせて行く爲には出来るだけ色々な方法を採つて探して見たけれども何うもない、といふので、中島君に結局押付けるといふ腹がおりになつたからこそ、斯ういふ不徹底な方法を採られたのであらうと思ひます、（拍手）現に今度詮衡された松本文三郎氏の立場をお考へになつたら如何でございませうか、氏が理事になつても宜いといふ御決心をなさる迄には色々な経緯があつたといふことを伺つて居りますが、何れにしても一つの職を持つて居る人が一方から民團の理事になつて呉れんか、といふ相談を受ける時さうです、なつて宜うございませう」といふ人はある筈がない、選舉されたらなるといふ時に、先以て勤めて居る大連汽船會社の意圖も尋ね、止めて行けるだけの準備をし、約束をした後で候補者になられる譯であります、斯ういふ人が五人も六人も出來て、行政委員會で一票の差で後の四人を除けたら遂に選に洩れたたつた一人しかなれない位置です、此の位置を極めるのに斯ういふ方法でやつて行けるものか何うか、といふことは自分が行政委員になつた場合を考へて見たら解り切つた話であります、所が今誠に公平な方法で誠に公明な詮衡方であるとされて居つたことは、何でも斯でも中島を具落さうといふ人が、然らば物事の眞相を少しでも深く考へて見やうとしないで只上つつらの調子を見て、よく有ることあります、が、親兵式の大將とか金魚のお刺身のやうに恰好だけ揃へさへすれば宜いといふ立場から見れば成程御座、公平な取扱になるかも知れませんが、實質的

(53)

に實際の政治を扱ふ吾々から見たら斯んな方法はないのであります、出来ないのであります、之を斷行、敢行するならば民國は不人情、自分勝手な自己行政といふ風な非難を世間から受ける覺悟がなければ出来ないのであります、之は田村會長が始め私共と同じやうに中島理事が宜い、中島を再選したい、此の空氣を色々な手段を盡して或るべく反對側の感情を軟けてから中島にするといふ方法に向つて行かうでないかといふことを私共が言つて居つたが、言つて居らなかつたかといふことを皆様が御判斷になる一つの理窟なんです、所が遂に最後は於て、田村氏が、僕は松本を入れる、斯ういふことに御決心になりました、夫れは前刻田村會長から續々御説明のあつたやうな理由でせう「自分は人材本位です、中島といふ人より松本といふ人が民國の理事として適任だといふ立場から自分は遂に松本に傾いた、之は已を得なかつた、といふ前刻のお話でありましたが、併し田村會長が初からの標榜説、先刻も主張される如く、私共甚だ不平であります、が形の上に二つの派の現はれて居る、此の二つの派の何方につくことも自分はしない、眞中を公平に行くだ」此の主張を田村會長が突進されるのならば、松本文三郎氏を入れな、でも宜い此處に道があつたといふことを諸君に申上げる、夫れは前刻田村會長も云はれた、田村會長自身が、天津民團理事には自分が知つて居る或方をお薦めになつた、會で當地駐屯軍の主治正をされて居た糸山といふ人があるさうです、私も名前を疾に聞いて居たのであります、其の方を薦められて幸にも、「宜しい、使つて呉れるなら行かう」といふ御返事であつたのださうであります、而して其の人に對する田村會長の御解釋は松本氏よりもつと民團理事として適任者だといふことを、私は明らかに田村會長から聞いて居ります、夫れのみではありません、他にもあります、田村氏が人材本位者とか、赤とかの端中に投じなかつた、何處迄も公平な會長の立場から突進んだといふ

(54)

ふならば此の糸山氏を推すべきであります、(拍手)然るに此の糸山氏を推さないといふことを田村氏が云はれた時私は非常に憤慨しまして、夫れでは君は何處迄も中島を叩き落さうといふ行動を採る考だな」といふと、可成り刺しい意外な回答を私に田村會長がしたのであります、君のお指圖は固より僕は受けん、併し僕は斯う考へる、假りに僕が糸山を推す、諸君五人が、但し金井委員はお歸りになつて居らなくて解りませんでしたが、金井委員も假に中島君に賛成で五人で中島君を推す、松本君は四人しかないといふことが明らかになると松本君の候補を引込めて四人の人は假に皆中島を出せば宜いのだ、糸山が選入つて呉れれば宜い、此の形になつて来ると、五票と五票といふことになつて、自分が會長としての採決權を使へば到頭糸山になつてしまふ、僕の理想から云へば、糸山で構はないと思ふけれども、本人が如何なる経歴があるか、如何なる手跡があるのか理解しない人も只黨派的の感情で中島を落せば宜いといふ考から糸山にくつついて糸山が當選する、自分は民團行政を圓滿に行きたい、公平に取扱ひ度いといふ立場から忍び得ない、誠に立派な御意見を拜聴して、私は當時田村會長に衷心から敬意を表しました、成程さういふ形で糸山といふ人になるといふ危険を防ぐ、といふ全く正しいお考で、其の爲に糸山を候補から取除いてしまつたといふお話があつたのであります、此の通りのお考で進んで行くならば今日の松本君に對して私共は決して悪いと思はない、松本君は大連汽船の支店長の位置を擲つて迄も我が民團にお盡し下さるといふお考に私は満腔の敬意を表し、満腔の謝意を表します、只如何せん、信頼ある中島理事を再任出来ないといふことは民國の行政の前途に非常に悪いといふことを御承知なかつたと思ひますが、此後引續いて松本君が理事になるといふことに對して私共喜んで理事となつて働いて頂くことを頼むのであります、けれども斯ういふ既に行き懸りと感情

(55)

と、さうして明らかに二つの派に別れて居るといふことを田村會長も明白に御存知であり乍ら、併も遂に松本君を入れることに御決心なさつたといふことは結局私共は慘々に彼方へ引張られ、此方へ引張られ、さうして遂に自分の意志を踏にじられるといふ形になつたものであります、此の間の田村會長の御行動が遺憾乍ら私共は甚だ不親切、甚だ不信任(ヒヤ／＼)即ち之信任する能はず、といふ譯で遂に私共は辭表を提出した次第であります、筒井君の御質問に對して不充分の點があるかも知れませんが、以上私共の辭職の理由、經過を一通り申上げた譯であります、(拍手)

○宮武徳次郎君 白井さんにお尋ね致しますが、只今の御説明以外に領事官憲のお手許に辭表を御提出になつた時分には夫以外に何等お話はなかつたでせうか、若しあるとすれば只今の御説明以外のお話も序に承り度い、なければ結構です。

○行政委員(白井忠三君)

色々お話もありましたが、此の問題に直接關係のあることとしては只今お話した以外の事では、然らば諸君は民會議場では何ういふ行動を取るかといふ意味の御質問がありました、夫れに對して私共は固より自分等が行政委員として共に決議に参加した事項に對して何等反對する意圖はない、此の辭職の動機の直接の原因と、私共辭表を呈した後の行政委員の行動に對して或は反對の行動を採るかも知れませんが、之は理窟の上から吾々行政委員の辭職を認可される以前に於て斯ういふ行動を採るのは形式的に見て正しくないことではあるが、主として此の民團行政の前途に對して此の弊害を除かなければならないといふ點に對しては行政委員であるけれども、私は承知しませんが、と嚴正半分のお話をしました。

(56)

○宮武徳次郎君 夫れ以外にはありませんか。

○行政委員(白井忠三君)

夫れ以外には記憶して居りません。

○宮武徳次郎君 私は夫れ以外にもう少し進んだお話があつたやうに記憶致して居るので一寸お尋ねしたのであります、お答を豫申して其のまゝにして置ませう。

○行政委員會長(田村俊次君) 登壇(拍手)

私が詮衡に就て採りましたことは先程申しました通り、一寸も變つて居りません、今白井君から白井君の宅でお話したことをお話になりました、私は斯ういふことは公開の席で言ひ度くないと思つて控へて居りましたが、白井君の宅で話した事柄の中に私の記憶違ひか、白井君の間違ひか兎に角少し違つて居る所がありまから申上げますが、私は白井君の所に行つて、「君何うして安協案に妥協出来ないだらうか」といふことを確か言つたと思つて居ります、其處で白井君は「夫れは駄目だよ、僕が今度理事に中島を推さうといふ目的は實は理事の問題は第二であつて、第一の目的は藤田を排斥するにある」(拍手)其處で私は「夫れは藤田君は今迄も何うも非常に迷惑に思つて居つたから藤田君を排斥することは我輩賛成だ、(拍手)若し君がやらんでも僕がやる、俺にやれば俺がやる、斯ういふ條件で兎に角やるなら一諾にやつても宜い、けれども藤田君の排斥と夫れから理事の詮衡は問題で離して考へやうでないが、兎に角理事の詮衡は何處迄も人材本位で良いものがあつたら取替へるといふことで行かうでないか、けれども松本君は何うしても僕は彼れより良いと腹の中で思つて居る、中島君より良いと思つて居るから自分は松本君を支持して、さうして松本君が出れば良理事を得たといふやうな恰好になる、僕は其の方針で行くのだが

此の問題は別にして、藤田君を排斥するといふ問題と之を結びつけては何うしても解決がつかない、夫れは止めやうでないか」と云つたのですが、夫れは不可分だ、斯ういふ際にやらなければ藤田は中々落ちやせん、（拍手）中島を再選させなければ藤田は全く勝利を得たやうな顔をして横暴を極めるから骨が折れる、若し中島を再選すれば彼等の勢力が衰へるから、之を落すのは樂だ、さういふ意味でした、俺は此の際に於て荒療治をして藤田を出すのだ、であるから實は理事が何うあらうとそんなことは問題でない、若し君が本當に藤田君を自決させると云ふならば問題ないよ」と斯ういふお話でありました、藤田君の排斥と理事問題をくつつけては何うも此の詮衡には甚だ公明を缺く（公明公明）といふことを私は信じましたから、君達と決裂しなければならぬ、夫れからあの時「中島君を落すのは藤田を排斥する方法」と言つたか、何うもさういふ風に考へて居りませんでした、さういふ風に聞えたかも知れませんが、中島君が落ちたならば、中島を落さうといふものは目的を達したから藤田君を離れる、だから藤田君の力が弱くなると思ふ、中島君が出れば中島君を排斥する方は藤田君と一語にくつつくから、仲の悪い同志がくつつくから強からう、夫れは見解の相違、（違ふ、違ふ）（拍手）（笑聲起る）

中島君が落ちたならば藤田君が孤立になるかも知れないから藤田君の排斥をやるなら斯う、中島君が落ちたならば藤田君が孤立になるかも知れないと云つたのであつて、藤田君を排斥して、藤田君を退ける爲の目的だとは私は何うも言つた覚えはないのであります、（嘘々（證據があるか）之は所謂個人々々の談話で其處には善善機は無かつたのであります、（拍手）（ヒヤ／＼）中には多少記憶違ひもありそうですが、まあ大体の意時は、理事の問題は第二であつて、藤田排斥が第一である、恰度斯ういふ際だから中島が落ちれば俺は勝算を聞きける意で、其の責を藤田に歸

してやる、斯ういふことも確かにやるだらう。（拍手）

其處で諸君、藤田君が黨派的言論を弄すると言ひますが、若し藤田君が黨派的言論を弄した、之に對して之に抵抗をするならば是即ち黨派的行動であります、（然り）（ヒヤ／＼）して見れば白井君はしまいに黨派的々々々といふことを私にのみ云はれるけれども、御自身も即ち黨派的行動を採つて居られる、（然り、然り）（ヒヤ／＼）（拍手）其處で理事問題に黨派の制度を置くといふことは甚だ民團の爲に不利であるといふことを現に高調して居るものであります、偶々さういふ譯でありまして、白井君の辭職は私の不信任といふよりは寧ろ第一の目的を達すべき道程であると私は考へたのであります、（然り）（拍手）併し乍ら之は私の想像でありましたけれども、（う／＼）只今白井君が陰謀をお話になりますと、私も申上げなければならぬ羽目になりました、だから要するに多少の記憶違ひもあり、成程只今一審初正言はれた、十八日に辭表を出されて、其の午後に確に行政委員會の招集の通知を出しました、それから辭表を出されたといふ事を聞いて行政委員會を招集したことは事實でありまして、之は私の記憶違ひであります、之は訂正致して置きます、（肝心な點であつたな）夫れはまあ問題に大した影響はないと思ひます、であります、第一さういふ目的で辭表出されても兎に角詮衡の時にはお出でになるだらうと實は思つて居つたのです、けれども此の後は先程私が申上げた通りの經過であります、已むなく行政委員會の決議は之で詮衡しやうでないかといふことになつたから詮衡をやつたのであります、兎に角十名の中の六名の行政委員が出席しますれば即ち行政委員會は成立致します、合法的に成立した場合に於て多數を以て決し、決議は權威であります、即ち松本君は立派に權威のある決議を以て當選された理事であると私は斷言致します、（拍手起る）

○森川照太郎 登壇、餘談であります、一言申上げ度いことがあります、夫れは私と野崎君と佐々木君と吉野君の四人が田村君を病院に訪ひまして、此の度の理事詮衡の問題に就て御相談したことがあります、其の折に私共は中島君が適任だと思ふ、松本君は適任かも知れないが、色々御都合もあるだらうし、強いて會社を止めて民團の理事となられることは同君の爲に不利だらうと思ふ、と色々御相談致しました折、然らば民會議員の連判状を作らうといふお話もあつたのであります、其の折に田村君は直に藤田を排斥しなければならぬ、藤田を排斥するには民會議場で藤田排斥の決議をしようといふことを仰有られました、私は現に其の意見に訴へまして、藤田君は行政委員として極めて不適任といふことを信じて居るが、然し乍ら尙も衆望を負うて假りに一部にしましても現行の法規の上に於て極めて少部分の推薦を得られれば民會議員ともなれば、四人の選舉さへあれば現在の制度の許に行政委員になる、といふ制度として甚だ缺點があるものであります、民會の多數の力で追出すといふことは、色々具體的な極めて緊切な問題があつて、宜くないといふことが明らかなつた時でなければ、さういふ非常手段に訴へることは面白くない、假りに若し今日の選舉制度の許に選ばれたる民會議員若しくは行政委員を多數が追出すといふ方法は出来ることでない、斯くの如きこと極めて民會議場の整理の上に危険の多いことである、斯くの如き態度は探ることは出来ない、と私は田村君にお断りしたのであります、全く餘談を申上げたのであります、田村君が諸々々々と言はれますので、形に於て何か民團議場に闘争があるやうに思ひますが、吾々黨派を造つたこともなし、何人も黨派を造つたと私は考へて居りません、其處で諸々々々も申せば、感情々々といふことも屢々此の議場に於て聞きますが、私共は田村君の仰有る通り條理ある行動をしようといふことのみしか心掛けて居りません、（ヒヤ／＼）決して感情や、黨派的といふやうなことを以て不合理な處置に出やうとは思ひません、今の如き協定案があつたに拘らず、私自身の見解を以て此のお話に乗らなかつたのであります、私共が黨派若しくは感情を以てしたと言はれては心外でありますから一事實を申上げて諸君の御判斷に訴へた所以であります。

（行政委員（藤田諸郎君）登壇（拍手）

私は十年來此の斷頭台に載せられ續けて居ります、白井君と私は前世の因縁で、何ういふ因果がありますか、私には常に反對の地位に立たれ、大に十年一日の如く藤田を祭むらうと言つてやつて居ります、先程申されましたやうに十年前に此の電燈問題でやられました、之は諸君も御存知の通り、私は敢て多辯を申しません、此の電燈問題の時に吾々は、此の天津の日本租界に建物會社が存在する以上は日本人の經營する發電所から電燈を買はうではないか、といふのが私の意見であつて、私は其の時佛蘭西から取ることを希望しなかつた、さうしまして最後の行政委員會の晩一キロワット八仙で以て東京建物會社が承諾して來たのであります、其の時甚だ可笑しいことには午前十一時に電報が來たのに夫れ迄に一步も譲らなかつた佛蘭西發電所が三時頃に七仙五厘に負けて來た、藤田が頑張るのは此處であります、租界局に來たのが何うして外によく解りますか、といふのが藤田の六官の働きであります、藤田は斷然として之に對抗したのであります、其の結果八仙と七仙五厘なら安い方から買ふといふことを行政委員會で極めました其の時甚だ不満東京建物會社がさういふ隱密に承認を得るやうな行動を探るならばお断りします、と斷つたのが此の電燈問題の始であります、所で佛蘭西と愈々契約するといふ最後の行政委員會が來たのであります、夫れも八仙でなければやうと頑張つて居つたものが、七仙五厘で呉れるならば、もう少し

(61)

し工夫をしたら何か方法がないかといふことを私は考へて、其處で今病中にあります西村博君と私は時の英國工部局の行政委員長であります開議のネーションの所に談判に行つたのであります、英國租界の發電所の新設の時であります、「日本租界に何かして貴下の方から電燈を呉れぬか、若し呉れるとすれば、何ぼで呉れるか」と云つたら、「會社が供給を受ける旨が八弗ならば何れだけの値段、八弗五十仙になつたら何れだけの値段」といふ新しい最も理想的な採算法で呉れる約束をしたのであります、只問題になつたのは日本租界に來るに佛蘭西租界を通らなければならぬ、佛蘭西租界が之に異議を述べたら困るでないか、其の時は河向ふから呉れたら何うか所が河向ふは支那の方である、白耳義の許可も受けなければならぬ、白耳義は構はないでないか、之はよく考へて見やうでないか、と云つて、夫れから一週間の後に佛蘭西が譲歩して來ました、此の間迄極つて居た七仙五厘で若し買つたならば何れだけの差がある、八仙で買つたら民國で何れだけの損をし居つたか、(拍手)私は水道契約の時に、時の行政委員長九迄が反對したが藤田が只一人で頑張りました、其の結果水道會社に對して交渉委員に全體を一任されて出來たのが今の水の料金であります、今の料金は四十仙であります、其の時は五十仙、十年間の契約をしたのであります、其の結果民國の受けた利益は十手前味略になりますから今日はひません、併し乍ら色々な問題を引出して藤田を擧らうといふのは政治的に白井君として餘りに考が足りないと思ひます。世の中は反對があつてこそ進歩します。

第二番は其益會の問題であります、此の白井君は行政委員長選挙の時、左の向つたやうに、藤田が行政委員長になれば止めると云つた、藤田一人が行政委員長になるのが何故いかに、藤田が居るから俺は否だ、俺は止める、見つともない、女々しい、「止めて貰ひ度い」とちやんと云つても

(62)

宜いぢやないか、世の中に決して一黨一派はない、夫れは自治の根本を誤つて居る。(拍手)さうして今の話は其益問題でない、此の前行、た時は確か團體運動をしに行つた時、君が手紙一本やつたから團體が出来なかつた、と云はれるが團體問題に對してやつたのでない。

(速記録にある)と呼ぶ者あり)

喧ましい、我輩が亞細亞局長に向つて租界の最も重要な其益會の問題に就て自分の意見は斯うだと云つてやつたといふことを此の前の民會で喋つてあるのに之を今日再び言ふのは甚だ怪しからん、斯ういふ事を再び民會議場でするのは怪しからん、所謂此の前の團體は低利資金運動之が出来なかつた、二度目は藤田が手紙をやつたから出来なかつた、夫れを口實に今迄夫れを言つて居る、さうして藤田を擧る、只今田村會長の話のあつた通り藤田を兎に角擧らう、機會があつたら擧らうといふのが先生の意見である、所で夫れは昔の問題、私は最近の問題を申し上げます、直接此の問題

理事の論衡に對して吾々が何ういふ心持でやつたかといふ一部分だけを申し上げます、直接此の問題を御交渉になつて居るのは藤田副會長であります、何れお話になるかも知れませんが、中島君が昨年の私信問題以來社會の問題を起して居りました、吾々に非常にいけない行爲である所の悲痛な聲明をした、中島君がさういふ行動を採るといふことは非常に遺憾に思つて居つたのであります、其處で自分は自分の責任を感じて、あの電報問題が起つたのであります、藤田が好んでやつた問題ではありません、只此の問題で、藤田を擧らうといふ白井君の主義の害に中島君が使はれたものであると私は斷定致します。(ヒヤ／＼)(拍手)

私は其の點中島君に一片の同情を持つ、併し乍ら其の後の行動に就て、あの私信問題といふものも濟南事件があつた爲に御頭中止された其後、昨年の選挙の後で此の問題をやらうと云つたので

(63)

すが、兎に角任期が來て居るから、時の監督官憲も成るべくさういふことをせずに、圓滿にやつたら宜いではないか、任期が來て居るから來年迄待ち給へ、といふ説であつたので吾々も隱忍自重して來た、中島君を決して退出したのでありません、中島君をして圓滿に任期を終らしたのであります、(ヒヤ／＼)(ヒヤ／＼)併し其後中島君を擁立する一方の人の説には色々説がありましたが、併し其中に人情として尤もであると感じた事がありません、夫れは昨年來中島君をあれ程攻撃して、其のまゝ再任せしめたつたら男一匹を擧るではないか、是非再任さして呉れないかといふ言葉を吾々は時々聞いたのであります、成程尤もなことであると私は考へて居りました、所が今慶理事に松本文三郎君を候補に立てた問題の曲折といふのは、京津では私が擁立して、又中島君を叩き出すといふ風に書いてありましたが、私は松本氏を擁立して居りません、賛成は致しました、併し同時に推薦者ではなかつたのです、所で愈々問題が進んで來まして、松本氏が承諾した後に於て五對五で田村會長がキヤスティングヴォートを使はなければならぬ、苦痛を察し同時に監督官憲の方でも之は租界の爲に面白くないから何とか圓滿に妥協する點はないかと言はれた、併し乍ら一方中島君の男一匹が擧るといふ言葉は成程、理があるが、併し一方に於て現在大連汽船會社の松本氏を此處に引張り出して置いて、候補者にし、承諾した後に、京津の如く罵詔雑言を書擲つてしまつて、此處に若し松本氏がなるとか出来なかつたら當然天津に居ることが出来ない、同時に大連にも居ることが出来るか何うか疑問である、男一匹、男一匹何方も活かすには何うしたら宜いかと苦心した、其の時に妥協案が出来まして、三ヶ月で中島君を引かせることを承認すれば、さうしたら後は中島君を全會一致で推薦しやうといふ妥協案であります、其の時に於きまして多少三ヶ月といふことに不平の分子もありました、反對の連中もありま

(64)

したけれども、兎に角中島君の類も立て、又其の後任者が圓滿に此の租界の行政に携つて行く上に此の妥協案は最も血もあり涙もある妥協案として吾々は賛成した譯であります、其の妥協案といふものは租界平和の爲に、兎に角田村會長が今度會長になるに就ては今言つた通り、將來中島を再任させて貰へるといふ條件でして呉れと交渉した人があつたさうですけれども、田村會長は租界平和の爲にいかんと言つて断はられた、其處で此の場合自由の立場に於て、双方の條件を持たぬ、と云つて立たれた會長である、田村會長は終始一貫租界の爲に平和にやり度いと思つてやつた、と吾々信じて居ります、信じて居るが故に監督官廳の盡力に對して隠忍して兎に角租界の平和の爲に妥協案に賛成した、夫れが不幸にして多年行政委員をなさつて居つた方が四名連袂辭職をして、行政委員會に臨まなかつたといふことは甚だ遺憾に思ひます、此の民會議場に於て會長を叩き出すといふことはお年にも似合はぬ行動である、(拍手)會長は全會一致で選挙した會長でなければ、其の會長に不満な點があれば行政委員會の會場では宜い、(拍手)行政委員會で不信任案を入れなかつた時民會の議席に着いて不信任案をやる、民會議員諸君は決して會長の選挙に携つて居ない。(脱線するな)

脱線でない(辭職すれば宜い)黙れ、其の點私は同君等の態度を甚だ悲しむ、何うか私は此の席上から望む、辭表を撤回されまして、さうして租界を温かにやつて行きますやう、(拍手)總て爲すことが自分の意志通りにならなければならぬ、といふ其の優越感を取つて欲しいのであります(然り々々)(拍手)

○行政委員(白井忠三君)登壇

色々藤田君から御親切な御注意がありました、藤田君の御注意は貴下に注意してやつて頂き度

いので、十年一日と云ひましたが、十年の初は貴下と仲好であつた、貴下が私に反對を始めて遂に今日に達した、電燈問題の事が出たが、藤田君の頭が面白い風だから話が頓珍漢になつてしまひます、建物會社が八仙の爲に佛蘭西の電燈會社と契約したといふのは、夫れは民會で團體といふことが極つた後の問題であります、(ノー) (速記を見る) (黙つて居れ) 夫れから後で佛蘭西から買ふか、英吉利から買ふかといふ色々な問題が起つたのであります、第一、今のお話の中に藤田君が、黨派的觀念を以て行政委員會の秩序を亂すといふ事は、問ふに落ちず語るに落ちて居ります、何故ならば只今の御白狀で始めて知つたのであります、何うもさうでないかといふ氣が致して居りました、といふのは何かと云ふとネーサン氏に向つて英吉利から電力を買はうといふ陰謀であります、(ノー) 藤田君は結果に於て互に安んじなつたから民會の爲に宜かつたといふ議論をなさるが、物事は筋道を立てて行くこと、一萬那安んじ済むといふこと、問題であります、(然り) 何故私がさう云ふかと云へば、行政委員會で極まつた事を、若し先生が本當に民團の爲に忠實ならば、英吉利から買つたら何うだらう、と何故行政委員會に出さないでせう、行政委員會にはさういふ話を出さずに於て、陰から西村博士さんと一諸に英吉利の電燈會社に行つて君の所で賣つて呉れぬか、と交渉をした、英吉利からボカワト手紙が来て行政委員會は驚いた、何故かと云ふと先刻藤田君も云ふ通り、英吉利が幾等安く賣つて呉れても持つて来る道がない、持つて来る道も、方法もない所に行つて賣方の所から買つて呉れませんか、斯ういふ交渉をして其の申込を受けて此方の協定の進行を妨げるといふことをやる、民團を思ふ人は民團の行政の圓滿な進行を計る筈です、夫れから共益會の事ですが、藤田君が先刻甚だ御都合の好いことを仰つて居らつしやるが、速記録があります。

永安議員、速記録は滅茶々々だ、藤田行政委員、さうだ、速記録を否認される方は民會議員をお止めになつたら宜いでせう。
「若しも將來に於て私は行政委員の一員として、少數意見として反對する場合は必ず行政委員を辭して堂々と反對する積りであります」
此の言明をして居るのに、行政委員を止めずに私信問題で今日迄もやつて行く、私共は行政委員を明白に辭した、自分等の意見が通らないから行政委員を辭したのであります、(ノー) 遠山猛雄君が後で言つて居ります。
「只今藤田君の言はれたやうに前非を悔いて政治道徳に覺醒して將來は誓つて少數意見を發表しません、と言つた男らしい態度に對して私は敬意を表する、何うか此の心掛を忘れないやうに行動して頂きたいと思ひます」
遠山君は今日は居りませんが、斯ういふ成り行きで、行政委員會の決議に反する行動をする時は行政委員を辭してからやらなければいけません、辭表を出さずに暗中飛躍をして中島君を排斥したことは行政委員會の決議に欺いて居ります、出した覺えがないと仰有つたが、出した覺えがないといふのは、何でも斯でも中島君を排斥すれば宜いのだから、中島君には色々なことがずつとくつて來るから困ると云はれた如く、中島君を放り出せば宜い、人材本位でもなければ、平和の考でもなければ、圓滿な行政の進行でもない、全然黨派的考を以てやつて居つたといふことを私は斷言するのであります。
○行政委員(大澤大之助君) 登壇
今日井君が所述になつたことで間違の點がありますから私は夫れを訂正致し度いと思ひます、

夫れは藤田君が行政委員會に出さずに陰から行つて、陰謀を企て、英國電燈會社に交渉したといふお話でありましたが、私はさうでないと思ひます、行政委員會に出さずでない、私と大木君と高木通譯を連れて、其の交渉の爲に公然と英國電燈會社に行つて居ります。
「井井行政委員、後から、手紙が來てから」
さうでないか、(拍手) 貴下はさういふことを云はない。
○行政委員(藤田諸郎君) 登壇
私は今迄行政委員として、議席に着いた時には必ず監督官廳の認可を受けて居ります、貴下のやうに認可しないのに辭表を出しません。
○森川照太郎 貴下は辭職しないで民會席に着いた實例があります。
○行政委員(藤田諸郎君)
行政委員會の認可を得て居ります。
○森川照太郎 行政委員會の認可を其の時得て居りません。
○行政委員(藤田諸郎君)
口頭で認可しました。(笑聲起る)
○副議長(大田万吉君)
傍聴席の拍手はお見合せ願ひ度い。
○砂田 實君 登壇 私は彼方に居りましたは聲が小さうございますから透徹しませんと思つて此の席を機します、今晚の議場は理事問題で珍しい、面白い、從來出會はしたことがない議場で御座います、或一種の何とも言ひ得ない感じを抱くやうになりました、前刻井井行政委員の田村君

への注告があり、田村君の御答辯で非常に好い氣持になつて居りましたが、藤田行政委員と井井行政委員のお話に依つて此の議場が緊張して來ました、私が飛入り、議場の空氣を軟らげるより強くするかも知れませんが、今晚先程からのお話に依りまして、從來に見られないことを私が喫き出した、語り此の理事問題の證衡に當りました、田村行政委員長並井井行政委員、其他の行政委員が、内部の秘密な、さくばらん迄此處に持ち出したのでありますから、非常に民會議員の將來の參考になつたのであります、私の取得の一つであります、第二は此の民會議場の議事の整理、民會議事の進行には要するに、一黨一派を、語り黨派を立てる人よりも、寧ろ馬鹿でも主の方が宜いといふことを感じたことが一つ、夫れで先程來井井行政委員は中島理事の再任を御主張になりました、其の御理由に就ても相當思考すべき點がありますが、暫時聽き來り聽き去つて居りますと、只今の氣分が何うも餘りにも白井御一黨もこだはつて居られはしないかといふ感じがします、向井井君が此の席で過去十年間の經驗を以て擧げられました藤田君の御行動に對しましては、從來の事は一向存じませんが、只私が過去二年間の短い間の間に、私が幸か不幸か行政委員に列つて居りました、其の際、議事進行の節に、其の場合感じたことを一々申すのであります、結局藤田君にも夫々の御主張がありますが、何うも合議制に於ては、甚だ、御自身は特長と信じられて居りますが、吾々から考へまして迷惑至極の不可解な點を持つて居られるといふことを御披露致します(拍手) 藤田行政委員は之が自己の誇であり、之が租界の爲であると御信じになつて居るのでありますから致し方も御座いません、向井井委員は先程此の度の理事證衡の田村會長の策に對して色々御議論もありましたが、田村君が豫め此處に持寄るといふ策を樹て或は松本君、夫れから中島君、或は永山君といふ方を擧げられた、如何にも繰り人形のやうな恰好で最

(69)

後迄来たといふ、相當色々な御議論があつたやうであります、私考へますに、行政委員長は矢張り行政委員會を導めるのが天職であり又職權である、行政委員會内部の空氣を見て、之に相當の手加減を加へる、又時に依つては本心をある必要の時迄明かさに排くといふことは已むを得ないのでないか(然り)一言に組しない或は裏切つたと極端に攻められるのは私はどうかと思ひます、矢張り人間も辭職の當時と、辭職以後一年經つて後に、租界の空氣或は環境のことが考へられますから、或は辭職當初に感じて居つたことでも最後に至つては相當に變化を來して來ることも已むを得ないので、理論にこだわることはよくないことではないかと思ひます、さういふことも感じて居りました、夫れで結局田村會長は最初に於て、此の理事の問題に就て自分はどうか皆さんから云はれるか知らんが、自分は正直に通した、愚策と云はれても已むを得ないと思ふ)と私は此の點大に同感であります、所謂餘り策があつてはいかぬ、愚策の方が結構であつたのではないかと思ひます、夫れで先程來申しましたやうに生憎今日の結果に於きましては中島理事なり、或は松本理事なりが、折角双方とも充分な人氣があり乍ら組上の魚のやうに、何うも皆さんから庖丁を彼方此方から加へられるやうな恰好で誠に御氣の毒に存じますが、事茲に至りまして、中島理事は既に御解任になつて居る、只今の所松本理事に行政委員會で御決定になつて居る、後任者如何は存じませんが、此の邊で理事問題も或は歸着する所へ歸着して來たのではないかと思ひます、此の珍しい氣分と、物珍しいさつぱらには、過去一年間、昨年の五月濟南事件以前に例の歸谷問題で揉んで居りました、其の後戰亂の爲に、協同一致、和衷協同で全租界に甲乙職行はれなかつたが、今日通常民會に於て、理事問題を通じて又再現して來たやうであります、今日餘り露骨にならぬ範圍で洗ひ洗ひやつてしまつて、兩方と衷協同手を握つて、折から九月以來此

(70)

の租界に起きました此の排日に對しても、折角請願委員も上京して居る最中であり、何うか一つ和衷協同手を打つて頂き度いと思ひます。(賛成)(拍手)

○森川照太君 私は前刻田村會長が上京委員も運動中の大切な時機である、又和衷協同といふ監督官の訓辭もあるから黨派的の事は止さうといふお話を聽きました、只今砂田君からも右に類するやうなお話を受けましたが、私の考では民團の爲によく民會議員としてお互に研究しなければならぬ事は如何なる時でも研究をしなければならないと思ひます、吾々が緊張してお互に仕事を勵まなければならない、民團の爲に盡さなければならないといふことは何時でも同じであります、假りに茲に上京委員があるからと言つて其の理由の許に、吾々が主張しなければならぬと信ずる所のものを主張せずに置くべき理由は無いと思ひます、只今砂田君の御趣旨をよく伺ふことは出来ませんが、成るべく露骨にならぬ程度に研究せよといふ御注意があつたやうであります、然らば色々御座います、第一に伺ひ度いことがござい、夫れは先づ第一だけを田村會長に伺ひます、天津日報の記事に、田村會長の答辭として、「日井氏等行政委員が會長の手を経ず直接領事館に辭表を出したことは正式の通り方とは思はぬ、謂はゞ監督官に行政委員辭職の意志表示である、併し辭職が認可されない以上は行政委員である、而も今晩は之等行政委員が職を賭する迄の重大案件とされて居る理事諮詢の件が議題とされて居るにも拘らず何等の通告もなく缺席することは甚だ怪訝に堪へぬ、此の二點は會長の公權擁護上公文書を以て詰問書を發する考である、且つ又辭表提出の理由を田代總領事代理に尋ねて見ると辭表は「一身上の都合」とあつた其他の理由は無い由である」斯ういふ二つのことがあります、一つは手続きが誤つて居るが故に正式のやり方でない、辭表を出しても此處に缺席したことは怪訝に堪へない、此の二點に就て、

(71)

會長の御權威を持ち詰問書を發する考へである、といふ此の記事の中には一々誤がないと私は考へませんが、京津日日にも之に類する記事がありました、夫れに依つて見ますと、今回辭職された四名の行政委員の辭任の意志表示が正式でない」斯ういふことが兩新聞に依つて推測される、缺席したことは甚だ怪訝に堪へないといふことを尙お考になつて居るや否や、若しお考になつて居るなら此の二點に就て公文書を以て、會長の御權威を持ち、詰問書を發せられたるや否や、第三には辭表は「一身上の都合」とあつて、其他の理由は無い由である、といふことであるが、「一身上の都合」といふ方もあつたやうですが、先刻日井行政委員の説明では、單に「都合に依り」といふ人もあつたやうに思ひます、其の點に關して總て四人の方が、單に「一身上の都合」の理由で辭任すると言はれたか何うか、此の三つに就て御返事願ひ度い。

○行政委員長(田村俊次君) 登壇
其の新聞に書いてある通りでございます、私は行政委員長といふ立場から、行政委員が辭職する場合には先づ其の辭表を會長の手を経て監督官に出すべきが適當だらうと思ひます、其の手段を講ぜずして出した場合には違式である、或は監督官に向つて私は辭職をしたいといふ意志の表示位に認めて宜いのか知らんと思ひましたが、之は私の考であります、決して之は天下の法則ではありませんから、若し此の問題が間違つて居るなら本當の所を教へて頂きませう、夫れから詰問書といふことがありますが、之は何うして會長の手を経ずして直接監督官に出したのは何ういふ趣意であつたか、正當な手續を採つた積りかといふことを聞かうと思つたのであります、夫れから勿論缺席されるといふお届けを私は見ませんので、出席されることと思つて居つたのに缺席されたから、何うして斯ういふ重大な行政委員會に、未だ行政委員の公器を握つて居る方々が出ら

(72)

れないか、之を聞かうと思つた、さうした所が其の席上で或委員から、「まあ、そんな應爪らしいことをせず何うかもう一遍みんなを説いて皆さんを出して温かくやらうでないか」といふ意見が藤田君からも出ました、大澤君からも出ました、成程夫れなら皆寄つて兄弟のやうにして行き度いから四人の所に行つて留任させやうでないかといふ軟い空氣が出たから、此の詰問書を止めやうといふので取消したのであります、餘り角が立つから止さうといふので取消しました、秘密會でありますから聞いて居られた方がありましたらう、夫れから此の辭表の理由は私は田代領事から聞きました、「一身上の都合」といふことになつて居ります、上四人の中誰が「一身上の都合」であつたか、私は辭表を見ないから知りませんが、「皆一身上の都合としてありますよ」と云はれるので、そんなかと思つただけで別に何の意味もありません。

○森川照太君 只今他の委員から止めようといふ勧告を受けてお見合せになつたといふことは、新聞記者に傍聴を許して居る行政委員會の席上ではなかつたやうです、私共の記者はさういふ事を聞かなかつたのであります、従つて秘密會にお移りになつた後にさういふことがお有りになつたか何うか存じませんが、此の時に夫れをお止めになつたか何うか何方でも宜しうござい、併し乍ら貴方が會長として、行政委員の辭表を會長の手を経ないのは違式であるといふ考を今でもお持ちになるや否や、行政委員が辭表を君に提出しなかつたといふのが怪訝に堪へないとも尙考へてお出でになりますか。

○行政委員長(田村俊次君)
今も考へて居ります、併し天下の法則だか何だか私は知りません。
○森川照太君 夫れは無責任です。

(74)

(73)

○行政委員会(田村俊次君)

夫れは知りませんよ、私は會長の手を經るのが適當であるのに、夫れを會長の手を經ずして監督官に出してしまつたといふことは何うも違式でないかと思つて居りました。今でも思つて居ります、夫れからもう一つ缺點は無論怪しい、兎に角子供のやうな例だけれども、行政委員は一つのコップ、民團の備へ付品が十あつて、其の一つを預つて居る、之を預つて居る間は詰り行政委員である、其處で之を今度返した時は即ち監督官廳の認可のあつた時、認可のない中は吾々は公器を持つて居なければならぬ、此の間は行政委員会に於て公器を活動すべきである、活動すべき公器を持つて居るものが宜しくしまつて置くといふことは公職上甚だ不徳義だ、吾々の尊敬する諸氏はさういふことはしまひ、民團に備へ付けて居る行政委員といふ公器を活動しなければならぬ時に活動させずに据つてしまつて置くといふことはよもや、爲さるまいから多分出られるだらう、認可がないから公器は持つて居る、認可があつて初めて返してしまふのである、と私は解釋しましたからさういふ風に考へました、今でも考へて居ります。(然り)(拍手)

○森川照太郎 田村君は會長です、會長である人が行政委員が進退を決すべき手続きが、何ういふのが正式で、何ういふのが違式であるか知らない、斯ういふやうな答は此の民會議場に於てなされるべき答ではございません。

(田村會、はい。)

會長は其の位の事は御存知でなければ出来ないのであります、さうして若し御存知がなかつたらば、今日迄數日の餘裕があつたのでございますから、相當の研究をなさつて、此の席上で私の質問に合つて今も尚よくは知らないけれども、といふ曖昧なことを御答へはけません、夫れでは會長の資格がございません、其處で私の考では之等の四行政委員の進退提出の形式は間違つて居らないと考へます、會長の手を經るといふことは貴下には穩やかな仕方も知れませんけれども、許否を決するのは監督官廳であります故に、直接認可を經ても少しも差支ないと思ひます、今回辭任の理由に會長不信任の意味が含まれて居つた以上は、出すべき所に持つて行つたのは違式でございせん、之に對して貴下が詰問書を出さなかつたのはお仕合せであつた、お出しになつたらとんだ恥を頂く所であつたのであります、従つて斯くの如き意味の許に辭任した行政委員は田村會長の主宰する行政委員会に出席しないのは當然であります、辭表を提出して從き年ら行政委員会には出るといふことは趣旨が徹底しないではありませんか、少しも怪しむに足らないのであります、従つて貴下が此の點も詰問書をお發したならなかつたことは誠に結構であります、貴下は仕合せなことを爲すたのであります、夫れから辭職の理由といふことに對しては貴下が執掌する行政委員会を四人の者が連名辭職するといふやうな重大事件の起つた場合に其の眞意を充分に討究しないといふことは會長として怠慢であります、貴下は田代總領事代理にお尋ねになつたさうですが、一身上の都合と書いてあつた位でその眞相をお極めにならないでお退きになつたことは此の問題を取扱ふに餘りに輕々であつたのであります、斯ういふ問題が起つた場合には、貴下は前後の事情より判斷して、一身上の都合といふことで、おいそれと退かれるものではないと思ひます、右の如き輕率な考で民團事務をお取扱ひになつては、錯誤もありませうし、矛盾も起りませうし、不行届も過失も澤山出て來ると思ひます、爾來斯ういふ點を御注意になつて斯くの如き重大事を取扱ふには今少し慎重になさるが宜い、といふ私の注告をお入れ下さい。

(76)

(75)

○潮底正敏君 最前森川議員の方から會長に對して非常な御名論がございましたが、私も拜聴致しまして感服して居る次第でございますが行政委員の進退に關する決議は別にないのであります、直接監督官廳に出して宜いといふ規程もなければ、會長を經て辭表を出す、といふこともありません、けれども之は政治道徳上、日本に於て各議員が進退を決する時分には總理が内意を要次ぐといふことになつて居る、森川君のやうな人が政治を本當に解するならばさういふ暴論を吐くことがない、四名の行政委員が理事の選舉に依つてさういふ辭表を出す、といふやうなことは内地の政治家のよくやることです、自分側が多數であればさうやる、少數の時には其の選舉に缺席するか或は出席しても退場する、といふことは日本の政治家のやることです、田村さんは政治家でないと思つて居る、さういふ曲折が解らずして行政委員会を進めて民團理事の選舉をされた、之は内地の方でよく政治家なるものがやる手でございます、或は自分の判斷が間違つて居るかも知れませんが、會長の不信任案でなくて、私が最前官手た手を使つて居るのでないかといふ私は懸念があります、間違つて居つたら取消します、四名の行政委員が本當に祖界を思ひ、自分が祖界の爲に身命を擲つて居る主眼が負けても其處で恥ぢることがない(然り)少數意見であつても宜しい、負けても宜しい、夫れが男である、選舉の前になつてから女々しく辭表を出して、其の後から色々の流言が祖界に變つて居ります、さういふ事をするといふことは、私は今迄大變敬服して居つた四名の行政委員に對して非常に遺憾に考へる次第であります、(拍手)最前も森川君、商業會議所の會頭をして居られる方から、今は日本の國民として殊に第一線にある言々として重大な時機であります、吾々の商賣は平生の三分の一になり、食ふか食はずに困つて居る、斯ういふ政争の渦中に投して、さうして時間をお費するといふことは實際嘆はしい次第であります私は議員の中で一番よく田村會長を解して居ります、會長は此の理事の選舉に就ては始から終り迄本當に人物本位、民團本位に少しの私心もなかつたといふことを私が證明致します(笑聲起る)(拍手)

夫れに對して非難を作れば非難が出來ます、何んな偉い人でも神様でない以上非難することが出来る、今森川君の云はれるやうに會長はもう少し色々の法律、さういふものを民團行政に就て研究され、といふことを注意されましたが夫れは本當のことです、私は有難く感謝するのであります、會長としては森川議員の言はれる通り誠心誠意眞直に、或は田村さんの云ふ通り違つたことを言はれたこともあるかも知れませんが、夫れは民團自治の圓滿なる發達の爲に只民會を圓滿にやつて行かうといふ其の心に一滴の私心もない、心からやつて居られること、信じて居る、夫れをわざと反對せんが爲に反對するといふことは實に嘆はしいことであります。(ノーノ)

夫れから最前から色々の議論がありますが高橋博士が斯ういふことを言つて居られる「現在の政治に依れば政黨や政治家が自分の目的の爲には、少くとも如何なる無義無恥、如何なる不正直なことをやつても其の結果が、即ち選舉の結果が其の結果に到着した時に夫れは眞理であり、夫れは純なものであると言つて居ります、田村さんに少しの私心もない、少しの矛盾な所もない、本當に祖界を思ひ、民團を思つてやつたことであります、夫れを非難すれば幾等でも出來る、自分等が政權を握つて居る時は明らかである、明るい政治、純である、人が政權を取つた時は不純である、腐敗政治をやつて居る、人の缺點は幾等でも見ることが出來ます、自分の前の方に大きな島は見えますが、自分の目の中に遁入つた埃は見えないことがある、お互に自分を反省して、

(77)

租界の爲にするのが議員であり、行政委員であると思ひます。只闘争せんが爲に、争ひせんが爲に十年一日の如く夫れを續けて居つた白井さんなり又藤田さんなりのお話聞いて私は實に涙を流して居ります。何うぞ皆さんが虚心坦懐、此の排日を正面にして居る時ですから、斯ういふ理事問題を打ち切りして貰ひ度いと思ひます。斯ういふ動議を提出致します。(拍手)

○植前 香君 田村會長が愈々深く愈々厚くおありになること、漸底議員のお説明に對して大に感謝致し度いと思ひます。就任當時色々政治問題を拜見した所に依れば實に公明正大、何處迄も一黨一派で大に盡力したいといふお話であつたことはよく解つて居りますが、之は大に感謝致し度いと思ひます。併し乍ら私が田村會長の就任して以來、此の問題に對して如何なる態度を取つて行くかといふことを可成り興味を持つて居つたのであります。田村さんの聲明書に依れば、兎に角黨派的争闘がある、之は君が就任することに依つてなくなるだらう、といふ希望があつた爲に、斯ういふ行爲を取らざるを得なかつた、といふことを聞いて居ります。又新聞紙上にありますが、然らば私は田村會長にお尋ねしたいのは、就任當時田村會長御自身が明らかに黨派的争闘があると觀察して居られたのであるか、若し當初明らかに黨派的争闘があつたものとしたならば今日に至る迄何等か之を緩和すべき方法を講じたか何うか、といふことを田村さんの答辯を聞き度いと思ひます。夫れから不偏不黨、公正、公平を保つといふことが田村さんの就任以來の主義主張であつたといふことを今席屢々伺つて居ります。新聞紙上でも伺つて居る所でありますが此處に二つの誤りに派があつたと致します。片方は同じく民團の爲に中島氏を推さうとする、片方は表面同じく民團の爲を思ふ人士の推薦になる新任理事があつたとする、此の場合何方も理由と同じである、此の場合會長が何方に倚附しても、之は明らかに知らず識らずの中に不偏不黨を

(78)

破つて何だか黨派的色彩に染つて居る傾向があるのでないか、此の點伺ひ度いと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君) 登壇

植前君のお尋ねは、今日民會へ出たら言はうと御準備なすつてお出でになつたもの、やうに思ひます。只今お尋ねになつたやうに解釋する譯ですが、其のお答ならば二度も三度も、此處で繰返して申上げて居りますから(然り)(拍手)夫れで御説明願ひます。

○砂田 實君 先程から説き去り説き來つて田村會長からも幾々御説明があり、充分議論が圓はされたことと思ひます。未だ澤山あるかも知れませんが、私は私の申しました趣旨の許に提案を致し度いと思ひます。夫れは中島理事は既に退職手當も貰はれたのであります。只残つて居るのは領事館の許に辭職願を出して居る白井氏始三人の方々の辭職問題であります。只御認可が下りて居ないのであります。先程來吐露された意見の結果は、民會に於て自分等の意見を參酌して賛同して呉れ、民會に於て自分の意見を汲んで呉れ、といふ御意志であつたと思ひます。私は議員の一人として先程から考へて居りまして、結局私の腹案は、白井、上野、牧、利根川氏等四人の委員の方に辭職願を、未だ御認可になつて居りませんから取下を願ふ、即ち辭職を撤回されることを、此處で皆様の御同意を得てさういふことに致し度いと思ひます。(賛成)

(動議を出すに就て異議ありと呼ぶ者あり) 議場騒然とす

○行政委員(白井忠三君)

動議に就て討論するのですか。夫れは私は砂田議員から辭表撤回して呉れといふ勧告を民會の同意を得て私共にお出しにならうといふやうな動議であらうと思ひますが、直接當事者でありますから私共の意志を申上げて頂きます。先刻來誰か議論をなさることを恐れて申上げませんで

(79)

したが、私共行政委員といふものは、私共が行政委員になるといふ意志の表示は一方監督官が夫れを認可するといふことに依つて成立するのであります。私共は行政委員になりたくても監督官が認可しなければ行政委員は成立せず、同時に行政委員にしろたくても行政委員になる意志がなければなり立たん、といふことは、吾々の意志は到底拘束することが出来ないからであります。先刻田村君はコツツに例へて、公器といふものを私共が預つて居る、行政委員といふものは何か勳章でも預つて居るやうなお話でありましたが、行政委員の行爲は品物でもなければ、自分の意志に依つて働く其の意志であります。其の意志が行政委員たることを欲しないといふ意志である以上、夫れは如何なる決議、如何なる御勧告があつても、吾々をして此の決意を翻し得るに足る所の或出來事があれば到底意志を翻すことが出来ないのは明白な事實であります。私共感情でも行き懸りでも何でもありません。(ヒヤ／＼)先刻來云ふやうに一定の理由があつて、其の理由の許に辭表を出したのでありますから、只まあ／＼と言つて子供の喧嘩の仲裁のやうに、行政委員へもう一遍戻れと云つても聞くことは出来ない、此の聞く事が出来ないといふ意志を假令寄つてたかつて御決議になつたからと云つて翻すことは出来ないものであります。折角の御勸諭でありますから御討論になることは御自由であります。之を以て私共を拘束なさることは出来ないことであると思ひます。

○永安平吉君 議事の進行に就て一寸申上げます。只今砂田議員からの御提案は當を得た御提案と思ひますから決を採つて頂き度いと思ひます。所謂砂田さんの仰有るのは辭任願撤回の御勧告の意味であると思ひますが、さう解釋して差支ありませんか。

○砂田 實君 さうです。

(80)

○副議長(大田万吉君)

提案者に伺ひますが、何ういふ形式で撤回の勧告をしますか、明つきり。

○砂田 實君 只今議長から何ういふ名目で留任勧告をするかといふことでございまして、文章は何とでもお運びになつて頂いて宜いのであります。租界の平和の爲に目下の時局に鑑み租界行政の實を果ける上から御留任を勧告するといふやうな意見で願ひ度いと思ひます。(田村會長、勝田副會長、議長席に行きて囁く)

○副議長(大田万吉君)

今砂田さんの「白井氏以下三行政委員の目下の時局に鑑み租界の平和の爲に辭表撤回を勧告することを決議す」といふ決議案に賛成の方。

○砂田 實君 勸告するやうに希望するに致します。

○行政委員(上野 壽君)

只今の光景にあきれました、發案者自身が「希望す」と云はれて居るのに彼處に坐つて居る方が「決議案」「決議案」と云はれる、之は如何なることですか、だから不信任といふのです、あゝいふ總てのやり方です。(然り)

○行政委員會長(田村俊次君)

いやさうぢやないのです、今決議といふ風に云はれたのですが、勧告を決議するのでありますから、又議場騒然とす

(82) (81)

○副議長（大田万吉君）
勸告することを希望す、といふことに。
（採決は早いですよ）

○森川照太郎 砂田君に御相談致します、貴下のは四行政委員の辭表を撤回せよといふことを希望するといふだけのお話でありますね。

○砂田 實君 勸告することを希望す。（然り）（拍手）

○森川照太郎 議長に勸告して呉れといふ御希望ですが、四行政委員に辭表の撤回を勸告して呉れといふ御希望だけです、議長に希望を述べること何時でもある、決をお探りにするに及びません砂田君は貴下に、議長に四行政委員の辭表を撤回しろといふことを勸告せよといふ希望である、其の希望を貴下がお聞き下すつて置けば夫れで問題は済んで居ります。（ノー）

○砂田 實君 勸告することを希望すといふのであつて、其の方法は議長に委すといふことに致します。

○行政委員（白井忠三君）
私共の意思を結局表明してありますが、此處に大分公儀の關係を御承知のない人が澤山あるやうですから、飛んだ間違ひを爲さるやうに希望して置く譯です、が民會がある決議をしたといふものは相當に權威がある、勸告することを希望す、といふことを決議する、といふことは誰に希望するのか、議長に希望するといふことの決議を議長に迫るのですか、さうすると議長は民會に對して、此の決議を實現させるに相當重大な責任を感じられる譯ですが、議長自ら私共四人に辭表を撤回せよといふ御自信をお持ちでせうか、然らば、民會の決議がフイになります。

但し諸君が私共をして民會に逆かせる人にしては、民會の決を以て辭職を撤回せよ、といふ決議をなさるといふことならば必ずしも出来ないとはいへません、即ち諸君は私共が民會の行政から立ち去れ、辭表を出して居る位なら立ち去れ、行政委員をしないといふ位なら立ち去るが宜い、さなければ行政委員をやれといふことを決議する意味になります、非常に重大な性質のあることとお考の上で、事私共に関することでありますから以上の論議は私は申上げません

○森川照太郎 砂田君の御提議が私よく解りませんが、其の何れにしても、辭表を提出しました四人に撤回せよといふお話のやうに見られます、其の方法は民會の決議にするのか議長からさせるのか何うか、形式がよく解りませんが、其の何れにしても民會若しくは民會議長の力を以て四行政委員の意思を撤回せよといふお考のやうに見受けま、兎に角之に間違ないと思ひます、斯くの如きことは今白井君の云はれる通り、若し可決されたならば此の四行政委員をして民會の決議に逆かせるといふやうな窮狀に陥れるものであります、さういふやうなことはお互の間に強いてすべきものでありません、貴下の仰つたことは甚だ穩やかなやうな形に見えても、其の結果は甚だ不穩當な結果になります、私共は如何に反對する藤田氏に對しても、民會で退出すといふ田村さんからの御相談があつた時現に之を斷り致しました、吾々はさういふやうな強て人を窮狀に陥れて、さうして解決しやうといふやり方は取れません、故に貴下がさういふ態度をお探りにすることをお望みにならないならば、其の結果を何だかお考にならな過ぎたと思ひます、若し其の結果をお考になつたならば賢明なる砂田君は此の提議を御撤回になることを希望致します、四人の自由意思で、之に列すべからずといふ重大な決心をされて辭表を提出されたのであります、今回辭表を提出された四人は餘りに思慮が足りなかつたとは思へません

(84) (83)

○副議長（大田万吉君）
夫れでは御提議は御撤回になつたやうでありますから異議御座りませんか―では撤回致します。

○森川照太郎 登壇、先刻から反對する爲の反對、若しくは鬭争の爲の鬭争、人に反對することが何でも悪いと思ふ、といふやうな不當な御非難を受けて居りました、さうして恰も民團行政を思ひません、十分に敬意を表して居ります、常に民團行政の事に就てお互相談は既にして居ります、併し乍ら之等四人が決して辭れや、冗談や、輕々しく、理由もなしに連名辭職を執行するといふやうな態度天津の行政史上曾てないといふやうなことをするには相當深き理由があると思ひます、夫れを他人が民會の決議や其他の形式の力を以て強るといふことは、甚だ貴下は平和を希ふの餘りに間違を起して而して其の結果は非常な不穩當な結果を招くことになりまますから私は衷心より賢明な判斷に俟つて只今の御提議撤回を切にお願ひ致します。

○砂田 實君 只今森川議員からお話がありました、私は先程から一致協同の實を挙げ度い、此の會議の結果が如何になるか、其の點に心を注いで居りまして、あの提議をしたのであります、夫れが却て迷惑だといふ意思の表示がありました突然の考付きで、今度の事は充分の考慮を拂つてしたことであつて、此の勸議が却て悪い結果を來すといふ只今御注意を得まして私は本心感謝致します、私は領事官の御認可がないし、民會でも貴下方を止めさすのはいけない、成るべく一致協同してやつて貰ひ度いといふ官憲の意思をお傳へするべく、民會の決議にすることが出来たら結構と思つて提議したのであります、結局夫れが當人の意思に反し、又夫れが結局租界の爲に宜くないといふ結果になるのであつたら、本心に反しますし、甚だ不徳になりますから勸議を撤回致します。（拍手起る）

ふものは數人に限られて獨占されて居るやうなお言葉もありましたが、私共は十數年民團行政に相當の力を盡したと自分では思つて居ります、其の點に於て何人にも決して人後に落ちないといふ自信確信して居ります、私は機軸を定める爲にやつたのでもなければ、利益を求める爲にやつたのでもございません、然るに私若しくは吾々仲間のこと、反對の爲の反對、鬭争の爲の鬭争、感情の機軸、といふやうなことを年々伺ひます、けれども私は田村君の仰つたやうに條理に従つて行動しやうといふことを企頭として居りますから感情の機軸に依つて公の人の前に私の事を議さうなどいふ卑劣な考は一點も持たして居りません、此の點を民會議員諸君によく諒とされんことを第一に希望して、私は之から色々理事問題に就て申上げたいと思ひますから、何卒其の趣旨に於てお聴取願ひます、私も決して民團を思ふことは田村會長に劣ると思ひません、藤田諸君に劣ると思ひません、白井君にも劣ると思ひません、私も眞面目に決して鬭争の爲の鬭争でない、感情の爲に反對するといふやうなことをして居らないといふことを本當に御諒解願つて置くのです、昔の諺に「城を築くものは城を頼むものだ、併し乍ら城を築かないものは天下の人心を以て自分の城として居るのだ」といふことを聞いて居ります、私共永い間黨派を造つて居るやうに皆さんお考へになるかも知れませんが、そんなものを造つたとは思はれません、又吾々内部の事情をよく御承知ならば黨派等といふ如きものはございせん、只吾々の主張に共鳴される人々、其の時々合体して呉れるのが吾々の黨派であります、之を黨派といふなら立派な黨派を多年持つて居りました、其の内容實質は殆ど變つて居ります、只私共の主張に同意して呉れる人々のみが私の黨派であります、決して一黨一派はないのですから之に偏する理窟はありません、常に此の點を遺憾に感じます故に今席を費して御諒解を得た所以であります、私は理

(85)

(86)

事問題に就て私の考を述べて諸君の御参考にしたいと思つて此の壇上に立つたのであります、藤田君から中島君や松本君の男一匹が廢るの興るのと浪花節のやうなお話がありましたが、私は民團理事の問題を取扱ふのに元祿時代の男伊達の題目のやうに考へて居りません、さうして個人々々の關係のやうなことに考へて、此の問題を解釋しやうとしたことはありません、常に民團の爲に民團の將來の爲に、といふことを根本にして總て考へて居ります、故に假りに中島君の男が廢らうが、松本君の男が潰れてしまはなければ民團行政の爲であるならば、少しも考慮することはございせん、此の意味に於て如何に藤田が此の問題を取扱ふか見當に窮して居ります、而して私は第一に田村君に伺ひ度いと思ふ、中島理事に重大な過失があつた、怠慢の事實があつた、即ち之を排するに足るだけの過失怠慢の事實ありしや否や、此の事を一つお尋ねして置きます、何となれば中島君に對して非難攻撃が天津日報紙上若しくは新支那紙上に於て加へられて居ります、此の中の主なるものは何であるかと云ふと韓谷組の問題、私信問題天れから阿部、福久、其他後藤保母、さういふやうな人に對する人事行政の問題に關する非難でございす、夫れから小倉章安君の二十年史の問題も新支那紙上に現はれて居ります、夫れで斯くの如く數へ上げて見ましても、私共の諒解する所では、之等の人事問題を主張し一居りまして、韓谷組問題とか私信問題とか、散々其の非を發くに努められた人々の傳へたものも夫位に過ぎなかつたのであります、夫れ以外に伺ふことは出来なかつたのであります、韓谷組問題に就て何故に中島君に對する非難があつたかといふと、向井君と共謀して賄賂を取つたといふやうな流言蜚語が天津の一部に流れて居る、私は今此處で取つた、取らないといふ批判をする暇日月を持ちませんから、之は寧ろ皆さんの御判斷に譲へて此の問題を説くを要しないと思ひます、次が私信問題であります、私信問題は

(87)

(88)

るか、其の理由を伺ひまして、更に夫れを伺つた上で本論に入りませう、議長に豫約して置きます、田村君の發言の後、私の發言を許して頂き度い、然らざれば只今續けます。

○行政委員長(田村俊次君)

私は中島君の功績に就ては成程今晩は申上げませんでした、私が書いたものの中にも中島君が理事として適任である、良い理事であるといふことを申しましたと思ひます、理事在職三年、此の三年間といふものは民團創立以來非常に非常に仕事が多くあつたのであります、白井君は會長を勤めて居つた關係もありますから、今迄無かつた新しき施設も出来ましたし、停滯して居りました仕事も運んで參りました、此の三箇年は民團は實に多事多難な時であつたのであります、然も其の施設、其の業績は皆成功して居ります、之は諸君の御承知の通りであります、之が成功をするとしたならば、即ち此の仕事に携つた中島理事は確かに此の點に於て功績ありといふことは誰人とも許すのであります、私も同じく中島君の三年間の功績は確かに認めて居ります、併し乍ら茲に中島君が任期が満ちて後中島君より良いと吾々が信じた理事が居たならば、之を以て替へるといふことは何うも公人として已むを得ないことであります、中島君が今度理事に再任されなかつたのは中島君に缺點があつたから排斥されたのだといふ考は如何うしても理解が出来ない、凡そ職に三年の任期があります、任期を無事に勤め功績が果つたならば、先づ茲に其の人は自由な身になるのであります、更に民團としては新しき理事を得るのであります、其の新しき理事を得る時に大勢ある中から良いのがあつたならば夫れを取るのには當然のことであります、必らず其の時に又前の中島理事が再任しなければ中島君を侮辱した或は懲罰の意味で退けたといふ議論は私は何うも解らない、況んや今回私としても再任を希望して居りましたが、度々申しました通り、兎に角相當排斥の聲があります、之はあるか何うか、といふことは私より新聞社を持つて居る森川君が餘程よく知つて居る筈である、又其の理由は之も私より森川君の方が澤山な材料を持つて居られる筈であります、して見ると此の點に於てお返事する必要はありませんが、兎に角中島君の在職三年間の功績は顯著であると認めて居ります、認めて居ればこそ辭職の時、私は十分優待、名譽を以て中島君とお別れをつけやうと思ひまして行政委員會に懸けました、幸ひに行政委員會は満場一致を以て吾が説を入れて之を可決したのであります、之で未だいけませんか。

○副議長(大田万吉君)

では休憩を致します。

午後十一時二十五分再開

○森川照太郎君 登壇 前刻田村會長にお尋ねした點は五つありましたが、其の中の三つは御返事を得ませんでした、併し強いて夫れをお尋ねする必要もございせんから私の論旨を進め度いと思ひます、前刻述べましたやうに、「中島君に重大なる過失怠慢の事實ありしや」といふ點のお答へを得ませんが私は無かつたといふことを確信致します。其の證據には若しざるものがあつたならば、何れ行政委員會の問題にされるべきであります、さういふことは例の私信問題以外には御座いせんから、之は無かつたものと認めて決して差支ないと思ひ致します、斯くの如く中島君には、之を排すべき過失も怠慢も無かつたといふことは決論して間違ないであります、而して其の一方に於て中島君に功績があつたか何うかといふ事に就ては只今田村會長より功績があつたといふことを明白にお答になりました、如何にも六千那の規定の退職金以外に四千那といふ功

勞金をお出しになつたことを考へて見ましても、行政委員會は特に功勞を認めたに相違ないといふことは又争ふ餘地のない事實で御座います、此の點に關して田村君は甚だ中島前理事に對して同情を表せられ非常に盡力されたといふことは仄かに私も聞いて居りまして、私は此の點に就きまして田村會長に深甚なる敬意を表するものでございます、斯くの如く中島君に過失がない、さうして功績があつたのであります、然らば此の人を任期が満了したりといふ故を以て再び採用しなくても宜いといふことは考慮しなければならぬ點だらうと思ひます、先刻任期が來て退くのだから、只退けたのではないといふ田村君の御説明がありました、さうしてより良き人があれば之を採用しても宜いではないか、斯ういふ御意見でございました、私は任期が來たらば換へても良いか悪いか、といふ點を一つ考へて見たいし、より良き人があつたらば夫れに替へて宜いか悪いか何うか、夫れから中島君より今度新に任命するべき松本君が果して優つて居るか何うか、此の三點を考慮すべきだと思ひますが、之は今席此の席上に於て兩人の優劣論は御免蒙りまして、差控へたいと思ひますが、三年の任期が満了たらば之を採用しないといふことを根本原則にして民團の人を用ひるの道、其の方針に定めて置いて良いか悪いか、といふことを考へて見渡さと思ひます夫れからより良き人があつたらば替へて良いか、此の二點に對する、私の考を上上げて皆さんの御參考にしたいと思ひます。

法規には無論民團法には五ヶ年以内とし慣例は之を三年と限つて居ります、併し乍ら此の三年の任期といふことは、民團議員の任期の二年とか、行政委員の任期の一年といふものとは其の實質を異にして居ると考へて居ります、若し此の假設が間違つて居ることでございますしたら私の立論の根據が翻る譯でございますが私は民團の事務を遂行するやうな、機關に携はる人々の期限といふものは、假りに任期が定めであるが爲に、其の任期が來たら退けても宜いといふやうな考で、吾

★民團若しくは執行機關たる行政委員會は人を用ひてはならぬことと考へて居ります、私は中島君が理事に就任する希望を抱かれた折に御相談を受けました、其の時は私は中島君が支那に於て何等かの事業をする爲に來られて、今更理事になるといふことは甚だ遺憾なことである、もう少し自分の仕事をする方がよくないかと、色々な理由に於て反對致しました、其の時に中島君は自分は法律學を出たものであるし、又東京に於ての経験もあるし自分の性格を考へて見ると實業方面は自分には適して居ないやうに思ふ、歸り自分の受けたい教育も、會て從事した仕事も民團理事をするのに適した所のもので考へるが故に自分は是非民團理事になつてやつて見たい、斯ういふお考であつたのです、其の點は誠に御尤もでありましたが、結局私は中島君が自分の生涯の仕事として民團の事務に従事して出來るだけ貢獻して見度、といふ確固たる決心を示されたので結局私は「夫れぢや、君の現事就任運動に反對はしない代りに援助することだけ控へると云つて中島君の推薦に加はることを謝絶したのであります、併し乍ら其の時に中島君に甚だ堅い決心があるといふことはよく承知したのであります、夫れを確める一つの證據は君のやうに議論好きな争闘性に富む人はとても民團の内部に遣入つた時にやつて行けるものでない、必らず君は熱意を起す時が來るからいけない、夫以前に此の民團が船積者でやつて居つた頃民團に反對する有力な闘士であつたことは古い方はよく御承知のことであると思ひます、之は故意ではありませんでした、色々事情を説明致しましたが、夫れを信じられませんか、さうして同一の態度を持續されましたが、其の幾何其の問題が起つたのであります、尙其の折の事情を申上げて反省を促しましたが、是非共中島君はやつて見度いといふことであつたのでございます、従つて同君は理事を

三年で止す、止められても宜い、といふやうな考で就任されたのではない、といふことは十分お解りになると思ひます、同君に接近して居る方はよく御承知であつたと思ひます、最近に於ても職を退くといふことは考へずゆつくり民團のことに従事して民團の爲に盡すといふ考を以て居られたことは誰方にもよく御瞭解の出來ること、確信致します、其の一方に、當事者は右の如き希望を以て熱心に民團の爲に盡さうとした人であります、此の場合に任期が來たといふことを以て、之が圓滿な職である、退職であるといふやうにとるといふことは尙忽ぶべしであります、併し乍らお互は間接に行政委員會といふものを通して民團の理事以下其他の吏員を使つて居る位置に立つて居るのであります、吾々が斯くの如き熱烈なる希望を以て居る理事に、過失もない、怠慢もない、而して再任を希望して益々其の職務を行ふといふ熱誠を以て居るに拘らず、三年の任期が來たといふ理由だけでは之を退ける筈のものでは御座いませんと思ひます、私共はお互に茲に協同生活を營んで居る以上は此の公共機關に携はる人々に、出來るだけ自分の地位の安定を得て居るといふ確信を以て置いて行かなければ民團事務の能率は上らないと信じます、茲に於て、私は前任者が假りに期限が來た折に重大な過失怠慢若しくは例へば施政が變化して其の人では出來ない、とか老衰、病弱等の理由がない限りは留任させて行くといふ方針でやつて行くのが人を用ひるの道だと思ひます、若し然らば私共は其の意味合に於て人を用るといふことをしないで、而して餘り十分でない理由の許にでも其の希望を退けるといふことに致しましたならば敢て中島理事と申しませんが、之から民團に使はれる人々は皆不安を抱きはしないかといふことを考へざるを得ないのであります、私は當地に御厄介になつて二十有二年、而して此の間に民團の

理事の更任を見ること六人であり、此の六人の人達が替はる度に必ず文句をつられて更つて居るといふことを存じて居ります、一々一人々々の例証を申上げませんが、どの方も無恥で退任されたことは御座いませぬ、私は小林君が商業會議所の書記長を以て民團理事を兼ねて居る間だけは太したことでは御座いませぬでしたが、矢張り惡々の聲を聞いたといふことは否めない事實だと思ひます、成程或は今日迄の理事には適任者でない方がなされたが爲に斯くの如き非難が起つたのかも知れないといふことは考へられなくも御座いませぬが、併し乍ら中島君を除く五人の理事が常に何等かの非難難癖をつけられて其の職を退くといふことになつたのは詮衡に當るを得て居ないといふ實も御座いませぬが、一般には何人か之等の職にある人に對して非難を加へるが爲ではないかといふことを考へざるを得ませんのです、而して無論非難すべきであるならば五人でも、十人でも、二十人にも非難されても宜いことには相違ございませぬが、併し乍ら誹謗を諷んで斯ういふやうな事態を發生しないやうにすることはお互民團議員、行政委員なる人々の常に十分に心掛けて置かなければならないことではないかと思ひます、而して今同中島理事が前述の如く熱烈なる希望があつたに拘らず又も惡々の聲を聞いて退かざるを得ないやうに至つたことは甚だ遺憾に思ふ所でございます、のみならず中島君は過失も怠慢もない、さうして功績があつた、夫れが證據には四千兩の功勞金をやつて、合計一萬兩の退職に際して功績に對するお禮を民團に出して居るのであります、之程功績があつて、而して行政委員會に對して只一度私情問題で惡相な聲明をされたことで、遺憾の意を表せしめられた以外は過失がなかつた、斯ういふ人を三年の任期が満了たら、より良き人があつたら更へて宜いといふ態度の方針で私は將來の行政委員會の方針を定めて行くことに反對します、左様なやり方をなすつて人を使へるものではないと

思ひます、假りに若しより良き人があつたならば更へて宜いといふことを是非されるに於ては、民團吏員諸君の中に夫々の職務に就てより良き人があつた時に、直に過失怠慢の事實がなくとも更へられても仕方がない、又更へられるだらうといふことを豫想されても致し方ないと思ひます斯くの如き不安なる状態に吏員諸君を置いて民團事務の能率が上るといふことは期待されないと思ひます、勿論民團吏員の任期が御座いせん、任期が御座いせんが故に尙更斯ういふ事情が起り易いと思ひますが故に、此の意味に於ても過失怠慢のない以上、併も功績のあつた以上は其の人を持へないといふ位な温情を以て民團吏員の人を用ふるの方針にして頂き度いと思ひます、然るに不幸にして今回の任期満了を幸ひにして強いて中島君を退けることになつたといふことは私は甚だ遺憾なことであつたと思ひます。

私は今更茲に中島君の功績に對して述べるのは甚だ餘計なことやうに思ひますが、自分で考へて見ますと、何故に中島君が嫌はれたかといふことの中に色々な理由があると思ひますが、例へば中島君がした功績の中に米の配給を始めた、田村君は之が甚だ好評を以て迎へられたといふことを此の席で言明されました、併し乍ら一部には之に對して非難を加へる方があります、又米を配給されて居つた人は勿論之を喜ばなかつたらうと思ひます、曾て石炭が突然高價になつた時、中島君が石炭を安く持つて来る工夫を講じて之を普々に配給したことが御座います、其の時に石炭商等は喜んで無かつたらうと思ひます、中島君は保潔課を新設して當租界の糞尿埃の掃除を民團の手に取めました、之は亦斯ういふ仕事をして居る方から反感を求める譯になつて居ります、併し乍ら之等の事業の一端は私は居留民の多くの方は感謝して居た事例であつて、特に功績に數ふべきものであつたと思ひます、私は未だ殊に中島君が行政委員の分科制を廢止した重大な

(94)

功績を認めて居ります、夫以外にブルのことにしまして調査課の新設、低賃土地の処分、埠頭の問題、數へ上げれば幾多の問題があると思ひますが、此の以外に私は中島君の功績として最も認むべきものは大体に於て民團の事務局の權限を擴張したことだと思ひます、私は前々々理事の酒本君が「私は高等ボーイだから」といふことを發言されるを聞いて甚だ不快に思つたものであります、中島君が就任の初に此の境上で聲明された時、私は理事の權限に就て聊か中島君と争つたことが御座います、併し乍ら中島君の當初の意氣が斯くの如くであつたが故に民團の事務の統一といふことに就て、夫れから生ずる理事及事務局の權限の擴大といふことに皆様の御承知にならない非常に民團の能率を高めた所の甚だ好いことを爲すつた事と確信して居ります、右の如く功績が非常に多大な人であつたに拘らず今日之を發すべき罪科もなく、只賞揚して居ります、此の如く功績があつたに拘らず、此の人の希望もあつたに別の人を用ひるといふことは、私は其の人がより良くあるといふ理由のみを以て替へるといふことはいけなないと思ひます、將來三年といふ定のある以上は其の都度起る問題で御座いませうが、私は中島君の爲云ふに非ずして、將來の爲に必ず斯ういふ方針を採られないやうにすることを望むのであります、此の意味に於きまして私は行政委員會に理事諮詢の再考を促し度いと思ひます、今日既に中島君を解任することに決定して、夫々の手續を運び松本君を新に採用されることに就ては幾何の手續きを運ばれたかは存じませんが、中島君を再び歸任せしめるといふことは何等適作ないと思ひます、只松本君に對しては誠に御座の毒であらうと思ひます、私は松本君の推薦に至る経路に就て一々茲に申上げることが差控へますが、私は松本君に個人として二回出ない方が宜いといふことを御報告申し上げたのであります、遂に色々な経過を経て今日松本君を行政委員會に於て五票を以て採用することに御決定

(95)

になりましたが松本君にはお氣の毒であります、其の點に關しては當民會で相當中島君の迷惑を軽減すべき方法、手段があると思ひますから、吾々出来るだけの方法を講ずることが義務であり、又爲し得ると信じて居ります、私は斯様な理由に依つて天津民團が人を用ひるに酷でない、さうして人を更へること六回、其の度に非難を加へて退けたといふやうな面白い評判を造るが爲に行政委員會は此の趣旨より理事の諮詢を再考するといふ希望を此の民會の決議として決定されんことを希望致します、何ぞ皆さんが此の點に就て若し御異存があるならば諸君で伺ひまして成程間違つて居つたといふことであれば喜んで此の決議の提案を撤回致します、が賛成の方がおありでしたら御賛成を願ひます。

○副議長（大田万吉君）

理事問題質問打切りの動議が潮底さん始め五名の方から出て居ります。

○潮底正敏君 今迄理事問題に就きまして色々御意見が出ましたが、森川さんの議論も御尤もでございますが、行政委員會は民團の執行機關である、行政委員會で決議したことをやり直すといふやうな不体裁なことは實際出来ないのであります、最前から色々な質問がありますけれども大概似たり寄つたりの質問のやうに思はれますから理事問題の質問を之で打切りまして、さうして此の打切り動議に皆さん御賛成あらんことを希望致します。

○森川照太君 私は潮底君に希望致しますが、御承知の通り此の問題は階分居留民の間に紛糾に紛糾を重ねた問題であります、斯ういふやうな問題はよく此の民會席上に於てお互に隨意なき意見を交換して決着する所に決着せしめる爲に、後日の爲に、紛糾を續けて行く恐れを除くものと考へますが故に、此の理事諮詢問題に賛成なり不賛成なりにせよ、此の民會席上に於て十分に披瀝せしめる方が將來の爲に宜いことと思ひます、貴下の動議は多數を以て可決されるかも知れませんが、右の如くに少數の意見を以て人の言論を抑壓して、多數を領んで其の言論を遮るといふことは地方自治体の立法機關に於ては避くべき事例だらうと思ひますが故に只今の動議は其の理由より御撤回あらんことをお願い致します。

○潮底正敏君 森川議員の御説は御尤もで御座いますけれども、領事官の御意志に依つて本民會は四日間に限定してあります、又行政委員なり各委員の方から今迄多くの御説明がありましたし、又今森川さんから三十分を費して立派な御説明がありました、其の御説明で多くの議員に傍聴者に於きましても其の趣旨が十分徹底したことも思ひます、或は幾分御徹底ならんお方もあるかも知れませんがけれども神聖なる議事を進めて行くといふ意味に於きまして其の動議に對して採決をお探りあらんことをお願い致します。

○森川照太君 私はもう一遍重ねて申上げますが、成程本會議の會期は四日に限つてございましたが、更に三日延期をすることは勿論出来ません、さうして斯くの如き問題は十分討論を盡さる中に決議を以て放り去つてしまふやうなことは今日迄の天津民會に無かつた例だと思ひます、而して此の問題に就て皆々の考は多くは吐露されたといふことを私は存じて居ります、併し乍ら皆々の眞實の赤誠を吐露して議場に賭つた場合に於て之をお頼みにならない方々に一機を望として此の言を費して居るものであります、此の言を多數の力を頼んで押へると思はれる行爲は貴下方にはなされない方が穏やかなことであると思ひます、同様に萬事をやつて行くといふ吾々は斯くの如くにしてはとて同様に處理することは出来ないのであります、故に私は今少しの時間を之に割く事を雅量を以てお許しあらんことを切望致します、私は潮底君の良心に訴へて此

(96)

(101)

に先立ちまして一言申述べ度いと思ひます、今朝の京津日日の記事に一の動議が提出されてあるに拘らず、質問打ちりの動議の成立を踏らんとして先に提出された動議を棄り去らんとした云々といふことが御座います、先の動議なるものが、自分は聞き間違ひかも知れませんが、別段動議といふのでない、只森川氏は理事に對する御希望、御意見等を述べられたもので、理事問題として既に四時間前後に亘つて時間を費して居るので、今年度の豫算を豫算委員會迄進め度い、議事の進行を圖り度いといふ考から、詰りさう思つて居る所へ潮底氏始四名の方から理事問題打ちりの動議が書面に出て居りました、適當な時機と見て其の動議を採決しようとしたものであります、時も十二時監督官より閉會の御命令に接しましたから解散をした次第であります、固より私議長として無能であると自分も十分認めて居りますから、昨日は時機を見て假議長の要求をして議事を進行したい考でありました、機會を得なくて、今日は時機を見て致し度いと思つて居ります、昨日新聞にある森川氏の動議なるものが自分の聞き間違であつたとすれば甚だ申譯ないと思ひますから、改めて動議として御提案になるや其の點を伺ひます、又動議として成立するやうになれば潮底氏始四名の提出の動議は誠に違法と存じますが後迄保留して森川氏の方を討議したい考であります、潮底氏に此の事を伺ひます、併し私は十分に意見を交換して決し度いと思ひますから其の點申して置きます、(拍手)又會長、副會長にお聞き申しますことは議長無能なるが爲に取扱等を度々御開きしたと思ひます、偶々色々な指圖をされた如くに見られて、誠に剛氏に對してお氣の毒に堪へません譯で此の點お聞き申して置きます、何うぞ先刻申しました通り潮底氏、森川氏に御相談申度いと思ひます、何うか私の中しましたやうに森川氏の案を先に動議として御提案になつて頂き度いと思ひます。

(102)

○森川照太郎 私は昨晚動議として申した積りですが、あの場合言ひ誤りがあつたかも知れませんが又は議長の開き損ひかも知れませんが、併し私は動議として提出しましたから、賛成者がないと成立しないから賛成をお願い致しますと、いふことを申述べたことに依つても私の精神は少くも動議として提出したことは明らかだと思ひます、従つて其の要求しました折に此方側の席から賛成々と多くの聲が聞えたことを存じて居ります、恐らく従來の慣例に依りますと、動議は成立致しました、議長は其の際に動議は成立したと認める、といふことを御宣言あつて然るべきであつたと思つて居ります、従つて私のは動議であります。

○副議長(大田万吉君) 甚だ申譯ない結果であります、何ういふ風な動議に致します。

○森川照太郎 理由其他は多くなりますが、要するに、理事詮衡に對して行政委員會の再考を望む行政委員(藤田語郎君) 再「かう」の「かう」はどの「かう」ですか。

○森川照太郎 考です、斯うやつた字です。笑聲起る

○副議長(大田万吉君) 潮底君に御相談致して居りますが。

○潮底正敏君 私は昨日の理事問題に對する質問打ちりの動議は議員の議場に於ける言論の自由の爲に暫く保留致します。

「拍手」「公明正大」と呼ぶ者あり

其の代り昨日申上げました通り、餘りに其の討論が或は討論が後から續出すると其の時分には或

(103)

は其の動議の成立を直ぐお願ひするかも知れませんが、豫めお願ひして置きます。

○永安平吉君 實は森川君の先程の御提議は動議であつたか、ないかといふことは、成程動議の意味で仰有りになつたかも知れぬが、何うも汲み取り兼ねることがあつたと思ひます、動議提出の場合は斯ういふ意味に依つて動議を提出するといふことを附け加へられると大變、動議であるかないかと議長の方で汲取り易いと思ひます、何うぞ動議提出の場行は先に動議を提出するといふことを附加へて置くかと非常に宜いと思ひます。

○森川照太郎 謹んで永安君の御教訓を謝します、私は議事に不明の爲に先にお斷りすることを知らなかつたので、斷り損ひましたがさういふ事が本當の形式であるなら之から夫れを守ります。

○永安平吉君 私は形式に因れるのでありません。

「もう宜い」永安議員、「解つたか、解つたら云はんぞ」

○副議長(大田万吉君) 森川氏の動議が出ましたから、之を第一と致しまして、潮底君の動議は後に廻すことに致します「理事詮衡に對し行政委員會の再考を望む」之に御賛成のお方は。起立者六名 夫れでは議案と致します。

○古田治四郎君 會長に一寸お尋ねしたいと思ひます、民團の御用銀行は滙業銀行であると豫て聞いて居りますが、先程の事務報告に此の銀行に關する問題は何等事務報告中なかつたと思ひます

○副議長(大田万吉君) 後になすつたら何うですか、もう既に動議が成立つて居りますから、其の方は後からお尋ね下さい。

(104)

○行政委員(白井忠三君) 登壇 私は其の動議に就て質問したい。

「未だ許可して居ない」と呼ぶ者あり

○副議長(大田万吉君) 通告して居る方がありますから。

○行政委員(白井忠三君) 議長に通告を出さないと言言出来ないか、議場に立つて發言を求めてはいけないか、夫れはつきり極めて頂き度い。

○副議長(大田万吉君) 夫れでは何うぞ。(拍手)

○行政委員(白井忠三君) 登壇 私は森川君の動議に對して意見を申述べますが、其の前に先づ二つ三つ質問をしなければならぬ事があるのです、第一は提案者の森川君に質問したいのですが、昨日私が聞いた時の動議の内容容は、中島君が非常に立派な理事である、其の人を任期が來たからと言つて止めてしまつて他の人を入れるといふことは好いことでない、此の故に行政委員會はもう一遍考へ直せ、斯ういふ意味の動議であるやうにも聞えましたし、又三月十九日の松本氏を、理事に詮衡した行政委員會が僅か六名の行政委員に依つて行はれた、といふことに缺陥もあるし、疑問もあるやうだから其の點にも再考せよ、といふ風な二色の意味から、此の理事詮衡、といふことを考へ直せ、もう一遍考へて呉れ、斯ういふ意味の動議であつたと私は聞いて居りました、先刻のは理事の詮衡を再考せ

よといふ意味の動議であつたといふお話でありましたが、所が昨日聞いたやうに二色の意味の再考であると致しますと理事の整備を再考せよといふことは、成程再考せよ、もう一遍お考になつては何うだ、といふ意味ですから必ずしも不穩當ではないかも知れませんが、其の精神は民會から委託を受けて行政を執行しつゝある、行政委員會が適法に依つて執行した權限の内容に立入つてもう一度考へて呉れぬかといふので精神に於て私は餘り好ましくない要求であらうと思ふのであります、又將來にも惡例を遺すものではないかと思ひます、但し此の意味は潮底君が昨夜御つた如くに行政委員會で決定したことを二度も三度も考へ直すといふことはいかぬ、一遍決定したことは其のまゝやらなければいかぬ、此の理窟に於ていかぬ、と御つたことに就ては私は必ずしも不賛成で御座いません、行政委員會は固より慎重に審議して物事を決定して行きますから一度決した事項が、又動くといふことは固より避けなければならず、又堅む可からざることであります、と云つて一度決議した事だから何處迄も變へていかぬと窮屈に考へることも亦好い事ではないのであります、從來の行政委員會に於ても度々さういふ事はあります、最も近い例では最近に神谷組の問題に付ても一度行政委員會で決定致しましたが、監督官の御注意に依つて、其の時に缺席された行政委員の御意見を依つて更に考へ直した、といふ歴史もあります、極めて最近に於ては福久校手の退職慰勞金に就て一度決定した事項を又行政委員が考へ直して夫れを改めたといふことも御座います、之は又缺席して居ります、後から聞いたことで御座います、さういふ風でありますから、民會議員の多數諸君が一旦決定した行政委員會の決議は何處迄も變へてはいかぬぞ、と御註問をつけられることは御無理なものであります、但し民會の決議に依つ

て考へ直して呉れといふことは精神に於て行政委員會の權限を考へて時勢やでない、斯う思ふのであります、固より議案になつて現はれたものを民會で否決され、行政委員の意思と違つたことをする、之はあつて當然のことではあります、民會に提出すべき議案でない、行政委員會の權限に委されて居る仕事に對して適法に決議された事を再考しろといふ意味の御註問を出されることは私は餘り穩當でないと思ひます、併し筒井君の昨晚の御議論の中にあつたかないか（笑聲）新聞にもある通り十九日の行政委員會に於て金井委員から色々質問が出たりして、會の組織其のものゝ上に何等かの缺陷があるのではないか、といふ點の議論は十分考究の餘地が残つて居るやうに思はれます、此の意味に於てあの行政委員會の組織にも亦自然其の決議した結果にも及ぶことは固よりでありますけれども、先以て民會の註問し得る範圍はあの當時の行政委員會は適法に成立して居つたものであらうか、假りに之が法規の上から適法であつても政治道徳の上から考へて見たならば何等かの缺陷があるからか、若し森川君が缺陷があると思つて居る通りならば、あの日の行政委員會の成立に缺陷があるからと思はれますから此の趣旨で行政委員會に於て考慮あらむことを望む、といふ意味の御市亭ならば民會の議論をやつて差支ないと思ふのであります、未だ併し何ういふ意味に動議が變更されるか、さう直に賛否を決する譯に行きませんので、主として其の點に論議を變へると致しました時には色々田村會長にお尋ね申さなければならぬことがあるのであります、之も新聞を通じての事でありますから、新聞の記事に誤謬があるかも知れませんが、金井委員の御主張に對する田村會長の御答辯では、四人の者が辭表を出したといふことは總幹事代理から聞いたけれども、手續が正規でないから自分としては此の辭職を認めない、といふ御議論であつたやうに思はれます、次いで金井委員は貴下の手

許を通じないといふことは即ち貴下を不信任として居るのでないか、不信任であつたとしたならば會長は何等かお考によらなければならぬのでないか、といふ質問に對して、田村會長は既に辭職の手續が正規でないのだから、自分は此の辭職を認めず、從つて不信任も認めない、といふ御答辯であつたやうに新聞に書いてあります、此の點に就て先づ田村會長の御説明をお願いしたいのであります、但し何處も出たり引込んだり面倒ですから、結論を、新聞記事の精神と餘り違つて居らないものと致しまして、進めて宜しう御座いますか。

○行政委員（田村俊次君）はい。

○行政委員（白井忠三君）然らば昨日此の議場に於て形式は決議でも何でもなかつたのですが、森川君から辭表提出の手續を監督官廳にすることは違法でない、（會長の手許に出すべきものなり）といふ貴下のお考は、夫れはお考違ひであるといふことを森川君が論斷して、別段御異議も無かつたやうであります、夫れも此の點に就ては法規の上から當然行政委員の辭職は監督官廳に出すべきものである、行政委員會長の手許に出すべきものでないといふ意見であります、簡単に申せば行政委員會は内閣ではあります、大命を受けて總理大臣が閣員を組織するのと違つて、民會から選出された行政委員は監督官廳の許可を得て極まるのであります、其の行政委員が集つて自分等を統率する自分等を代表する行政委員會長を選ぶのであります、即ち其の行政委員會長も行政委員が出來て後に出來る會長である、内閣の如くに内閣總理大臣が、陛下の大命を受けて内閣を組織すべき閣員を監督、奏請の上お許しを受ける、といふ形式とは全く異なるのでありますから、吾々行政委員は民會の選出に依つて監督官の認可に依つて就任するのでありますから、其の任を辭したい時には監督官に辭表を提出するといふのが正當の手續であるのであります、此の點に若し田村會長が御同意になるとすれば、あの晩其の辭表は違法であるから辭表を認めないと言つてお進みになつたといふ第一歩に誤りがあつたといふことになると思ひます、しかして見れば本日其事情が何れにか明らかになつて私共の辭表の提出が違法でない、又私共の辭表提出の理由が不信任である、此の二つの明白なる事實が確定した時に於ては、當夜會長が金井委員の交際の質問に對してお答へになつた其の理由が全く引續返つて來るものであります、此の結果は其の晩の行政委員會の議事を進めて行く上に重大な影響があつた筈でなければなりません、何故と云へば金井氏が若し會長から、いや、あの辭表は正式の辭表だ、四人から出た辭表の理由は不信任であるといふことの宣誓を會長が爲すつたならば、金井氏は果して何ういふ態度に出られたかといふことは今日では向澤山疑間の餘地があると思ひます、して見るに當夜金井氏からの質問に對して會長が固より故意ではありませんが、お考の違ひなり又は思ひ違ひなりから下された説明に基いて此の理事整備をされて居つたといふことになつては、行政委員會の組織といふ上に何等かの缺陷がありけしなないかといふ疑を起すことは當然であると思ひます、此の意味から私は不統一といふことが明らかになつた場合に會長は何ういふ風な責任を取るといふお考を持つて居らつしやるか、又行政委員四人から、四人の場合もありませう、三人の場合もありませう、一人の場合もありませうが、現在起つて居る問題として、四人の行政委員から不信任の意を表せられた場合會長は如何なる御處置を取るか、此の二點の質問であります、昨夜色々な質問應答の中に會長は、四人の辭表の理由が不信任であつたことは今日明らかになつたが、聲明書の上に現はれて居る所から見たならば、薄弱な理由と認めるに依つて、斯くの如き不信任の意を表されても自分は何にも考慮する

許を通じないといふことは即ち貴下を不信任として居るのでないか、不信任であつたとしたならば會長は何等かお考によらなければならぬのでないか、といふ質問に對して、田村會長は既に辭職の手續が正規でないのだから、自分は此の辭職を認めず、從つて不信任も認めない、といふ御答辯であつたやうに新聞に書いてあります、此の點に就て先づ田村會長の御説明をお願いしたいのであります、但し何處も出たり引込んだり面倒ですから、結論を、新聞記事の精神と餘り違つて居らないものと致しまして、進めて宜しう御座いますか。

必要がないと思ふ、といふ意味の御答辯があつたことを聞いて居りましたが、不信任の意を表することの價值があるかないかは會長のお考に屬すべきことでなくて、私共が不信任の意を表する所の形式から見て極まることである、例へば帝國議會に於て内閣不信任の決議案を通過した、其の不信任案でないのだから、俺は辭職しないといふ理論は立憲國に於ては通らないのでありまして、私共辭表提出の理由が會長の御意見に於ては何等價值のないものであるとお認めになつても私共の辭表提出は會長の不信任だといふことをお考にならなければならぬ、其の不信任の理由の内容が何等價值があるとかないとか、といふことは不信任案を提出された場合に明瞭な理由にはならないのであります、要するに行政委員會長が自分の統率して居る行政委員から不信任の意を表せられた場合、會長としては如何なる御處置をお取りになりますか、夫れが今申上げる一つ今一つは、行政委員會が不統一に陥つた場合何ういふ處置をお取りになるお考であるか、而して其の不統一といふことは無論四人の辭表提出することに依つて、明らかに不統一といふことは茲に更に議論をする迄もないことだと思ひます、森川氏の御答辯並田村會長の御答辯を得ました上で、私は森川君の動議に對する更に賛否の意見を申上げ度いと思ひます。

○行政委員會長（田村俊次君）答覆

白井君の御質問にお答致します、行政委員が辭職をします時に、其の辭表を直に監督官廳の所へ會長の手を経ないで出すといふことは違法であるかないか、昨晚私が申上げました通り、私はよくさういふことは知らないけれども、普通は先づ第一に會長が居れば會長が行政委員を統率して居るのでありますから、其の統率者の會長を経て出すべきものであらうと之は自分の常識で考へて居つたのであります、併し乍ら法規にも何にも必ず會長を経なければ違法であるといふことは

書いてありませんから、無論之を出す人が會長を経やうと、官廳に直に出しなうと何方でも宜いと思はれます、其處で昨日は私には解らないから教へて貰はうと申上げた時に、森川君が夫れは違法でない、といふことを教へて下さいましたから私は夫れでさうかと思ひました、其處で其の辭表を出したことは違法でないといふことも承知致します、併し乍ら如何なる理由で辭職をされたかといふことは私は實は知りませんから、總領事に聞きました所が「一身上の都合が」いふことである、斯ういふお話でありましたから何ういふ事情か知らないが、兎に角四人の都合が一身上の都合で辭職を申し出でられたものと私は想像したのであります、其處で行政委員の或者が假りに一人一身上の都合で辭表を出された場合に、會長は之を不統一として責任を持ちますか一人も四人も同じであります、偶然四人の行政委員が同時に一身上の都合が起つて辭表を提出しました時に、之は四人であるから不統一である、之は一人であるから不統一でないといふことが常識で云へませうか、若しか自分の裁いて居る會長に不信があつて、彼奴を何うかして止めさせてやらう、一つ何か落度を見付けてやらうといふ、先づ茲に悪い行政委員があつたと思ふ、幸ひに此處には居りませんが、さういふものがあつたとして、「よし、一寸俺は一身上の都合で辭表を出してやらう」さうして一人が辭表を出した、之は何うも不統一だ、會長申譯ないから此の責任を負ふ、斯う云つた時には殆ど會長といふものになりてが無くなつてしまふ、恐らく會議政体に斯くの如き事があるであらうか、又會長不信任の理由を表示するならば、斯ういふ理由で會長を信用しないといふ會長不信任の理由を行政委員會に於て述べて（同感）（拍手起る）さうして行政委員會に於て、成程之は會長を信用しないのも當然である、と多數の意圖があらしましたならば會長は潔く其の責めを受けるべきであります、併し乍ら其の不信任を表示しましたのは既に十九

(111)

日の行政委員會の済んだ後であります、今金井君が何うのと言はれましたが、あの席で金井君は會長の手を経ずして官廳に辭表を出したのは之即ち會長を信任しない譯でないか、僕も解らんけれども、皆さんにまあ相談をして見やうといふ意志であつたのであります、僕にもよく解らんが或はさういふやうにも取ればせんかねといふ相談であつたのであります、金井君は成程さうかも知れない、まあ普通は行政委員會長の手を経て出すべきのを會長を出し抜いて出した苟も法規に明るい経験のある白井君が會長の手を経ないで出した所を見れば、會長の手を経るのは我らはしいからすぐ官廳の手に出したのかも解らん、其の時はそんなやうな事で何方も此方も想像であつたのであります、けれども今お話のやうな官廳に直に辭表を出すのが差支ないと思へるならば一身上の都合でも官廳に直接出した爲に會長の不信任、といふことが証明される譯でありますか（拍手）其處で當夜十九日に成程私は一身上の都合で辭せられたことにしても兎に角「理事の諮詢」といふ議案を通過したのであり白井君始四人の方は殆ど一身を犠牲にしても中島理事を挙げやうとして居られしかも未だ行政委員の公器を持つて居るらあの當日出ない筈はないと私は信じて居りました、（然し）必ず出られるであらうと思ひました、（豆田）らんや、御缺席になつたのであります、上野君は缺席するといふ通知を出されたさうであります、私は夫れを拜見しませんでした、でありますから四人ともお出になる事と信じて居りました、所が其の當日になつて四人が見えない、其處で金井君は何うも六人で此の事を決定して宜いだらうか、兎に角もう一遍四人に出て貰ふやうに話したら何うか、と之も御相談であります、決して金井君は主張されません、私はさう思ひました、成程之も一理あるからまあ一日延ばしてさうして四人の人に話をしてもう一遍出て貰つて十人の所で行方が實際自分としては夫れが理想である、と考へましたが、併し又中には「併

(112)

し何うもさういふ風なことをしても多分出られやすまい、多分出ない」成程夫れは想像でありましたが、今日になつて見れば信用をしない會長の招集した行政委員會には出ない、といふ積りならあの時百日経つても一年経つても出でならない筈である（拍手）夫れで行政委員の多數は兎に角之でやらうでないか、といふ意見でありました、無論會長は多數の意見に依るのでありますから、然らば之で決行しやう、又金井君も同意されたのであります。

其處で行政委員十人の過半数を以て行政委員會が成立するといふ法規に依つて六人の行政委員でありますから、茲に行政委員會は成立したのであります、さうして合法的に行政委員會は成立致しました、官廳も之を認めたのであります、あの時若し形式が不合理の成立であつたならば官廳が必ず之をお止めになるのであります、（とや／＼）（拍手）して見れば十九日の行政委員會は立派に合法的に成立したのであります、議案の如何は問ひません、其の立派に成立した行政委員會に於て私は飽迄最初から主張して居りました通り所謂白井君以下の一派が何うしても出さうとした中島理事を第一の候補者に致しました、之を候補者に挙げました、無論私は中島理事は理事になつても差支ないと思ひて居りますから自分からあの詮衡に對しまして中島君を候補者に挙げました、夫れから松本君を候補者に挙げ、松村君を候補者に挙げて、三人の候補者から六人の行政委員會に於て之を詮衡したのであります、所が多數を以て松本君が當選するならば、合法的に成立した行政委員會に於て最多数を以て當選された松本君は無論後任の理事と宣言して差支ない、之を若し合法的でない、或は合法的の行政委員會でない、とは何ういふ理由を以て何ういふ法規があつてさういふことを云はれるか甚だ私は之を不審に思ひます、（拍手）さうして夫れを再び再考せよとは何の意味か、あの行政委員會が何が不純かあの時の行政委員會の決議はもう一遍考へ

たら宜からうといふ意味が解らない、之を森川君に何はうと思つて居つた、再考せよといふことはもう一遍やり直せといふのか行政委員長を止めさせてあの行政委員会をもう一遍やり直せ、田村を止めさせて、新しい行政委員会で、決議を爲せといふことか、もう一遍あの通りで行政委員会を開けといふことか、再考といふ意味が私には解りません、(同感)之は森川君にお尋ね致します。

といふやうな譯で今日井君のお尋ねの要點は私の回答で解つたらうと思ひますが、私としてはあの十九日の行政委員会は立派に成立して官憲も之を認め、さうして決議したことは少しも差支ないと思ひます、之を更へる必要はない、又變へるといふことになれば實に合議政体の破壊であります。(拍手)

尙此の理事の詮衡に就きまして御不審があるならば何とでも申しませう、序に申します、會長の不信任といふことを先程も伺ひました、會長の不信任の理由はあの聲明書にもある通り、今日井君の云はれる通りでは頗る薄弱であります、何故ならば、私は既に先程も聲明致しました通り、始は中島君を出すといふ考でありました、終まで中島君を出すといふ考でありました、出すといふ考だから中島君を候補者に入れて置きました、初も終も中島君を出すといふ考でありました、又無論初は候補者として中島君一人であります、一人であるから中島君を候補者として理事に再選すると考へたことは無論其の通りであります、併し乍ら昨日も申上げました通り兎に角中島君を排斥しやう、再任さすべからず、といふ有力な聲も聞えて居る以上は私は會長として私は中島君を無理に候補者に推すといふことは何うしても公平な處置でないと思ひました、日井君は此處で言つて矢張り知りませんが、兎に角自分の考へた事は正義である、自分に

(114)

反對するものは不正義である、自分のやる事は何でも宜い、自分に反對するものはみんなけな、といふやうなお考を以て言はれて居るやうであります(拍手)中島君を再選してはいけな、といふ聲も大分あります、其の聲が皆不正であるといふことは甚だ不穩當であります、(ヒヤ、ヒヤ)(拍手)して見れば反對の聲も皆々尊重しなければなりません、日井君の意思も私は尊重して居ります、併も夫れに同意して居ります、さういふ場合會長として採るべき道は、多數の候補者を出してさうして其の中から好いものを多數の行政委員で選定しやう、といふことより他に私は方法がないと思ひます、昨晚日井君は斯ういふ方法が好いとか悪いとか、私の採つた方法に就て御批判がありましたが、之は、見解、意見の相違で、私の採りました方法はあの場合に於て最も公平なる、最も純理論に基いた方法と自分は信じて居ります、若し之が間違つて居るならば大衆の批判に俟つより他仕方ありません、さういふ方法方針をやつて來ましたが時に繰返すやうですが、松本君が候補に出ることになつた候補に出るといふ事は初は疑ひましたが、段々日を経るに従つて松本君の犠牲的精神を以て、段々條件を減らして無條件とするといふことになつたので愈々松本君を候補者に擧げたのであります、私は初め中島君を支持しながら後に氣が變つて松本君に移つて、松本君に氣が變つて中島君を落した、斯ういふ風に取られた、其の見方が甚だ變節である、嘘をついたといふ意味に於て斯くの如き會長は當にならない、といふ不信任は天下の常道に果して之が通るものか、通れば餘程常識に疑がある、私は此の意味を以て、私の採りました行動は、理事に對する行動は終始一貫少しも變つて居りません、途中で變つて、彼方についたり、此方についたり人の意見を聞いたりすることは決してありません、併し乍ら長い間色々考へたことはあります、といふのは松本君が理事候補になるか否かといふことが時々私に疑はれたからこ

(115)

そ、私の言ふことは變つたかも知れませんが、夫れは所謂松本君が出るか出ないか、で私の言ふ事が變つたのであつて、私の變つたのは他動的であつて自動的でないのではありません(笑聲拍手起る)之を以て日井君が會長が變節する、會長は嘘を言ふ、ぐる／＼變る、そんな會長は俺は嫌だ、といふことは誠に賢明なる日井君として甚だ理由が薄弱ではありませんか、薄弱である筈であります、他に大きな目的があるからです、(拍手)其の大きな目的を始めから明らかに云ふて、斯ういふ譯だから貴様を信用しない、と云はれ、ば私も男らしい態度に大に共鳴する、大なる目的をかくして置いて、誠に薄弱な理由を以て辭表を出されたことは實に日井君及他の三氏の爲に惜しむのであります、(ヒヤ、ヒヤ)拍手今日先づ表面に現はれた斯くの如き薄弱な理由を以てあの不信任ならば會長は決して其の責任を負ひません、と斷言を致します。(拍手起る)

○行政委員(日井忠三君)答壇
私は發言の前に議長に一つお願いがあります、先刻の大澤君のお話の中にもあつたやうでしたが、吾々四人辭職して民會をこた／＼にしてしまふ、といふやうなことは私共が中島理事再任論を何處迄も通すと民會を打壞す、意見の通らなかつた行政委員が、行政委員会に出席しないといふやうなお話があつたといふことをチラと聞きましたが、私共はさういふ考でないといふことを明言して置きます、從つて昨日來色々議論もありましたが、議論することは、斯ういふ重大な場合、斯ういふ重大問題が発生した以上は仕方ないことであります、行政委員長、行政委員としては出来るだけ會期を短くして進ませて行き度いといふのも亦當然な意見で、議論することを避けなければならぬと思ひます故に何うか本題外に耳つた場合、成るべく議題の中に行きやうに致し度いと思ひます。

(116)

其處で段々田村君なり大澤君なりから色々な非難がありましたが、私は此の際夫れに對して反駁的答辯をして徒らに時間を長くすることを止めます、只私は大澤君から幾々頂いたお言葉の中に非常に結構な頂戴ものがあつたことをお禮申上げます、夫れは何かと云ふと自分の目的は中島を引込めさへすれば宜いのだと、誠に明白に其の態度を明らかにして頂いて私共にとつて誠に結構なことです、中島君を私が推さうといふ所から非難を散々聞いて居りましたが、決してさうでない中島を再任させるといふことは中島といふ問題でない、罪のない理事を追出すといふことはいけな、といふ議論から出立したといふことを先程から申上げましたが、大澤君は「中島さへ引込ませれば宜い」此の立場で居らつたのだといふことがはつきりなつて私は大變結構な頂戴ものをしたやうに思ひます。

其處で會長にお尋ねしたことの要點をお答にならぬで幾々昨日の理事詮衡方針の又おさらびを聞かされて恰度二十五分程掛りましたが斯ういふ状態だと民會は三日や四日では濟まぬといふことになりましたから茲にもう一遍先刻の質問の書いたものを差上げますし、先刻の御答辯の中からお思ひ付いた點三つを新に加へて差上げますから御返事願ひ度い、「不統一の場合責任を何う取るか」「不信任を何う取るか」「不信任を表現せられた場合如何なる處置を取られるや」「私共の不信任に値打があるとかないとかは問題外で、私共の不信任に仙打があるかないかそんなことでない、不信任を表現せられた場合何うするかといふことを先程云ひましたが、先刻の御答辯の中に言つた事は、ない、といふやうな恰度女の喧嘩のやうなことを成可く問題としたくない爲に先程申しませんが、前刻の御答辯に依ると、私共の辭表の理由が一身上の都合といふことにあるといふこと

を先づ第一の論點として御議論になつて居りまして、一身上の都合といふことを田代領事が話されたといふのですが、田村氏は本日の理事問題に就てはお記憶違やうお忘れになつた事やらあつたやうに思はれますので、改めて私は「田代領事が私共の辭表を見せられましたか何うか」夫れから確かに田代領事から一身上の都合と聞き、他に尙語がなかつたか、何ういふ譯で辭表を出すのだと聞いたならば一身上の都合だと言つた以外、他の言葉がなかつたか、此の點であります、夫れから同時に、其の時に、之を認可するか、豫備を上任させるか、といふ點に就て領事に御相談がありましたか、兎に角此の五點を伺つて御答辯に依つて又お話し致します。

○副會長（勝田重直君）

只今白井さんのお仰有られる事は行政委員會等で既に問答をして居ないではない事項でありますのに拘らず、此の民會の席上で御質問にならないでも十分趣意は通つて居るものと考へますので（拍手）會長の御回答は御自由でございますが、只時間を取る許りで詰らないと考へますから此處でなく休憩の時にでもお尋ねあつて然るべしと思ひます。

○行政委員（白井忠三君）

藤田君の御意見にお答へ致しますが、之は私一個人が聞くのではありません、民會議員諸君が此の事情がよくお解りになつて皆さんが此の問題を研究される上の材料になるのでありますから私の獨斷的な解釋を申し上げますし、經過を田村さんに伺ひ度いといふ譯であります。

○行政委員會長（田村俊次君）

不統一の場合不信任を寄せられた場合の處置は私は先程お答へ致しましたから、お話する必要ありません。田代領事から白井君が一身上の都合で止められたといふ話を聞いただけで辭表を私は見て居りません、又私は田代君のさう云はれたことを信じましてさういふ事と思つて居ります、夫れから豫備上任のことに就て、田代君も、まあ兎に角之は一つ考へて置かう、第一許可するか何うするかといふことをもう暫く自分は考へて置く」といふお話しで、夫れから他には何うも私矢張り差障りして居るせいでか覺えて居ないのですが、何うも一身上の都合で止めたといふだけで後は何にも田代君から聞いて居ないやうに思ふのです、又意見は云はれたにしても大したことではないのでせう記憶して居りませんから、兎に角一身上の都合のみ止めたといふことで、僕へ之を持つて來たから預つて置くが、之を何ういふ風に處置するか未だ僕は考へて居ない、斯ういふお話しで、白井君も田代君をお見舞になりましたから田代君からお聞きになつたか知れませんが、只今記憶して居るだけは夫れだけであります。

○行政委員（白井忠三君）答壇

假りに問題を擧げてあるだけにはつきり御答辯になりまして誠に有難いのです、不統一の場合何ういふ處置を取るかといふことに對して、先刻お答になつたことは、あの場合不統一でないのだと云ふだけで、不統一の場合辭職する、不統一を纏めるべく斯ういふ手段を取るといふお話しは無かつたと思ひます、（問題外々々々）不信任を寄せられた場合如何なる處置を取るかといふ御返事は無かつたやうに思ひます、夫れで此の場合何う取るべきかと云ふと辭職すべきものと斯う極めます（笑聲）不信任と極められた時辭職するのが普通の取扱ひと思ひます、白井氏の意見聞く必要なし）其處で今皆さんがお解りにならないやうですから、先刻の議論をもう一遍繰返します十九日の行政委員會の成立の上に何等かの缺陷があつたかといふ點を研究する爲に此の必要があるのであります（拍手）缺陷があるかないかといふことを研究して行く道程として一つの

質問をはつきりしなければ議論が述べられない、其の爲に質問して居るので夫れが問題外と仰有る方は餘程頭が何うかして居らつしやるですね。（笑聲起る）改めて田村會長にお尋ね致しますが、度々會長が理事の詮衡といふことは重大問題だから十人の行政委員が揃つた時にやるといふ御聲明が屢々あつたのに田代領事から「四人が辭職したさうだ」「は、何ういふ譯ですか、一身上の都合とは何ういふのだ」之れだけの態度で、自ら何ういふ理由で止められるのか、といふことを尋ねもされず、調べもされずに行政委員會を開かれるといふことは、何時も十人揃はなければやらない、之だけ重大な問題だから八人でやつていかぬ、と云つた田村氏の取扱振りととしては大變其處に相違があるといふことを疑ふ。（拍手）

田村會長（夫れだけ返事しやう）

待つて下さい、何故六人の行政委員でも極めなければならぬといふ理由をはつきりとお話にならないのでせう、四人は一身上の都合で止めたさうだ、電話一つ掛けて見れば解りますし、一身上の都合だけならば呼んだら出て來るといふことは常識の判斷でも解る、電話も掛けて來なければ、出て來て呉れぬかとも仰有らずに出て來ないものと極めて掛られたのは何ういふ考ですか又昨日來出席しないといふ通告は自分は見なかつたと云はれる、私もさういふ風に見なかつたで済むならば總てのお話は甚だし難くなりますが、夫れは貴下の會長としてお取扱の中の一つの落度であります、吏員が貴下にお届けしなかつたのでありませんが、夫れは見なかつたか知れませんが、併今日では御覽になつて居らなければならぬ、果してさういふものが出たか何うかといふことを、今上野君から手紙が來て居るさうだから、上野君許りでありません、四人とも缺席するといふ意味の通知をあゝの通知書も一諸にお返して居る筈であります、夫れはまあ後棄の問題でありますから、兎に角今日迄十人揃はなければやらないと言つて居つたのに僅かに辭職の理由が一身上の都合といふ輕い理由であるに拘らず四人の人を揃へず此の問題を詮衡しやうといふお考になつたのは何ういふ理由でありますか、夫れを御答辯願ひます。

○行政委員會長（田村俊次君）

私は今其の理由もあの時の經過もお話したやうありませんか、同じ事を繰返すやうだが、兎に角あの時に十人揃はなかつたのは、詰り四人の人が出なかつたから十人揃はなかつた、詰り十人揃へなかつたのは出ない人が悪いので、出た人が悪いのぢやない、無論私は十人揃つた所でやるといふことにして段々延びて來た、さうして矢張り十人にちゃんとあの提案の通知はしたのであります、所謂招集したのであります、所が四人が出て來ない、だから六人になります、だから今お話ししたやうな順序を経て詮衡をやつたのです、若し六人でやつたのが悪ければ出なかつた四人の責任で私の責任でないと思ひます。（拍手起る）

○行政委員（白井忠三君）

私は此の上田村さんに確めて見てもお返事を得られないものと思ひますから最後の一言で此の質問を打ちますが、私は先刻自分は近頃差障りして居るから未だ他の話もあつたかも知れませんが、と御自白なつて居る、多分お忘れになつたと思ひますが、私共に田代領事は辭表を出したら、理事詮衡の行政委員が明日か明後日聞かれるだらうと思ふ、其の場合諸君は出席するかといふ話がありましたが、私共は出席する譯に行かぬといふお答を田代領事に致したといふことは昨晩申した通りであります、此の言葉を聞かれてさうして何うしても四人の連中が幾等云つても出て來ないといふお話しがあつたからこゝろ々な手續をなさなかつたのでないか、（不）一定夫れから私

(118)

(117)

(120)

(119)

がお尋ねしたのは十人の中六人出たのが悪いとは言つて居りません、六人でやつたのが悪いとも申しません、只後の四人が辭表を出した理由は、たゞ一身上の都合位ならば誰が考へても電話一本かけて來て呉れる譯だし、其の都合なるものが、明日になつたらよくなるのかも知れないから其の點を明らかにして後行政委員會を開かうといふことを極められるのがお採りになる處置であるに拘らず、併も行政委員會を十九日に開くといふことをお極めになつたのは私共の辭表が田代領事に出た日の午後でありますから、當然私共の辭職の事を御承知の上で開いた行政委員會なんでありまして、して見れば四人の辭職の理由が一身上の都合ださうだ位でお放り離して進めて行くべき問題でないのではありません、もう少し親切にお取扱になるべき問題であります、行政委員會を統率される會長としては行政委員會を統率される會長の職命は行政委員を繰めて行くといふことであります、四人が辭表を出した、其の理由は一身上の都合ださうだ、其の位ならば何ういふ一身上の都合があるか、此の重要な理事設備になつて君等に辭表を出されて困る、藤田君は之を優越觀と云はれるがさういふ譯ではありません、何んな人でも當然さういふ處置を取るのが會長の責任であらうと思ひます。(拍手)

夫れをなさらずに於て、六人だけで行政委員會を開いた、之は甚だおかしい動機があつたと私は斷定致しまして此の質問を打ち切りませう。

○行政委員長(田村俊次君)

私は最後にお答を致します、さうして自分は悪いことをしたけれども、之は監督者が悪いので吾々が悪いのではないといふの少しも變りがないと思ひます。

○森川照太君 私はい井君に答へる義務と田村君にお答へする義務がありますから、お答へ致します。(登壇)(拍手)

い井君は先刻私の動議に就て色々の質問をされましたが、一寸要點だけを控へて置いたのですが其の中色々の名論が出たので少し曖昧になりましたが、第一には「行政委員會が合法に決定したる所のものを民會で之を否任するといふやうなことは穩やかでないといふことを仰有いました、(其の通り)穩やかでなくとも差支はございません(笑聲)若し穩やかでないとお認めになる方があるならば穩やかでないといふお言葉を甘んじて受けます、元々穩やかではございません、序に田村君に(笑聲)お答へ致します、貴下は此の動議に大膽先刻はお腹を立てて此の境上で甚だ不愉快なやうに感じられたやうにお見受け致しましたが、若し貴下がお腹を立てて下されば私の本望です、私は確かに穩やかでない決議をしたものです、勿論斯くの如く合法に決定したる決議を容易に翻し得るものとは思つて居りません、然るにも拘らず斯くの如き決議を叩きつけられたならば、其の行政委員會は重大なる責任を感じすべきものであります、其の時に考へなればよくお解りになることと思ひますが、此の決議は始から其の約束のものであります、行政委員會に處決を促すと同様のものであります、故にい井君の折角の御勸告であります、穩やかでないと仰有いました

が甘んじて其の責を受けます。

(社長)と呼ぶ者あり)

社長ではありません、八百長であると思ひます(笑聲)昨日私が出した動議を今日い井君が翻す

といふやうな事で黨派と云ひませうか、私は大澤君ではありませんが一人一黨(笑聲、拍手)従つて斯くの如く連絡もなく斯ういふ風な場面を現出するのであります、之は吾々一人一黨是々非々主義であるといふ良い證據でございます、(拍手)もう一言い井君にお答へしたい。――(快々で)一寸お話をいたしました、――委員會の構成といふことを此の問題の理由の中に含ましたら何うか、といふお話がございました、併し乍ら私は先刻議長に申上げた決議案には理由がございませぬ、只行政委員會に「再考することを望む」といふ決議案です、故に其の理由が委員會の構成分子に不足があるので、決議案自身がいけないといふことも、何方でも若しくは何方でも差支ないのであります、い井君は行政委員會に委してしまつたものを民會で否決したり何ぞしたらいけないといふことをありますが、私の考では行政委員會に委任したる事項でも行政委員會が餘りに間違へた決議をした場合に於ては委任をした本人たる民會は、委任した行政委員會に對して、其の委任を取消す権能があるだらうと思ひます、若し然らざれば委員會に委したのでといふことで、行政委員會がどんなことをしましても民會は黙つて指を擡へて居なければならぬといふ無理が成立することになります、夫れではいけないと思ひます。

(永安議員 同感)

永安君の御賛同を行つて甚だ欣快とする所でありまして(拍手)民會議員の多數諸君が、私の意見に御賛成であるならば此の動議を出すことが穩やかでないといふことではなくなります。

(永安議員 同感)

尙更結構であります、従つて私はい井君に一步を譲つて置いて、理由は兩方の理由として、「行政委員會の理事設備に對して再考することを希望す」といふ決議を希望します、此の場合に於ける

此の決議が御賛成であるや否や、之は致し方御座いませぬ、従つて田村君が、會長を止めるとか何とか云つたといふことを仰有いましたが、私は昨晚さういふ事を述べたことは御座いませぬから、其の御記憶の間違つて居ることを指摘して置きます。

○副議長(大田万吉君)

午後九時三十分休憩

午後十時再開

○副議長(大田万吉君)

森川照太君 昨夜來私は行政委員會の再考を促す、といふ動議を提出して居りましたが、此の動議に反對のお考を持つて居られる方々から若し私の主張したる根據に於て若くは其他の理由に於ても、私の動議を固執するに於ては、勢ひ中島君の今日迄の職務上の問題に就て論議しなければならぬやうなことになる、夫れは誠に好ましくないことである、私人として友情を持つて居られる方もある、公開の席上に於て斯くの如き問題を公にすることは誠に好ましくない傾向であるといふ誠に紳士的なお申出がありました私は誠に御尤もな申出と存じましたから私の動議を撤回致します。(拍手)

併して行政委員會に於ては私の希望としてお聞き下されば私の本懐でございます、尙私の動議に賛成の意を表して下さつた方々に對しては誠に勝手に動議を撤回致しまして相済みませんが、右様の事情を諒とせられて曲げて御賛成あらむことをお願い致します。(拍手)

○行政委員（石川 通君）

私は森川君の昨夜の御質問に對して私からお答する積りで居りましたが、只今森川氏から今お述べになつた理由で御撤回になりましたから、私も私の云ひ度いことが未だ少しありましたが、之も亦時間を取つて無駄と思ひますから私もお答を撤回致します。（拍手）

○潮底正敏君 私の前日出した動議は理事問題に關する討論終結のことを出してありますが、満場の諸君が其の動議に採決を取らずに賛成して下さつて、此處で其の動議は成立して居りますもう質問をお止めになつて下さることを希望致します、然らば私の動議を撤回致します。（拍手）

○行政委員副會長（勝田重直君）

我が租界の平和の爲に昨日開會の機頭にあつたとして、一言申上げて置いたのですが、果して然り可成り昨日來端なくも理事問題を中心と致しまして議場は紛糾に紛糾を重ねまして、行政委員各位から色々其の御説明があり、又皆さんから色々御質問もありましたが、其の問答交換されしたる言論の中に私の始めて聞く意外なことがあつて驚いた次第であります、皆さんも我租界の平和の爲に一心にお働きになつた結果さういふやうな紛糾を見たものと私は善意に解釋して置きます、只今會長からお話もありましたが、云ひ換へて見ますと、十人の各行政委員の間に於ける何うも連絡もなく随分不統一であつたといふ結果であらうと思ひます、假りに行政委員諸君の間にさういふやうなことがなくして圓滿に事が運ばれたならばより以上昨年の議事も色々行政に關することも進捗したことと思ひます、例へば三回行政委員会が開かれて十の議題が行はれるならば若し假りに圓滿な状態で行はれて居つたならば二十も三十もの議題が進行したことでありま

(126)

せう、従つて昨日田村會長から色々事務に關する報告がありましたが、あの内容もあれ以上豊富なものが出たかも知れない、又今日以上立派なものが出たかも知れません、假りに私が希望するやうな行政委員会であつたならば、議場も昨日來斯ういふやうな紛糾を見ずして進んだであらうませう。昨晩傍聴人のある一人から斯ういふことを承つたのであります、自分は天津に十年居るが今度始めてだ、私も誠にさういふやうに思ふのであります、何方にしましても其だ面白からぬ斯ういふ結果を招いたといふことに就きましては吾々行政委員として又行政委員会として相當の御責任があるだらうと思ひますのであります、就きまして遺憾の意を表されますか、何うでありますか、其の點を御質問上げます、尙過去のことにて彼を申上げるのは消んでしまつたこととお考の方もありませんが、私は將來の事に就て今後共さういふやうなことがあるならば面白くないこととありますから、將來のことに就て何ういふお考でありますか、其の點を質問と致し度いと思ひます。

○行政委員會長（田村俊次君）

藤田さんの御質問は、行政委員会は不統一だから會長は之に對して遺憾の意を表するかといふのであります。

○行政委員副會長（勝田重直君）

さうでございます、之は理事問題とかさういふものでありません、議場に色々斯ういふ紛糾を來したことに就きましては矢張り行政委員会として御責任があるだらうと思ひます、夫れに對して何ういふやうにお考になりますか、夫れを承り度い。

○潮底正敏君 私は今の動議を撤回したのもさういふ問題をきかない爲に撤回したのであつて、若

しういふ質問が出るのであつたら撤回しなかつたのです。（拍手）

○行政委員副會長（勝田重直君）

私は理事問題に就ての動議と思つて居りました。

○潮底正敏君 關係して居ります。

○行政委員副會長（勝田重直君）

夫れは意見の相違であります。

○砂田 實君 私は議長にお願いしますが、只今の瞬間に於ける民會議員の氣分を議長お察しになりまして適當に問題打切りといふことを議長から此の議場にお諮りになつたら何うです。（拍手）

○行政委員會長（田村俊次君）

私は只今勝田さんの御質問で行政委員会として別に遺憾の意を表する必要はないと思ひます。

○行政委員副會長（勝田重直君）

夫れで解りまして御座います、御答を聞くだけでございます。（拍手）（進行々々）

○副議長（大田万吉君）

森川君の動議撤回、夫れから潮底君の動議撤回、之で終りました、次で民團事務報告の御承認が願ひ度いと思ひます。

○植前 香君 本年二月二十日理事問題に關する會議は秘密會でありましたが、或は秘密會でなかつたか、會長にお尋ね致します。

○副議長（大田万吉君）

之は打切つて。

(127)

○植前 香君 理事問題ではありません。

○行政委員會長（田村俊次君）（議事に關係なし）と呼ぶ者あり）

どんな議案でしたか。

○植前 香君 議事の内容でありますか——二十日か十九日でございますが。

○行政委員會長（田村俊次君） 先月

○植前 香君 二月ですから無論先月です。

○行政委員會長（田村俊次君）

大抵人事の問題です、秘密會であります、若し二月二十日が人事の問題があつたら夫れだけは秘密會になつて居ります。

○植前 香君 秘密會の議事の内容が翌日、之こそ二十日でせう、天津日報の紙上で發表されて居りますが、會長は之を御承知でありますか。

○行政委員會長（田村俊次君）

夫れ一寸お答致しますが、此の秘密會の内容は之迄もう多年の習慣か何うも洩れますね、私は實際困る、何處から洩れるのか、何うも翌日直ぐに記事に出てしまふ、實は最近田代領事とも話して何うも此の取締り許りとは洩れない、何うしてあの秘密會の議事が洩れるのか秘密會が秘密會の要をしない、誠に困つたものといふので、私は夫以來吏員の者は勿論、行政委員各位にも御注意して居りますが、秘密會の議事の洩れますのは決して二月二十日許りでありませんでも何年以來さうであります、誠に困るのであります。

(128)

(129)

○行政委員会（佐々木議員、會長が今後大に取締れば宜い……）
最近さういふ話が出てきて今後お互に注意しやうといふことであります。

○行政委員（藤田諸郎君）
只今の質問の秘密會の問題は、私の考では議事を議する間秘密會であるが結論は秘密會の事項でないと思ひます、行政委員會に於ける新聞記者といふものは各行政委員の言論を離れて居る、各行政委員の名を留めた京津日は三月十九日の紙上で金井行政委員云々と言つて書いてある、止められるだけの規則があるのだけれども餘り問題が小さいから其のまゝにしてあります。

○副議員（大田万吉君）
會長の事務報告全部の御承認を願ひ度いと思ひます。

（賛成）（賛成なし）（拍手）（進行）

○森川照太郎 會長からの御希望もありでせうが、只今迄事務報告に對する話は大抵理事問題に限定されて居つたやうに記憶して居ります、さうしますと、夫れ以外の事務に關する質問も相當あるべき筈のことと思ひます、（同感）從つて今直に理事問題だけは終へたらと云つて、事務報告に關する質問打ち切りといふことは御希望でないと思ひます、從つて私は假りに會長からさういふ御希望を議長に申されたとしても暫時質問をお許しになるだらうと思ひます、會長も頷かれて居るやうですから。

○行政委員会（田村俊次君）

今森川君の仰るやうに理事問題打ち切りになりましたが、他に事務報告に就て御質問があります

なら何ひ度いのです。

○植前 香君 只今私の秘密會に關する質問に對しまして藤田行政委員から京津日日新聞に關する質問を受けましたが、之は行政委員會から同社に向つて交渉すべきものであつて此の議場で聞く必要はないと思ひます、之は甚だ行政委員の体面に關すると思ひます。

○行政委員（藤田諸郎君）
問題が小さい。

○佐々木敏丸君、昨年十二月七日の新聞で拜見致しました會長の施政方針であります、其の施政方針は第一「紊亂した租界を改める」夫れから「放漫なる財政の緊縮」といふことが、會長自らは述べて居られませんか、多分さういふやうな御意譯だと新聞に出て居つた筈です、第二には租界が疲弊して居るから電燈料を値下げする、或は飲上水を安價で皆に配給するといふやうなことが出て居りますが、私の考へる所では例へば網紀肅正とかいふことは何ういふことが解りませんが福久技手が昨年解雇せられました、或は自分から退いたのか夫れははつきりしませんが、兎に角先生は八年五ヶ月勤めて居ります、所が八年五ヶ月勤めたのをさういふ計算で辭職手當をやつて居るに拘らず。

（夫れは當り前ぢやないか）と云ふ者あり）

喧しいわい、行政委員會の決議になつたものを或委員のお方の申出に依つて其の決議を撤回して改めて夫れを九年に繰上げて福久君に其の手當をやつたと私は聞いて居ります、夫れが果して網紀肅正か、私には何うも疑はれるのであります、夫れなら福久技手が非常に眞面目に勤めたかと聞いて見ますと、さうでもない、何處か手落があつて、さういふ法にない、詰り民團法にないこ

(131)

とを行政委員會で出したといふことは何うも餘りに網紀紊亂したものと思ふのです、夫れから第二には福久技手が居つた其の宿舍の二階に大川某といふ雇員が居るさうです、夫れが福久氏が歸つてから中々其の家を空けなんださうです、さうしてそれを民團の方から空けて呉れと言つたらば夫れは今の副會長から何とかお話があるだらう、僕は副會長と色々の關係があると云つて其の家を空けなかつたさうです、夫れに深い理由があるのか、夫れは副會長から御返事願ひ度いと思ひます、夫れから今後會長の施政方針の中にあります電燈値下げは今度の豫算を見ますと尙下げて居らぬと思ひます、夫れは昨年値下を行政委員の方から豫算に出ましたけれども、夫れは下げて貰はないで宜いと皆から否決されて居る筈であります、第三番目に水道料金を安くする、といふ會長の御意見ですが、私の考では夫れは前行政委員が發案された所の井戸だらうと思ひます、其の井戸は田村會長がやられたのではなく、前年度に計劃されたのであつて、夫れは繼承事業に過ぎぬと思ひます、夫れから何か他に會長の仰る施政方針の中に吾々に對する辦法があるなら夫れを私は聞き度いのであります。

○行政委員会（田村俊次君）

先づ福久技手の事からお返事致しますが、福久技手が退職しますに就て、當時中島理事からは其の勤勞年限であつて、是々の功勞がある、といふことを行政委員會に出しまして、其の申出に依りまして、行政委員會は其の退職手當や何かを極めたのであります、所が其後何うやら變な、在職中に妙な噂があるといふやうな話が出ましたので、之は或は行政委員會が知らず其の功勞を賞揚して之だけやつたものとするといふ其合が悪いが、所謂網紀肅正の上から一應調べて見る、兎に角決議になつたけれども會長が調べる間一寸之を決定することを待つて呉れ、と私の方から

(132)

も望みまして、さうして色々な方面を實は調べたのであります、相當日子が費まして、調べた結果は噂に上つて居つたやうな不正な行爲は無い、決して夫れが爲に在職中の功績を云々するやうな事實は無かつた、といふことを會長は認めまして安心したのであります、所が恰度調べる間の日數を理事が申出ました日數に加へますと、行政委員會で極めて居ります八年何ヶ月が恰度九年になります、其處で其の九年の勤勞年數として又在職手當を變更したのであります、さういふ事實でありますから別段に其の他には何の情實もないのであります、夫れから電燈や用水の供給を安くしやうといふのは矢張り今後は電燈を安い値段で行くやうにしたい、夫れから水道の如きも安い料金で飲めるやうにしたい、といふ希望であつて、「する」とは私は申す勇氣はないのであります、出来もしません、夫れから今佐々木君が用水云々といふことを今やつて居る堀井戸のやうにお取りになつて居るが、夫れは將來井戸を掘つて水道を造れば安く水が飲める、良い水が安く飲めるやうな考で云ふたかも知れませんが、堀つて居ります井戸は私が堀つたから私が之から安く皆に配給する意味ではないのであります、兎に角成るべくさういふものは安く飲めるやうに安く電燈を使へるやうにといふ希望を云ふたのであります、必らずさうすると云ふた覺もなし又云ふべきこともないのであります、多分さうだらうと思ひます、私はさういふ希望だけは述べて置きました、でありますから今度は豫算の中の水道料も別に下げて勘定してあります、電燈も其の通り。

○佐々木敏丸君 只今田村會長のお話では福久君は今年の一月か二月に遣入つてやめられたといふお話であります、福久君がやめるといふことは去年の九月に申し出て居る筈であります、ですから三年の十二月一杯でやめるといふことは九月から解つて居つた筈であります、もう一つは福久

君は何も悪いことをした事はないと貴下は仰有いますが、夫れに對しては土木課長、書記夫れから理事の三名連名した覺書なるものが行政委員の手許に出た筈で、私は知つて居りますが、斯ういふものがあるませんか、若しなないと仰有るならば私は或手段に依つて夫れを調べて見やうと思ひます、私は多分あつたと聞いて居ります、夫れからもう一つ別にさういふ人間に對して夫れを調査する時日が九月から十、十一、十二、本年一月に入つて先生が無斷で先生一人で旅行したのですが、計算を九年に見積つて我租界は先生に對して夫れだけして報酬及手當をやらなければならぬといふことを私は疑問に思ふのです。

○行政委員會長（田村俊次君）

お答致します、昨年九月の事は、責任を回避する譯ではありませんが、昨年は行政委員として聞いたことでもありますから私はよく覚えて居りますが、福久君は度々辭表を出して居りました、二三度辭表を出したやうに聞いて居ります、私が取扱ひましたのは私が會長になつた十二月後でありますから其の點に就ては私も聞いては居りましたが、實によく記憶して居ります。

○佐々木敏丸君 只今會長は福久君から何回も辭表が出て居るといふお話ではありますが、福久君は未だ一度も辭表を出したことがない、現在も辭表は出て居らぬ筈です、夫れは何かのお考違と思ひます。（君は行政委員か）

○行政委員會長（田村俊次君）

何度も辭表を出したか夫れは知りませんが、辭任は申出たさうです、私も行政委員の時福久君が辭任を申出たといふことを中島理事から聞いたやうに思つて居ります、十二月後に愈々辭任する、

(134)

(133)

夫れから理事は之を今度は許した方が宜からう、といふ申出で愈々其の詮衡をした譯であります其の時に何か今のやうな話が出たので、（曖昧なまゝ）十二月前のは實際曖昧です、十二月後の福久君のことは今申上げる通り前行政委員会から引繼の仕事でして、私は行政委員でありましたから其の點はちよい／＼聞いて居りますので連絡はありますが、十二月以前の事は少しばんやりして居ります、曖昧であります。

○佐々木敏丸君 福久君の質問は何か不正の事があつたかないかといふことをお尋ねしましたが、夫れに對して未だ何等答がありませんが、

（あつた）

○潮底正敏君 今佐々木君が福久君が辭表を出して居るといふことをよく知つて居ると云はれたが何うして知つて居るか答辯願ひます。

○佐々木敏丸君 夫れは知つて居る、租界局に行つたら解る。

○潮底正敏君 よく知つて居るといふのは何うして知つて居るか、さういふ曖昧な噂を聞いてやるなら止めたら宜い。

○行政委員副會長（勝田重直君）

只今佐々木さんからお尋ねに對してお答致します、私と大川とは友達でございます、夫れだけの事實は貴下の仰有られる通りでありますけれども他の事に就ては全く反對なんでございます、私は大川に對して民間から借りて居るあの家を速かに返さんが爲に宿屋へでも越したら何うかといふ勧告を致して居ります、現在もさうして居りますけれども或は未だあけないかも知れません

夫れだけでございます。

○植前 香君 大川君といふのは技手でも何でも無いやうに聞いて居りますが、民團の宿舎に居つたのですか。

○行政委員副會長（勝田重直君）

私にお尋ねになるのですか、私は大川が民團の宿舎に居ると居ないは何等の關係もありませんが福久氏の二階を借りて居たといふ事實だけは存じて居ります。

○行政委員會長（田村俊次君）

其の事は私も初めは存じませんが、大川といふ人は民團の臨時雇員であります、でありますから無論公式に宿舎は民團から與へてありません、又與ふべき資格はないのであります、所が福久君に依頼して、福久君に相談をして、さうしてあいて居るから二階に來たら宜からうといふ譯で同居して居つたさうであります、所で福久君が退職して家があいたものだから大川も早速家をあけなければならぬ、今勝田君が云はれたやうに無論勝田君からも早く出て下宿でもしろと云はれた時、家内も病氣である、子供にも病人が出来て居ました爲に移轉が出来ない、だからまあ少し此のまゝ二階に置いて貰ひ度い、もう病人が直りさへすれば何時でも出ますから、といふ譯でありまして、成程私も三度行つて診て参りましたが、妻君も寝、子供も枕を並べて休んで居る、夫れを直ぐ出て行けとは言ふに忍びないことで其のまゝに、中島理事の時ですが、理事も默許して置いたのだないかと思ひます、夫れから無論大川はさういふ譯で民團の宿舎に單獨で居ること出来ないので只直に規則に依つて出て行くといふことは病人のある際に言ふに忍びずして其のまゝ大目に見て居たのであらうと思ひます、之等は誠に些細な事でさういふ事情を汲んで時に依れば法律の涙を與へてやることは大川許りでない、随分他にも澤山あります。

○森川照太君 先刻藤田君が秘密會中の議事内容漏洩のことに就てお答がありました、よく解りませんでした、會議は秘密であつたが、會議の決定したことは秘密でない、斯ういふやうに仰有つたやうに聞いて居りましたが、さうでありますか。

○行政委員（藤田語郎君）

議事の進行の爲に答へません。

○森川照太君 お答願ひます。

○行政委員（藤田語郎君）

問題が小さい。

○森川照太君 藤田君はお答になられぬさうですが、會長にお尋ね致します、一お答へ下さるか。

○行政委員（藤田語郎君）

答へます、秘密會の議する間は秘密會でも議したる結果は敢て秘密のものでないだらうといふ意見を持つて居ります、夫れは私の意見でございます。

○森川照太君 暫時一問一答をお許し願ひます、重ねてお尋ね致しますが、秘密會の會議中の秘密で、済んでしまつたら秘密でなくなる、といふ理論は何處にも成り立たないと思ひます。

○行政委員（藤田語郎君） ノー。

○森川照太君 夫れから若しも秘密會で出て來たことが秘密に通すべきものでないといふことならば、其の席上に於て今席の會議の内容若しくは其の決定事項は秘密でないといふことを會長の決

(136)

(135)

「若しくは會議全体の決定に依つて決定せられた場合は當然秘密でなければならぬ筈です。然るに藤田君は先刻は決定されたる事項は秘密でないと仰有り、今は秘密でないだらうと仰有つたが、「ない」でも「だらう」でも何方でも宜しいと思いますが、其の會議の當夜其の會議は秘密に非ずといふ決定をされたのか否や、夫れをお尋ね致します。

○行政委員（藤田語郎君）

會議の結果が詰り之は各新聞社に發表すべきものだらう、人事問題を議する時は秘密會であります、若し人事問題が決定したら、其の決定事項は租界局から各新聞に登載すべきものであります。私はさういふ意見を持つて居ります、行政委員會で斯ういふ意見を調はしたことはございません。私はさういふ風な見解を持つて居ります、會議の内容其のまゝを發表すべきものでないが、大概秘密會と云へば人事問題が多いのでございますが、人事問題には色々な問題があつて、個人々々に亘つて面白くない、其の人を採用するかしないかが極つたら取つて秘密でないから租界局が新聞社に通知すべきものだといふ見解を持つて居ります。

○森川照太君 解りました。

○行政委員（藤田語郎君）

解つたら止め給へ。

○森川照太君 秘密の結果其のものが秘密でない、斯ういふお考であります、然らば當夜の内容が漏洩して新聞紙上に現はれたのは、斯く斷定された藤田君の口から洩れたものと私は確信致します。（拍手起る）

○行政委員（藤田語郎君）

夫れは違ひます。

○森川照太君 私は貴下が「決議の結果は秘密でない」といふことをお認めになつた以上は、貴下がお洩らしになつたから一寸も秘密を洩したのでありません。（拍手）「故に貴下がお洩しになつたと信ずるのであります、併し乍ら私の職業は御承知の通り新聞記者であります、従つて將來の參考にもなることでもありますから、是非明らかにして置きたい、私一個に關する事を議場の問題とすることは甚だ恐れ入りますが、兎に角行政委員會の議事を諸君に報導するといふことが民會議員なり若しくは居留民全部にお知らせすることであり、十分斯かる席上に於て研究して見る必要があると思ひます、故に研究するのでございます、秘密會の内容を秘密に附すべきか附すべからざるか、先刻申上げたやうに、當然斯々の裁量に依つて之は秘密にしないとか、秘密にすべきかといふことを勝手に決定して洩したり隠したりすべきものではないと思ひます、斯くの如くしては行政委員會の機密を保つことは到底出来ません、で行政委員中斯くの如きお考を持つた人があるが故に今日迄先刻田村會長が仰有つた通り多年秘密を保つといふことが出来ないので始終洩れ勝ちであるといふ現象が起つたのであります、茲に於て田村會長に望みます、網紀肅正といふやうなこともちら／＼伺ひますが、先づ行政委員會自身が網紀肅正されなければなりません、（拍手）秘密會の決議の結果に依つては自分の考で秘密に附さなくて宜いといふ考が、行政委員の一員の頭にあるのでございます、斯ういふ風では秘密が保てる筈がございませぬから會長は宜しく右の行政委員に對して嚴重なる警告を加へ自己の裁量に依つて、秘密會の内容は秘密でないといふことを決定しない限り秘密にすべきものだといふことを十分警告されむことを希望致します。（同感、拍手）

○行政委員（藤田語郎君） 私は自分が持つて居る意見を述べたのであります、行政委員會に私の意見を述べて居りません、次回の行政委員會に私の意見を述べて行政委員會の方針を定めませう、但し京津日日新聞記者も何うか民間で極めてある規則を守つてやつて頂きます。

○森川照太君 承知致しました、藤田君は行政委員であります、行政委員でない人のやうなことを仰有ることはお控へ願ひ度いと思ひます、今日迄に秘密會の内容は特別に許されざる限り秘密に附すべきであることを御存知なかつたといふことは甚だ意慢の至り、不行届のことでございます。夫れが爲に秘密が洩れたのであります、何うぞ重ねてお願ひ致して置きます、何うか十分お取締りお願ひ致します、若しお取締りならないで、若しくはお取締りになつても夫れの效果がないならば私共の方も之を守るべき理由はございません、先刻お話の私の方の記者の失錯に對しては誠に申譯ないことと思つて居ります、不馴れの記者が出席した爲にさういふこともございしましたが行政委員會の誰が何を言つたといふやうな事を書いた例は他新聞に幾度もあります、夫れのみならず吾々は新聞記者として行政委員會の傍聴を多年の間お願ひして居りまして漸く十年程前に許されたのであります、當時一二名のお方の反對があつた爲に誰が何を言つたといふ事を書くなといふ緘口令が布かれて居りまして、今日も其儘になつて居ります、従つて私共餘儀なく名前を出すことが出来ない爲に長い等をはやした人といふことを書いておこられたことがあります、夫れが誰といふことを推定出来るが故に推定出来るやうに書いてならぬとお叱言を頂きました民會議員諸君の御同意を得るならば、將來吾々が傍聴を許されて居る以上は誰が何を言つたといふことを書かれないやうな窮屈な緘口令を撤回するやうに民會の希望を以て行政委員會に要求されむ

ことをお願ひ致します。（拍手）然らざれば誰が何を言つたのか解らない、之を強く取りますと、行政委員會で宜くない事を言ふ方が、ありは致しますまいが、あつたとすれば自分の名前が書かれることがいやだといふ人があつて、斯ういふ事にされたのではないかいふと疑を招いても行政委員は仕方がないと思ひます、故に此處で右の如き窮屈な緘口令を除かれんことを希望致します、多數の民會議員が御賛成のやうであります、次回の行政委員會に於て右の緘口令を撤回されむことをお願ひ致します。（拍手）

○武田守信君 昨晩から理事問題等に就きまして大分議論が長くなりました、本日も亦時間が大分過ぎて居りますやうであります、成るべく枝葉に關する議論は此の際避けて頂きます、未だ議事が澤山御座います、何うぞ議長の御手腕で以て成るべく緊要な事項を早く進めるやうにお願ひ致します。

(140)

○榎前 香君 私は今田村會長の御尤もな御説明を伺ひましたが、聞く所に依りますと、當時理事から此の秘密會の漏洩に關して監督官廳から行政委員會長に質問が出ました、會長は之に快諾を與へられたといふことであります、監督官廳との交渉の結果は何うでございましたか。

○行政委員會長（田村俊次君）

何でありましたか。

○榎前 香君 秘密漏洩に對して監督官廳から。

○行政委員會長（田村俊次君）

官廳から調べて見るといふことをですか。

○榎前 香君 其の結果が何うなつたか、其の成り行きの顛末を聞き度いと思ひます、其の結果誰

(139)

(137)

(138)

(141) が秘密を漏洩したかといふ事を伺ひ度いと思ひます。 ○行政委員長（田村俊次君） 夫れは只今申ました通り、田代君から何うも秘密會の秘密が漏洩して困るから何とか取締る方法はありませんか、私も始終さう思つて居るが、何とか取締る方法を考へませう、之は何うしたつてお互が秘密會といふ事を頭に置いて、さうして其處へ出て居る吏員なり行政委員なりが、銘々に口を慎むより他仕様ない結局さういふ結論になつて、誰があれを洩したといふことを調べて見やうと言つたのですが、とても解らない、誰が洩したのか到底證據がない、所謂水掛論見ないになつて解らない、結局何處から洩れたか解らないしまゝに終つてしまつた、之は思ふによく内地の新聞にある「絶對秘密で解らぬが仄聞する所」といふ所でないかと思ひます、何うして洩れるやら解りません、だが今後は官憲の御趣意にも従ひまして絶對に秘密會に参加して居るものは口を慎んで其の議事の洩れぬことをお互の公徳を重んじてやらうといふ事だけは申合せて居ります、何うぞ其の位にしてお許し願ひ度いと思ひます。 ○副議長（大田万吉君） 何うですか事務報告に就て御質問なされたら、さういふやうなことは餘り問題外になりはしませんか。 ○植前 香君 さうでないと思ひます。 （進行々々）と呼ぶ者あり） ○副議長（大田万吉君） 關係もないといふ譯でもなからうが、夫れよりは他のことを御質問になつたら何うですか。	(142) （笑聲起る） ○鍛冶静一郎君 田村現會長及白井會長にお尋ね致します、民團囑託は囑託員内規の規定に依つて御採用になつて居りますか、否やお伺ひ致します。 ○行政委員長（田村俊次君） 内規通り採用して居ります。 ○鍛冶静一郎君 白井前會長にお伺ひ致します。 ○行政委員（白井忠三君） 私も田村會長と同じであります。 ○鍛冶静一郎君 さうでございますか、私は佐々木議員のやうに確實なことは申し上げませんが、矢張り仄聞する所でございます、實際私は果して夫れが事實であるか承知致しませんが、噂をお尋ねして甚だ相濟まないと思ひますが、民團囑託を去年四月に御採用になつた方が果して民團囑託員内規に依つて御採用になつたのでございませうが、人名を申すといふことは甚だ面白いから控へて置きます。 ○行政委員長（田村俊次君） 四月一日採用になつた―夫れは矢張り内規に依つて採用してある筈でございます、夫れは間違ない筈であります。 ○鍛冶静一郎君 若し間違ましたら何ういふ御責任を持ちますか。 ○行政委員長（田村俊次君） さうしたら訂正致します。
(143) ○鍛冶静一郎君 私も實際確實なものでございせんから餘り御責任を問ふことは其合應いが、何うもさうらしいやうで、行政委員會に諮らずに御採用になつた噂を聞くのでありますが、貴下より白井前會長が御承知と思ひます、夫れで白井君に。 ○行政委員長（田村俊次君） 白井君と私は同じで、私からお答致します、囑託を今迄行政委員會に諮らずにやつた例があつたのです。 ○鍛冶静一郎君 夫れは甚だ怪しからぬ話でありますが。 ○行政委員長（田村俊次君） 夫れは昔あつたのです。 ○鍛冶静一郎君 「第二條、囑託員は臨時必要ノ場合ニ於テ行政委員會之ヲ任用ス」「第三條、囑託員ノ給與額ハ行政委員會ニ於テ之ヲ定ム」と立派にある民團法規を私の信任して居る行政委員がお破りになりますことは甚だ怪しからぬこと、私は思ひます。 ○行政委員長（田村俊次君） お答致します、現任の行政委員の知らない囑託が居つたのです、知らないといふのは前任の行政委員の時採用されて居つて新任の行政委員が一寸も知らないで、今度此の囑託員に就ての話を聞いて、囑託が民團にあつたのかなあ、といふ譯で、實はさういふ間違から、兎に角今後囑託員を任命する時は無論行政委員會で決定しやうでないかといふやうな申合せをしたのです、今迄の事は解りませんが採用は皆内規通りやつて居ります、只新任の行政委員が知らない囑託員があつたことに就て少し議論があつたことがあります、多分夫れを御仄聞なすつたのでないかと思ひます。	(144) ○鍛冶静一郎君 白井前會長が只今事務報告書を御覽になつたやうでありますから名前がお解りになつたやうでありますから念の爲に申し上げます。 ○行政委員（白井忠三君） 事務報告でないのです、規程を見たのです。 ○鍛冶静一郎君 四月一日であつたら名前がお解りになるだらうと思ひますが、お解りにならぬのでございますか。 ○行政委員（白井忠三君） 段々考へて居る中に「はい、あ」と思ふことがございます、遠山猛雄君が民團女學校の囑託といふ名前がついて、月手當五十弗で支那語の先生の監督ですか、先生ですけれどもがやつて居ります、其の事でありませんか。 ○鍛冶静一郎君 其の通り。（笑聲起る） ○行政委員（白井忠三君） 夫れならば鍛冶さんは法律に關して何ういふ御主張をお持ちになつて居るか知れませんが、凡そ法は司法でありまして、此の運用は活きた人間がするのでありますから一方に於て員規程や吏員規程を十分御研究のことと思ひますが、民團員員の百弗以下のものは一切之の任用を會長と理事に委してございませう、成程囑託といふ名前に拘泥すると十弗の囑託を置くにも行政委員會に諮らなければならぬか知れませんが、五十弗の囑託を置くに行政委員會に諮り、百弗未満九十五弗の員員を置くに行政委員會に諮らぬといふやうな事は運用上餘りに法規に拘泥するものだと思ひます、斯く申しますからと云つて私は遠山君を囑託にした時、行政委員會に諮つたか諮ら

なかつたかといふことを只今記憶して居りませんから、語つて居らぬのかも知れませんが、語つて居るのかも知れませんが、ちがつとさういふ風な意味の何か非難が私の不在中に行政委員会に出たといふことを今思ひ起しまして、鍛冶さんの御質問が、「はあ、遠山君の事かなあ」と思ひ付いた譯ですが、其の點を私明らかにして居りません、行政委員会に語つたか語らぬかは、併し同時に百弗未満の議員が會長と理事に採用が委されて居る以上、五十弗の囑託を行政委員会に請らなければならぬといふ窮屈に法を取扱はないが宜いといふ主張であります。夫れがいかに仰有れば今後の行政委員会にさう仰有つて頂きますし、私の取つた處置がいかにいふならば、私は相済みませんでしたと云ひます、凡そ囑託には色々の説がありまして、學校の先生には支那人の邪といふ先生もあります、學校方面の人事關係の任免黜陟は主として領事館が取扱つて居るのでありますから、數年前迄は行政委員会が直接致したけれども茲七八年前からは學校の人事に行政委員会が携はることは弊害が起つて困る、故に之には携つて呉れるな、といふ監督官から御詰問がありました、最近に於ける人事行政は全然領事館に託して居ります、即ち茲に一人先生の缺員が出来た、天津に恰度小學校の先生に都合の宜い人がありまして之を推薦するといふやうなことを一切しない、領事館は校長の要求に依つて東京の外務省に申送り、さうして外務省で詮衡して來た人を此方で決定する、斯ういふことになつて居る位ですから、學校の囑託である遠山君に對しては尙々以て行政委員会が夫れを極めることは、善いか惡いかを論議すべき性質のものでないものであります、學校長の要求で遠山君を囑託にしたい、といふ申出があるならば、私共行政委員会に請らずに、領事館に行つて御協議の上宣ければ差支ないといふ取事だけ與へても決して不都合な行爲であつたと云ひません、何となつて居るか其の邊よく記憶して居りません

○植前 香君 先程森川議員から行政委員会の會議に關する議事に對しての希望がありました、私はもう一遍田村會長に御意見を伺ひ度いと思ひます、聞けば青島に於ては行政委員会を公開して居ります、我が天津に於ては此際少くも民會議員だけなり、之を公開すべき意志があるかないか、田村會長のお考を聞き度いと思ひます。

○行政委員長（田村俊次君） 申上げます、私は公開したら宜いと思つて居りますし、行政委員会は公開して居りますから、行政委員会があるといふことを御存知の方は、民會議員の方は誰方でもお出で願ひます、決して傍聴をお断り致しません積りで居ります、（拍手）但しさういふ篤志の方は全迄餘り無いのです、公開してあるだけでも這入つて來ない、だから餘りさういふ篤志の方はありません。

○森川照太君 民會議員に公開なさいませぬ。

○行政委員長（田村俊次君） 秘密會でない限りは差支へないと思ひます。

○森川照太君 個人で仰有るのでなく、行政委員を代表して民會議員に公開すると此の席上で明言されますね。

○行政委員長（田村俊次君） 明言致します。（拍手）

○宮武徳次郎君 昭和三年度の民間事務報告書の第五十五頁から五十六頁に亘つて、十四項の御大典奉祝の件に就てお尋ね致します、事苟も御大典奉祝の事に關しますから深く追及致しますが此の豫算の中には、五千弗の支出方を決議して居りますが、其の中公園及公園の周圍並に公園内

に種々設備致しました電燈費用は五千弗の中何の位支出して居りませうか其の額を承り度い、其の上で改めて御質問致します。

○行政委員長（田村俊次君） 只今の御回答は更目をして致させます。

○鍛冶一郎君 結構であります。

○永安平吉君 其の間一寸伺ひますが、旭街の電車通りを煉瓦敷に改められた所と改められない所とありますが、今年中改められるやうなことになりますか。

○行政委員長（大澤大之助君） お答致します、土木の豫算の中に入れて居ります、電車の道に煉瓦を敷いたものでせう、あれの延長を今年やることにして豫算の中に入れてあります。

○永安平吉君 電車会社にレールがない爲に昨年出来なかつたと聞きましたが、此方だけ用意して置いて今年に這入つて亦電車のレールが來てないといふやうなことはありはしないでせうか。

○行政委員長（大澤大之助君） 昨年から電車会社と契約になつて居ります、夫れて本年は色々豫算を縮小する爲に、あれに就ても幾等が減したら何うだといふことも色々協議をして見たのですけれども昨年来の約束であるからといふことで豫算に計上して居るのであります、幸にして向ふでやらないといふことでありますしたならば、其の金は他に必要な所もありますから流用が出来やうと思ひます、現に角豫算には入れて居ります、其の點はさういふ所に行つた時にやります。

○永安平吉君 電車会社とうまく協調が保てますか、此方だけ豫算を組んで向ふがレールがないといふやうなことはありませんか。

○行政委員長（大澤大之助君） 無いといふ考であります、尙併しあるかないかの點はよく私は調べて居りませんから、調べてから豫算の時お答することに致します。

○川島龍夏君 一寸お尋ね致します、昨年三月三日附で天津電車電燈会社と契約を締結されたやうに思ひます、此の民會に屬する權限だと思つて居りますが、其の點に就て御答辯願ひ度いと思ひます、夫れから總領事が民會を代表して契約をして居られるやうであります、之は無論總領事に代表して預けば結構なことでありませうけれども日本の居留民團は外國の工部局邊りとは組織が違つて居るやうに思ひます、外國の工部局は多くは總領事館が主宰せられて居るやうに思つて居りますが、御承知の通り民團は民會議長が監督でありますから、將來は總領事館とお打合あつて差支ないが、民會議長が契約せられ度いと思ひます、其の點尙御意見を伺ひ度いと思ひます。

○宮武徳次郎君 私は尙夫以外に人事の件に就て少く希望を述べ度いと思つて居ります、夫れは私は未だ外國に旅行したことがありませんから外國の事情は更に知りませんが、但し支那へは十九年以前に参りまして多少解りましたが、併し餘り詳しいことは解りませんが、由來我國の制度は上に厚く下に薄いのであります、此の民團の人事に於きましても俸給手當其他總て上に厚く下に薄いのであります、私も過去二年、四五年前に民團の御紹介になりました、相當其の休職を致して居りますが、痛切に感じて居ります、而して上は、上といふことは餘り誤解がありませんが知れませんが理事を始め下議員に至る迄其の採用の當時に於て其の技術に應じて相當の俸給を與へて居るのでありますから、夫以外に年々賞與、或は特別手當といふものは殊更に厚く、下に薄くす

(149)

る必要はないと思ひます、夫れで今後此の俸給乃至手當に就きましては現田村會長及行政委員諸氏に望みます、何うか私の希望でありますけれども之を出來得べくんば實現させて頂き度いと思ひます、其の最も甚しい例を二、三上げて見ませうか、大正十五年十月一日に物價騰貴の折から其の當時吏員即ち書記には三十弗の月額給料を與へて居つたのであります、夫れを物價騰貴に三十弗では生活が困難であらうといふので五十弗に増額致しました、其の際に雇員備員には一厘一毛も増額してないであります、或は私の論議が少し極端過ぎるかも知れませんが、雇員が人間ならば雇員も備員も等しく人間であります、住むのに住宅は同じく要ります、常に相當な雇員備員以上の手當を與へて居る所の吏員諸氏に對して生活困難なるが故に物價騰貴なるが故に三十弗を五十弗に二十弗も増加するならば何故其の程度を以て雇員乃至備員にも相當の増額をしなかつたのでありませうか、吏員以外は少しも顧ないで居られるのであります、もう少し歩進んで申しませうならば公開の席或は團費を以てやられる種々の會合にも書記以上は何時しも招かれます雇員乃至備員は敢て頼られないのであります、夫れに致々として勤務に勉勵して居ります、過去の事は追及致しませんが、今後何うか私の希望をお客れ下さいまして、單に吏員、技師、技手、理事といふ上に立つ人以外に雇員、備員のお方にも公平に手當見てものを支給して頂き度いのであります、終り。

○鍛冶靜一郎君 只今日非前會長のお話で承りますれば、會長及理事は百弗以下の支給を爲すといふお話でございましたが、前會長のことでありますから間違ないだらうと思ひまして見ましたら何うやら間違つて居るらしいのです、理事委任事項には少しも御座いません、會長委任事項の中にも四十六頁の理事委任事項の中にも「百弗以下」といふ問題は一つもないやうに思はれます。

(150)

吏員規程 第三條、第六條、第十九條、百弗以下の書記技師の進級委任の件、之は委任しありますけれども、雇社員を任命する行は委任してないやうな記憶がありますが、之に對する御返答を伺ひます。

○行政委員(白井忠三君)

私は只今九腹で後の方に適當な吏員が居らぬのでさういふ御質問に答辯するに困りますが「やつと救け船が來ました、六十六頁を御覽なさい、第二條に雇員の任免及増俸は理事をして爲さむ。

○鍛冶靜一郎君 雇員ですね。

○行政委員(白井忠三君)

雇員です、ですから囑託が其の中に還入つて居らんといふ議論は正しいのです、但し五十弗以下の囑託を極めるにも行政委員會でやらなければならぬといふことは、常識的に取扱へば差支ないと思ひます、法文の一字一句も間違はないやう拘泥されるならば、夫れはいけないと云ふ御議論は立ちませう。

○鍛冶靜一郎君 餘り長くなりますから打ち切りにして置きます、未だ幾分あつたかないかといふお話も御座いますが、打ち切ります、併し折角吾々が進奉すべき改正法規の中に斯ういふ間違つた事のあるのは直に御訂正をお願いして置きます。

○副議長(大田万吉君)

もう御質問ありませんか。

○武田守信君 大正九年の通常民會に於きまして民會議員の西村博氏他四名の人が租界内の道路を

(151)

貫通し、又新設するといふ懸議案を出しました、夫れが民會の決議になつて居ります、其の決議事項を見ますと、計畫實行を行政委員に一任すると書いてありますが、八九年になりますが一向實現致しませんやうですが、行政委員はあれを御實行なさる御意思はないのでございませうか、梅の名前は常盤街と曙街。

○行政委員(田村俊次君)

常盤街は共立病院の裏を福島街の方へ通さうといふ、成程あれは私が行政委員でも何でも無い時分に會て聞いて居りました、其の時に行政委員の方に聞きました所が、實際あれは約束があるから早くやらなければいけないと建物會社に迫つて居ります、併し乍ら段々考へて見ると、彼處を開くと共立の腹がちぎれてしまふ、一寸病院の仕事に非常な差支へるから中止して居るといふやうなお話を聞きましたがり、別段彼處の住居者から更に願出がないので其のまゝになつて居ります。

○武田守信君 夫れは何時頃お聞きになつたのですか。

○行政委員(田村俊次君)

夫れは随分昔であります、何年前だか古いことは私明らかには記憶しませんが、共立は實際困るらしいのです、あれを通すならば、其の間に共立で何とか通されても宜いやうな、準備が出來てから實行しないといふ公算の機關でありますから、強て夫れを出し抜けにやる譯に行かないと思ひます、併し彼處の住民から非常に困ると更に申出がありますれば行政委員會に提言しようと思ひます。

○武田守信君 聞く所に依りますと、共立病院が新築されるといふことを新聞で拜見致しました、

(152)

若し夫れが事實でありますならば斯ういふ機會を外さず會長にお願ひして置きます、一つお忘れにならないやうに必要でありましたら請願書を出します、何うぞ宜しく。

○行政委員(田村俊次君)

承知致しました。

○行政委員(大澤大之助君)

前刻田島さんからお尋ねの電燈電車會社の契約を總領事の名に於てしたといふ點であります、夫れは事務報告の四十三頁を御覽下さると「八」と誤記した所がありますが、其處に詳しく書いてあります、之は慣例に依りまして、千九百十七年五月二十四日に加藤木四郎氏が契約なさつたものを更改したのであります、夫れで矢張り加藤外松氏が署名なすつたものと思ひます。

○植前 香君 私には之から少し専門の事に還入つて私の職業柄一寸お尋ねしたいのであります、私

が還入つた當時下水の事に就て甚だ不満を持つて居つたのですが、何とも言はずに居つたのです旭街の西側の下水に油が溜つたやうになつて居ります、徳義樓の後等て以て油が流れて來る、横腹にくつて下水の流動を妨げて居るといふことがあつたのですが、其後何うなつて居るか、伺ひ度い。

○行政委員(田村俊次君)

吏員からお答致させます。

○植前 香君 誰方でも結構であります。

○行政委員(田村俊次君)

今の御質問は下水の事です、もう一つは油が上に流れて居るとか言ひましたね。

(154) た、夫れを私は七時のものを二十五弗で買ひました、三品で二百三十弗で買ひました、さういふことがありますが、五人許り随分大津の買物に詳しい人を選んでやつたら民團の大變な利益であると思ひます、年に何萬弗違ひます。 ○植前 香君 昨年屋内電氣工作物規程が出来て居りますが、現状を見ますと、甚だ遺憾に堪へない點が澤山あります、最も最近な例を挙げますればお手許の居留民團事務所の電氣工事が不合格であつて改造を命じたといふことを私は聞いて居ります、此の取締りは成程領事館若くは領事館警察の範圍でありませうが、今少し厳密に眞面目な仕事をして貰ひ度いと思ひます此の點に就て行政委員會は直接監督官たる領事館方面に對して、何等かの形に於て嚴重取締りの請願をすべきであるので、希望として述べて置きます。 ○行政委員會長（田村俊次君） 夫れは植前君のお話のやうに誠に御尤もな譯で、目下研究して居るのでございます、さうして適當なものを造らうと研究中でございます。 ○副議長（大田万吉君）一寸お諮り致します、大分御意見も盡きたやうであります。 ○宮武徳次郎君 私は上水のことを就て少しく意見がございます、先刻佐々木議員でありましたか少し述べられて居りましたが、租界局で水票を賣るのは一弗に値か百二十五枚だらうと私は記憶して居ります、現在さうですか、係員の方如何ですか。（係員はい） ○宮武徳次郎君 夫れは御領が百二十五枚で賣るのです、御人が僅か五枚の利益を得て小賣人に百二十枚で渡して居る筈であります、所が支那人が夫れを供給して居るのは或方面に行くといふと六十枚位供給して居ります、殆ど倍償つて居る、夫れから私は一月に一寸専用水道が張つて通じ	(153) ○植前 香君 油が流れて來ますと、油が冷えると下水の横腹に引付く。 ○川端技師 保淨課の方で掃除を叮嚒にして貰つて居りますので只今別段に差支ないやうであります、併し支那人の料理屋等から油ものが流れ出る爲に普通の所よりも疏通の悪いといふことは御説の通りであります。 ○植前 香君 油を流すことに就て考慮を拂はれたのですか。 ○川端技師 下水に流すものを流すたと申しましたが中々取締りの出來ないことでありまして、固形物に非る限りは致方ないやうに思つて居ります。 ○植前 香君 何處の衛生規則を見ましても油の流れる所にフリーストラップといふものをつけることになつて居ります、絶対に油の流下を防止することは出來ませんが、之に依つて油の流下を防止することが出來ます、私の希望と致しまして、成るべく此の際速かに此の設備をされむことを希望致します。 ○千葉初藏君 一寸申しますが、空氣タンクを租界局で買ひますと高いものになります、委員を五人許り作りましてやつたら何うですか、現在私は覺えがあつたが、昨年も民團で六百八十弗の買物がありました、夫れを私は四百五十弗で買ひました、さういふことがありますが、一つ委員を五人許り作りまして夫れをやりますと何萬と違ひます、又ベルトが一つ百五十弗位のものがある私が買ひましたら二十五弗で買ひました、同じ品物で鐵の幅一分のものを私は二分です、百五十弗の品物が私は二分にして二十五弗で買ひました、現在空氣ポンプが租界局で、田島さんも居られますが、四百四十三弗のものを私は無學ですから英語が解りませんが、租界局は通譯がありますが、私は解りませんから手眞似で致しました、ベルトが二十九兩で三時半のものがあ
(156) ありませんか、租界内に相當日支人を通じて電氣業者が多いと思ひます。 ○行政委員會長（田村俊次君）指名でございます。 ○宮武徳次郎君 其の理由を承ります。 ○行政委員會長（田村俊次君） 何うも益々工事でしたから指名の方が便利だと云ふので指名にしたのであります、京津電氣です事務報告の御承認を願ひます、御賛成の方は起立願ひます。（起立者多數） 多數と認めます、夫れで一寸お諮りしたいのは假議長の選舉を一つ願ひ度いと思ひます。 （貴下で結構です） ○副議長（大田万吉君）今日やつて置いて頂けば。 ○森川照太君 甚だ規定に反するか知れませんが略式で議長が誰方か指名して極めてしまつたら何うですか、砂田議員に一つお願ひしたら。（異議なし）（拍手） ○副議長（大田万吉君） 夫れでは之で散會致します、明日は日曜ですが皆さん差支ないのですか、只今の假議長の件は明日七時から始めますから其の時に致します。 ○宮武徳次郎君 時間を正確にして頂き度い、明後日の時間を勵行するやうに。 ○副議長（大田万吉君） 只今假議長推薦の件は違法ですから明後日に改めて選舉致します、では之で散會致します。 午後十一時四十分散會	(155) ない時がありまして、其の時に私が買ひましたのは七十枚呉れました、夫れにしましても貧り過ぎるのであります、水は吾々が朝起きたら寝る迄無くてならん所の極く大切なものでありますから、夏季になりますと尙更澤山出りますのですが、専用水道で見ますと大抵普通に使ひまして一弗七八十仙か、二弗四五十仙で三弗位で納まりますが、買つて見ますと、夏季等になると七八弗要ります、然らば専用水道を引いたら宜いぢやないかと云ひますが、私が明石街の殆ど本管の方に接續するに最も近い所に居りましても百二十弗要つたのであります、此の不景氣な時分に一時に百二十三十弗、距離の長い所であれば百五十弗或は二百弗近いものを投じてやることは實に困難であらうと思ひます、夫れは一時に支出すれば一年か二年半で返ることでありますけれども夫れは中々困難であります、詳しく調べて居りませんが、専用水道を使つて居る人か或は共用水道を使つて居る人が多くないかと思ひます、無論日支人込めてであります、餘り理論に偏し過ぎますか知れませんが、支那人は除外しまして、在留邦人の中専用水道を使用して居らんものに對しては民團の保淨課か乃至は衛生課の方に於きまして、用水を今少しく安く提供して頂く事は出來ないものでありませうか、田村會長にお尋ね致します、之は重大問題です。 ○行政委員會長（田村俊次君） 成程一應御尤もであります、一つ研究して見ませう。 ○宮武徳次郎君 追々出來て來るであらうと思ひますが、成るべく専用水道を布くやうお願ひしたいと思つて居ります。 ○平野書記 お答致します、御大典の際の公園だけの電燈設備に一千弗。 ○宮武徳次郎君 一千弗は解りましたが、此の工事を入れに付したのでありますか指名にしたので

昭和四年第二十二次居留民會通常會議事速記録

第三日

昭和四年三月二十五日於公會堂

議 事 日 程

- 第一、昭和二年居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第二、昭和二年特別會計電氣歳入出決算承認ノ件
- 第三、道路敷地買収ニ關スル件
- 第四、天津實業專修學校補助金ノ件
- 第五、天津共立學校補助金ノ件
- 第六、天津日本人商業會議所補助金ノ件
- 第七、昭和四年居留民團歳入出總豫算案
- 第八、昭和四年特別會計電氣歳入出豫算案

出席議員

五十名

副議長 大田 万吉
川島 範夏
古田 治四郎
宮武 徳次郎
瀬底 正敏
植前 香
鷺田 小平治
白井 忠三
吉田 久

(158)

(157)

佐々木 敏丸
大澤 大之助
勝田 重直
清水 一太郎
武田 守信
永安 平吉
森 郁太郎
大崎 大生
眞藤 榮生
土岐 正直
藤田 語郎
上野 壽
藤田 語郎
石川 通
勝田 重直
白井 忠三
金井 潤三
利根川 久
石川 通
藤 平正男
鹿田 多三郎
岡本 久雄
鍛冶 靜一郎
小倉 知正
野崎 誠近
郡 茂行
田中 壽太郎
長谷川 義三郎
五十嵐 重吉
千葉 初藏
金井 潤三
森川 照太
金山 喜八郎
利根川 久
足立 傳一郎
吉野 久七
長瀬 安平

出席行政委員

九名

會長 田村 俊次
上野 壽
大澤 大之助
午後八時五分開會
○副議長(大田万吉君) 着席 拍手
出席議員四十三名、之から開會致します、議事日程に入る前に一寸御相談申上げ度いと思ひますが、今日は第一から第八迄の議事を進めなければ非常に順序が悪いこととなりますから、何うか

和衷協同此の議事をお進めになるやうにしたいと思ひますが、若し此の望中の如く議事が進まなく、今日も議事が停滯して居るやうですと、私も非常に病氣後身体をいためて居りますから假議長をお願ひして今日一日休み度いと思ひます、何うか今日は。

第一、昭和二年度の歳入歳出決算承認の件

第二、特別會計歳入歳出決算承認の件

第三、道路敷地買収に關する件

第四、實業專修學校補助金の件

第五、共立學校補助金の件

第六、商業會議所補助金の件

夫れから民團の豫算になる譯ですが、何か動議のやうなもので出るやうでしたら其の都合に依つて是非一つ假議長をお選び願ひ度いと思ひます。

○森川照太君 此の八つの議案を今日中にしなければ。

○副議長(大田万吉君)

第六迄一議會に這入ります。

○森川照太君 都合が悪いといふのは。

○副議長(大田万吉君)

○森川照太君 假議長をお選なすつたら宜いでせう。

○副議長(大田万吉君)

二日延びなければならぬですが。

○森川照太君 何日でも延びられる限りお延はしになつたら。

○副議長(大田万吉君)

夫れでは一つ假議長を三十七條第二項に依つて假議長の選舉を願ひます。

○砂田 實君 只今議長と森川議員とのお話に依つて假議長をお選びになるやうですが、副議長の故障のあつた時に限つて特別の違例で假議長を選舉するのです、副議長がお出でになるのに假議長を選舉のは何だか違法のやうに思ひます、本議長、副議長のある以上假議長は實際に於て要らない二人共故障があつたといふ事實があつた時に初めて選ぶと宜いと思ひます、豫めそんな場合を豫想して假議長を選舉といふのは違法でないかと思ひます。(ヒヤ)

○副議長(大田万吉君)

非常な紛糾を恐れて進行を容易にする爲にお話した譯ですが、何うも紛糾を豫想して云々といふことは甚だ不可能なことだと思ひます。(笑聲起る)

議事規則十七條に據つて假議長を選舉して質問を致し度いと思ひますが、其の爲に假議長を選舉し度いと思つて居ります、――夫れでは宜しうございます、進みます。(拍手起る)

○副議長(大田万吉君)

夫れでは議事日程第一、第二を一括して御審議願ひ度いと思ひます。

議事日程第一 昭和二年居留民團歳入出決算承認の件

議事日程第二 昭和二年特別會計電氣歳入出決算承認の件

○五十嵐重吉君 私は議事日程に先立ちまして一言申し度いと思ひます、私は滙業銀行の預金取扱

(160)

(159)

(165)

りますのは、車輛の増加と交換の際毀れたりするので鑑札代と云ひますかさういふものが殖えた譯であります、夫れから次に雜收、一萬參千五百六拾六弗五拾四仙、此の増収がございましたのは、御存知の通り六月に年度會計の締切りをやります都合上六月末の収入を見て居りますが、其の後になりました金は過年度収入になつて居りますので、此の過年度収入が澤山ありました結果斯ういふ風なことになつて居ります。

次の臨時部に於きまして第一款の繰越金之は四萬五千九百六拾五弗六拾參仙といふ増収になつて居りますが、前年度の歳入の増しましたのと、夫れからもう一つ歳出を非常に緊縮致しまして成るべく残るやうにした結果之れだけの繰越金が出来たのでございます、次に第二款の第一預金利子が參千八百九拾一弗九拾仙の増になつて居ります、之は銀行預金の多かつた結果利子が殖えたのでございます、次に歳出經常部に移りまして、第一款の事務所費の俸給及手當、之は千八百六弗五拾參仙餘計出して居りますが、退職手當が出た結果でございまして、御存知でございませうが、宮本君が此の年度に於きまして去られた結果でございまして、夫れからずつと飛びまして第四款の土木費一條給及手當、此處の所で千六拾五弗五拾仙餘計に出て居りますが、退職技師技手の手當支給の結果でございまして、之も阿部技師、中野さんが去られた爲に斯ういふ風に殖えて來たのでございます、夫れからずつと頁をお繰り下さしまして、十頁になりますが、款は第七款の高小女學校費の第二の手當でございまして、千八百九弗四拾九仙の減りになつて居りますのは豫算額が實際夫れだけ要らなかつたのでございます、之は渡邊校長がお出でになる時が、外務省の認可が少し遅れまして、此方にお着きになるのが遅れへ爲に斯ういふ結果を來して居るのでございます、夫れから第七番目の旅費と書いて御座いますのは赴任旅費でございまして、職員の移動が多かつた

(166)

爲に旅費が之れだけ殖えたのでございまして其の結果千貳百參拾貳弗參仙といふものが實際餘計掛りましたやうな次第でございまして、夫れから第九款衛生費の所で雜費が千貳百貳拾九弗五拾貳仙といふ金額が殖えて居りますのは技師の移動の爲に旅費を支給した結果でございまして、此の時には御存知でありませうが、岩田技師が歸られる、代りの技師がお出でになる、お歸りになるお出でになる、といふやうな風で費用が増して居るのでございます、夫れから第十款の保淨課でございまして、一寸申上げて置かなければならないのは保淨課は皆さん御存知でございまして、此の年度に於て初めて豫算を組みました爲に色々後に申上げますが、變動が起つて居るやうな次第でございまして、初めてでございまして何分何の位要るのだらうか或はどの位實際掛つたかといふやうなことは、此の表で御覽下さいませうとお解りになるやうな次第だと思ひます、其處で第一の「俸給及手當」七千八百八拾九弗五拾五仙、之は追加豫算を後に五月の臨時民會でやりました、此の時の豫算額が不要になりました、其の結果之れだけの金額が減つた譯でございまして、備考について居ります運轉手苦力減少の結果とございましてのお解りになるだらうと思ひます、二番目の器具費、之が壹萬壹千五百八拾六弗八拾八仙といふ金額の殖えて居りますのは撤水と運搬の自動車を買ひました結果、之れだけのものが殖えて居りますのでございます、大約申上げますと九千弗に貳千弗の二つでございまして、二台買ひました次第でございまして、何台も買つたのでなくして二台でございまして、其の次四番目の消耗品費、此處で四千九百六拾四弗四拾四仙といふ額が減つて居りますのは、之は先程申上げたやうに最初解らぬものでございまして一年やつて見ないと解らないので豫算を餘計取過ぎた形で實際は夫れだけ要りませんでした結果ガソリン其他の消耗品でございまして、夫れだけ實際は要りませんで只今申上げた金額が減つた譯でございまして

(167)

夫れから飛びまして、第十二款の警備費の巡捕被服費が貳千五百貳拾七弗四拾壹仙といふ減になつて居りますが、備考にもございまして通り帽子外套等の新調とか修繕が非常に切り詰められました少なかつた結果之れだけの金が餘りましたやうな次第でございまして、夫れからずつと飛ばして頂きます、十五頁の二十款豫備費、之は一寸申上げないとお解りにならぬと思ひますが、實は此の時の豫算額は貳萬五千貳拾六弗七拾六仙でございまして、夫れから支出額が壹萬八千四百六弗五仙になつて居りまして、残りが此處に掲げてあります、六千六百貳拾七弗四拾壹仙といふことになつて居りまして、豫算額が之れだけ餘つた譯であります、其處で下の方に之れだけ要らなかつたといふ風に出て居りますが、實際の額は只今申上げたやうなことになつて居ります。

夫れから臨時部歳出に這入ります、土木費の中で第四番器具購入費が千六百四拾七弗參拾仙減つて居りますのは、排水唧筒を買はなかつた結果之れだけ残つて居ります、夫れから第二款の水道費、水道鐵管布設費といふ所で、六千貳百六拾六弗貳拾貳仙、之も同様に之れだけの豫算を取つて置きましたが、實際は夫れだけ使ひませんで、残りましたのが只今申上げた金額でございまして、夫れから第三款の教育費の中で營繕費參千貳百七拾六弗七拾參仙之れだけが使はないで済みましたやうな結果になつたので、之は何ういふ事かと申しますと、工事請負金が安かつた、夫れだけの見積りよりも詰り豫算よりも工事に夫れだけ掛らなかつたといふ結果でございまして、夫れからずつと飛びまして第七款民團二十年記念費此處で貳千參百貳拾七弗といふものが豫算額より要らなかつたのでありますが、之は印刷代が間に合へば出す積りで印刷代迄含めてございまして、間に合ひませんで、印刷代が要らなかつた結果、之れだけのものが残りましたやうな次第でございまして、次に第八款の第五、第五團債利子、千貳百四拾八弗八拾九仙、此の金額の要らなかつた

(168)

たのは爲替相場の変動の結果之れだけ詰り得たやうな次第になつて居ります、夫れから終りの第十四款冷蔵氷貯蔵費であります、貯蔵費が參千六百九拾四弗五拾七仙、之は此の金額だけの詰り貯蔵費が要らなかつた譯であります、豫算には出て居りましたが事實は少く済んだ爲に之だけの金が残つた譯でございまして。

今度は昭和二年度の特別會計電氣歳入出決算の方に移ります、只今と同じやうにして参ります、第一款使用料、電燈料金參萬貳百貳拾貳弗五拾仙の増収になつて居ります、之は日支人共に租界に居住されました段々家が建つて参ります、其の殖えた結果之れだけの増収が豫算よりあつた譯であります、次に電力料金、貳千四拾八弗參拾參仙、之も動力とか電熱器の使用が豫算よりも實際に多かつた結果之れだけの増収になつて居ります次第でございまして、次に計器貸附料、之が千參百九拾壹弗八拾仙といふ増収になつて居りますのは矢張り租界内に居住者が殖えられました爲に計器等の貸付が多くなりまして、従つて其の料金が殖えた譯であります、次に第三款の前期繰越金、此の繰越金の字が間違つて居りますから御訂正願ひます、之は八千七百六拾壹弗四拾參仙の繰越が餘計になつて居ります、別に申上げる程のこととございせん、第四款雜收入、千八百八拾弗九仙といふ増収になつて居りますのは先程申上げたやうに過年度収入が多かつた結果之れだけの増収になつて居りますが、六月迄に這入つて参りますと前年度に這入りますが、夫れ以後になつたものは昭和二年度に繰越しました爲に之れだけ殖えて居ります次第でございまして。

今度は歳出の經常部から申上げます、第一款、第二款は何も御説明申上げるやうな多額な金額はありませんから、第三款増設費の電線路費、千五百貳拾五弗六拾五仙、之れだけ詰り歳出の減つて居りますのは鐵柱等の購入が夫れだけ要らなかつた結果豫算よりも決算は少く掛つて居るやうな

(170)

(169)

次第でございます、夫れから第四款發電所費、其處の二の修繕費、此處で千貳百六拾四兩四拾四仙之は發電所の修繕を成るべく切り詰めてやつた結果之れだけ残つて来た譯であります、修繕致します事は致しましたやうな次第であります、之れだけ剩餘が出た譯であります、第六款電力費此處で千五百拾參兩六拾參仙、之れだけ掛らなかつたのも矢張り豫算額は取つてありますが、要らなかつた譯でございます。

夫れから歲出の臨時費でございます、臨時部の方では第一款の土木建築費、第二汽罐給水設備費が壹千六百六拾參兩參仙の減りになつて居りますのは、夫れだけ要らなかつた結果であります、第五、貯炭場及外圍建設費、此處で千貳拾四兩七拾五仙といふものが餘計掛つて居ります、之は貯炭場の外圍を少しく初の計畫より模様替されて、之の金が餘計掛つた譯でございます、夫れから第二款の一、汽罐購入費、千八百拾五兩九拾九仙、之も豫算額を要らなかつた結果でございます、四番目の雜費、千七百五拾五兩四拾九仙之れだけのものが餘計掛つて居りますが、之は發電所の設備に要する色々の雜品を澤山買ひました結果金額が増して居ります、此の點は若し御不審がありましたならば、後に掛の方から説明するやうに致しますから、餘り細々しいことを此の席では申上げません、お尋ねがございましたら何時でもお答すること致します、夫れから第三款の總經費といふ所で設計監督費貳千四百參兩八兩七拾四仙、之れだけのものが要らなかつたのは設計監督の費用の中豫算額だけ要らなかつた結果減りましたやうな次第であります、何故かと申しますと、御存知であります、初に之は三變でやつて頂くとか或は民間ですといふやうなことがございましたが、民間で最後にやるといふことが極まりました爲に、設計監督の費用が夫れだけ要らなくなつた次第でございます、夫れから雜費、千九百八拾參兩八仙、之は御承知で

もありませうが、民間が團體でやるといふことが極まりましたと同時に何ういふ風にやつたら宜いかといふ、色々機械の選定とか、前日井會長も御苦心になりました、京都の青柳博士他色々の方に調査して或は説明して頂いた、といふやうな結果、お世話願つた方に贈物を致しました結果之れだけ積んで居りますやうな次第でございます、夫れから第四款の年賦金償還の一、年賦金償還、貳千參百六拾兩七拾四兩減つて居りますが、之も機械の着くのが遅れました爲め其の時拂ふべきものがあつて行くといふ關係上豫算額が夫れだけ要らなかつた結果でございます、夫れから次の利子六千六百五拾五兩九拾貳仙、之は只今のやうな結果から利子が矢張り夫れだけ要らないで済んだやうな事になります。

以上申上げた所に依つて大休多額の千兩以上の金を要しましたものに就きまして概略御説明申上げたやうな次第でございます、尙詳細に亘りまして御質問がありましたら何うぞ御遠慮なくお尋ね願ひます、何うぞ皆さん慎重審議の上昭和二年歳入出決算、電氣の歳入出決算を御承認あらんことを偏に此處でお願ひ致して置きます、尙附加へて申しますことは、御存知の通り第一日に會計検査のお方から検査報告も御座いまして、勿論全部ではございませんが、大部分を御承認になつて居りますことも此の際申上げて置きます。(拍手)

○副議長(大田万吉君)

御質問ありませんか。

○森川照太君 質問も全部に亘つて飛々にやると彼方此方擧げなければならぬと思ひますが、歳入の經常部なら經常部といふものに限つてやるやうに臨つたら何うでせう、さうしないと民間歳入出決算も特別會計決算も一語に質問が出て来るやうになつて来ませうから、幾等かづゝ順を區

(172)

(171)

切つて、例へば初めには歳入經常部といふものに限つて頂くやうにお願致し度いと思ひます、序で私其の積りでお尋ね致しますが。

○副議長(大田万吉君)

歳入經常部の御質問を願ひます。

○森川照太君 徐々お尋ね致します、公會堂使用料といふものが、貳千參百五兩九拾五兩、下の説明にも「使用者多かりし結果」と書いてあるし、只今石川君の御説明にも「使用者が多かつた結果」といふことになつて居りましたが、どんな使用者が多かつたのです。

○行政委員(石川 通君)

實は私もどんな使用者が多かつたか解りませんが、多分興行が多かつたといふことが想像出来ませんが、若し詳細をお聞きになりたければ其の係の方から御説明申上げますが、多分興行が行はれたものと思ひます、活動寫眞であるとか、御存知でございますが、さういふものに段々此處を使ふやうなことがあるのです。

○森川照太君 宴會等ではなかつたのですね。

○行政委員(石川 通君)

當地の宴會等では料金を取つて宜い場合と取らない場合とございますから。

○森川照太君 興行ですか。

○行政委員(石川 通君)

主に興行と心得て居ります。

○森川照太君 興行に就て彼は公會堂の使用に就てごた／＼争ひがあつたやうに聞きましたが、大

休行政委員會は公會堂を興行に貸すといふ方針に、此の時は特別でございますが、之から興行物に貸すといふことにお認めになつて居りますか、何うか。

○行政委員(石川 通君)

此の時は御存知の今森川さんの仰つたやうに昭和二年度の決算でありまして、問題は最近のこととありますから豫算何かの所でお話下さいませんか、と決算の方としてお答し兼ねます。

○森川照太君 小學校の補助金がとつても増えて居りますが、此の補助金はどんな標準で極めるのが知りませんが、生徒の数にでも比例して極めるやうなことになつて居りますか、豫算の都合で増減があるのでせうか、増減の依つて生ずる理由を伺ひ度い。

○行政委員(石川 通君)

是れは政府の方のお極めになることで、吾々の方で生徒が増えたから餘計呉れと云つて餘計貰ふものでないのではありません、多分政府のお考に依るものと思ひます、夫れから先程一寸申上げて置きましたが、端の金なんか出て居りますが、政府では端の金等下さる譯ありませんが、八拾仙等といふものは爲替相場が、其の時好かつたりしますと補助金が例へば壹萬圓下さつても壹萬貳百兩とか參百兩とかいふ結果になることもございますし、貳萬圓頂いても悪いといふと、壹萬九百兩にしかならぬこともございます、其の點一つお含み願ひます。

○森川照太君 特別の理由はなかつたのですね。

○行政委員(石川 通君)

ありません。

(173) ○森川照太君 政府の都合といふことで。 ○行政委員（石川 通君） さういふことになつて居ります。 ○副議長（大田万吉君） 御質問ありませんか。 ○森川照太君 電車会社の利益配當金といふのが七千九百四拾八兩五拾八仙、約八千兩強まで居りますが、之は電車会社が儲かつたからだと思ひますが、何か特殊の理由があるのですか何うですか、何か電車会社との契約は民團と電車会社とでなく電車会社と領事館の間に結ばれたといふ話を聞きましたが、其の邊明らかに伺ひ度い。 ○行政委員（石川 通君） 事務報告の中を御覽下さると解りますが、此の間御質問もございましたが、夫れを一つよく御覽下さるとお解りになります、前にありましたやうに時の總領事が契約になつた追加契約でありますから、又時の總領事が署名捺印になつて居ります、之をよくお讀み下さいまして、よく解りませんことをお答致します。 ○森川照太君 夫れはお解りになりました利益の多いのは。 ○行政委員（石川 通君） 利益の多いのは夫れを御覽になると解ります、増額したので、事務報告を一寸御覽下さい、百四拾壹頁。 ○行政委員（白井忠三君） 之は昭和三年度になつて居ります、率は合ひませんが、さういふ風に變つたといふこと御承知願ひます。 ○行政委員會長（田村俊次君） 夫れは配當が殖えたのです、昭和二年から電車会社が配當を増額したのです。 ○行政委員（石川 通君） 百四十一頁に斯ういふ風に殖えたといふことを申上げてあるのです。 ○副議長（大田万吉君） お解りになりましたか、もう宜しうございますか。 ○森川照太君 經常部にはありません。 ○副議長（大田万吉君） 夫れでは臨時部。 ○森川照太君 預金利子が豫算より莫迦に殖えて居りますが、利子等は勘定が餘り狂ふ筈ありませんが、さうして民團は相當の金持であります、四千兩許りの違ひがあつたやうですが、何ういふ譯で斯ういふ豫算を作つたのでせう。 ○行政委員（石川 通君） 詳しい事は係の人から御説明申上げますが、此の時には未だ不景氣々々云つても預金が多かつたのです、詳しいことは一寸係の方から――矢張り餘計預けたのだといふことであります。 ○森川照太君 夫れは幾等預ける。 ○行政委員（石川 通君）	(174) ○森川照太君 政府の都合といふことで。 ○行政委員（石川 通君） さういふことになつて居ります。 ○副議長（大田万吉君） 御質問ありませんか。 ○森川照太君 電車会社の利益配當金といふのが七千九百四拾八兩五拾八仙、約八千兩強まで居りますが、之は電車会社が儲かつたからだと思ひますが、何か特殊の理由があるのですか何うですか、何か電車会社との契約は民團と電車会社とでなく電車会社と領事館の間に結ばれたといふ話を聞きましたが、其の邊明らかに伺ひ度い。 ○行政委員（石川 通君） 事務報告の中を御覽下さると解りますが、此の間御質問もございましたが、夫れを一つよく御覽下さるとお解りになります、前にありましたやうに時の總領事が契約になつた追加契約でありますから、又時の總領事が署名捺印になつて居ります、之をよくお讀み下さいまして、よく解りませんことをお答致します。 ○森川照太君 夫れはお解りになりました利益の多いのは。 ○行政委員（石川 通君） 利益の多いのは夫れを御覽になると解ります、増額したので、事務報告を一寸御覽下さい、百四拾壹頁。 ○行政委員（白井忠三君） 之は昭和三年度になつて居ります、率は合ひませんが、さういふ風に變つたといふこと御承知願ひます。 ○行政委員會長（田村俊次君） 夫れは配當が殖えたのです、昭和二年から電車会社が配當を増額したのです。 ○行政委員（石川 通君） 百四十一頁に斯ういふ風に殖えたといふことを申上げてあるのです。 ○副議長（大田万吉君） お解りになりましたか、もう宜しうございますか。 ○森川照太君 經常部にはありません。 ○副議長（大田万吉君） 夫れでは臨時部。 ○森川照太君 預金利子が豫算より莫迦に殖えて居りますが、利子等は勘定が餘り狂ふ筈ありませんが、さうして民團は相當の金持であります、四千兩許りの違ひがあつたやうですが、何ういふ譯で斯ういふ豫算を作つたのでせう。 ○行政委員（石川 通君） 詳しい事は係の人から御説明申上げますが、此の時には未だ不景氣々々云つても預金が多かつたのです、詳しいことは一寸係の方から――矢張り餘計預けたのだといふことであります。 ○森川照太君 夫れは幾等預ける。 ○行政委員（石川 通君）
---	---

(175) 之を聞きまして所が、毎日違ふので何時が幾等といふ風にお尋ねにならなければ出たり入つたり、出たり入つたりするので、夫れをお聞きになつても困ります。 ○行政委員（白井忠三君） 私は助け船なんです、花旗銀行の圓債の出来たのを使はないで預けたので大きな預金利子が殖えたのでありませんか、特に何千兩も殖えたといふのは何か大きな金が殖えて居らなければなりません、花旗銀行のではありませんか。 ○行政委員（石川 通君） 森川さんにお答致します、一寸調べて或は其の他雜收入が遺入つて居るか、此處ではつきり申上げて後で違つて居ると困りますから、雜收入が遺入つて居てお叱りを受けるといけませんから多分白井さんの仰有るやうな事かも知れません、多分さうかも知れませんが、かたい事を調べましてお答致します。 ○副議長（大田万吉君） 「進行」と呼ぶ者あり ○森川照太君 第三款神社といふのがあります、何だか民團と神社との關係で度々文句が出たりして居りますが、斯うやつて神社費といふものが明らかに載つて居りますと、現在に於ては、少くも昭和二年度に於ては天津神社は民團のものといふ見解の上にあります…… ○行政委員（石川 通君） 確かに貴下の仰有る通りであります、民團からは神社費として出して居りますが、お祭り等は氏子總代がやつて居ります。 ○森川照太君 氏子總代のものでありませんね、石川君は兩方だからお尋ねしたいのですが、奉齋殿を造られたさうですが民團の許可でか同意でかさういふものなしに造つて居るやうであります若しも民團のものとしたら民團の認可承認なしに造るといふことは面白くないのですが何うでせう。 ○行政委員（石川 通君） 私が餘り、役員ではありませんが詳しく存じて居りませんが、出来たものは必ず民團のものになると思ひます、夫れから尙之に就きまして役員の其の時御慈惠になつた武田さんがお出でになりますから民團の承認を経たか經ないか武田さんにお尋ね願ひ度い。 ○行政委員會長（田村俊次君） あれはちゃんと奉齋會から圖面から何からすつかり描へて斯ういふものを建て、寄附するといふ願書が出て居ります、之を行政委員會で許可して居ります。 ○森川照太君 ウエース運河といふのは何處の所…… ○行政委員（石川 通君） ウエース運河で間違ぢやないと思ひますが、貴下も御存知でないかと思ひますが。 ○森川照太君 衛子運河は私は知つて居りますが、片假名で書くウエース運河は知りません、衛子運河としたら何うです。 ○植前 香君 高等女學校、小學校、の一人當りの費用、幼稚園の園児に對する費用を伺ひ度いと	(176) ○森川照太君 氏子總代のものでありませんね、石川君は兩方だからお尋ねしたいのですが、奉齋殿を造られたさうですが民團の許可でか同意でかさういふものなしに造つて居るやうであります若しも民團のものとしたら民團の認可承認なしに造るといふことは面白くないのですが何うでせう。 ○行政委員（石川 通君） 私が餘り、役員ではありませんが詳しく存じて居りませんが、出来たものは必ず民團のものになると思ひます、夫れから尙之に就きまして役員の其の時御慈惠になつた武田さんがお出でになりますから民團の承認を経たか經ないか武田さんにお尋ね願ひ度い。 ○行政委員會長（田村俊次君） あれはちゃんと奉齋會から圖面から何からすつかり描へて斯ういふものを建て、寄附するといふ願書が出て居ります、之を行政委員會で許可して居ります。 ○森川照太君 ウエース運河といふのは何處の所…… ○行政委員（石川 通君） ウエース運河で間違ぢやないと思ひますが、貴下も御存知でないかと思ひますが。 ○森川照太君 衛子運河は私は知つて居りますが、片假名で書くウエース運河は知りません、衛子運河としたら何うです。 ○植前 香君 高等女學校、小學校、の一人當りの費用、幼稚園の園児に對する費用を伺ひ度いと
--	---

思ひます。

○行政委員（石川 通君）

何時のですか、昭和二年ですか——之も一寸係からお答することに致します、一寸調べまして確實な所を申し上げますから一寸お待ち下さい、（進行）お断りして置きます、御存知でありませうが、此の昭和二年度は牧さんが全部おやりになつて居つたものでありますから、私がやらないものですから遂さういふ一人當り幾等といふことを自分で記憶してない點もございますから調べましてお答致します。

○植前 香君 結構であります。

○森川照太君 一番終ひの方に兒童衛生展覽會費の所に千貳百參拾八弗貳拾六仙とあります、初め豫算より貳百參拾八弗貳拾六仙餘計にお使ひになりました、甚だ怪しからんことと思ひます、田村會長は昨年の民會席上に於て衛生展覽會が大した効果があつたといふ御吹聴を承りましたが、夫人には御参考になつたか知れませんが、私共素人には一向参考にもならなかつたのであります、私は初より之が大した効果があるものとは考へませんので此の費用の支出に反對したことは御承知と通りであります、成程有り餘つて居る金ならば色々な事をなさすることは結構である、さうして之は好い事には相違ないでせうけれども、吾々の世帯では斯ういふ種類のものに手を延ばすべきでないといふ理由に於て反對を致しましたが、其の時には僅かに一票の差で千弗の豫算が成立したことは御承知の通りであります、あの時に石川議員が若し加はらなかつたならばあれは否決になつた位で、民會の賛成を得なかつたものであります、さうして大抵天津居留民會では行政委員の提出原案は何分十人お揃ひになつて居るものですから大抵相當多數の賛成を以て通過

(177)

(178)

するのが當り前であつたに拘らず、此の案だけは僅か一票だけで成立したといふことは如何に此の案が當民會に於て賛同を得ることが少なかつたといふことを立証して居ると思ひます、之は明らかな事實でございます、然るにも拘らず更に其の上に貳百參拾八弗といふやうなものを餘分にお出しになつたといふことは甚だ民會の空氣を無視した處置と考へます、さうして私も參りました、右の如き設備、右の如き展覽會を開くには、若しも誠實なお考が當局者にあつたならば、此の雜費位の節約は必らず出来たものだと思ひます、故に其の豫算が辛うじて成立したといふ其の民會の空氣を無視した處置と思ひます、故に此の展覽會の成績の如何は見方の邊で致し方ございせんから別に御答辯を伺はうとは思ひませんが、豫算を離れて節約し得る餘地ありと認められるやうな設備に於て貳百參拾八弗、豫算に較べて二割五分餘計出したといふことを取てされたのは餘程重大な理由がなければならぬと思ひます、其の理由を詳しく伺ひ度いと思ひます。

○行政委員長（田村俊次君）

之は昭和二年の行政委員の責任ですが、之は矢張り引續いで居りますから申し上げます、成程青兒展覽會の効果如何は申上げる必要ない、夫れから諸雜費といふのは此の中に皆んな引くるめた當り前の豫算の性質と違ふのです、詰り展覽會をする以上は色々な費用が要る、印刷費や旅費等もありまして色々な費用が遣入つて諸雜費と總括して居る、何故散らかたかといふ譯は成るべく多くの標本を集めやうと思つて照會して置きました、例へば奉天の醫學校とか北京のロツクフェラーといふ所へ照會致しました所が、無論送つて呉れるといふ回答があつたのですから送

つて呉れるだらうと思つて居りました、所が誰か來てちやんと調べて持つて行つて呉れといふやうなことになるのですから人を旅費を掛けてやりましたといふやうなことが、遽かに其の時豫算以外に要つた費用の一つです、夫れから非常に標本を出して呉れる箇所が吾々の豫想の何層倍になつた、之は各方面で天津に同情して呉れた結果なのです、夫れが爲に一つ一つ禮狀を書いてやる、夫れから内務省邊りでは其の成績を報告して呉れといふやうな註問があつたので夫れを民團のかり／＼板では恰好が悪いし、書き切れないので印刷しやうといふ譯で冊子を作つたのです、之も初はさう考へて居りませんものでしたが、冊子を作り夫れに關係した委員の人が何かに一部づゝ上げる、餘つたのは實費を以て希望者に分けるやうなことに極りまして、其の印刷をやりました、夫れが初の豫算以外の費用そんなものを引くるめると餘程節約した結果が之れだけ足りなくなつた、だから尙詳しい費目と云ひますと、今申上げる通り色々な費用が一語になつて展覽會費になつて居りますから詳しいことは云ひませんが、私の記憶して居る豫算外の費用といふのは夫れだけです、そんなものが主なものです。

○森川照太君 田村君は當年の行政委員でありましたし、恐らく此の案の提案者だと思ひます、從つて二年度の問題であります、貴下からお答を得る事が一番適當であると考へて更にお尋ね致します、實際であります、民會に要求せられた展覽會の費用といふものは夫れぞれ費目があつたに違ひないことは疑ありませんが、只今伺ふ所に依ると展覽會を受取りに行く旅費が要つたといふこと、夫れから方々から成績の報告の要求があつたので其の印刷費が要つた、斯ういふお話であります、其の點に就て一言當年の行政委員会に詰問したいと思ひます、何故かと云へば何が故に豫算を作るのか其の範圍でやるといふやうな趣旨で以て豫算を御提出になる、夫れを民會が承認したから其處で行政委員会が其の金を以て其の仕事をするといふ權能を初めて持つのだと思ひます、然るに或種類の仕事にあつては其の金ではとても出来ないやうなものがある、緊急已むを得ざるものがあつた時には豫算以上の金を支出せられて夫れは一つも差支ない行爲と思ひますけれども、斯くの如き種類の催し物で若しも其の豫算といふものを忠實に守らうといふ考が行政委員会にあつたならば、其の豫算の範圍内ですといふことは必ず出来たものだと思ひます、假りに奉天から標本を借りる時に人が取りに來いといふことでありましたら豫算外の支出を要するやうな恐れがあるやうでございしましたならばさういふ種類のものをお断りになつて、造々人を取りにやらなければならぬやうなものでないものはお取り止めが出来たものだと思ひます、之が例へば民會の全會一致の多數を以てやつたとか何とかいふやうな仕事でしたならば豫算を超過したる仕事を敢てなされても一向差支ありませんが、無いとは云ひませんがまだ恕すべしです併し乍ら豫算を超過してやる、緊急已むを得ざるもの若しくは之れでは出来ないといふことで豫算以上に使はなければならぬ、此の出来ないといふのが豫算を守る忠實が缺けて居るからで、成績を良くしやうが爲に餘り賛成のない、辛うじて一票で通過したやうなものを組で料理して出してやるといふことは宜しくないとと思ひます、夫れから印刷費の増加といふことを考へて見ましたも成程内務省の暇な役人は之位な事を言つて來ませうけれども、夫れに對して豫算のないのに印刷費といふ項目を明らかにして、さうして其の印刷物を作つて配布し、又は送付するといふやうなことをするのは、當時の行政委員会に其の權能はなかつたらうと思ひます、若しも豫算を忠實に實行して行く、豫算を守らなければならぬといふ精神が當時の行政委員会にあつたならば斯くの如きものは人に配つてやる、成績報告書を印刷する費用は當然削除し得たものであり、幾

(179)

(180)

等も此の事業が妨害されるものでないと思ひます、標本を減らして見た所であの會が決して出来なかつたものでない、然るに豫算を蹂躪して、夫れを二割一分超過して迄案を遂行するのは千弗であるから宜いのですが、拾萬弗であつたらば貳萬四千弗出しても宜いといふのも同じ理窟である、百萬弗に貳拾四萬弗を豫算外に支出しても差支ないといふことにもなります、其の故に之は明らかに當時の行政委員會が民會の決議を駁視し、豫算を蹂躪した行爲を取つたといふ責任を帯びて頂き度いと思ひます。

○行政委員會長(田村俊次君)

一休森川君は衛生展覽會を物好にやつたといふ考から掛つて居られる、只一票で通過した一票で通過した、百票で通過しても可決確定して見れば民會で承認したものに違ひない、一票の違ひ一票の違ひでも同じ事で育兒展覽會を天津でやつた事はない、だから多く失禮ですが、どんなものだから御存知なかつた人が多かつたらう、夫れから其の效果如何は今お話のあつたやうに何だかあつたかないやうな曖昧なやうなことを云はれる、子供のあのお母さんは效力があつたとお認めになつて居る筈です、貴下はお子さんが無いから解るまい、所で頭から餘計なことをやつたのだ、要らないことをやつて豫算超過は不都合だと云はれる理論は少しも私には解らない、餘計な事をやつたといふ貴下だけのお考ならば接待費の四百五拾壹弗に就て何等御質問がない、育兒展覽會の増加に就て餘りにお責めになるのは結局貴下の頭に育兒展覽會は要らない、豫算を超過してやつたから不都合といふ斷定は餘りに御自分自身の斷定になつて、だから一寸責任は私には持てません。

○森川照太君 今仰つたのは何のものを答めないといふ仰つたか、氣がつかせませんでした、若し教

へて頂けば同じやうに答めます、田村君に伺ひますが一票の差、百票の差も同じだと云はれましたが斯くの如き言はお話しみになるが宜いと思ひます、勿論可決されたのは事實であつて故に其の空氣を駁視してならぬ、といふ行政委員の當然持つて居るべき心得をお教へ申したのであります、故に將來は百票の差、一票の差は民會の空氣にも差があつたといふことをお考になつて、將來行政をなさる上に於て此の點に決して注意を忽せにしてならないものであります、假りに若し貴下の仰有るやうに一票も二票も同じだと仰有るならば、豫算といふものは依るべき爲に作つてあるものでありまして、四分の一迄のものを任意に超過して願ないで宜いといふ議論を許すならば豫算の必要といふものはありません、のみならず其のものは之迄増加しなければ出来ないとはいふものでないであります、此の範圍内でやるといふので協賛したものです、其の上に二割半の増加を取つてやうなことをして迄強いて盛大にするといふ必要はないのであります、之は前例にないといふ仰つたが、天津には列國租界があり色々な自治体がありますが、今日迄さういふことをしなかつたのを日本租界がしたことは甚だ結構な事と見ると同時に、他の天津各國居留民が斯ういふ事の必要なしと認めるか、若しくは必要なものに違ひないがやる程の必要ない、と考へてやらないのかも知れませんが、天津に今迄ないが故に甚だ良いといふ議論は決して成立致しませんさうして私が餘計な事をなすのが故に答め立てると仰有るが其の論據は成り立ちません、行政委員會は豫算の執行機關です、豫算を忠實に守らなければならぬといふことは行政委員會が行政をする上の原則であります、貴下のやうに民會の空氣を駁視する、又は皆さんが豫算を輕く見て宜いといふお考のあることは現に十分感じられます、さういふことでは實申せば行政をお委せるに足りない方であります。

○植前 香君 第十款の保淨費に就て少し何ひ度い、保淨費は始めてから時日が短いから無理ないと思ひますが、第二項に壹萬壹千五百八拾六弗八拾八仙の増加になつて、撒水運搬自動車購入の結果と書いてありますが、何を買つたのですか。

○村津書記 二台であります、一台は大型撒水車であります、夫れから今一台は芥、氷の運搬であります。

○植前 香君 第一項の俸給及手當が莫迦に餘つて居りますし、第四項の消耗品費も餘つて居ります、ガソリン其他の使用少かりし結果といふ理由を以て四千幾等残つて居りますが、之は何ういふ譯ですか。

○村津書記 お答致します、俸給及手當は先程石川さんから申上げました通り、最初三月に豫算を出しましたので、夫れで四月やつて行きましたが、到底此の豫算ではやり切れないと思ひましたので次の臨時民會に追加豫算で壹萬弗餘の承認を経ました、其後仕事も安定して來ますし方々色々の事情で此の追加豫算を實行する迄に行かなかつたのであります、其の追加豫算の主なるものは俸給及手當であつたのであります、夫れから消耗品費の餘りましたのは夫れ迄警察の方でやつて居りました撒水に使つて居つたガソリンの消耗方を基準としてやりましたのであります、爾來監督を嚴にしまして運轉手の方も十分注意致しました結果之だけの金額が餘つたのであります、注意したから餘つたといふ意味でなくて詰り夫れだけの豫算が要らなかつたといふ事になります。

○植前 香君 撒水自動車は一哩に就て幾等ガソリンをくつて居りますか。

○村津書記 さうでございます、私の方では別段哩も何もつけてありませんから解りませんが、先

づ普通三日間に二離位の平均になつて居ります、一台で。

○森川照太君 田村君から前刻の質問に對して御返事ありませんが、もう一言餘計なことを話させて頂きます、元來斯ういふことをする譯でございせんし、又經濟財政といふ方面の組織を持つて居りませんが、元來豫算といふものは之を忠實に守るといふ約束の許に骨折つて組織するものであつて、豫算の數字と夫れから決算の數字とがびつたり會ふといふことが財政官の手柄となつて居るのです、故に特別の事情のない限りは豫算と決算との其の項目に關する數字の違ふことは豫算編輯者の恥すべきことであり、又謹んで避ぐべきことであるといふことを考へられて居るべきものであります、從つて此の豫算の數字を超過するといふことは餘儀ない場合以外には嚴重に避けることに注意しなければならぬに拘らず、一票の差でも通過すれば通過したのである二割五分の超過も出来ない譯でなし、しても構はないといふやうなお考で民團の行政をやつて頂いては豫算といふものを作つて其の執行をお委せる居留民又は居留民會も甚だ危險に感ぜざるを得ません、此の點に就て田村君のお答を強て要り用でございせんが、將來行政を行ふべき行政委員諸君は此の點だけはせめて嚴重に承知して頂いて豫算は忠實に守る、餘儀ない事以外に、完成が出来ないとか緊急缺くべからざるもの以外には豫算の數字を離れないといふことだけは嚴重に約束して頂き度いと思ひます、然らざれば豫算を作るといふことの趣旨は一つも解らない、吾々が此處へ寄つて何の爲に豫算を作るのか解らないやうに思ひますから其の仕事をもつと完全にしたいから位の考では豫算を越えるといふやうな仕事をするやうなことを嚴重に講まれんことを後の行政委員會に註問して置きます。

(進行)と呼ぶ者あり)

(184)

(183)

(182)

(181)

(185)

○行政委員（石川 通君）
先程森川さんのお尋ねに對してお答致します。預金利子の殖えたのは田井さんが云はれたやうに矢張り花旗銀行の借入金を一時預金致しました結果あれだけの數になつて居ります。夫れから植前議員にお答致します。女學校の一人當りが貳百五拾參弗七拾仙夫れから補助金とか授業料を差引きますと一人當り五拾四弗になります。夫れから小學校が百弗六拾六仙でございます。夫れで補助金を引きますと七拾五弗參拾貳仙、幼稚園が六拾參弗八拾仙、授業料を引きますと四拾參弗八拾仙、斯うなります。
○佐々木敏丸君 只今森川君のお話は至極御尤ものやうに考へますが、但し豫算が餘るからといふと森川君に叱られると思つて減茶々にされても之も考へ物だらうと思ひます。因つて支出に於ては餘計要ることは成るべく豫算通りにやつて餘るのは餘計餘つた方が宜いと思ひます。さういふお積りで行政委員のお方はやられたら宜いと思ひます。
○森川照太郎君 餘つたものを無理に使ふことよりも、豫算を構はずに超過して使ふといふ危険の方が遙かに多いのです。何方にしたら宜いかといふ行政委員會のやり繰り方針を定めるに餘計使はない方に重きを置くのが當然の原則で、餘つた時に餘計使ふのは大目に見たら宜いでせう。
○副議長（大田万吉君）
歳出臨時部に入ります。御質問ありませんか。
○植前 香君 第一款土木費第四項器具購入費の所で「排水唧筒購入せざりし結果とありますが、何處に使ふお積りであつたのですか。
○川端技師 是は土木工事をします時に、其處へ持つて行つて使ふ唧筒でありまして、此の年

(186)

に買はなかつたので次の年に買ひました。
○植前 香君 唧筒が壹千六百弗もするのですか。
○川端技師 そんなにしませんだ。
○植前 香君 でも此處に壹千六百四拾七弗となつて居ります。
○平野書記 水津器とかコールドー撒布を買つて居ります。
○植前 香君 夫れで餘つて居るのが。
○平野書記 撒ち撒水唧筒許りでありません。
○森川照太郎君 苗圃費といふのがありますが、何處にありますのか、今は何うなつて居るのか序に伺ひます。
○川端技師 苗圃は本願寺の裏と療病院の所にあります。只今でも彼處で苗木を養植して居ります。
○森川照太郎君 民國二十年記念費の約半分はどんな風に。
○行政委員（石川 通君）
先程申上げたやうに、此の豫算總額といふものは印刷代も含めてございます。所が出来上りませんでございましたから印刷代が餘つた譯で其他は俵給でございます。
○議長進行（と呼ぶ者あり）
○植前 香君 第二款の水道費に「水道鐵管布設費とあつて、約四割許りの金が残つて居りますが餘り差が甚だしいのです。
○川端技師 實は私がやつたので其の内容を知りませんから調べて見ます。

(187)

○植前 香君 御尤であります。
○副議長（大田万吉君）（進行）と呼ぶ者あり）
もう他に御質問ありませんか。
○副議長（大田万吉君）（なし）「なし」と呼ぶ者あり）
○副議長（大田万吉君）
では御返事は後からにしまして、次は電氣議入出決算御意見がなければ承認可決と致します。
○副議長（大田万吉君）（賛成）と呼ぶ者あり）（拍手起る）
夫れでは休憩致します。
午後十時十五分開
○副議長（大田万吉君）
之より開會致します。
○川端技師 先刻植前議員の御質問の決算歳出臨時部第二款水道鐵管布設費の餘つた理由を申上げます。鐵管を安く買ひましたのと夫れから請負額が豫費額より安く出来ました事と、夫れからもう一つ此の中には道路開修の爲に瓦斯管を鉛管に取替へる工費が遺入つて居るのであります。夫れが計上してある金額だけを便はなかつたのであります。其の便はなかつたといふのは道路開修の爲にどれ程瓦斯管を鉛管に取替へるか其の豫定が出来ませんので、凡その目分量で計上したのであります。其の爲に金が餘つたのであります。
○副議長（大田万吉君）
議事日程第三道路敷地買収に關する件といふのを議事に致します。
○大崎大生君 議事日程第三 道路敷地買収に關する件
尾、植松、磯谷、岡本、筒井、松田議員の六名の方、即ち五名以上の賛成の御署名があるのでありますから此の動議は完全に成立致しましたものと私は考へます。で私は此の動議に就て説明を試み度いと思ひます。
○行政委員（勝田重直君）
今動議の成立を問はれましたか何うですか。
○大崎大生君 内容の説明に入る譯でありますして、動議に就ては文書を以て賛成者六名の署名があります。完全に動議は成立したものと考へます。
○副議長（大田万吉君）
何ういふ事を御提案になりますか。
○大崎大生君 夫れは今之から申上げたいと思ひます。
○副議長（大田万吉君）
議題に依つて許可致しますし、場合に依つては許可しないかも知れません。
○河島書記 夫れでは動議を讀上げます。
（動議を議長に提出）

(188)

○植前 香君 御尤であります。
○副議長（大田万吉君）（進行）と呼ぶ者あり）
もう他に御質問ありませんか。
○副議長（大田万吉君）（なし）「なし」と呼ぶ者あり）
○副議長（大田万吉君）
では御返事は後からにしまして、次は電氣議入出決算御意見がなければ承認可決と致します。
○副議長（大田万吉君）（賛成）と呼ぶ者あり）（拍手起る）
夫れでは休憩致します。
午後十時十五分開
○副議長（大田万吉君）
之より開會致します。
○川端技師 先刻植前議員の御質問の決算歳出臨時部第二款水道鐵管布設費の餘つた理由を申上げます。鐵管を安く買ひましたのと夫れから請負額が豫費額より安く出来ました事と、夫れからもう一つ此の中には道路開修の爲に瓦斯管を鉛管に取替へる工費が遺入つて居るのであります。夫れが計上してある金額だけを便はなかつたのであります。其の便はなかつたといふのは道路開修の爲にどれ程瓦斯管を鉛管に取替へるか其の豫定が出来ませんので、凡その目分量で計上したのであります。其の爲に金が餘つたのであります。
○副議長（大田万吉君）
議事日程第三道路敷地買収に關する件といふのを議事に致します。
○大崎大生君 議事日程第三 道路敷地買収に關する件
尾、植松、磯谷、岡本、筒井、松田議員の六名の方、即ち五名以上の賛成の御署名があるのでありますから此の動議は完全に成立致しましたものと私は考へます。で私は此の動議に就て説明を試み度いと思ひます。
○行政委員（勝田重直君）
今動議の成立を問はれましたか何うですか。
○大崎大生君 内容の説明に入る譯でありますして、動議に就ては文書を以て賛成者六名の署名があります。完全に動議は成立したものと考へます。
○副議長（大田万吉君）
何ういふ事を御提案になりますか。
○大崎大生君 夫れは今之から申上げたいと思ひます。
○副議長（大田万吉君）
議題に依つて許可致しますし、場合に依つては許可しないかも知れません。
○河島書記 夫れでは動議を讀上げます。
（動議を議長に提出）

(189)

本會は議案 決 議 案

道路敷地買収ニ關スル件
天津實業專修學校補助金ノ件
天津共立學校補助金ノ件
天津日本人商業會議所補助金ノ件
昭和四年度居留民團歳入出總豫算案
昭和四年度特別會計電氣歳入出豫算案
を留保の趣旨にて否決す

理 由

現行政委員會は定員中四名の辭表を提出せるものあり右に對し監督官廳の認可なき以前に法規上形式的構成を具備すると雖も政治的實質上に缺陷あることを否定する能はず、特に民會開會以後殘存せる行政委員の言動に徴し前記重大議案を審議し民團行政の全部を倚託するに多大の危惧を禁する能はず因つて名實相伴ふ行政委員會の確立を俟つて之を審議せんか爲め否決するものなり

提 案 者
大 崎 大 生
賛 成 者
松 尾 豊 實
岡 本 信 治
簡 井 久 雄
逸

(190)

拍 手 起 る

松 田 開 一
植 松 眞 經
終 り

○副議長（大田万吉君）
議題として説明を願ひます。

○砂田 實君 議場整理の爲に申上げますが、さういふ緊急動議が出まして動議が成立しますが、議場にお諮りになつて一名以上の賛成者があつて始めて議題になります。（同感）

○副議長（大田万吉君）
夫れでは議場にお諮り致しますが。

○森川照太君 六名の賛成者があるのですから宜いぢやありませんか。

○副議長（大田万吉君）
お諮り致します、之に賛成の方御起立願ひます。

○森川照太君（第九條 動議は一名以上ノ賛成者アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス）動議と出来ますでありませんか説明したら宜いぢやありませんか。

○大崎大生君 之から説明致します。

○永安平吉君 民會の議題とするかしないかは民會に諮つた上でなければいけません。

○森川照太君 賛成者があれば宜いぢやありませんか。

○副議長（大田万吉君）

(193)

意味に於て否決するといふ緊急動議を出しまして六名の方の御反省を促したいと考へる次第であります、或は四名の行政委員が辭任しても豫備行政委員を上任すれば行政委員會は完全なものとなるではないかといふ御議論をせられる方もあるかと考へられますが、既に行政委員會の空氣が斯くの如く紛糾して民會の一半を代表する四名の行政委員が連名辭職をする迄の成り行きとなりました以上豫備行政委員も就任することを肯んぜられないことは火を見るより、明らかな次第であります、故に豫備行政委員を補充することに依りまして現在の行政委員會を完全なものとする事は之亦到底出来ない相談であると存じます、併し乍ら行政委員會が不完全なものとなつたから之に信賴して昭和四年度の豫算を審議決定する譯に行かない、従つて豫算の審議決定を一時留保する、といふ緊急動議を私が提出致しました趣旨は單に道理がさうであるといふのみならず、中立の立場に居ります者の、民團行政の紛糾を融和する最良の手段、方法であると確信するが故であります、即ち豫算否決の結果残る六名の行政委員の方々も御辭任になります、斯くて十名の行政委員が新規繰直し選出せられることとなりまして恐らく従來行政委員で在られた方々の大多數は再び當選されること、信じます、喧嘩兩成敗で、一切を水に流し、さうして其後新に民會から行政委員として再び選出されます以上、民團行政に忠實なる各位として、今度は總てを新しい氣持で和衷協同民團行政にお與り願へること、信じて疑はないからであります、尙序手乍ら理事問題六名の行政委員で既に合法的に松本文三郎氏の選任を見た次第でありますから、民團の信用上及体面上からも、假令行政委員會は改選されることになりまして新理事は矢張り松本氏を御採用になるべきものと私は考へます、此の見地から此の決議案を提出した次第であります、内容を讀み上げますと。

(194)

決 議 案

本會は議案

道路敷地買収ニ關スル件
天津實業專修學校補助金ノ件

天津共立學校補助金ノ件

天津日本人商業會議所補助金ノ件

昭和四年度居留民團歲入出總豫算案

昭和四年度特別會計電氣歲入出豫算案

を留保の趣旨にて否決す

理 由

現行政委員會は定員中四名の辭表を提出せるものあり右に對し監督官廳の認可なき以前に法規上形式的構成を具備すると雖も政治的實質上に缺陷あることを否定する能はず、特に民會開會以後殘存せる行政委員の言動に徴し前記重大議案を審議し民團行政の全部を倚託するに多大の危惧を禁する能はず因つて名實相伴ふ行政委員會の確立を俟つて之を審議せんか爲め否決するものなり

提 案 者 大 崎 大 生
賛 成 者 松 尾 豊 實

岡 本 久 雄
鹽 谷 信 治
簡 井 精 逸

(195)

私が此の決議案を中立の議員として租界行政の爲、公平な立場から提出した次第でありますので御同感の諸君は是非御賛成を希望して止まない次第であります。
〔賛成〕と呼ぶ者あり

○行政委員（石川 通君）

只今大崎議員から之から議すべき議案を否決せられる、といふお話でありましたが、私の考を以て致しますと、辭職をされた行政委員の方も此の豫算案總てを御審議になつたのであります、（トヤ）（拍手起る）夫れで今日之から議さうといふのに、理由が違ふこととお止めになつたに此の豫算案を否決しようといふのは一寸私は理由が取れないと思ふのであります、此の點何ういふ風にお考になりますか、御存知の通りに本年は初めに豫算の分科會といふものを開きまして、其の時には皆さんにお寄り願つて、態々利根川さんもお出になりました、さうして一應審議致しまして、尙もう一遍皆さんで慎重にやらうといふので特に皆さんがお集りになつて之から議すべき議題を皆さんが御審議になつたのであります、夫れから後に問題が違ふ、理事の詮衡問題か何かで、御承知のやうな理由で御辭職になつたのでありますから、豫算とは、私は多少の關係はあるかも知れませんが、大体に於て豫算の之から審議すべきものに變りはないと思ふのであります、此の點を一つ承り度いと思ひます。

○大崎大生君 説明致します、私は豫算案なるものと、豫算の執行といふことは全然別問題だと考へます（拍手）豫算の審議は成程辭表を提出されました四名の方々も參加して之を作成されたことと考へます、然し乍ら豫算の實行といふことに就きましては、單に豫算案が出来たといふだけの簡單な問題ではありません、豫算に依つて例へば簡單に金錢を支拂ふとかといふやうなことならば、此のまゝ夫れを承認出来る譯であります、豫算案は之に依つて今後一ヶ年間に民團行政を實施するのでありますから、實施に當る所の行政委員會といふものは全然當時の行政委員と性質の違つた、詰り私が申しましたやうに民會の一半を代表する行政委員會になつた譯であります、此の行政委員會に對して其の豫算の運用を吾々信任出来なくなります、同様此の豫算案は出来ましたが、此の豫算案を可決確定して、現在の行政委員會に其の運用を御信任申上げることが到底出来ないと思ひます、此の意味に於て、私は否決することを提案する譯であります（拍手起る）

○永安平吉君 御提案になられた大崎さんにお伺ひ致します、若し御提案の通りに豫算案及總ての議案が否決になりましたと夫れで仰有る通り圓滿に行きますでせうか、尙更混亂を來はしませんでせうか。
（トヤ）（トヤ）

○大崎大生君 お答へ致します、夫れは大体のことは必ずしも私がお引受する譯に行きません、併し乍ら現在の狀態で其のまゝ圓滿な運行を期待することは一層困難であると思ひます、さうすれば新しく行政委員を選挙して夫れに依つて新に一切を水に流して後に行政委員會が成立致しましたならば、其の行政委員會なるものは、之を構成する各行政委員は民團行政を思ふ限り従來の行きがいは水に流して圓滿に民團行政に當らるべきものだと思ひます、私は必ずしも以上の混亂を來すものと思ひません、之は見解の相違かも知れませんが、私は必ずしも以上の混亂を來すものと思ひません。

(197)

す、さうして先刻石川委員から説明があつた通り、全体の十人の行政委員が擧げられて作られた豫算案と豫算を實行することゝは違ふと仰有るが豫算案を實行せんが爲に作られた豫算だと私は思ふ、然らば豫算案を吾々が審議するのに何等妨げはないものと思ひます、其の點をお伺ひしたう。

○大崎大生君　お答致します、其の點はもう先程もお答致した筈であります、(ヒヤ／＼)更に繰返して申し上げますならば豫算案を實行するが爲に案を作つたには違ひないのです、併し乍ら之を信頼すべき行政委員会が吾々民會議員多數の眼から存在しないことになれば、之を審議確定して其の進行を信頼する餘地がない譯であります、現在の行政委員、さういふ性質のものになつたと考へますから、茲に完全な行政委員會の新成立を見る迄豫算案を審議確定を留保したいと申上げる譯です。

○永安平吉君　私は今そんな亂暴なことをされる前に、先づ一度四人の行政委員に對して所謂辭任願を撤回されることを勧告されるのが一番圓滿な方法でないかと思ひます、(拍手)今の御提案をされる前には是非私はさういふ手續を取つて欲しい。

○佐々木敏丸君　只今永安議員のお話の四名のお方に復歸して頂くことは一昨日か砂田議員からお話のあつたやうに問題にならなかつたやうに思ふのですが、之は駄目だらうと思ひます。

○筒井精逸君　發壇(拍手)

私は只今大崎議員から提案されました緊急動議に賛意を表する爲に演壇に立つた譯であります、大休緊急動議は今説明されました御趣旨が私も今述べんと思つて居りました點が多々ありましたので極めて簡単に賛意を表したいと思ひます、此の二十日の民會に於きまして、私は行政委員

(198)

會長の田村さんに伺つたことは即ち十九日に開かれた行政委員會が爲された理事詮衡問題、其の決議した事柄が備置ありや否や、といふことを伺つたのであります、尚引續きまして、田村會長の良心に省られて其處に向冷靜な状態にあるか否や、を伺つたのであります、田村會長の御答辯は合法的に決議した事項である故に權威の點に少しも變りはない、權威があるといふお答を聞いて居ります、成程合法的に決議したことでありまして冷靜であるか何うか(議題外)といふことを伺つたのであります、其の眞意を今日迄伺ふことが出来なかつたのであります、私は本席理事詮衡問題に就きまして彼を申すのでありませんが、只今の行政委員會といふものが、十九日に開かれた行政委員會共のまゝに引續いて今日に至つて居ります行政委員會であります、従つて私が當時申上げた如く只今の行政委員會では矢張り實質に於きまして缺點があります、休裁に於ては確かに不具であります、不具であり缺點だらけである行政委員會をして重大な豫算を審議して決議したからとお委せるといふことは誠に危險なことでありまして、例を申上げます、昔酷であるかも知れませんが、恰も心神耗弱者に鋭利な刃物を持たしたと同じく危險此の上もないことと思ふのであります、私は此の意味に於きまして、當行政委員會が形骸、實質共に完全無缺になつて始めて審議すべきものであつて、而して審議可決したものを委せるといふことが、恐らく租界民一般の方々の義務と思ひます、少くとも私は斯く考へるのであります、甚だ簡單でありましたが、何うか大方皆さんの御賛成あらんことをお願い申します。(拍手起る)

○行政委員(石川　通君)

只今筒井議員からお話がありました、私は冷靜に考へて居るのであります、豫算案と中島

(199)

理事詮衡問題を一諸にして考へて居らつしやるやうに思ひます、大崎さんの頭にも夫れが充分見受けられるのであります、尚只今吾々を評されて心神耗弱者に鋭利な刃物を持たすやうなものたといふお話でございましたが、寧ろ夫れならば不信任案でもお出しになつたら宜いでせう。

○筒井精逸君　只今理事詮衡問題といふことを申しました故に只今申上げた緊急動議に賛意を表しますことが、中島理事問題に關して居るやうに仰せられますが、私は只今の行政委員會詮衡問題を議した行政委員會と同一の形態を具へて居るといふことを申上げる爲に申しましたのであります、中島理事に關係はなかつたのであります、言葉が足りなかつたのでせうが、理事問題に關したものでなくて、行政委員會の形骸をお話しませんが爲に、十九日に於て、只今申上げた事柄があつて、夫れに端を發しましたが故に申し上げたのであります。

○松尾豐實君　簡單でありますから此處から申上げます、思ひますに現在の行政委員會が成程合法的に存在して居りまして、之に就きまして何等不滿を申上げることはいささませんが、一方考へて見ますと、夫れでは合法的に存在して居る行政委員會であれば租界の行政をする上に於て機能の充分果し得るものであるか何うか、必ずさうでない場合があらうと思ひます、例へば今日の行政委員會は何うであるかと考へますと、遺憾乍ら十人の方々の中で、此の四人が辭表を出しになつて夫れが解決して居ないといふ状態であれば、私も夫れに對して、十分租界の行政に就て機能を全うされる行政委員會だと思ふ譯に行かないと思つて居ります、夫れで豫算案も出来ましたが、此の審議に當りましては、只今提案者から御説明のありました通り、完全な、或は完全と申しましても程度問題であります、完全と認められる行政委員會が出来て始めて審議致し度いと思つて居ります、其の意味に於きまして動議に賛成致します、尙附加へて議長にお願ひ致します

(拍手)

○行政委員會長(田村俊次君)　發壇

只今大崎さんからの動議は何れの方面から見ても、所謂行政委員不信任、行政委員不信任ならば、行政委員不信任案を出しになるが宜い、(拍手)夫れを言葉の婉曲に不條理なことをお述べになつて、さうして動議を可決しやうといふことは甚だ私は男らしくないと思ひます、何故ならば豫算を作つたのは皆さん御承知の通り十人の行政委員、然も十人か皆出席して作つたのです、審議をする今日は御覽の通り行政委員一人を缺きましたけれども他は皆出席して居ります、假令罷任しても官憲の許可なくば未だ行政委員であります、其の行政委員が此の民會に出席して行政委員席に居れば之即ち行政委員であります、(ヒヤ／＼)九人の行政委員が此處に居ります、十人で作つた行政委員が九人出席して居つて、其の席上で審議出来ぬ道理はない、只、今提案者の御希望は之を實行する時六人の行政委員では心元ない、之に委せられないといふことであるならば六人で必ず豫算を實行するものを斷定出来るか、官憲がお許しにならん中は行政委員である、官憲がお許しになれば必ず官憲は之に豫備行政委員を以て補充されるだらうと思ひます、(拍手)其の豫備行政委員を以て補充された其の行政委員は矢張り信頼が出来ぬといふことは矢張り民會で何故さういふ信頼の出来ない議員を挙げましたか、(拍手)苟も民會で行政委員十名と更に豫備行政委員を投票に依つて選んだのであります、其の行政委員の中に缺員があれば官憲は之を好しと認めて豫備行政委員を補充されることになり、其の補充された行政委員にもまだ豫算を託することが出来ないといふのは自分等が選んだものが信用出来ない、運用させられないといふのと

(200)

同じである、之位自信のないお話は恐らく何處にもないと思ひます、(自家瑣語)今の行政委員六名でいけなしいふことは民會の言ふべき言葉でない、若し官憲が見て補填する必要がないと思ふならば永久に六人で居られるのであります、又今の六名の行政委員では行政の調理が出来ないと官憲が見るならば、之に補充されるのでありますから、さういふ六人ではいけないといふことを民會として行政委員を不信任しない限りは、其の責任を官憲に負う方は歸しやうといふことになりません、だから累を官憲に及ぼさないならば寧ろ貴下方は不信任案を出しになるが宜い、不信任案を出す事を避けて、煽曲に今のやうな動議は、云はゞ其の責任を官憲に歸することであり、私は全然今のお話の動議が此の民會に於て成立して可決することは民會の不祥と思ひます(じや／＼)(全然反對です)

○行政委員(勝田重直君)

私は今の提案者に對して御質問申上げたいと思ひます提案者は此の提案を以て、民間法規といふことをお考になられないのか、夫れは今此處で豫算に就て審議しないといふのであるならば直に専決處分をされなければならぬ、之は官憲に極めて貴より他に致し方ないことであります、さうすれば吾々は茲に甚だ不名誉な立場に立たなければならぬ、諸君が選良を以て任じられて居り乍ら、此處で専決處分に附されるといふことは非常に結構なこととお考になられるや否や、詰り法規に違反して迄も(ノ／＼違反せず)之を行政委員の不信任に問はれるならば格別、法規に反して事を決しやうとするのは豫想されるだけで決して出来ぬ話だと考へます(ノ／＼)決して只今の質問に對して御答覆をお願ひしたいと思ひます。

○大崎大生君 お答致します、只今の勝田行政委員のお言葉は勝田行政委員のお言葉とも思はれな

い、甚だ私の膝に落ちないお言葉であります、(拍手)民會は法規に依つて當然豫算の審議決定權を持つて居ります、或は之を可決し、或は之を否決する、當然民會の權限であります、如何なる點を以て民會が豫算案を否決することが法規違反でありませうか(拍手)如何なる所からさういふお考が出ますか伺ひ度いと思ひます。

○行政委員(勝田重直君)

今此處で豫算を審議しないといふことのやうに受取りました、夫れは詰り行政委員不信任なる觀念の許に貴下が御提出になつたものと皆さんにさうとれたに相違ないと思へます、夫れで豫算を審議しないといふ結果に落ちる、其の結果を以て私は貴下にお尋ねした譯であります、豫算の審議をして其の上で否決されるといふことであるならば、勿論夫れは合法的に行はれることになりませんが、初めから之は否決することになります、豫算を審議しないといふことになります、従つて吾々は専決處分をされる恐れがあると、斯う申上げるので決して私の言ふことは間違つて居らないと考へます。

○大崎大生君 只今勝田行政委員は法規違反であるといふことはお取消しになつたやうでありますから、其の點に就ては此の上申上げません、専決處分になつたといふことに就ては、私は少しも御心配になる必要はないと考へます、豫算案否決の結果は當然現行行政委員は責を負つて御辭任になるべき筈であります、然らば新に行政委員なるものが選舉されることになり、恐く何日を出ずして新行政委員會の成立を見ることと思ひます、其の間の民間行政の實行に就ては前年度豫算を襲踏することも出来ませうし、決して多大の支障を生ずる筈はないと考へます。

○森川照太君 私も勝田君の御議論に對して、心配要らないと思ひます、此處で否決しやうが、留

保しやうが、官憲は必ず之を専決處分にするとも極つて居らないと思ひます、大崎君の仰有る通り、行政委員の再選とか、色々な方法に依つて別に豫算を構成される道もあります、或は此のまゝ臨時民會を開くといふやうなことも出来ますから、此の先に就ての御心配は御無用な事と思ひます、曾て民會が議案を議決せずに散會してしまつた例がございます、當時民會議員の多數は専決處分にされるだらうと思ひましたが、監督官廳は専決處分をせずして、又臨時民會を招集して之を附議し實行を計つたことも御座います、何ういふことになるかといふことを必ずしも今から臆胎を抱かせる必要はないと思ひます、のみならず假りに官憲が之を専決處分にされた所で大した心配はないと思ひます、皆さんに委せて宜しいといふことであります、官憲が許して下さるならば夫れは諸君にお委せするかも知れません、何れにしても其の結果は更に心配することはないと思ひます、審議しないことが違法でも何でもない、議決すべき事件を議了せざる時は専決處分にする」といふ項目があるのでありますから、其の點から考へても違法でもなければ一向差支ないと思ひます、田村君は先刻不信任案を出せといふことでありましたが、何へば提案者は不信任案を出すといふ形が好ましくないので故に此の方法に依つて、一種の不信任案に結果する如きものがあるが、之であるぞといふことを仰有つて居らつたやうでしたが、男らしく何とかいふやうな御批判をお加へにならない方が適當なことと思ひます。

○行政委員長(田村俊次君)

大崎君が行政委員の出した豫算を否決して行政委員を辭職させなければならぬといふことを初めて伺つた、併し行政委員の立てた豫算を民會に懸けますのは民會と相談するのであります、だから行政委員會の出した豫算は必ずしもよくありませんよと思ひますから民會に問うて御相談する譯であります、無論民會議員が之を否決されるなら無論行政委員は又夫れを改正するとか修正するとかする義務があります、只出した議案が否決されれば必ず行政委員は辭職すべきものであるといふ道理は何處にもない、(ノ／＼)皆さんと一諸に相談して直す所は直したら宜い、結局言葉煽曲に不信任といふことに違ひない、すつぱり早く、不信任案を出したら宜い。

○大崎大生君 豫算案を民會に於きまして修正致します譯は、今會長のお話のある通りだと思ひます、其の豫算案全部に亘りまして、之を民會が否決する意志を表示する限り、行政委員會は民間の事務運行が當然出来ないことに歸結すると考へます、さうしても尙戀々として行政委員の席にお出になることは私は出来ないことではないかと思ひます、其の意味に於きまして、結局御辭職になる結果になるだらうと考へます。

○永安平吉君 豫算案は四人の行政委員が辭任になつたものとして假定されての御提案らしく思ひますが、四人の行政委員は未だ監督官廳の認可を得ずして其のまゝ行政委員に(夫れは尻理窟)貴下が尻理窟を持つて来るから、此方も尻理窟を持つて行く、で提案者の大崎さんにお尋ね致します、四人の行政委員が辭任されたものとして御提案になつたか何うか。

○大崎大生君 お答致します、先程申上げた決議案の理由で、其の點は随分詳しく申上げた筈であります、四名の附表を提出された行政委員の方は、再び復職しないといふことを堅く決意されて居ることを、度々意思を表示されて居ります、然らば假令官憲に於て、之迄未だ御認可がないとしても實質に於ては行政委員としての行政委員會の席に連ることを吾々期待することは出来ぬのであります、(拍手)然らば今日の行政委員會なるものは、結局残りの六名の方々に依つて成立されて居る譯であります、此の意味に於て現在の行政委員會は不完全なるものとなつたといふ

(202)

(201)

(204)

(203)

(205) ことを申上げる次第です。 ○永安平吉君 成程行政委員会には御出席にならないかも知れませんが、民會には行政委員として御出席になつて、貴下も確か御覽になつて居ると思ひます。 ○森川照太君 此の問題に就て餘り反對の御議論も伺ふことが出来なければ、餘り反對の御議論がないと考へます、吾々と違ひまして眞面目な何處かの重立つた會社を代表し若しくは重立つた方々が七名も連つて斯ういふ提案をされた、而して夫れは非常に用意周到な、色々な點に亘つて差支ないやうに深く考慮された案と思つて深く感服致します、或は不信任案でないが故に御非難もありましたが、さういふ形が好ましくないからといふ所に意を用ひられて居る誠に御尤もな提案と思ひます、温健な方々が民會行政の前途を深く心配されての御提案だらうと思ひます、吾々誠に賛成でありますから、先刻松尾君の仰有つたやうに無記名投票で採決されることを希望致します。 ○永安平吉君 私は行政委員会に伺ひたいのは、此の問題に對して行政委員會は同一行動をお執りになると思ひますが、一度相談して頂き度い。 ○行政委員長(田村俊次君) (議題外々々々)(採決)と呼ぶ一寸休憩して。 ○副議長(大田万吉君) 十分間休憩致します。 ○森川照太君 動議は成立して居ります、動議の採決をするといふ動議が成立して居るのであります。	(206) せんか、會長の指圖に依つて休憩するのは何ういふ譯ですか。 ○行政委員(藤田語郎君) 臨時行政委員会を開いて、休憩致します。 ○森川照太君 採決を望みます、成立して居ります。 ○行政委員(勝田重直君) 行政委員の希望に依つて議長が許可致しました。 (採決、々々、々々) ○森川照太君 民會議員は民會の議長であります、行政委員會の使用人ではありません、會長の指揮を仰いで民會の行動を決せられるのは誠に迷惑であります、開會傍頭に監督官から其の注意を議長も吾々と一語に受けたではありませんか、採決の動議が成立した以上採決して頂きます。 (議長採決、々々々々) ○行政委員(藤田語郎君) 臨時行政委員会を開いてやります。 ○大崎大生君 民會に關係ありません。 ○森川照太君 採決の動議が成立した後です、然らざれば採決の動議を取消してなさい、行政委員會が民會を左右する譯ございません。 ○行政委員(藤田語郎君) 何ういふ態度を執るといふことを行政委員會は協議します。 ○森川照太君 何人も民會の權利を無視することは出来ない、議長、採決願ひます。
(207) ○副議長(大田万吉君) 休憩致します。 ○森川照太君 横暴だ、動議を採決することになつてから休憩することは出来ません。 ○行政委員(藤田語郎君) 構ひません、休憩は何時でも出来ます。(ノーク) (議場騒然とす) ○森川照太君 民會の意思を議長が重んじてはけません。 ○副議長(大田万吉君) 夫れでは成立と認めて進行致します。(拍手) ○大崎大生君 無記名投票に依つて決を採られんことを希望致します。 (議員中約半数退席) ○行政委員(白井忠三君) 先程永安君からも御議論があつたやうですが、私共行政委員は此の賛否に加はるものか、何方か極めて頂き度いと思ひます。 ○行政委員(藤田語郎君) 此處に居ります九名の行政委員は本案を編成した人でございますから、之に反對する決議があつた時には、本案の維持者として現在の動議に對して反對すべきものと思つて居ります。 ○行政委員(白井忠三君) 私は此の問題が先刻來提案者の詳しい御説明に依つて豫算案其のものの内容を否決するものでない、之を政治的に取扱つて所謂不信任の意を否決に依つて表明するのだといふことである以上純理に於て政治道徳上、之に参加しないのが本當だと思ひます、若し参加するのならば吾々は夫れに對して自由の立場にあると思ひます、(ノーク)(拍手)私共現行政委員會長の不信任といふことで辭表を提出して居るものであります故に此の場合に於て固より自由の立場にあるものと思ひます。(拍手)(ノーク) ○行政委員(藤田語郎君) 白井前會長は前數回の此の民會に於て斯ういふ場合には少數の行政委員は全部多數の行政委員に従かうべしといふ決議があります。 ○行政委員(白井忠三君) 辭職して居る。 ○行政委員(藤田語郎君) 同時に斯ういふ場合に若しも行政委員案に反對するやうなことがある場合には宜しく缺席すべしといふことになつて居ります、夫れをお忘れにならぬやうにして下さい、夫れであるから行政委員全部本案維持者として採決すべし。 白井行政委員(ノーク) ○行政委員(藤田語郎君) ノーちやありません、先例もあります、當然行政委員會は本案の維持者であります、さういふ解り切つたことを云ふのは所謂横暴破りです。 ○行政委員長(田村俊次君)	(208)

今斯ういふ問題が起ると思つて、實は行政委員會を招集して決議しやうと思つて休憩をお願いして見たのですが、さういふ必要もないだらうと思つたのと、行政委員の不信任なら無論吉々は一併し此の豫算若くは議案を否決する場合に無論提案者は失を維持しなければならぬと思ふのです。

○副議長（大田万吉君）

今監督官から、「行政委員には投票権なし、白井氏等四名は尚行政委員なり」（拍手起る）

○行政委員（藤田重直君）

如何なる事を以て行政委員は投票権がないと仰せられるのですか。

○白井副領事 監督官は、行政委員は之に加はるべきでないと思ひます。

○行政委員（藤田重直君）

重ねてお尋ね致します、法規にはないのでございますか、法規には的確な明文はありませんか。

○白井副領事 法規も何もありません、監督官はさういふ風に解釋すると議長に申したのであります。

○行政委員（藤田重直君）

監督官にお尋ね致します、今迄の民會に於ては總て豫算に對して、行政委員會は原案維持者として賛成の立場に立つて居ります、（監理部）原案に反對するものある時は行政委員は皆豫算を維持することになつて居ります、民國行政が聞かれて以來さういふことになつて居ります、如何ですか。

（採決々々）

○白井副領事 以前民會の提議に對して行政委員は投票したことがあるかないか。

○行政委員（藤田重直君）

全部原案維持者として。

（又々議場騒然とす）

○行政委員（藤田重直君）

監督官が議事録の先例を調べられるやうですから暫く休憩願ひます。

（休憩の必要なし）

○官武徳次郎君 此の間一言述べ度いのであります、先刻から承つて居るといふと各議員なり行政委員なりに於て盛に政治道徳、々々々と云はれて居りますが、私は政治道徳と始終云はれて居る人の心中を疑ふのであります、政治道徳なる觀念が諸君にあるならば、斯く迄民會を紛糾せしめることはないと思ひます、（拍手）口に政治道徳を唱へ乍ら其の實政治道徳が無いのです、夫れが爲に斯くの如き紛糾を來したのであります、果して政治道徳があるならば誰んで政治道徳をお守り下さい、私は餘り政治道徳、々々々と云はれるから非常に憤慨して居る、果して政治道徳があるか疑ふんです。

森川議員（御隨意に憤慨さるべし）

恐らくないと思ひます、あるならば斯く民會をして紛糾せしめることはない、果して政治道徳があるならば、今後其の政治道徳を大に發揮しなさい（笑聲起る）私は持つて居る、私は斷言する我輩は政治道徳を持つて居る、口に政治道徳を發言される人には恐らくないと思ふ、あれば大におやりなさい。

（此間議場騒然とす）

○副議長（大田万吉君）
私は議長の公平なる立場を考へて若し此のまゝ決を採るといふことならば御辭退申し度い、第一十人の行政委員が原案を作られて、民會議員の人から不信任といふやうな形式で反對をされるのに、此の作つた行政委員は此の案を維持しなければならぬものと思ひます、（ヒヤ）夫れに自由投票でやるといふことは、私議長としては甚だ公平を缺くと思ひますから、私は何うで適當な假議長を選んで此の案をお極めならんことを。

○行政委員（藤田重直君）

私は假議長を選ぶといふことを止めて、今晩は十二時三十五分になつて居りますから、此の問題は二十年來の慣例にない問題であります、夫れを此の瞬間に於て輕率に極めるといふことは非常に惡例を残します、今晩は之で散會願ひます。

○副議長（大田万吉君）

私は個人としての考を申します。

（議長として個人の意見は述べられません）

○副議長（大田万吉君）

然らば議長として意見を述べます。

○神田 實君 私は此の問題を考へます前に提案者にもう一つ御質問致し度いことがございますが大崎議員にお尋ね致します、先程貴下の出された動議の中に書いてございまして、口で仰有いましたが、詮衡された理事の決議は尊重する、といふことを仰有つたやうでありました、提案者の意志はさうで御座いませうが、四委員の方は先刻矢張り反對のやうでありました、四委員の方は御共鳴なさつて居らつしやるのですか、聞いて置くと此の問題を考へるのに都合が宜いのですか。

○大崎大生君 私の意見と致しましては行政委員會が合法に後任理事として松本文三郎氏が決定された次第でありますから當然松本氏が若理事として就任さるべきことになつて居ると考へます。

○副議長（大田万吉君）

大崎君にお尋ねするが、理事問題は合法的に解決をせられたとお認めになつて、豫算は十人が寄つてやられたことが不合法であるといふやうになつて來ますが、（ノー）

○大崎大生君 非常に議長の見當外れて居ると思ひます、單に豫算案は決議したら其の事に依つて豫算案は終了するものでないのです、將來一ヶ月間其の豫算に依つて民國の事務を行ふのです、夫れが爲に此の豫算案なるものを可決するので、行ふ主体は誰かと云へば行政委員會であつて、信頼することの出来る行政委員會が存在して居るならば、寧ろ其の豫算を可決して夫れの運用を委任委託することに致し度いのであります、今日に於ては行政委員會が不完全なものととなつて、民會の意見として夫れに信頼することが出来なくなりましたから吾々は豫算案を假令作成の當時には全部の行政委員會が審議をなさつたものであります、夫れが不完全なものとなつた今日、此の豫算の運用をお委せることは出来なくなつたのであります。

○副議長（大田万吉君）

監督官に反對なことになりますが。

○大崎大生君 さういふ意味には一寸關係ありません、行政委員であつたものが辭任することは、

(214) 夫れは其の人の自由意志でありますから、辭任を申出たからと云つて監督官に絶對的に反抗するといふ事にはなりませんと考へます。 ○副議長（大田万吉君） 尙御許可にもなりません、又豫備行政委員もあります。 ○大崎大生君 先程よく説明致しましたから更に繰返す必要はないと思ひます、採決を望みます。 ○副議長（大田万吉君） 非常に貴下は租界の平和といふ意味に御解釋になつて居るが、私は却て非常な黨派的色彩に分れて來て面白くない結果になりはしないかといふことを心配致します、果して貴下の考へ通りなるものでせうか、私は甚だ頭が悪いのですから、自分の頭に這入らぬことを諫すといふことは。 ○森川照太君 第十七條に、「議長議案ニ付キ質問ヲ爲シ又ハ意見ヲ追ベムトスルトキハ副議長ニ副議長故障アルトキハ假議長ニ議長席ヲ譲リ議員席ニ着クヘシ此場合ニ於テハ其議案ヲ議決スルヲ議長ニ復スルコトヲ得ス」 假議長の選舉をなすつて境をお降りになつたら宜いでせう。 ○行政委員（藤田諸郎君） 重大問題でさういふことをやつてはいかぬ、二十年來の先例を破ります。 （進行願ひます） （散會願ひます） ○森川照太君 先刻討論は盡きたでありますか、私の採決の勸諭にも賛成者がありますから採決するに極つたのであります、民會の意思は議長と雖も重んぜざるを得ないので、故に投票をなされば宜いのです、他に何も残つて居りません。 ○行政委員（藤田諸郎君） 採決の方法に。 ○森川照太君 「行政委員は加はる可からず其他の御命令があつたら採決したら宜いぢやありませんか、夫れに異議があつたら後で相當の方法を講ずれば宜いのです、民會は採決を希望して居ります、議長は既に投票せんとして居るぢやありませんか。 ○行政委員（藤田諸郎君） 採決の方法に。 ○森川照太君 採決の方法は決定致しました、異議があれば相當の方法を採られたら宜いぢやありませんか、第二條に、「議長採決を宣告シタル後ニ其ノ議題ニ就テ發言スルコトヲ得ズ」といふことがあります、先刻採決を宣言されたのですから投票なさい。 ○永安平吉君 夫れは行政委員が統一された場合。 ○森川照太君 行政委員會には關係ない。 ○行政委員（藤田諸郎君） ノ／＼極つて居りません、行政委員會を開きませう。 ○森川照太君 吾々は選舉します、何うぞ行政委員會をお聞き下さい。 ○行政委員（藤田諸郎君） 開きます、先刻何故止めた。 又議場混亂狀態となる	(215) ○副議長（大田万吉君） 夫れでは中上げます、監督官の御意見に依りまして、自由投票といふことに致します無記名で。（拍手起る） 投票用紙を配ります、大崎君の案に賛成の方は賛成、反對の方は反對。 ○小倉知正君 投票をなさいますか、投票立會人は要りませんか。 ○副議長（大田万吉君） 立會人として金山君と永安君。 ○行政委員（白井忠三君） 議事の採決に一々立會人が要りませうか。 ○白井副領事 間違へました、取消します。 ○副議長（大田万吉君） 議員總數五十名です。 此の間（投票）（開票） <table><tr><td>賛成者</td><td>二十四票</td></tr><tr><td>反對者</td><td>二十四票</td></tr><tr><td>無効</td><td>二票</td></tr></table> ○副議長（大田万吉君） 議長は反對です。（拍手） (216) ○副議長（大田万吉君） 監督官にお願ひ致しますが、三日開會期の延期を願ひ度いと思ひます。 ○白井副領事 許可致します。 ○副議長（大田万吉君） 三日開延期になりますから明日は七時からお集り願ひ度い、之で散會致します。 午前零時五十五分散會	賛成者	二十四票	反對者	二十四票	無効	二票
賛成者	二十四票						
反對者	二十四票						
無効	二票						

昭和四年第二十二次居留民會通常會議事速記録
第四日

昭和四年三月二十六日於公會堂

議事日程

- 第一、道路敷地買収ニ關スル件
- 第二、天津實業專修學校補助金ノ件
- 第三、天津共立學校補助金ノ件
- 第四、天津日本人商業會議所補助金ノ件
- 第五、昭和四年度居留民會出入出籍豫算案
- 第六、昭和四年度特別會計電氣輸入出費豫算案

出席議員

五十一名

議長 大田 万吉
小谷 万治郎 瀨 底 正 敏 藤 田 語 郎 吉 田 久
武 田 守 信 五十嵐 重 吉 佐々木 敏 丸 簡 井 精 逸
鹿 田 多 三 郎 高 潮 伸 長 谷 川 義 三 郎 宮 武 德 次 郎
鍛 冶 靜 一 郎 大 澤 大 之 助 土 岐 正 直 金 山 喜 八 郎

(218)

(217)

松 尾 豊 實 松 田 開 一 大 崎 犬 生 藤 平 正 男
古 田 治 四 郎 森 川 照 太 吉 野 久 七 鹽 谷 信 治
白 井 忠 三 上 野 壽 川 島 範 夏 野 崎 誠 近
岡 本 久 雄 利 根 川 久 植 前 香 森 郁 太 郎
足 立 傳 一 郎 清 水 一 太 郎 郡 茂 行 砂 田 實
金 井 潤 三 山 上 逸 長 潮 安 平 田 村 俊 次
植 松 眞 經 田 中 鑄 太 郎 小 倉 章 宏 永 安 平 吉
眞 藤 樂 生 石 川 通 小 倉 知 正 勝 田 重 直
千 葉 初 藏 鷺 田 小 平 治 九 名

出席行政委員

九名

會長 田 村 俊 次
上 野 壽 藤 田 語 郎 勝 田 重 直 金 井 潤 三
大 澤 大 之 助 石 川 通 白 井 忠 三 利 根 川 久

午後九時開會

○副議長(大田万吉君)着席(拍手)

出席人員五十名法定數に達しましたから之を開會致します。

○大崎犬生君(拍手)昨夜私が提案を致しました緊急動議は違法であつて従つて無効であると考へます、夫れは民會々議規則第二十一條に「出席議員ハ必ず可否ノ數ニ加ハルヘシ」といふことになつて居ります、是れは明らかに強行法であります、然るに昨日の投票の結果は賛成者二十四名

反對者二十四名の他に二票の賛否を現はしてない投票がありました、之は此の二十一條に照しماして「必ず可否ノ數ニ加ハルヘシ」といふことになつて居ります、従つて昨日の採決は違法の採決でありまして、無効であるといふことに於て一點の疑もないと考へます。

「ビヤ／＼」と呼ぶ者あり

従つてあの動議に改めて御採決をお願いしたいと考へる次第であります、尙昨夜の採決が無効であるといふことになりますと、議場の状態は討論終結後第二讀會に遷入つて居る状態に置替へられる次第でありまして、私は此の機會に於きまして、提案者として其の提案を更に修正することは差支へないと考へます、夫れで實は昨日私が提案を致しました動議が實質に於て現行行政委員會の不信任を理由と致して居りましたが、決議案の本文にも又其の理由書にも明らかに不信任といふ文句を入れてありませんでした結果、監督官に於ても如何に之を解釋すべきかといふことに就て相當御苦心になりましたやうな關係もありますので、又々其の結果行政委員會が此の可否の投票に加はるべきや否やといふ點に就きまして相當御決定に苦まれたやうな關係もありますので之等の疑義を一掃致します爲に旁々此の修正を提案する次第であります、夫れであの動議を

決 議

本民會ハ現行行政委員會ヲ信任セス因テ上程サレタル左記各議案ノ審議ヲ留保ス

右決議ス

議 案

- 一、道路敷地買収ニ關スル件
- 一、天津實業專修學校補助金ノ件

(220)

(219)

一、天津共立學校補助金ノ件
一、天津日本人商業會議所補助金ノ件
一、昭和四年度居留民會出入出籍豫算案
一、昭和四年度特別會計電氣輸入出費豫算案
といふ風に明らかに現行行政委員會を信任しないといふことに訂正致します、理由は昨日の提案と大體に於て何等變化する所はございませんが、只最後に「否決スルモノナリ」といふ文句になつて居りますのを「留保スルモノナリ」と訂正致す次第でございます、何うか此の動議に對して御賛成を願ひ度いと考へます。(拍手)

「賛成」「々々」と呼ぶ者あり

○副議長(大田万吉君)
大崎君に伺ひますが、留保するといふことは昨日の提案も留保するといふのでなかつたですか。

○大崎犬生君 昨日のはお手許にありませんか。

○副議長(大田万吉君)
一寸監督官に伺ひますが、昨日の投票は二票の無効があれば違法であるといふことで、私は深く知りませんが、さういふ譯になりますか。

○白井副領事 投票の内容をはつきり仰有つて下さいませんか。

○副議長(大田万吉君)
賛成二十四票、反對が二十四票

○白井副領事 其の他無効といふのは。

(222)		(221)
○副議長（大田万吉君） 白いのが一票、制断刀なしといふのが一票です。 ○白井副領事 民會々議規則二十一條に因つて無効と認めます。（拍手） ○副議長（大田万吉君） 今伺ひました所では無効といふことでございますが。 ○行政委員（藤田語郎君） 無効と極りますと、一寸大崎議員にお尋ね致しますが、貴下のお出しになつた議題を討論してしまつて採決を宣告したる後に其の採決に缺點があつて違法であつたとするならば再び採決を再行するといふことは敢て不可能のことではないと思ひます、當然のことであると思ひますが、但し其の前の第二十條を御覽になりますと、「議長採決ヲ宣告シタル後ハ其議題ニ付キ發言スルコトヲ得ス」とあります、是れは語り貴下のお出しになつた其のまゝの議題を変更することは出来ないといふことになつて居りますから貴下の修正動議はいけないものと思ひますが如何ですか。 ○行政委員（白井忠三君） 私は意見を申し上げます。 ○行政委員（藤田語郎君） 待つて下さい、私は議案の出題者にお聞きして居るのです、さうすると貴下も一語ですか。 ○行政委員（白井忠三君） 議事規則の解釋に就て申上げるのです。 森川議員（出題者は今研究中です）		○行政委員（白井忠三君） 之に同意であるか同意でないかといふことを言ふのでありません。 ○行政委員（藤田語郎君） 貴下も提案者と一語ですか。 ○白井副領事 監督官たる總領事代理から來て呉れといふことでございますから、之から私は病院に行きますが、しはしの間休憩を宣告して頂き度い。 ○副議長（大田万吉君） 休憩を致します。 午後九時十五分休憩 二十七日午前二時三十分再開 ○副議長（大田万吉君） 大變に遅く迄お待たせ致しましたが、今日は之で散會致します、明日は四時から開き度いと思ひますが御都合宜しう御座いますか。（拍手起る） では之で散會致します。 ○宮武徳次郎君 時間を成るべく正確にやつて頂き度い、獨り吾々のみならず、傍聴人の方も非常に御迷惑であると思ひます。 ○副議長（大田万吉君） 何うぞ正四時にお集り願ひ度いと思ひます。 午前二時三十分散會

(224)		(223)
千葉初藏 五十嵐重吉 森郁太郎 高瀬仲 足立傳一郎 田村俊次 長瀬安平 大澤大之助 金井潤三 清水一太郎 長谷川義三郎 石川通 利根川久 岡本久雄 土岐正直 上野壽 鍛冶静一郎 植前香 野崎誠近 森川照太 白井忠三 砂田實 佐々木敏丸 小倉知正 松田開一 藤平正男 潮底正敏 鹽谷信治 吉野久七 松尾豊實 大崎犬生 郡茂行 會長 田村俊次 出席行政委員 九名 上野壽 藤田語郎 勝田重直 金井潤三 大澤大之助 石川通 白井忠三 利根川久 午後五時四十五分開會 ○副議長（大田万吉君）（拍手） 出席人員四十九名法定數に達して居りますから之より開會を致します、開會に先立ちまして田村會長からお話があるさうでありますから。 ○行政委員長（田村俊次君）（登壇）（拍手） 當民會は吾々豫想以上に連日紛糾に紛糾を加へまして會期三日間の延長を致しましたに拘らず餘す所僅かに二日、尙行政委員會の提案致しました重要な案件は一も議了されて居りません、斯か		昭和四年第二十二次居留民會通常會議事速記録 第五日 昭和四年三月二十七日於公會堂 議事日程 第一、道路敷地買収ニ關スル件 第二、天津實業專修學校補助金ノ件 第三、天津共立學校補助金ノ件 第四、天津日本人商業會議所補助金ノ件 第五、昭和四年度居留民團歲入出總豫算案 第六、昭和四年度特別會計電氣歲入出豫算案 出席議員 四十九名 副議長 大田万吉 武田守信 宮武徳次郎 吉田久 小谷万治郎 植松眞經 鷗田小平治 永安平吉 鹿田多三郎 金山喜八郎 筒井精逸 小倉章安 藤田語郎 古田治四郎 眞藤樂生 勝田重直 川島範夏

る事は我が自治体の面目上甚だ御同様に憂慮に堪へざる現状と思ひますし、御同様此の民團行政に携はるものは深く自省すべきことと思ふのであります、殊に今日審議に上らんとする大崎君其他の諸氏より御提案になつたあの動議の内容に就ては吾々行政委員は、此の民會終了後深甚なる考慮を拂うて其内容に就て意欲あらしめんと期して居ります、要は民團行政の圓滿な運用上又自治体の發展上、之を目的と致しまして、協同一致此の提案を無事に期間内に議了したいと希望するのであります、茲に只今在任の行政委員を代表致しまして一言聲明を致す次第であります。

○大崎大生君 登壇 拍手 私には昨日日本民會に現行行政委員會の不信任案を修正として提出するに先立ちまして之が今日の紛糾せる民團行政を收拾する材料、唯一の方法であると考へて田代總領事代理に御面會致しまして、若し此の提案が官憲の御希望に添はないやうならば此の提案を見合せますし、又若し他に一層良好なる方法に就て總領事代理のお考があるやうならば御教へ願れば本案を改めざる旨をお諾り致しまして御熱考願ひました所、昨夜民團開會直前日井副領事を通じて之等の提案せんとする所の不信任案は固より望ましいことではありませんが、此の際他に方法がないとすれば萬已むを得ないとの御返事を頂きましたので昨夜の修正案を此の議場へ提出致しました次第であります、然るに昨夜來事情が急轉致しまして、本日田代總領事代理から民團行政、現在の紛糾の收拾策に就て他に腹案が出来たから最早あの不信任案の提出は必要でなくなつたとのお言葉を承りましたので一方只今田村會長のお言葉もありましたので、此の二つの事實上御信賴致しまして私の提出致しました緊急動議其の修正案の何れも撤回致します。(拍手)

○副議長(大田万吉君) 大崎氏の動議は撤回されましたに就て御異議はありませんか。(異議なし)

○副議長(大田万吉君) 之から議事日程に入ります。
第一、道路敷地買収ニ關スル件
第二、天津實業專修學校補助金ノ件
第三、天津共立學校補助金ノ件
第四、天津日本人商業會議所補助金ノ件
第五、昭和四年度居留民團歳入出總豫算案
第六、昭和四年度特別會計電氣歳入出豫算案
此の六つの案を一括して御審議願ひ度いと思ひます。――
○副議長(大田万吉君) やり直します「道路敷地買収ニ關スル件」の御審議を願ひます。
○行政委員長(田村俊次君) 登壇 此の議案は皆さん御承知でもありませう、天津の道路は未だ多く私有地があるのであります、其の私有地を民團は使用して居るのでありますが、之迄寄附を申出たものもありまして、又此の買収を願ひしたものもないのである爲に今日迄此のままになつて居るのであります、然るに偶々或方面から自分の所有道路或は所有地を買収して貰ひ度いといふ申出がありましたに就て之を詮議し

ますると同時に之迄整理してありません所の道路敷地を整理しやうといふ考から此の案を提出したのであります、細いことは御質問に應じてお答致します、此の前に大正六年でしか道路敷地買収條例といふものが出まして個人の所有地を買収して居りました、其後色々民團の財源の關係から色々有利な整理法として大正六年に開修費徵收條例といふものが發布されたのであります即ち道路を完成致しました時には其の道路に依つて利益を得ます、其の道路に面する居住者から、其の買収した道路費を形を替へて其の土地の所有主から開修費徵收といふ名前で徵收することになつて居るのであります、今回も矢張り其の二つの條例を適用しまして、出願者には其の買収出願の要點を詮議しまして、買収すべきものと極めましたならば民團は之を買収したいと思ふのであります、更に敷地を持つて居ります即ち開修費を徵收すべきものは道路の完成致しました分から徵收することになるのであります、此の意味で豫算にも凡そ其の買収費を計上して置きましたと同時に徵收費も計上をしてあるのであります、併し乍ら此の數字は目下各方面に道路敷地の寄附を總括して居りますので此の豫算に的中がある、既に此の議案を作成しましてから後も數軒寄附を申込んで來て居りますから、從つて此の豫算にありますが、今日に於ては多少の變更があるものと覺召し願ひ度いのであります、提案の理由は夫れだけにしまして後は御質問に應じてお答しやうと思ひます。

○佐々木敏丸君 只今會長のお話では大正六年に一度斯ういふ條例が出たと仰有いますが、夫れから今日迄其の條例が適用されて居つたのですか、居らなかつたのですか、夫れから其の間買収した道路はありますか。

○行政委員長(田村俊次君) 申上げます、今の條例が出る前に民團が用地として是非必要だといふ見地から買収した例があります、夫れから大正十年に徵收條例が出てから以後、此の條例に依つて、適用して買収したものが無いのです、徵收した例が無いのです。

○佐々木敏丸君 此の道路買収はもつとずつとお延ばしになつて如何かと思ひます、大正六年から此方に大した買収した道路もないのが解つて居りますし、殆ど後に残るのは四五軒だらうと思ひます、又今の所二萬坪も三萬坪もあるのを買ふのは非常に民團として手數だし、仕事も非常に多くなると思ひますから、之を大正六年からやつて居るものなら、ずつと此のまゝ延ばして成可く寄附させることにして何うしても寄附出來ぬものは夫れを處分したら如何ですか。

○行政委員長(田村俊次君) 寄附の勧誘は随分昔はやつたのですが暫く夫れは無くなつて居りたやうです、此の頃寄附を懇懇して續々寄附の申出がありました、無論支那人の方面は寄附を後進すれば寄附するものはありますけれども、偶々日本人から自分の持つて居る道路敷地を民團で買つて呉れと所謂、買収條例に依つて買つて呉れといふ出願があるとすると之を埋山なく買ふといふ譯に行かない、人の持つて居る所有地を民團が何時迄も只使ふ、さうして夫れを寄附しないと思ふのは何うしても買収しなければならぬ問題です、夫れは買収すべきものと思ひますから其の豫算を計上致しましたが、無論之は出願があるから速やかに買収するといふのでなく、色々と調査してさうして當然買収すべきものであつたら買収しやう、さうなつて來ると段々他に類を及ぼして來るから寧ろ此の際一率に此の條例を適用して處分するし一方に於て寄附を盛んに奨励して居りますから。――

○佐々木敏丸君 只今會長のお話は出願のあつたのに限つてお買上げになるのですか、又或既成道

路に對しては一樣におやになるお考でございますか、例へば甲が買つて呉れといふ、隣に乙と丙が續いて居る、丙も申出たが乙は未だ申出ない、其の時乙は其のまゝにして甲と丙とを買上になるお積りですか、又甲乙丙丁皆一樣にお買上になるお考ですか。

○行政委員長(田村俊次君)

道路を買収するには今云ふ通り道路開修費を徴収しなければならぬ關係から完成した道路即ち人道が出来、車道も出来完成した道路に就て買収もし或は徴収もしやう、といふ方針があります、未完成の道路でも出願者があつたら出願の順によつて夫れを詮議して買収しやう、斯う行政委員會で極めたのです、だから未完成の道路に就て土地を買収しますと、今度徴収は其の道路が完成してからでなければ出来ない、だから其の間民間は多少の徴収費買収費は同じとすれば即ち道路を開修して翌年から徴収することになつて居りますから一年或は一年半か二年位は民間が夫れだけの費用を拂ふ、其の後徴収するのは已むを得ない。

○佐々木敏丸君 只今會長は私のお尋ねをお取りになつて居る、私の云ふのは一本既成道路がある、其の既成道路の中間だけ或ものは買つて呉れと申出る、甲と丙とが買収して呉れと云つて来る、乙の分だけ出て居らない場合は其の部分は殘して甲と丙とをやりになつて乙はお殘しになるか或は甲乙丙全部おやりになるか、未完成道路を言つて居りません、既成道路だけです。

○潮底正敏君 佐々木さんの御質問の既成道路の方は甲を買つて乙を殘すといふのではないと思ひます、既成道路は全部寄附しない分は買取つて其の持り買収條例を適用して其の土地を徴収する譯であります、佐々木さんの御質問のやうに買ふ所と買はない所と出来る譯でない。

○行政委員長(田村俊次君)

(230)

さういふ譯で詰り既成道路は無論向ふから寄附しないと云へば買はなければならぬ、買へば直ぐ徴収してしまふ、大抵は寄附させやうといふのだから向ふから何とも買はなければ夫れは此方から買収條例に適用する必要はない。

○佐々木敏丸君 私のお尋ねするのは只願書の出で居る者に限つて夫れを買収するといふ意味の會長のお言葉だから一寸お尋ねした譯です、願書の出で居ないものは何年経つても夫れを實行なさらぬお考か、願書の出で居らん者でも既成道路は一樣におやになるお考か。

○行政委員長(田村俊次君)

完成道路に添つて居る所は一齊に之を買収する、併し寄附をして貰ひ度い、若し寄附が出来なければ民間は之を買ふ、といふことを一齊に皆に通知してあります、だから無論皆は寄附しないから買つて呉れといふならば買はなければならぬ、買ふ積りで居る。

○森川照太君 少し一問一答を許して頂き度い、一番初に「橋街以南に於ける私有地の寄附せられざる部分云々」とありますが以北は必要ないのでありますか。

○行政委員長(田村俊次君)

ありません、皆かたがついて居る。

○森川照太君 夫れから、「但徴収費用は敷地買収費のみに限定す」といふのは何ういふ意味ですか、例へば敷地に當る所に何か建物が、ありはしませんが、建物があるとして夫れに特別の施設があるものを買収する時に、さういふ建物とか或は特別の施設に對して價格を見積つて居るのでないので色々なものを買ふといふ意味にならん。

(231)

○森川照太君 さうすると敷地買収費のみ。

○行政委員長(田村俊次君)

土地を買ふだけで、其の上何があつても夫れは買はない。

○森川照太君 さうすると建物があるから夫れを買つて呉れといふやうなことがありませう。

○行政委員長(田村俊次君)

夫れは向ふに取拂をさせて建つて居る敷地だけを民間は買ふ、さういふ方針になつて居ります。

○森川照太君 徴収費を。

○行政委員長(田村俊次君)

徴収費用は道路敷地買収費のみに限つての徴収費用だから。

○森川照太君 は、さうですか、夫れから「租界内私有地を民間道路敷地として現に使用しつゝあるのか、尙約一七、一八〇坪」とありますが、「道路敷地として」といふのは既成道路を意味して居るのですか、未完成道路も含んで居るのですか。

○行政委員長(田村俊次君)

未完成道路は無論さうですが、買収しやうといふのは未完成道路はないのです、完成道路に就てやらうといふのです。

○森川照太君 既成道路の中私有地であるものが千七百餘坪あるのですね。

○行政委員長(田村俊次君)

さうです。未完成道路では固有のものもありませうが、私有地に屬するものが何の位ありますか。

○森川照太君

(232)

○行政委員長(田村俊次君)

後で調べて。

○森川照太君 さうしますと、私も實は議案の研究をよくしないので甚だ手間を潰して恐れ入りますが、元來道路敷地買収條例と夫れから道路開修費徴収條例といふのは作成した當時の趣旨は民間が道路敷地を買ふといふことにしては非常に巨額の金が必要けれども、斯ういふ二條例を出せば一方に於て寄附をしない地主に對して、一方に於て土地を買収する持りに道路開修費といふものを徴収する、さうして形に於て錢を拂つて實は何も出さずに済むのが趣旨といふ、斯ういふ説に都合の好い、併し横着のやうな氣のする條例のやうに聞いて居りましたが、今日さういふ風に行はれるのですか、夫れとも民間が錢を出さなければならぬやうになるのか、實際問題として何ういふことになつて居ります。

○行政委員長(田村俊次君)

今の徴収條例は今仰有る通り單に横着なやうなと云ひますが、道路が完成すれば其の敷地には値打が出ます、ね、地主は相當の利益がある、夫れに對して開修費として地主が拂つても無理はないと思ひます、民間は買収費を全然自腹を切らないでも済む譯です、夫れで出来たものだから強ち無理ではないので、考へて見れば地主に迷惑を掛ける案では決してないのです、けれども或は斯ういふ場合があるかと思ひます、時價で目安をつけるのだが、道路敷地買収費と徴収費は何時、敷地の坪數と夫れから道路の坪數を比較して其の價格が時價に依つて極められると數に於て幾等か違ふことがある、其の數はよく私は知らないのだが、餘り違ふといふことはないのですね、必

中道路買収費と徴収費がきつちり一厘二毛合つて居るといふことはないでせう。
○井上書記 大体に於て私の聞きました所では開口に依つて取るといふことであります、開口が五間であつて、買収せられる土地が五間であつたらイコールになる譯であります、土地所有者が道路を斜に持つて居られるといふ場合幾分の差が出来る譯であります。

○行政委員（白井忠三君）

私は従來の委員として、少し誤解が相方の間にあると思ひますから申し上げますが、道路敷地買収條例では請り道路になつた敷地の代金を支拂つて、例へば百坪の敷地であれば百坪の代金を拂ふさうして其の道路に添ふて居る地主から徴収する道路開修費といふものには其の敷地の代金の他其の道路を掃へる爲に必要な築造費、工事費も含めて取つて宜い譯になつて居るのです、此の條例は即ち道路敷地の買収に壹萬弗掛つた、其の壹萬弗の他に、其の道路を造る爲に砂利を敷いたり、ローラーをかけたリコルタルを敷く費用に更に壹萬弗掛つたら貳萬弗を兩側の地主に負擔させるといふことになつて居るのが、道路開修費徴収條例の精神であります、併し今度提案して居る議案に、「但徴収費用は敷地買収費のみに限定す」といふのは道路築造費を入れないで、全く敷地代金だけしか取らんとし意味であるのです、差額が起る起らんの問題ではないのです。

○森川照太君 前より安くなつてしまつて。

○行政委員（白井忠三君）

安くならんでせう、其の地主の家に添ふて居る道路買収代金は、其の持つて居る地主から道路開修費として徴収する、併し開修費徴収條例には敷地代金の他に道路を掃へる費用も取る事になつて居るが、今回の敷地買収といふのは敷地代金だけで道路築造費は含めないといふことになつて

居ります。

○森川照太君 條例より減してしまふ。

○行政委員（白井忠三君）

さうです。

○森川照太君 何うして減す。

○行政委員（白井忠三君）
ば——に依るのです、買つて貰つて代金を拂ふ代りに徴収費を拂ふのも同じになる、といふ精神からである。

○森川照太君 敷地代金と買収費の間に差があれば、敷地が高ければ民間が請り出さなければなら

ないでせう。

○行政委員（白井忠三君）

買つただけの代金は道路に沿ふた地主から取るのですからば——になる譯です。

○佐々木敏九君 白井さんにお尋ね致します、何うして條例を改正になつたか、修造費が右側が若し壹萬弗、一方が五千弗、斯ういふ具合で兩側で壹萬五千弗徴収するとしたら私は却て早く片附きはしないかと思ひますが、さういふお考が無かつたのですか、もう一つお尋ね致します、之迄買収された土地の中に道路だけ持つて居るといふお方がありましたかありませんか、今後道路だけ單に持つて居られる方に對しては何ういふやうな處分をなさるお考ですか。

○行政委員（白井忠三君）

道路開修費徴収條例の第三條に「道路敷地を寄附したる地主に對しては其の價格に應じ費用の負

擔を軽減し、又免除することを得」といふ文句がありますから、必ずしも掛つただけのものを取らなければならぬといふ條例でないのです、持つたものの全部若しくは一部負擔させるといふことになつて居ります、第二條に「本民間に於て道路を開修したる時は其の費用の全部又は一部は開修の爲に利益を受ける程度に比例して」とあります、今度に限つてさうしたといふのでない今度は敷地代金に限らうといふのが此の議案の精神、夫れから敷地だけ持つて居つて兩側の地主の相違するといふ一二の例がある。

○佐々木敏九君 今日迄條例の中にあつたのですか。

○行政委員（白井忠三君）

今日迄はありません、議案の中にあります。

○行政委員會長（田村俊次君）

道路所有主と敷地の所有主と違つて居るのがあります。

○森川照太君 さういふやうなやゝこしい關係のものや、敷地と所有地と道路との關係の色々事情の違つたものやら大分面倒な例があるだらうと思ひます、斯ういふ問題は兎角世上の疑義を招き易い問題ですから勿論公明正大にやられて居ることと思ひますが、將來の行政委員會にも希望致しますが、斯ういふことは何れ課金調査委員會の決定を得て行政委員會の議に上されることと思ひますけれども、而して其の行政委員會は民會議員に公開された譯ですから、民會議員の傍聴者も定めて多いだらうと思ひますが、斯ういふ事を議される時は前によく知らせ、さうして多くの人知らせるやうにして、變な噂等がたゝないやうになさるやうにお取計を希望して置きます。

○行政委員會長（田村俊次君）

關係者以外に知らせる必要はないです。

○森川照太君 世間にも知らせないとか不公平なことをするといふ噂がきつと立ちます。

○行政委員會長（田村俊次君）

新聞にお書き下されば。

○森川照太君 材料を供給して下されば何時でも。

○榎前 香君 道路開修費徴収條例を適用すべき道路は事務報告の末尾について居る附圖に赤を塗つてある此の道路の範圍と解釋して差支ないと思ひますが何うですか。

○行政委員會長（田村俊次君）

差支ありません。

○副議長（大田万吉君）

御意見がなければ議會省略可決確定と致します。

（異議なし）

○副議長（大田万吉君）

可決と認めます。

○副議長（大田万吉君）

第二、天津實業專修學校補助金ノ件

第三、天津共立學校補助金ノ件

第四、天津日本人商業會議所補助金ノ件

此の三案を一括しまして御審議を願つては如何でございますか。（賛成）

(234)

(233)

(236)

(235)

○行政委員長（田村俊次君）

此の説明は簡単に經費不足といふことが結果ですが、實業専修學校は段々矢張り會費で補助して居るが其の會費が色々な事情から減つて來るといふことが主な理由でございます。夫れから共立學校は今迄進入つて來た預金利子が潤業に入れてあるものが出ないといふやうな關係もあつて細いことは此方に控がありますが、結局調査した所が實際不足するといふことを行政委員會で認めまして、さうして之を提案致しました。夫れから商業會議所の補助金、之は本年限りのものであります。商業會議所では今度時局の爲に色々調査する必要が起つて、排日が商工業に何れだけの影響があつたとか、といふやうなことを調べる必要があつて、民間でも調査しやうと思ひました所が、商業會議所で調べて居るから夫れでは一諸に調べやう、といふやうなことで、商業會議所にお委せて調べて貰ふやうな相談もあつて、時局に關する調査は中々綿密なものが出來たのであります。其處で今度の調査事項の爲に足らない事が非常に多かつたので、將來も年々今迄やになかつた色々な事を商業會議所の方で調査致し度い、例へば今迄やつて居つたもの以外に色々な専門に亘つての調査をしたいといふお話を伺ひまして内容をよく伺つて解つたのですが、民間にも調査課といふものもあり、さういふことを調べたいといふ考もあつて、夫れならば矢張り貴下の方でも調べて貰ひ度いといふのが主な動機で先づ本年度は貳千弗だけ補助して上げやうといふ積りで、又夫れが妥當と行政委員會で認めて此の案を出したのであります。

○森川照太君 只今御説明の中商業會議所が年々斯うやつて、やつて行き度いお考でございますが此の補助金は今年度限りのやうですが、此のやうなことをやつて行くのに商業會議所は財源があるのですか。

○行政委員長（田村俊次君）

先づ夫れは商業會議所の方で御承知の通り會費を徴収して居ります。此の會費の額が年々違ふ、景氣のよい時は多いし、景氣が悪くなれば減すといふ極く不定のもので、本年邊りは非常に不況の際で随分經費に困る、けれども來年以後は又此の不況が戻れば補助を受けないでやつて行けるかも知れない、所が之は未知數です、といふやうな考から今年之だけ上げやうといふことにしてある、何うぞ御承認願ひます。

○森川照太君 學校も同じやうな理窟でありますけれども學校は潰すといふことは出來ない譯で補助金額の増減も都合に依つて多少變化がありませうが、之は民間の爲すべき本務に屬して居るやうなものと思ひますから此の點に關して將來の事をお尋ねする必要はありませんけれども原理の上から云へば、商業會議所はやつて行けるだけのことをして行くのが本筋のものでないかと私は考へます。民間の如きものからの補助金を貰つてやつて行かなければ出來ないやうな仕事は、其の仕事の費用を節約するか、其の仕事を止める方が本則でないかと思ひますが、今迄やつて來られたのに今年のやうな不況に當り窮乏を告げるならば少い金でもありませんが、出すといふことに異存はありませんけれども、永久に商業會議所は民間から保護を受けて行かなければならないといふことであるならば、商業會議所當局者は民間と商業會議所の關係を省察せられて、民間の補助を求める前に經費の節約をして、又出來る時になつたらするといふやうなことになるやうにされむことを希望致します（同感）此の希望條件を附して今年度限り此の補助金を出すことに私は異存ありません。併し乍ら之を以て將來民間は斯ういふものを出して居るといふことを商業會議所はお考にならないやうに願ひ度いと思ひます。夫れから他にも民間に頼り込んで補助金を貰

はうといふことがあつたならば甚だ宜くないと思ひますから、民間の世帯は大きいから喰ひ潰して宜いといふやうなお考が彼方此方にありはしないかといふことは、甚だ憂うべきことと思ひますから、お互の身代なんですから、あれも出て來た、之も出て來たといふことがありませんやうに注意したいと思ひます。

（賛成）「議會省略」

（森川議員）「後は議會省略可決確定」（拍手）

○副議長（大田万吉君）

豫算に入る前に監督官のお話がございますから御靜聽願ひます。

○田代領事 貴重な時間を割いて頂きまして暫く御靜聽を願ひ度いと思ひます。私は當地に着任致しまして、茲に一年になるのであります。偶々此の土地に参りまして、天津在住の一人と致しまして常に民間行政の向上發達に思を致して参つたのであります。昨年中は加藤總領事が居られましたが、去られてからは不肖私が代理と致しまして變肩に責任を荷つて民間の行政の向上發達に努めて参つたやうな次第でありまして、然るに圖らずも皆様御承知のやうに彼の理事問題が起りまして以來紛糾に紛糾を重ねまして今日に至りましたやうな譯であります。固より私の民間行政に對します方針と致しましては申す迄もなく自治体のことは自治体をして爲さしむべきでありまして官憲が之に矢鱈に干渉するが如きは固より望ましいことではないのであります。昨今の如く

斯く紛糾を重ねて参りますやうな形勢になりました以上は勢ひ監督官と致しまして、此の間に調停者として租界の平和の爲に力を盡さなければならぬ責務があると感じて居ります。其處で私は此の一月許りの間最善の努力を盡しまして、晝も夜も如何にして此の問題を解決すべきかといふことに焦慮して参つたやうな次第であります。然し乍ら私の努力の足りません結果かも知れませんが、尙最近迄圓滿なる解決を見なかつたことは誠に遺憾と致す所でありまして、此の度重要な民會の直前に於きまして私は病を得て病床に臥せることになりましたが、病床にありましても一に此の民間行政のことを念頭に置いて居りまして、多數の方々が病床にお出でになりました之亦甲論の如く、又乙の論の如く、然し乍ら其の方々のお話を承つて見ますれば、何れもの方が昨今の民間行政の狀態を憂うて居られるやうに感じましたのです。

其處で朝から晩迄詰めて居られる之等の方の熱心に私は動かされて感激の餘り、今日病を押して此處にお出席致したやうな次第であります。天津民間は御承知のやうに模範民間の評があるのですが、圖らずも今回今迄見なかつたやうな紛糾を見ましたことは衷心遺憾に思つて居るのであります。何うぞ私が此の民間行政を思ふ赤誠をお汲取り下さいまして招集の辭に於て述べました如く何れの合議体にかきまして、積極、消極等の議論が分れまして意見の交換をされることは當然のことでありまして、一の小異を捨てさうして民間行政の大きい目的の爲に進まれんことを希望致すのであります。此の際何うぞ諸君に於かれましては私も共々、皆んなが愛する所の此の天津民間の爲に、所謂模範民間の稱ある此の民間の爲に大體徹底せられむことを私は衷心希望して止まないものであります。今日初めて此の民會に出まして先刻から傍聽致して居りますと、誠に今迄とは變つた、其處に和氣霽々たる空氣が何處か漲つて居るやうに感ぜられ

(238)

(237)

(240)

(239)

ます、議事の審議も質實的に、其の内容に眞面目に審議せられて居るやうに思はれましたのは私として甚だ今日出席した甲斐があつたと思つて喜んで居るやうな次第であります、頭も充分振つて居りませんので甚だ秩序のないお話であります、一言此の際所感を述べて置きます。(拍手)

○副議長(大田万吉君)

他に食事の準備も整つて居りますから之で休憩を致します。

午後六時四十分休憩

午後八時再開

○副議長(大田万吉君)

之より開會致します。(拍手)

○行政委員(大澤大之助君) 登壇(拍手)

諸君に一言申し上げ度いと思ひます、人間は四圍の事情に左右せられるといふことは誠に恥かしいことだといふことは私は聞いて居りますが、私共凡人の悲しさには當民會第二日の日即ち二十三日の民會に於きまして私が此の場所より述べましたる色々の言葉は誠に當時の事情が私共を少からず興奮せましたやうな四圍の事情でございましたが爲に思はず激烈なる言葉を皆さんのお耳に入れるやうな次第になりましたことは誠に不謹慎であつたといふことを皆さんにお詫する次第であります、夫れで當時の發言は全部取消を致しますから何うぞ左様御承知願ひ度い、同時に速記録にさういふことがありましたら之亦同じく全部抹殺をして頂き度いと思ふのであります、一寸一言申し上げます。

○鹽谷信治君 只今大澤さんがあの二十三日の日に即有いました確か御答請だつたやうに思ひます

(242)

が、あの御議論を全部お取消になられたことは誠に同時に私共にも結構なことと思ひますが、又此の民會に取つても亦結構なことと思ひます、従つてあの際、今居られませんが、砂田君が同氏に對してなされた御注告のやうなものも同時に一諸に議事録からお取消になるやうに議長からお話願ひ度いと思ひます。(拍手)

○副議長(大田万吉君)

大澤委員から二十三日の日に不謹慎なる言葉をお取消になりました、續いて鹽谷君より夫れに就ての砂田君の言葉の不適當なる點もお取消になるといふ非常に結構なことと思ひますから何うぞ速記録に若しあつたらばお取消願ひます、又次いで他にもさういふ實言葉に實言葉で彌次られたやうなこともあると思ひますが、之も速記録にあつたらお取消しになつたら何うかと思ひますが「異議なし」「賛成」「拍手」

○副議長(大田万吉君)

昭和四年度豫算案を上げ致します、何うぞ充分御審議願ひます。

第五、「昭和四年度留民團蔵入出總豫算案」

○行政委員長(田村俊次君)

一寸申し上げます、昭和四年度の豫算は第一現今時局の關係と時局の状況に鑑みまして自然或は多少とも想像的の歳入減を見越しまして一面には昭和三年度に於きまして事務報告にあります通り民團で多年懸案になつて居りました色々の施設、又やり掛けて居りました仕事、又急速にやらなければならぬ色々な施設がありまして、夫れを三年度に於きまして全動力を擧げて實行したのであります、夫れが爲に繰越金の如きものも餘り昭和四年度には入りません結果、之に應じて歳

(243)

出の計畫を立てまして出来たのがお手許にあります豫算案であります、此の趣意に依りまして慎重御審議を願ひ度いのであります、命ぜられました會期は明日で終りますので何うか明日中に此の民會を終り度いと考へて居ります、何うぞ其のお積りで豫算審議はお臨み願ひ度いのであります、詳細の御質問に對する回答は石川會計主任が大体に就て申上げることになつて居ります、又審査會に於きまして各部門に亘つての御回答は夫々豫算を審議致します時は行政委員が分擔でお答致すことになつて居ります、左様御承知願ひます。(拍手)

○副議長(大田万吉君)

さう致しますと歳入經常部から御審議願ひます。

○潮底正敏君 一寸お諮り致しますが、未だ私は言ひ残したのであります。

○永安平吉君 議事の進行上第一款、第二款と分けておやりにならんと又後に繰返しはしないで第一款からお進みになつたら宜いと思ひます。

○副議長(大田万吉君)

夫れでは第一款からお願ひ致します。

○永安平吉君 此の家屋課金が現在では家が増加しつゝあるといふのに五千弗の減收になつて居りますが、之は何ういふ原因から減收のお見込でありますか。

○行政委員長(田村俊次君)

此處から申上げますが、實際調べました上に於て大分家が明いて居るのです、で事實調べて見ますと、家の建て居るやうで實賃が減つて居るので之れだけの減額になつて居ります。

○永安平吉君 家屋が段々殖えて行くのに家屋課金が減收になつて行くのは。

(244)

○行政委員(白井忠三君)

私から一寸お答致します、私は審査した時に吏員から聞きます所では昨年の豫算が相當家がもつと建つ積りであつたので過大に見積つて居りました爲に昨年より減つて居りますが、昨年の實收より減るといふことはないうやうに聞いて居りますが。

○今井書記 夫れは土地の方です。

○井上書記 今年拾萬壹千弗許りであります、所が大變空屋が出来たといふことと夫れから家賃が大分下りましたものがござります、夫れが四五千弗下つて居ります、一方建ちますものが多くなつて殆ど去年と變りない位なものになつて居ります、けれども若し長く空屋になつて居りますと夫れから家屋課金を引いてやるといふ規則がありますから其の額出があつた時に矢張り引いてやらなければならないことになると思ひます、さういふ事で去年より少し違ふやうなことになつて居ります。

○永安平吉君 空屋になつて居れば幾分向ふの額出に依つて課金を減額するといふのは何の條例です。

○井上書記 家屋課金の第八十一頁を御覽下さい、第五條「現ニ使用収益セサル家屋ハ所有者ノ届出ニ依リ行政委員會ノ決議ヲ經テ課金ヲ半減スルコトヲ得」之でござります。

○副議長(大田万吉君)

御質問ありませんか。

○宮武徳次郎君 只今井上さんの御説明に依ると家賃が安くなつたといふお話がありました、建物會社の如きは従來から居住して居る人は其のまゝであるが、人が替ると此だきは以前の倍額

(245) 少くとも相當の増額をして居るのが現状の有様のおうに私に承知して居るのです、又私等の住んで居ります支那家主の家屋は下がる所でありません、二年間に約貳拾那位上げられて居ります其の安くされたといふのは何の方面でございますか、参考の爲に承ります。 ○井上書記 大休のことを申し上げます、例へばお稻荷さんの向ふに義徳里といふ所がありますが、彼處だけでも大した差なのでございます、詰り新しく建てる家屋で比較的家賃の高い部分は去年から空屋が段々多くなる爲に大分下げた所があります、陸奥奥の前の福縁里と申しますが彼處等も、あの一角は相當下げて居りますし、夫れから大きな大官の持つて居るやうな家で今迄貳百那だつたのが、ストント百貳拾那位に下げたといふ例も可成り多いのであります、さういふ譯で最近迄に下げましたものを計算致しました結果豫算に出てるやうなものになるであらうといふことになつたのでございますが。 ○宮武徳次郎君 解りました。 「進行」 ○小谷万治郎君 現在我租界内の空屋は何百軒程ありますか。 ○井上書記 去年の暮に調べましたものに依りますと約三百戸位でございます。 ○小谷万治郎君 其の以後は解りませんか。 ○井上書記 其の以後は統計を取つて居りませんが、餘り差がたいと思ひます。 ○小谷万治郎君 今解りませんか。 ○井上書記 住宅地の方は空屋になつたり減入つたりすることが多うございますから月に二百位の移動があります。	(246) ○副議長（大田万吉君） 御質問がなければ第二款に進みます。 「質問なし」と呼ぶ者あり ○副議長（大田万吉君） 第三款御質問ありませんか。 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第四款 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第五款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第六款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第七款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第八款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第九款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十款
(247) 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十一款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十二款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十三款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十四款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十五款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 御意見なければ議入臨時部第一款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第二款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第三款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第四款 「な し」	(248) ○副議長（大田万吉君） 第五款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） なければ議入經常部に移ります、第一款事務所費。 ○宮武徳次郎君 第一款第一項の係給及手當といふことに就きまして一寸前置して申して置きますが、單り事務所費のみでなく全体の人件費所謂係給及手當に就きまして希望があります。 ○副議長（大田万吉君） 御希望は後に。 ○宮武徳次郎君 質問です——ではお尋ね致しますが、私は昨年民會議員改選に際しまして立候補致しました時に、選舉人諸氏に向つて聲明したことがあります、夫れは綱紀の肅正と放漫なる財政の緊縮といふことを以て致しました、財政の緊縮に伴ひ綱紀肅正に伴ふといふ見地から致しまして現在の人員が餘りに多くはないかと。 ○副議長（大田万吉君） 第一讀會は質問です、先に願ひ度い。 ○佐々木敏丸君 一寸お尋ね致します、今度新任の理事の係給は幾等ですか、一寸お尋ね致します年俸六千那です。 ○宮武徳次郎君 其の意味に於て人員を減すお考はないか。 ○副議長（大田万吉君）

(249)	(250)
何うぞ御質問を願ひ度いと思ひます。 ○宮武徳次郎君 後に讀りませう。 ○副議長（大田万吉君） 第二款に御質問ありませんか。 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第三款 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第四款義勇隊費 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第五款警備費 ○潮底正敏君 第五款第一項巡捕及手當といふ所の備考に年末慰勞金といふのがありますが、巡捕慰勞金は昨年も今年も同じでございますか。 ○行政委員長（田村俊次君） 昨年よりは多くなつて居ります。 ○潮底正敏君 多いのでございますか、一人當りの金額も去年より多いのですか。 ○行政委員長（田村俊次君） 忒弗 ○潮底正敏君 減つたのでありませんか。 ○行政委員長（田村俊次君） 減らない。	○副議長（大田万吉君） 御質問ありませんか。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第六款女學校費。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第七款小學校費。 ○潮底正敏君 小學校は學級が殖える模様であります、殖えたら教室の方は繰合せがつかますでございませうか。 ○行政委員（石川 通君） 繰合がつかますから御安心下さい。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第八款幼稚園費。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第九款圖書館費。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十款調査費。 御質問ありませんか。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十一款土木費。

(251)	(252)
○永安平吉君 昨年度の碎石等が大分残つて居るやうですが、どの位残つて居りますか。 ○川端技師 九百万餘り残つて居ります。 ○植前 香君 此の全部を見渡しますと何處にも圖書費といふのが少しもないのでありますが、參考書を買ふやうな意思は少しもないのであります。 ○川端技師 雑誌を取つて居りますのと、書籍は時々買つて居ります、夫れは別段書籍費として茲に計上する程のことも御座いませうから雜費の中で買つて貰つて居ります。 ○副議長（大田万吉君） 御質問ありませんか。 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第十二款水道費。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十三款給水工事費。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十四款公園費。 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十五款衛生費。 ○潮底正敏君 衛生費の依給手當が貳千四百九拾參弗になつて居りますが、何ういふ譯でございませうか。 ○行政委員長（田村俊次君）	矢張り人間が殖えて居るのでございませう、臨時雇員が百弗で一人居ります、之が千貳百弗になります、夫れが主なものと思ひますが、夫れから衛生技師の年末賞與が昨年計上してありません本年は夫れを計上してあります、夫れが殖えた主なる原因です。 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第十六款保淨費。 ○武田守信君 少し汚いことをお聞きしますけれども水便式以外の糞便を取る苦力か少いのでありませんか、中には四五日も取りに來ないといふことがあつて、租界に大分不平の聲があるといふことです、或は苦力が足りないものでありませんか。 ○村津書記 苦力は足りないことはありません、契約は六拾人になつて居りますが、實際は六拾五人位出て居ります、けれども之は事務報告で度々申上げてあります通り氣狂とも馬鹿ともつきませんです、事件を起す度に取替へますが、毎日一人二人は新しいのが遣入つて來ます、新しいのが遣入つて來ますと今迄よく做れて廻つて居つたのと交替しますから家がよく解りません、其の結果遂に取り洩れが出来るのでございませう、昨日來なかつたと電話で御注意下さいますと直ぐお伺ひしますが、遂向ふで黙つて居られますと、二三日取洩れになるやうなことも御座います、二三日位でなく十日も行かないことが度々ありましたが、苦力が替りますとさういふことがよくあります。 ○武田守信君 今の御意見に依りますと苦力の數が扱ひます糞便の量に比較して苦力の手が一杯になつて居るからよく行かないのでないのですか、餘裕があれば持つてもさう間違つかなく行くのでないのですか。

(253) ○村津書記 實は請負人に六十人以上出せといふことは、事實請負人に利益がなければ此の商賣は出来ないことでありますから六十人以上出せといふことは云へないのでございます。天津近傍の農業が二三年來非常に衰れて來まして百姓の收益が無いらしくございます。人糞肥料の賣れ行きも非常に悪いさうでございまして、今年等は契約を解除して呉れといふことでありましたが、解除されては早速保淨作業に困難を來しますから、何とかして昨年通りの契約をやつて呉れるやう頼んで此四月から契約を繼續することになつて居ります。 而し實際に糞便の汲取が多ければ請負人の方でも六十人の契約ではあります但现在六十五人出して居るやうに自然追加供給して呉れる譯であります。 ○永安平吉君 人糞肥料が百姓が暇な爲に値段が餘りよくないといふお話であつたが、近頃此の近傍の野菜栽培は非常に盛になつた爲に人糞肥料が高くなつた、日本租界だけが非常に安くして他租界が高いといふ譯でないと思ひます、夫れは貴下方の御調査が足りないのではないか。 ○村津書記 只今百斤二十仙から四十仙して居ります、支那動亂の爲に賣掛代金が取れないといふのが一番主な原因でございまして、百姓が實際品物が出來ましても微收されたり殆ど取上げられてしまふものでありますから肥料屋の方で貸付けた肥料代金が這入つて來ないといふのが、主な原因であります、昨年一番百姓の困つたのはばつたが一週間も續いて澤山飛んで來ました、小站から此の附近の百姓は殆ど收益が無かつたと云つても宜い位の非道い目に會つたと聞いて居ります。 ○永安平吉君 非常に安い方面許り見て居られますが、野菜栽培が非常に盛になつて人糞肥料が高くなつた、之は事實を御調査になつたら解ります、苦力共の言葉のみ御信じになつて置い、僕は調査を疎かにして居るのではないかと思ひます、私は保淨課の新設には非常に反對した、之は人糞肥料が賣れる間は決して團體にすべきものでなくて民營に委して置いて宜いものである、其の事は私希望としてお願いして置きますが、今少し人糞の上り下りの御調査を正確にやられた方が宜いと思ひます。 ○行政委員會長(田村俊次君) 承知致しました。(拍手) ○永安平吉君 夫れからもう一つお尋ね致します、日本租界の支關といふ碼頭に近頃もうずつと以前からですが、元の卿筒所、養生洋行の前、夫れから武庫の前に糞便整理場があります、糞便整理場は四方の入口を塞いで整理する時だけ開けるやうにしてあつた、夫れが今は兩方の口を開放して置いて殆ど苦力の往復に皆彼處で催す、夫れで往々傳染病等が流行する時機に私は非常な危険を感ずると思ひます、外國租界等は流行病がはやると一番初に碼頭に石灰を撒いて置く、日本租界に便所だけに石灰等を撒かれるやうであります、成るべく碼頭に傳染病流行時に石灰を撒くのは非常に宜いことである、或は取り除かれる御意圖はないか、取り除けないとすればもう少し完全なものを造つて苦力の往復の度に近傍を汚さないやうにする御意圖がないか伺ひたい。 ○行政委員會長(田村俊次君) あれは實際お説の通り掃除する時だけ開けて後閉めて置くことになつて居ります、不斷閉めて置くことになつて居ります。 ○永安平吉君 開いて居ります。 ○行政委員會長(田村俊次君)	(254) ○村津書記 夫れは何うも間違つて居りますが、實際通り掛りに汚して行くのだらうと思ひますが、幾度でも掃除はして居るのです。 ○永安平吉君 あれがある爲に却ていけないと思ひます、寧ろ私は取り除けて貰つたら宜いと思ひます。 ○行政委員會長(田村俊次君) 露出して居つたからお叱言が出た。 ○永安平吉君 民營當時あゝいふ不休裁のものがなくて済んだ、團體になつてあゝいふ不休裁なものを日本租界の支關とも云はれる所にあゝいふ汚いものゝ整理場のあることはいけないと思ひます、私は寧ろ取除けて頂き度い。 ○行政委員會長(田村俊次君) 要するに掃除すれば宜いのでせう。 ○鍛冶靜一郎君 除雪費の千五百弗は何の科目に加つて居りますか。 ○行政委員(石川 通君) 是れは矢張り此の科目の中に這入つて居ります、人夫等は同じやうに使ひますから除雪費として特に上げて居りませんが、保淨課の人夫を使ふのでありますから同じ科目に這入つて居ります。 ○鍛冶靜一郎君 第何番に這入つて居りますか。 ○村津書記 苦力は第二項の傭人給に這入つて居ります、六百弗計上してあります、夫れから消耗品費の中に揮發油六百弗を計上してあります、合計除雪費として千貳百弗計上してあります。 ○鍛冶靜一郎君 去年より減つて居る譯ですね。 ○村津書記 去年より減りました、保淨課の苦力と作業上の連絡が取れます爲にさう要らないと思ひます。 ○鍛冶靜一郎君 除雪費といふのは一方削られて片方に入られた理由は何うですか。 ○行政委員(石川 通君) 特に除雪費として置きましても結果は同じでありまして、人夫を使ひガソリンを使ふのは同じことでありまして、却て特に除雪といふ名前をつけませんでも保淨することに就ては違ないと思ひまして抜いただけでございす。 ○鍛冶靜一郎君 科目が多くなるより少い方が宜いといふ譯でありますね。 ○行政委員(石川 通君) 同じ事だから除雪費を明らかにするよりも、實際使ふものは同じ事です、人夫は人夫の所に上げてしまつて、ガソリンはガソリンに纏めてしまふ此の方が宜からうといふ譯であります、決算の時にお話したやうに初やつて見た時に非常に餘計見積つて置いた所が實際は夫れだけ要らなかつたといふ結果もございすので成るべく節約したいといふ考もございすので抜いたやうな譯であります。 ○武田守信君 碼頭に糞便がアンペラ圍ひをして置いてあるさうです、私は見ませんが、或は船にでも積まれる御都合か、何ういふ都合ですか。 ○村津書記 先程永安君からお尋ねがございましたが、臨時部の方に計上してありますが、橋立街に一ヶ所、橋街と同じやうな糞便牧集場を本年度建てることにしてあります、碼頭には最初は置いてございせんでしたが、あの縁にする大便の數といふものは夥しいものであります、掃除も
(255) ○村津書記 去年より減りました、保淨課の苦力と作業上の連絡が取れます爲にさう要らないと思ひます。 ○鍛冶靜一郎君 除雪費といふのは一方削られて片方に入られた理由は何か。 ○行政委員(石川 通君) 特に除雪費として置きましても結果は同じでありまして、人夫を使ひガソリンを使ふのは同じことでありまして、却て特に除雪といふ名前をつけませんでも保淨することに就ては違ないと思ひまして抜いただけでございす。 ○鍛冶靜一郎君 科目が多くなるより少い方が宜いといふ譯でありますね。 ○行政委員(石川 通君) 同じ事だから除雪費を明らかにするよりも、實際使ふものは同じ事です、人夫は人夫の所に上げてしまつて、ガソリンはガソリンに纏めてしまふ此の方が宜からうといふ譯であります、決算の時にお話したやうに初やつて見た時に非常に餘計見積つて置いた所が實際は夫れだけ要らなかつたといふ結果もございすので成るべく節約したいといふ考もございすので抜いたやうな譯であります。 ○武田守信君 碼頭に糞便がアンペラ圍ひをして置いてあるさうです、私は見ませんが、或は船にでも積まれる御都合か、何ういふ都合ですか。 ○村津書記 先程永安君からお尋ねがございましたが、臨時部の方に計上してありますが、橋立街に一ヶ所、橋街と同じやうな糞便牧集場を本年度建てることにしてあります、碼頭には最初は置いてございせんでしたが、あの縁にする大便の數といふものは夥しいものであります、掃除も	(256) ○村津書記 去年より減りました、保淨課の苦力と作業上の連絡が取れます爲にさう要らないと思ひます。 ○鍛冶靜一郎君 除雪費といふのは一方削られて片方に入られた理由は何か。 ○行政委員(石川 通君) 特に除雪費として置きましても結果は同じでありまして、人夫を使ひガソリンを使ふのは同じことでありまして、却て特に除雪といふ名前をつけませんでも保淨することに就ては違ないと思ひまして抜いただけでございす。 ○鍛冶靜一郎君 科目が多くなるより少い方が宜いといふ譯でありますね。 ○行政委員(石川 通君) 同じ事だから除雪費を明らかにするよりも、實際使ふものは同じ事です、人夫は人夫の所に上げてしまつて、ガソリンはガソリンに纏めてしまふ此の方が宜からうといふ譯であります、決算の時にお話したやうに初やつて見た時に非常に餘計見積つて置いた所が實際は夫れだけ要らなかつたといふ結果もございすので成るべく節約したいといふ考もございすので抜いたやうな譯であります。 ○武田守信君 碼頭に糞便がアンペラ圍ひをして置いてあるさうです、私は見ませんが、或は船にでも積まれる御都合か、何ういふ都合ですか。 ○村津書記 先程永安君からお尋ねがございましたが、臨時部の方に計上してありますが、橋立街に一ヶ所、橋街と同じやうな糞便牧集場を本年度建てることにしてあります、碼頭には最初は置いてございせんでしたが、あの縁にする大便の數といふものは夥しいものであります、掃除も

(257) 行届いたものでなかつたのであります、結果彼處に「ケ所」アンペラ園ひで大便を集めたのであります、同時に簡単な共同便所といふ風にも致しました、あれがある中に致しますが、無いと方々に放れちります、其の掃除といふものも到底私共も多く見ましたけれども今掃除をすれば直ぐやるといふ風でございます、頭が完備致しますと佛蘭西租界のやうに立派な便所が出来ることとでございます、夏の納涼期になりますと無論取除きますが、當分御手抱願ひ度いと思ひます ○植前 香君 今の便所のことですが、便を流す場所は橋脚にあるのは何ういふ構造になつて居りますか。 ○岩谷 枝手 構造は中へ小便だけ流すやうになつて居ります、大便は固形物でありますから下水へ流せません、保津課の自動車で運搬することになつて居ります。 ○副議長（大田万吉君） 第十七款救助費 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第十八款課金徴收費 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十九款諸税及負擔 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第二十款雜支出 ○佐々木 威丸君 二十款の雜支出を御説明願ひます。 ○行政委員長（田村俊次君） 雜支出の主なるものは捕護士の養育費であります、之は例の民團の土地に就て訴訟が起つて居る、其の訴訟が今度は控訴で勝つたのです、さうすれば其の捕護士に謝禮をやらなければならぬ、其の謝禮に當てゐるのです、之が必ず壹万必要と極りませんが、壹萬弍見當取つて置かうといふのであります、後は細く書いてありますが、之だけの費目なんです。 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第二十一款、豫備費 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 次は臨時部第一款事務所費 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第二款土木費 ○行政委員長（大澤大之助君） 土木費の中に旭得の電車道に煙瓦を敷くといふ考でございます、永安さんでありましたがお尋ねがございましたが、其のお尋ねの趣意は電車會社の方で金がないが爲に、此方許りの準備をしてもやつてやらんといふのでないかといふお尋ねであつたやうに心得て居ります、本年は電車會社の方から書面を持つてやるといふことに就てはダメを押して来て居りますから萬間違ないことと心得て居りますから左様御承知願ひ度いと思ひます。 ○永安平吉君 旭得は全体が出来ますね。 ○行政委員長（大澤大之助君） 之で北旭得の端迄行きます。 ○永安平吉君 今全部ですか、南旭得の方が残りますね。	(258)
---	--------------

(259) ○行政委員長（大澤大之助君） 夫れもやります。 「質問なし」 ○副議長（大田万吉君） 第三款水道費 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第四款衛生費 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 質問ありませんか――なければ第五款保淨費 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第六款團債 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第七款補助及寄附 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第八款調査費 「な し」 ○永安平吉君 此の調査費は何にお使になります。 ○行政委員長（田村俊次君） 今吏員から聞きましたが、何か前年會長が上京しなければならぬやうな場合に斯ういふ費目から出します、今上京員が出て居ります、あゝいふやうな場合も此の調査費から出して居ります。	(260) 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第九款民團二十年記念誌費 「な し」 ○副議長（大田万吉君） 第十款冷蔵氷貯藏費 ○永安平吉君 本年度どの位お團ひになるお積りです。 ○村津書記 六萬個配給する豫定であります。 ○永安平吉君 夫れから支那人から買入れられて居る値段は何の位になつて居りますか、請負になつて居るとか云ふお話であります。 ○村津書記 六仙乃至七仙としてあります。 ○永安平吉君 貯藏するには民團の土地を貸して居られますか、或は支那人自身で土地を才覺して夫れに貯藏しますか。 ○村津書記 民團の土地であります、貸下けてあります。 ○永安平吉君 六萬個といふことでありますが、夫れ以外の餘分なものも團つてあります。 ○村津書記 夫れ以外のものも團つて居ります、全体で本年度は十二萬團つて居ります。 ○永安平吉君 夫れに民團の土地を使用します、坪數は何の位ですか。 ○村津書記 詳しい數字は解りませんが五百坪位だらうと思ひます。 ○永安平吉君 あの近傍に支那式の冷蔵庫が出来て居りますが、あれは矢張り民團の土地を無償で貸して居られるか或は有償ですか。 ○村津書記 無償で貸してあります。
---	--

(261) ○永安平吉君 夫れは五百坪以外ですが、以内ですか。 ○村津書記 夫れに就て一寸申上げます、昨年氷を貯蔵すべき穴三つ掘りました、本年の配給豫定数は六萬個であります、實際は拾萬個貯蔵致しまして七萬五千個位の配給数になります、二つの穴を潰せば民團の配給数だけはありますが、後の一つを詰り衛子運河の縁の方でございます、あれを残しました所で今直ぐ穴を埋めて行く譯に行かないのでございますから、兎に角民團の方でも六萬個と豫定してありますけれども愈々配給する時になつて又七萬個要らないとも限りませんので兎に角氷は彼處の三つの穴に遣入るだけ入れさせたのであります。 ○永安平吉君 一向要點を外れて居るやうでございますが、支那式の冷蔵庫は五百坪の中にあるのか或は其の以外の。 ○村津書記 中にあります。 ○永安平吉君 さうすると五百坪の中に拾萬個圓はれる筈ですね。 ○村津書記 あれは貯蔵所で彼處から。 ○永安平吉君 坪数が大切なのです、坪数とか運搬費用といふものは保淨譯の自動車を使つて居るので或はよく御計算が出来ないかも知れないが概算を伺ひ度いと思ひます、夫れで其の邊をよくお調べ下さいまして第二讀會に遣入る迄によく解るやうに一寸聞いて。 ○村津書記 坪数以外のこととは解つて居りますが、坪数は取調べて後程又お答致します。 ○副議長（大田万吉君） 第十一款御大典記念事業基金 「なし」 ○副議長（大田万吉君） 第十二款雜備費 「なし」	(262) 「なし」 ○副議長（大田万吉君） 第十三款土地費 ○永安平吉君 第一の道路敷地買収費は何の位の坪数を今年度になつてやられるお積りです。 ○行政委員會長（田村俊次君） 豫定は先程議案にありましたあれが坪数ですが、坪から云へば五千六百四拾貳坪八五貳です、其の代價は地價の二倍に査定致しまして貳萬五千六百參拾五弗。 ○永安平吉君 解りました。 ○副議長（大田万吉君） 御質問ありませんか。 「ありません」 ○副議長（大田万吉君） 「昭和四年度特別會計電氣歳入出豫算案」 ○行政委員（大澤大之助君） 登壇 電氣の分科の委員と致しまして概略説明申上げます、暫く分科會がなくなつて居りましたのに民會の前に分科會といふものが急に出来ましたやうなことで詳細に亘りまして説明出来兼ねますやうなことがあると思ひます、其の節には吏員の方から又技師からなり申上げます、此の前にお尋ねになりました分を先にお答致します、永安さんの御質問でありましたが電氣の取つけの規則が改正になりましたに就て許可に遅延があつた、何ういふ譯でさういふ遅延があつたかといふお尋ねが過日ありましたに就てお答致します、從來別に許可といふものを與へずしてやらせて居つた
---	--

(263) のです、所が今面白い規則が制定されましたに就て、警察署の方で許可をするといふことになりましたので、遅延のあつたことは許可を受けた方が警察に許可をお願いになるのが速かつたり遅かつたりした結果遅延が出来たのであらうと考へます、規定が何ういふ具合で漏洩したのかといふお話でありました又漏洩したことに依つて材料の仕入を早くしたので漏洩したといふお話がありました、規定は三年前に既に草案を作りまして、電氣業者に斯ういふことをやるのだが何うだ、と意見を徴したことがありましたので自然漏洩でなくて當業者は知つて居つたのであります何うぞ左様御承知願ひ度いと思ひます、夫れから電氣の歳入出に就て概略説明申し上げますが、昨年九月の臨時民會で増設といふことに就きまして行政委員會が民會より御一任を蒙つて居るのであります、夫れで本年度に於きまして増設を實行する意向でございます、然るに今の機械に於きまして發電能力は足りないのではございません、一番負荷の大きい時でも二台運転すれば餘裕があるのでございますが、萬一機械に故障を生ずるとか或は機械を掃除しなければならぬといふやうな場合に何うしてもう一台ないといけないからといふのが増設の大なる原因でございます、然るに本年度は御承知の通り非常に景氣も悪うございまして電氣の需要力もさう激増する見込はなからうといふ考がございします、もう一つは只今電氣機械のボイラーの設計といふと變でございします、聊か其の設計に缺ける所があるやうな問題が段々發生致しまして其の研究の結果三菱造船所の方と色々協議を致しまして夫れを修繕することに極りました、夫れに就きまして一應修繕をやつて見て其の上で結果を見て新たな機械は何ういふものを買つたら宜いかといふこととに就て決したいといふことで行政委員會は慎重な考を持たしまして既に各會社から見積りを徴して居りますけれども、夫れは其のまゝ保留致しまして修繕の結果に依つて次の増設を斷行したい	(264) といふ考を持つて居るのであります、夫れから程なく修繕材料が到着致しますから茲三ヶ月の中に必ず修繕が出来やうと思ひます、此の結果に依つて機械の如何なるものを購入したら宜いかといふことの決定を見たいといふ考であります、夫れで本年度の使用料が昨年に較べますと割合増額が少く見積つてあります、先づ七分五厘位の使用の増額する位の見當に致しまして收入を見て居るのであります、夫れから經常部の所で款の名を少しく訂正致しましたことがございします、昨年の款と御比較になりますと、何だか見難いやうになつて居りますが、夫れは第二款の補修材料費といふのは元の補修費といふのが夫れであります、今回は極く其のことを明瞭にする爲に補修材料といふ「材料」の二字を加へましたのであります、夫れから其の第二款の第一項の發電費といふのがございします、之は修繕費といふ名になつて昨年度は出て居つたのであります、夫れから第三款の所に發電費といふのがございします、夫れは昨年度は運轉費といふ名で出て居つたのであります、夫れから第四款に電力購入費といふのがありますが、夫れは昨年電力費となつて居つて今年は電力購入費と、「購入」の二字を加へましてよく解り易く頭に遣入り易いやうに致した譯であります、先づさつとさういふことでございしますから、御質問がありましたら私なり又技師の方から詳細に亘つてお答致します。 ○永安平吉君 今の電氣工作改正條例の事に就て質問して置きましたので又希望を述べると其の邊から終られるか解りませんが、此の際希望を申述べて置きます、三年以前に改正されるやうになつて居つたから現在の電氣業者は夫れを承知して居た筈だといふお話のやうに承りましたけれども、之が何時から實行するといふことはよく知らなかつたらと思ひます、夫れは五月の十八日とかに新聞に現はれて、さうして六月一日から實施されるといふ、其の間僅か二週間内外の時
---	---

日しかありません、其の間に改正條例を實施されるといふことを知つて日本から材料を購入することが出来るかといふと、其の實は一寸私は困難でないかと思ひます、夫れともう一つは從來の電氣業者に對して成程、輸出の運送があつたかも知れんけれども、斯ういふ際に、斯ういふことにするからお前達は早く願書を出して置け、さうして一律に許可を與へる、夫れで聞いて見ますと或人の如きは六月八日から暫く營業を殆ど休業狀態に居た人があるらしい、斯ういふことは所謂租界局としては營業稅を取るといふ以上は監督官廳と協調を保つて其の邊は一律に許可するといふ方針を採られるのが私はよろしいと思ひます、もう過失の事でございますから以前に遡つては私は何とも申上げませんが、此の以後にさういふやうな種類のものがありませんしたら監督官廳と協調を保たれて置いて一律に許可を與へるといふ方針で進みたいと思ひます。

○行政委員（大澤大之助君）

只今永安さんの御意見は誠に結構と思ひます、此の前の漏洩云々の二週間に仕入れる事は出来なないがらうといふ御説は誠に妥當なお話と思ひます、夫れより以前に此の事を嗅ぎつけてさうして相當の仕入れをしたといふ人は誠に機敏な人であり又夫れを如何なる所から聞いたかは存じませんが、何うも世の中にはさういふことが行はれてお互誠に慨嘆すべき問題のやうに私は心得ます、尙今後行政委員の方々或は民會議員の方々に於かされてもさういふやうなことは變な感じを持たないやうに色々と御監督なり或は御注意をなすつて下さることは誠に結構なことと思ひます、願書の點に就きましては之亦尤もと思ひます、或るべく今後さういふやうなことに遭遇致しましたならば皆に注意を與へまして一律に許可を與へる或は願書を出さるといふ注意を致すことに致します。

○副議長（大田万吉君）

御質問ありませんか。

○小谷万治郎君 先年佛蘭西側から買入れた當時の電氣の利益と現在の團營の電氣の利益は實際比較して何の位。

○行政委員（大澤大之助君）

小谷さんの御質問は佛蘭西電燈會社から電力を買つた時の利益と今民團のやつて居る電氣の利益の比較は何うかと仰有るのですか——夫れは年々日本租界の需要者のキロワットが非常に殖えて居りまして、只今さういふ御質問を尋ると年々夫れに對して一應算盤を當つて見ないと一寸解り兼ねますが、團營になつて以來の増加率と其の利益、夫れから佛蘭西電燈會社から電力を買つて居た時の利益は、初の年、其の次の年の需要數と利益と兩方を比較致しましてさうしてバーセンタージを出さないといふお答えし兼ねると思ふのです。

○小谷万治君 大体解りませんか。

○行政委員（大澤大之助君）

一寸見當つきませんが莫大な利益を擧げて居るといふことは事實でございます。

○副議長（大田万吉君）

次に移ります、歳出經常部第一款事務所費

○副議長（大田万吉君）

第二款補修材料費

○副議長（大田万吉君）
第三款年賦償還金

○副議長（大田万吉君）

第四款電熱獎勵費

○行政委員（大澤大之助君）

是れは壹千兩を計上してございますが、元々は參千兩を計上してあつたのであります、夫れは何ういふことをしますかといふと、晝間並夜間の電力を成るべく多く賣り度い、さうして民團としては相當の収入も上げ且又晝間發電に依つて損失を幾分か補頭する其の補頭は利益でなくして線路或は變電所で消えて行きますロスを夫れで幾等は救済するといふことに致し度いといふ考であります、各家庭に色々な電熱器其他のものを使はれるやうにしたいといふ之が趣意でございます、さうして吾々が考へまして、三つ其の事に就ての方法があるやうでございます、概略之を申しますと、先づ一帯宜からうと思ひます方法は買つた電熱器の價を、買つた時の證明或は受取等を持つて居られるお方が民團に届出て置かれる、さうすれば其の時から計算致しまして三ヶ月後に其の買つたもの持つて居りますキヤパンチに其の買價の電力を使はれた時分には三ヶ月後に夫れに二割の補償を與へる、さうすると其の人は拾兩で買つたものは八兩で買つたものと同樣のものになるといふやうな補償金を與へるといふことに致しまして、成るべく電熱器其他の道具を買つてさうして晝間なり夜間なり使つて貰ふといふやうなことをやつて見たい、といふまあ詰

「質問なし」

○副議長（大田万吉君）

第三款發電費

「質問なし」

○副議長（大田万吉君）

第四款電力購入費

「なし」

○副議長（大田万吉君）

第五款繰入金

「なし」

○副議長（大田万吉君）

第六款豫備費

「なし」

○副議長（大田万吉君）

次に臨時部に移ります、第一款土木建築費

○副議長（大田万吉君）

第二款配電設備費

「なし」

(269)		り獎勵であります、此の爲に之を取つてあります、今申上げた事は方法が三つあります中の極く概略の所を「はあ、さういふやうなものか」といふ御會得の行くやうに申上げたので、詳細は夫れが決定して居りませんから云はれませんが、取敢へず之を計上致しまして、其の事が決定致しました時に豫備費の中に貳千弍人れてありますから夫れから之に充てたいと考へて居ります。
		○潮底正敏君 さうすると線は夜間と同じでありますか、雲の電力を使ふのを獎勵する。
		○行政委員(大澤大之助君)
		夫れは電熱器の線は別に引きます、さうして別にメートルを付けますから夜間の電燈とは全然別になる譯であります、さうして民團は成るべく便宜を與へましてメートルの貸賃も出来れば其の分に限り全廢致しまして、中には引込線に幾等か金が掛りますから夫れの補助金を與へて貰ひ度いといふ考を持つ人もあるだらうと思ひますから其の事に就ても幾等か考慮して何ういふ條例に依つてやるといふことを決定致し度い、といふ考を行政委員會は持つて居るのであります。
		○副議長(大田万吉君)
		質問が終つたやうでありますから、全体に就て御討論願ひます。
		○潮底正敏君 茲は昭和四年度居留民團歳入出繼豫算特別會計電氣歳入出豫算の第二讀會に進入ります前に審査委員を選びまして審査委員に附託致し度いと思ひます。
		「賛成」の聲起る
		○副議長(大田万吉君)
		審査委員附託の動議ですね、御賛成ならば。
		○潮底正敏君 審査委員十五名と致しまして議長に夫れを「任致します。
		「賛成」の聲起る
		○副議長(大田万吉君)
		審査委員十五名に御賛成ですか。(拍手起る)
		さう致しますと審査委員十五名を議長が選んでお願ひすることになりました。
		長 潮 安 平 君 永 安 平 吉 君
		土 岐 正 直 君 潮 底 正 敏 君
		古 田 治 四 郎 君 鍛 冶 靜 一 郎 君
		吉 野 久 七 君 宮 武 德 次 郎 君
		藤 平 正 男 君 砂 田 實 君
		川 島 範 夏 君 筒 井 精 逸 君
		大 崎 犬 生 君 佐 々 木 敏 丸 君
		松 尾 豊 實 君
		此の十五名をお願ひ致し度いと存じます。(拍手起る)
		○潮底正敏君 今晩は議事日程を之で終りまして散會して頂きますことをお願ひ致します。
		○副議長(大田万吉君)
		明日の事を御相談申し度いと思ひます、豫算審査委員會は何時頃からが御都合宜しうござい、ますか。
		○古田治四郎君 先程會長は日程を一日延期するといふお話を聞いて居りましたが。
		○副議長(大田万吉君)

(271)		明日で終つて頂き度いと思ひます。
		○古田治四郎君 明日で終るなら午前中からやらなければ本會議にかゝれませんでせう。
		○行政委員(大澤大之助君)
		一寸申上げますが甚だ勝手な云ひ分ではあります、明日一日で銀行も皆んな休みになります、明日朝から時間を取られるといふことは商人として非常な苦痛でありますから午後からはお願ひしたいと思ひます。
		「賛成」
		○副議長(大田万吉君)
		午後一時からはどんなものでせう。
		○佐々木敏丸君 明日から四五日銀行が休みですから四時頃でないと出席出来ません。
		○行政委員(石川 通君)
		審査委員の方の御都合ですが、佐々木さんのやうな特別な方は。
		○佐々木敏丸君 今のを取消します。
		○古田治四郎君 皆さんの御都合もありませうが、明日午前中からやられて、晩の本會議にかけるるやう努力せられんことを希望致します。
		○行政委員(石川 通君)
		色々御議論もあるやうですが、昨年邊り移谷問題がございまして、土木の方も何萬といふ仕事がございまして、本年は只今一讀會で御審査になつたやうに空程重大な問題もないやうに見受け、ますから午後一時から夕飯迄に是非やり上げて七時から本會議にかけるといふことにしたら何うですか。
		「賛成」
		○行政委員會長(田村俊次君)
		審査會は一時からしまして、本會議は七時ちやとても審査會は出来ませんから九時頃からにしたら何うですか。
		○副議長(大田万吉君)
		本會議は九時に、では之で散會致します。
		午後九時二十分散會
		(272)

昭和四年第二十二次居留民會通常會議事速記録
第六日
昭和四年三月二十八日於公會堂

議事日程

第一、昭和四年度居留民會入出總算案第一讀會續
第二、昭和四年度特別會計電氣費入出豫算案第一讀會續

出席議員

三十七名

副議長 大田万吉
小倉知正 大崎大生 松尾豊實 古田治四郎
宮武徳次郎 金山喜八郎 森田照太 川島範夏
吉田久 田村俊次 土岐正直 吉野久七
上野壽 小谷萬治郎 清水一太郎 植前香
千葉初藏 瀨底正敏 勝田重直 森郁太郎
砂田實 金井潤三 大澤大之助 佐々木敏丸
鹿田多三郎 筒井精逸 足立傳一郎 長瀬安平
長谷川義三郎 藤平正男 白井忠三 石川通

(274)

(273)

五十嵐重吉 永安平吉 鷺田小平治 鍛冶静一郎
會長 田村俊次 出席行政委員 七名
上野壽 勝田重直 金井潤三 大澤大之助
石川通 白井忠三

午後九時三十分開會
○副議長(大田万吉君)
出席議員三十六名に達しましたから之から開會致します。(拍手)
○副議長(大田万吉君)

議事日程

第一、昭和四年度居留民會入出總算案第一讀會續
第二、昭和四年度特別會計電氣費入出豫算案第一讀會續

出席議員

三十七名

○審査委員長(松尾豊實君) 登壇、拍手
只今議長からお話のありました豫算案につきまして審査委員会が今日の午後三時から五時半位迄に開かれたのであります、私事務に甚だ不馴れでありますけれども委員長として關係致しましたから簡単に御報告申し上げます。
今日は會長を始め各行政委員の方々、並審査委員の方々、及民團の極く關係のある方々何れも日中甚だ御多忙の所を皆さん全部御出席になりました、兩豫算案に就きまして逐條御審議願つたのであ

(276)

(275)

ります、行政委員の方々から色々御説明がありますし、又豫算審査委員の方々から非常に御熱心に各逐條に依つて色々御質問がございました、夫れから夫れに對しましては非常に御丁寧な御答辯がありまして、大体に於きまして之の中程の問題がなく無事全部を殆ど原案通り可決されたのであります、是れ全く原案が非常によく精細に出来て居つたといふ結果になるものであります、私から只今特に御報告申上げる材料がないといふのは寧ろ原案が非常によく出来て居つたといふ結果だらうと存じます。

只其の中で一所修正になりました箇所はお手許に印刷に付してお廻して御座いますが、之を見ますと甚だ何だかゴチ／＼して居るやうで御座いますが、十八頁の之は歳出臨時部に屬します第二款土木費の道路築造費が拾五萬參千五百五十九圓五十九銭五厘に於て居ります、之を今度山口街の陸軍倉庫の移轉問題に就きまして最近陸軍とも交渉が深まりましたので、其の理由として約五萬圓程本年度陸軍の方にお渡ししなければならぬことになりましたので、其の財源の一部と致しまして秋田街の修築費の中から貳萬六千圓を豫備費に取りましたので、豫備費は十七圓の最後であります第一款であります、此の參萬五千九百拾六圓五拾仙に貳萬六千圓を持つて來た譯であります、只それだけさういふ其合に修正になりましたので、從つて増減の欄、小計或は合計の欄もさういふ風に数字が全部變更になつたのであります、只今お手許にお渡ししました中の歳出額六拾九萬五千五百五十九圓五十九銭五厘と訂正、とありますのは七拾壹萬六千五百拾五圓五拾五銭五厘の書違ひで御座いますから御訂正願ひ度、此の数字を一々で此處で讀上げる程のことなからうと思ひますから甚だ簡單では御座いますが、只今申しましたやうなことでありますから之を以て御報告と致します、何卒御承認をお願い致します。(拍手)

○副議長(大田万吉君)
御異議なければ二讀會に還入ります。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○森川照太郎 公會堂使用料は前年度の豫算は千貳百圓で本年度は參百圓になつて居りますが、前年度の實際の収入即ち決算額は幾等になつて居りますか。

「質問はいけません」
○森川照太郎 質問は出来るのでせう、第一讀會に限つて居りませんでせう、一實際の数字は何うなつて居りますか。

○今井書記 お答致します、公會堂の使用料は所謂昭和三年度の収入は壹千貳百拾圓でございます、森川照太郎君 さうすると千貳百圓の豫算のものを、本年度の見込は參百圓になつて居りますが、何ういふ譯で斯んなに減らしたのですか。

○行政委員長(田村俊次君)
之迄公會堂が恰も活動寫眞の常設館のやうになつて、引次ぎ引次ぎに使用する爲に眞に不便を感じた場合があつたので今後は成るべくあゝ連續に活動寫眞に貸すことは避けやう、といふ考から無論貸さないといふのであります、何うせ明いて居るから貸した方が宜いがさう頻繁に貸さない方が宜いだらうといふ行政委員の考で、夫れで見れば幾等か減るだらう、そんなことが主なる原因です。

○森川照太郎 頻繁に貸さない方が宜いだらうといふと、一箇年參百圓の収入としまして、之を總て活動寫眞業の収入として見ても非常に回数が少いものゝやうに思ひますが、臨時の興行等を

加へると大變僅かなものゝやうに思ひますけれども、頻繁に貸さないといふのは甚だ趣味な譯ですが、何の位貸すのが頻繁で、何の位貸さないのが頻繁でないといふ標準が甚だ不明確のやうに思ひますが、假りに之を參拾弔で一回貸すとして一年に十回位しか貸さない譯になりますね。

○行政委員長(田村俊次君)
今迄貸してやつた回数を四回とすれば、先づ四分の一位にしやう、といふ見當で此の位になりますけれども、何れ之よりは少しは殖えるでせうが、兎に角前年度のやうなことは無論ないといふ考です、多少之より殖えませう。

○森川照太君 私の考では先達つて行政委員會で會長の御意見を謹聴しましたが、高級映畫は小さい小屋では見せる譯には行かない、即ち映畫の高い借賃を拂ふ爲に小人數しか入れられないやうな小屋でやつては收支償はない、大きな小屋でやる必要がある、自分等は高級映畫に興味を有するが、若し公會堂でさういふものをやる機會がなくなると、さういふものを見る機會がなくなることは甚だ遺憾だから、さういふ興行は出来るやうにしたい、といふ御意見を伺つたことを記憶して居ります、誠に御説の通りと思つて、當時謹聴して居りました、流行に藝術に興味を有せられるだけ、さういふことはよく御理解になつて、甚だ御尤もな御議論だと敬服して何つた譯ですが、假りにさういふ事實があるならば公會堂をさういふ風な方面に解放して置いて、私は少しも差支へないだらうと思ひます、民衆の娯樂の少い所でもあり、藝術趣味の鼓吹といふ點も考へて、公會堂を斯かる趣味の興行に閉鎖してしまふ必要は少しもないと考へられますから、私の考では興行以外にもつと公共的な、公會堂使用の目的に最も近いやうなものもある場合には如何なる日に於ても興行の方を取消すといふことにして置いて、さうして月二回か三回位貸す機會がな

(278)

(277)

いやうな斯ういふ豫算に因はれないやうに差支ない限りはお貸しになるといふ方針でやつて頂き度いと思ひますが、何うでせう。

○行政委員長(田村俊次君)
夫れは無論差支ない程度に貸す方針になつて居ります、併し乍ら今迄のやうに何でも彼でも申出れば何時でも貸すといふことは成るべく控へ度い、之は前行政委員會會長もさういふ意見で、成るべく段々いふことを減らして行かうと前回の民會議場でも云つて居られますし、矢張り其の方針を襲踏して減茶々に貸さないことにしたので、けれども貸さないといふことはありません。

○森川照太君 例へば餘り卑猥な興行といふものならば餘り好ましくない事かも知れませんが、持つて來られる從つて安く見せるといふことになる利益があると思ひますから、斯ういふ點に就ては將來も行政委員會で差支ない限りは貸すといふ解放の方針で、差支のあつた時には何時でも止める自由を保留して公開されんことを希望して置きます。

○副議長(大田万吉君)
御意見はありませんか。

○森川照太君 歳出經常部の第二款第四雜費。

○行政委員(石川 通君)

議事進行に就て申上げます、款を追うてお出でにならんと後から引繰返されると困りますから、○森川照太君 此方もさう思つたがお許しがあつたから。

(280)

(279)

○行政委員(石川 通君)
森川君の云ふことがいけないといふのでないのです、歳出に飛ぶならば夫れから以前は質問なしといふことにして預かないと、後戻りは御免蒙ります。

○森川照太君 僕は之しかない、雜費堂千弔の中に議長接待費といふのがありますね、之は何ですか。

○行政委員長(田村俊次君)
議長接待費は即ち議長接待費。

○森川照太君 此の中に吾々議員の懇親會の費用があるならば今年から止めて頂き度い、私の考では、若し一年に、今年見たいなのは特別ですけれども、二日や三日五日位しか寄つて集會しない議員に慰勞的の意味を以て接待する必要があるなら一年の中に數十回の行政委員會に何を以て報ひて宜いか解らんと思ひます、さうして今日迄民團の財政策が放漫だ放漫だといふ叫びをよく聞きました、お經の題目のやうに放漫々々よく伺つたが、何處か放漫だといふ事實は見も聞きもせず、只お經の文句のやうに聞きますが此の點から行くとき吾々の御馳走になる額こそ放漫な財政の一端でないかと思ひますから、之からあれはお止めになつて、其の費用を節してもつと有要な所にお使ひになる、行政委員會に對する接待費が何萬弔取つてあるかも知れませんが吾々の數十倍も勞苦する人に何にもしないで吾々だけで酒を飲みものを食べるといふことは爲すべきことでないと思ひますから今年から止めて頂き度いと思ひます、從つて其の費用を削除して欲しい。

○行政委員長(田村俊次君)

何うも吾々の意見と森川君の意見が相當違ふのですが、之は民會議員を慰勞するとか、民會議員にお禮をする意味でない、民會議員は年に一週か二週しか顔を合はせないから、年始狀の交換のやうに先づさういふ機會に民會議員が皆一諸に集つて話をする、所謂顔つなぎとか意志の疏通とか、或は歡談する意味に於てやるのでありまして、決して民會議員にお禮をする意味ではないのです、慰勞といふことも通入りませうが、夫れよりも折々一堂に會して話合ふ必要があるといふので接待費といふものが前から置かれてあるものと思ひます、其の意味に於て之は非常に必要なことと思ひます。

○森川照太君 顔つなぎならば此の狭い所に之許りの人で、お五大抵知つて居る人ですから會ふ必要はありません、年に一遍位會つても何んなんものがつなげるか知りませんが、大したものがつなげないと思ひます、貴下のお話のやうに折々寄るといふことは宜しうございしますが、年に一遍きりでありませうから、大してつなげるものはないと思ひます、夫れですすから私は其の意味に於ても少しも必要がないだらうと思ひます、却てそんなものゝ爲に喧嘩でもする機會を與へて悪いこともあるかも知れませんが、之はお止めになる方が宜しいと思ひますから放漫といふ非難を招いた民團財政の中に斯ういふ項目があるといふことは、大に顧みなければならぬ問題だらうと思ひますから、さうして此の例が大層前からあるやうなお話でしたが、餘り舊い例でもありません、四五年前からだと思ひます、私は議員として斯ういふことを爲さる事に反對で、其の金を以てもつと有要な所にお使ひになるやうお進め致します。

行政委員(石川 通君)

森川さんは行政委員が澤山何か貰へるやうなことを、速記録を見なければ解りませんけれども、

仰有つたやうですが、吾々は決してそんなことはありませんから一つお取消しになつて頂き度い
○森川照太君 出ただけで役に立たない方もあるかも知れませんが、出る回数だけでは吾々より数十倍ですね。
○行政委員(石川 通君)
行政委員も斯んなことをやると仰有つたやうですが、僕等は望んで居りませんし、何萬那所でない、一厘も要りません。
○森川照太君 上げも致しませんがさういふ意味でして下さるならば貴下方に数十倍のことをしなければならぬやないか。
○行政委員(石川 通君)
要りません。
○森川照太君 差上げません、吾々の額をつなぐ爲に一年一回に過ぎないが、數百那を費すといふことは御遠慮しやうではありませんか、賛成の方はありませんか。
(賛成者なし)
○森川照太君 公費でやる必要はないと思ひます、自費で銘々持寄りて、さういふ事に賛成の方でやるべきで、公費を以て議員の額つなきをするといふ例は他の民間なり民會にも恐らく例はないだらうと思ひます、之はお止めになるべきものです。
(賛成)
○副議長(大田万吉君)
他に御意見はありませんか。

○森川照太君 起立に聞うて見て下さい。
○副議長(大田万吉君)
趣旨に賛成の方へ、動議が成立致しましたが、動議に御賛成の方は御起立願ひます。
賛成者 少數
○副議長(大田万吉君)
不賛成と認めますから否決と致します。
○植前 香君 民間の方針として便所を水便式にするといふことを獎勵なさるに就て、昨年の民會に於て、或議員が非常に水の使用料が掛るから困難でないかと云はれたことがありますが、水の如きは僅か一ガロン八文、一日五十ガロン使つても僅か四仙といふ譯で、斯くの如き事は問題にならんと思ひますが、夫れより水道敷設費に非常な金が掛るのであります、敷設するにメインパイプからメートル迄引込むのに鉛管を使ふので、之に非常な金が掛る、歳入経常部の十三款の給水工事費徴収金が壹萬八千六百那といふ收入が計上されて居ります、電氣の方を見ますと、電氣のメートルは損料貸しになつて居ります、家屋に至る迄の敷設工費は民間で負擔して居る筈であります、第十三款の第一項水道計量器費却代に五千那計上してあります、之は電氣メートルを損料貸しにするのと非常に趣旨が合はないやうに思ひますが、此の際電氣のメートルに就つて損料貸しにすることにしたら何うかと思ひますが、大体物を賣るのに料を講費者の方で負擔するといふことは甚だ不合理なやうに思ひます、夫れから給水工事費徴収金を壹萬八千六百那と計上してあります、歳出の十四頁十三款給水工事費は、メインパイプからメートル迄引込む費用になります、之は寧ろ電氣の例に倣つてメートル迄若しくは敷地に至る迄は局に於て負擔するとい

ふことにしたら何うかと思ひます、若し今年度に財源が無かつたならば少くも明年度位からは非共之を實行して貰ひ度いと思ひますが、如何で御座いますか。
○行政委員長(田村俊次君)
好いお説のやうに思ひます、無論來年度には財源がありませんけれども、至極好いやうに自分は考へます。
○川端技師 本管から家屋へ引込みます水管の財源並工事費は日本では或市に依つては幾等かの補助を與へるとか、いふやうなことをやつて居る所もないでは無いですが、大体に於て民間で負擔することに致して居ります、或市の如きは道路の分だけは市が受持つやうな名目にして置いて其の實家屋だけの工事を市の手でやつて、其の中へ道路の鉛管の分だけをもち掛けて居るといふやうな増たちの悪いことをやつて居る市もあります、道路の分を民間で持つと致しますといふ分を屬置するのには甚だ都合が悪いと思ひます、之からの分を民間の費用を以てするといふことは民會に於て議決なされば幾等でも出来るのであります、之迄の分に對する處置が困難かと私は考へます、夫れからメートルの損料貸にするといふ問題も、之も日本の市ではさういふ例がありません、併し之も同様に之迄使つて居るものも處置が困難かと考へます。
○植前 香君 成るべく内地にも色々さういふ例があるのですから、此の土地として今云つたやうに成可く水便式にしようといふ場所であつて見れば、内地の例に倣ふ必要がなく、此の土地に適應した處機の處置を採るのが至當と思ひます、併し電氣の方に斯ういふ例があり、趣旨を一貫するならば是非勵行して頂き度いと思ふのであります。
○行政委員長(田村俊次君)

夫れは御尤もな御意見ですから將來の爲め參考に拜聽して置きませう、實行するといふことは一寸財源にも關係がありお約束は出来ません。
○副議長(大田万吉君)
御意見ありませんか。
(無し)(異議なし)
○植前 香君 今の水道に關聯して下水の話であります、下水も敷地からメインパイプに至る迄全部土地所有者の負擔になつて居るのであります、道路の部分だけは英租界にも確か、民間と云ひますか負擔してやつて居るやうに聞いて居りますが、之も出来れば、尤も道路が完成した後に變更されることは道路を壊しますから夫れに對しての費用は取つて居りますが、道路未完成の所に敷設する分は局が負擔してやつて居るやうであります、夫れも是非共民間で負擔して頂くことにして頂き度いと思ひます。
○行政委員長(田村俊次君)
之も大に考へて置きませう、眞に好い御意見です。
○副議長(大田万吉君)
御意見ありませんか。
(異議なし)
○小谷萬治郎君 新開地に寄席其他の興行、料理屋、飲食屋等は絶対に許さんといふ方針でありますか。
○行政委員(石川 通君)

(285) 之は居留民會でできるべき問題でなくて官憲の方にお問合も願ひ度いと思ひます、然るべく小谷さんから官憲の方へお問合願ひ度いと思ひます。 ○小谷萬治郎君 行政委員會の方は。 ○行政委員（石川 通君） 行政委員會では勝手に出来ません、前に館令も出ましたが御存知の通り之も實行出来ないうやうな状態でありまして、官憲と貴下と何うぞ直接お話願ひ度い。 ○行政委員會長（田村俊次君） 石川君のお話に附け加へます、前に領事館令も出て、彼處に譲つてしまふといふ考であつたのです、其後行政委員の方でも彼處へ遊廓地帯と云ひますか、彼處に富貴胡同を持つて行かうでないかといふ話も出ましたが、要するに官憲の方で取締りや色々な意味に於て考慮を要するといふお考から、其の方は今行政委員會の方では今立消えになつて居ります、さういふ話は行政委員會でも度々出ました、今の所では方針は立つて居りません。 ○副議長（大田万吉君） 御意見ありませんか！—なければ三讀會に移ります。 （賛 成） ○五十嵐重吉君 只今議事進行中でありまして、二十五日の民會に於て行政委員の御出席を求めましたが、此の時議長は牧氏は御病氣とのことでありましたので、夫れでは議長のお手を煩はして書面を以て御回答を求めるといふことになつて居りました、所が只今書面は出来上りませんが、最早民會も本日をもって終了せんとして居りますやうですから、改めて次の臨時民會でありましたら、其の時に御質問致し度いと思ひます。 ○副議長（大田万吉君） 五十嵐君の牧君に御質問の御書面といふことは取消になりましたから左様御承知願ひます、一讀會省略して宜しう御座いますか。 （賛 成）（拍手） ○副議長（大田万吉君） 之で總ての議案は確定することになりました、之から監督官の御挨拶がございます。 ○白井副領事 拍手、第二十二次通常民會が閉會致しますに當りまして、田代總領事代理が親しく臨席して閉會の挨拶を述べられる筈でありましたが、事情が之を許しませんのは諸君と共に私の残念に存する所であります、田代總領事代理の命に依りまして私が閉會の際を代讀致すことになりました、代讀致しますに先立ちまして數日來田代總領事代理に代りまして監督官席を履して居りました私個人並に監督官と致しまして少しく申上げて置き度いことが御座います、先づ監督官として聲明を致して置きます、夫れは二十五日の會議に於きまして大崎議員の提出された動議の採決に際しまして、私の取りましたる所の處置は即ち各行政委員が各自其の思ふ所に随つて投票したといふことは、之は從來行政委員會が行政委員會で決議決定せられて居りました所の行政委員の各位が其の少數意見を民會に於て發表することは出来ないういふ原則に抵触するものではない、行政委員各自が行政委員會の決議に反對して少數意見を民會に發表することは出来ない、といふことは民團の行政運用上の原則であります故に、之に反する處置をする譯でもありませんし、又此の原則は將來に於てやめらるべきものではないと思ひますので此の事に就きましては聲明	(286)
---	------------------

(287) なる諸君に於ても、疾く御承知のことでありまして、誤解のあるべき筈はないと思ひますが、茲に一宵明確に聲明致して置きます、もう一つは過日の投票は其の動議自体が撤回されましたに願ひまして此の事け前例さるべきでないといふ一例で御座います、此の事も茲に附加へて明確に聲明致して置きます。 次に私個人と致しましては私は職掌柄民團行政に通過して居りません爲に種々不行届の事も多かつたと思ひます、其の點に就きましては諸君の御諒察を得たい次第であります、夫れでは之から田代總領事代理の挨拶の辭を代讀致します。 「今次の民會に於ては端なくも意外の紛糾を見るに至りたるにも拘らず茲に議事の審議を無事終了し得たるは本官の最も欣快とする處なり此間出席議員諸君が夫々多忙の職務を有せらるゝにも不拘多大の時間を割いて民團行政の爲に諒察せられたるを多とすると共に行政委員並に民團當局各位が民會開會中は勿論開會前豫算案其他の準備作成に關し殆ど連日連夜の如く審議を重ねられたる努力は特に之を多とせざるを得ず。 今や民會に於ける紛糾も一掃せられたる今日諸君に於ては新鮮なる零團氣の裡に民團行政の平和にして圓滿なる向上發達の爲に最善の努力を竭はれ茲に記念すべき一新時機を劃せられむこと本官の衷心希望して已まざる處なり。 昭和四年三月二十八日 總領事代理領事 田 代 重 徳 ○行政委員（石川 通君） 拍手 起る 今お尋ねして宜しう御座いますか、監督官の御説明の中に一寸私の頭が悪いから、何だか御説明が私には解り兼ねますが。 ○白井副領事 後で説明致します。 ○鈴木書記 昭和四年度第二十二次居留民會通常會成績續左の如し。 一、會 議 七 回 本 會 議 六 回 審 査 委 員 會 一 回 決 議 と 致 し ま し て は 一、昭和二年度居留民團歳入出決算承認ノ件 承 認 二、同 特別會計電氣歳入出決算承認ノ件 承 認 三、道路敷地買収ニ關スル件 可 決 四、天津實業專修學校補助金ノ件 可 決 五、天津共立學校補助金ノ件 可 決 六、天津日本人商業會議所補助金ノ件 可 決 七、昭和四年度居留民團歳入出總豫算案 修正可決 八、同 特別會計電氣歳入出豫算案 可 決	(288)
---	------------------

之で

議案	七回
承認	八件
承内	二件
原案可決	五件
修正可決	一件

以上終り

○砂田 實君（拍手） 甚だ不肖で御座いますが、民會議員各位からのお蔭めに依りまして私が代つて御挨拶を致します。先づ以て今日民會の終了に當りまして、監督官廳始領事官並警察當局の方に謹んで御禮申し上げます。此の民會は御承知の通り異常な民會で御座います。異常を以て終了したやうな状態でございます。此の間に處しまして、總領事代理始白井副領事並各領事官、警察署長、副署長、並部下の各署員の方が連日に亘つて御臨場下さいまして、無事以て今日に至りました事は、民會議員の責を感じると共に又有難く御禮申し上げます。南行政委員各位も此度は從來にない紛糾の中によく御忍耐になりまして今日此の終會を見るを得ましたことは誠に感謝の念に堪へないのであります。南大田議長は正議長のお留守中一人で連日に亘り異常の民會を御處理になりまして、一日も御缺席なく今日迄お出でになりましたことは貴下の民會に對する御熱心と租界

を思はれる御忠誠に對して吾々衷心感謝の意を表します。尚又吏員各位、新聞記者各位も連日に亘つて御疲労もなくおつとめ下さいましたことを議員としてお禮申し上げます。只此の際遺憾に存じますことは從來の民會にない、理事が居られないといふことであります。此の異常な民會に理事が存在して居られんといふことは誠に遺憾の極であります。諸君吾々民會議員の責務ではないかといふことを非常に感ずるのでございます。將來吾々としても大に此の點に於て自覺を呼ぶだらうと思ひます。中島君の理事在任中の功績は顕著にして、從來に於ける理事中最も適任者であつたといふことを感ずるのであります。（拍手）併し乍ら或種の事情に任期満了を機として御引退になつたのでございまして、功績を賞すると同時に吾々甚だ惜別の情に堪へるのであります。尚松本理事が新候補として略決定して居るやうに存じます。此の方が非常な好適任者として衆望一致して居るやうに承つて居ります。何うか此の理事候補が一日も早く就任され租界の爲に御盡力下さらんことを吾々は期待して居ります。此の會議は異例續きであります。之も吾々議員が租界を思ふ熱心の結晶が極度に達したものであります。此の間に於きまして監督官廳始各位が非常な御厚意、御獎勵下さつたことを特に感謝致しますと共に、又將來斯かることが先例にならないやうに、之を再び繰返さざるやう吾々の今後の決意と責務があるのではないかと思ひます。甚だ簡單で御座いますが、御挨拶申し上げます。（拍手）

○森川照太君 私も一言謝辭を述べ度いと思ひます。一週間續いた民會に於きまして毎晩殆ど終ひまで、愚問愚答を致して居りましたらうが、殊に私のやうな駄瘤駄答を、たゆみなく速記せられたる村岡嬢の勞を謝したいと思ひます。私は特に其の責任があると思ひます。帝國議會の速記は十分で交代すると聞いて居ります。當民會の速記者を大連より呼ぶに毎年一週間掛りましたが

其の一週間の速記に清書を呉れる迄に約一年を要します。大なる男が甚だ苦痛を訴へたことをよく記憶して居ります。私は自分が餘り過きて居りましたから殊に此の感が深いもので御座います。よ、よく行政委員會でも其の勞を御認めになつてよき手段を講ぜられむことを希望致します。

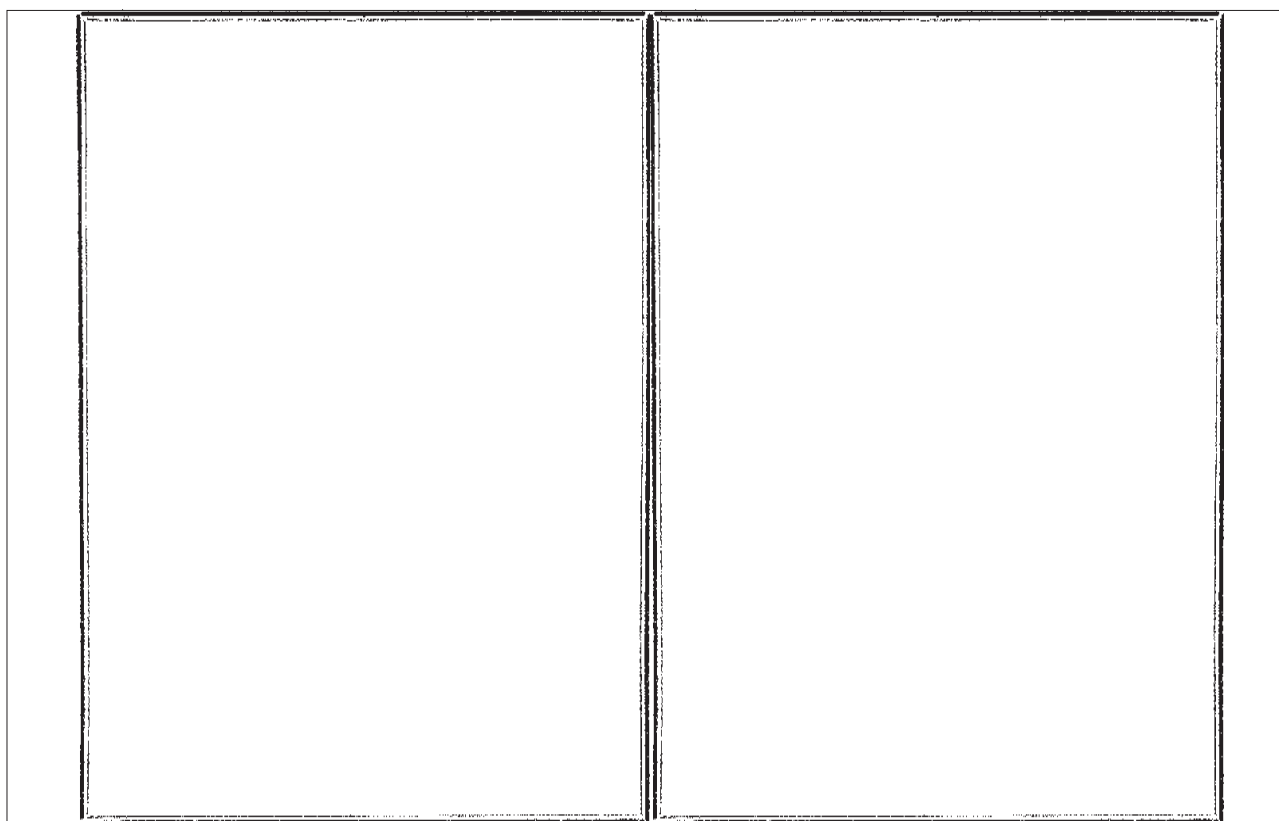
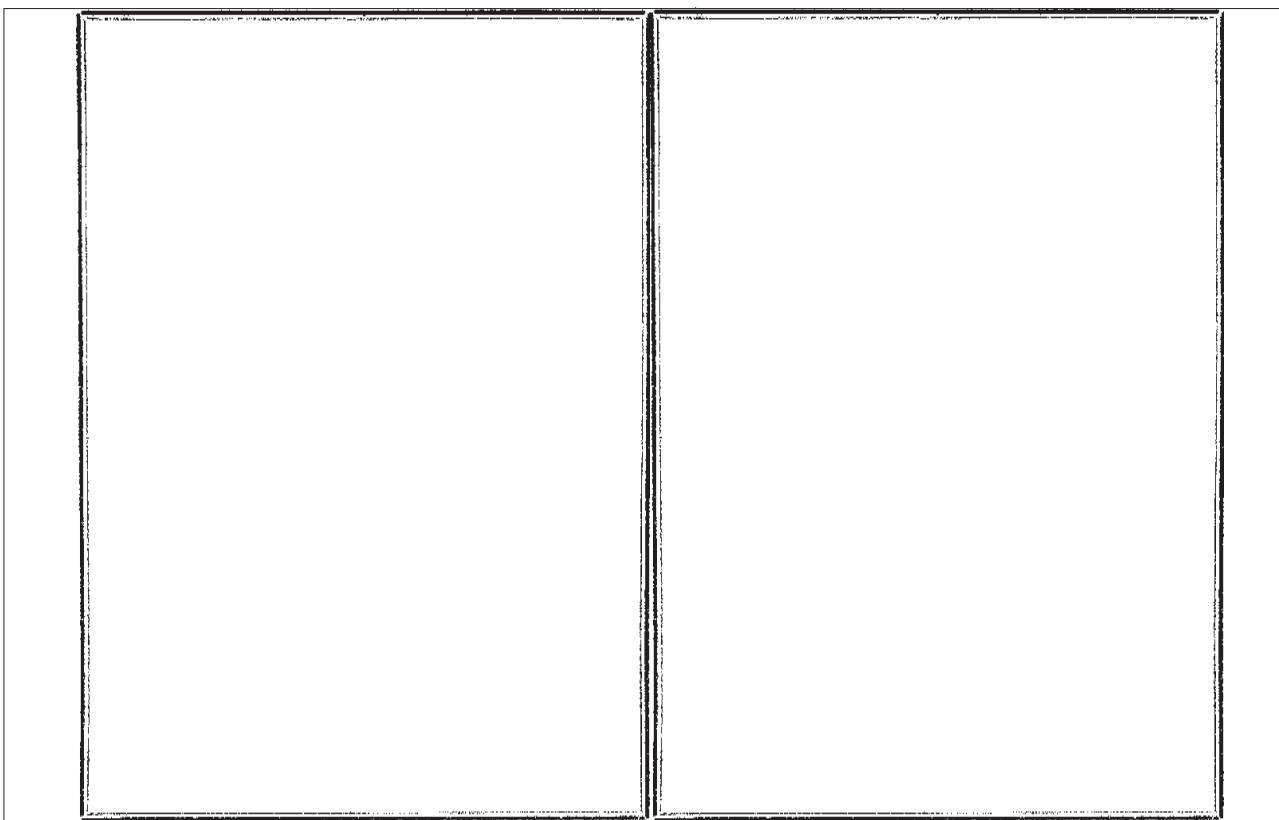
（拍手）

○行政委員會長（田村俊次君） 登壇
會長として御挨拶申し上げます。諸君吾々も愛國の熱情が端なくも理事問題に衝突致しまして、一種の群衆心理となりまして、遂に紛糾を重ね、此の民會に至りまして其の紛糾は最高潮に達しました。私不徳の爲に之を未前に防ぎ切れず、平和なる民會を終らせることの出来ませんでしたことは甚だ遺憾に堪へません。にも拘らず監督官廳の御熱心なる御監督と雅量ある民會議員諸君の御指導と大田議長の御徳望に依りまして、今日行政委員會の出しました提案は例年になく和衷協同の美を擧げて終了致しましたことは實に私として衷心喜びに堪へない次第であります。此の決議になりました事項の實行は既に前同に於きまして民會議員の一部分の方からの御希望もある通り、決して其の實行に就きましては萬遺漏なく又御不安のないこととなる事を期して居ります。之を以て御挨拶に代へます。（拍手）

○副議長（大田万吉君）（拍手）

閉會に當りまして一言御挨拶を申述べて置きます。只今監督官廳民會議員砂田君から御挨拶を頂きまして誠に恐縮に存じます。本民會に當つて吉田議長の御不在の頃何、不馴れなる私が議長の席を殺しましたる故に紛糾を大ならしめたことは誠に恐縮に堪へません。私は留守を預つて居る責任上何うしても無事原案を通過せしめて平穩に本會議を終らせなければならぬ責任を感じて居りました故に、幾度か假議長の御選舉を願ひ此の席を去らんと致しましたことは數回ありましたが、考へ直して戦々慄々薄氷を履む如き感を致しまして（ノー）議事進行を計つたのであります。幸に監督官に御指導宜しきを得て、又租界局吏員諸君の御援助を受け、又賢明なる議員諸君の御寛大なる雅量を以て私に御同情を下さいまして漸く會を閉會することを得せしめられたことは誠に有難い仕合に存じます。終りに臨んで行政委員諸君の御努力に敬意を拂ひ、茲に謹んで御禮を申し述べます。（拍手）

午後十一時閉會



昭和四年度天津居留民會通常會議事速記録附録
昭和四年度天津居留民會通常會に於て議決したる諸事項及決算報告並に昭和四年度居留民團歳入出豫算左の如し

【一】天津居留民團會計検査報告

一、検査セシ年月日 昭和二年九月七日 昭和二年十一月廿四日 昭和三年二月廿二日
昭和三年六月廿七日 昭和三年九月十九日
一、検査セシ期間及帳簿並證書 昭和二年一般會計及特別會計
右検査致候處違法及違算ノ出納無之候間居留民團法施行規則第七十六條ニヨリ及報告候也
昭和三年九月二十一日

天津居留民會議長 吉田房次郎殿
會計検査委員 山田中 上 茂 行 逸
同 郡 田 中 齋 太郎

【二】特別會計増殖費ニ關シ專決處分ノ件報告

特別會計増殖費ニ於テ七地家屋實收ニ當リ銀四千弗也ノ不足ヲ告テ既契約進行上緊要ヲ要シタルニ付居留民團法施行規則第五十八條ニ依リ總領事ノ指揮ヲ受ケ專決處分ヲ以テ昭和三年度一般會計ヨリ該金額ノ支出ヲシタルニ付報告ス

【三】昭和二年居留民團歳入出決算

歳入
一、銀八拾七萬五千五百五拾四弗八拾貳仙也
二、銀八萬五千七百五拾七弗五拾參仙也
計銀九拾六萬九百九拾貳弗參拾五仙也
歳出
一、銀五拾五萬八千四百九拾八弗九拾仙也
二、銀貳拾六萬貳千八百八拾七弗貳拾四仙也
計銀八拾貳萬六千八百八拾六弗四拾四仙也
差引銀拾四萬貳百貳拾六弗貳拾壹仙也

【四】昭和二年特別會計電氣歳入出決算

歳入
一、銀五拾九萬參千參百參拾七弗八拾七仙也
計銀五拾九萬參千參百參拾七弗八拾七仙也
歳出
一、銀五拾九萬參千參百參拾七弗八拾七仙也
計銀五拾九萬參千參百參拾七弗八拾七仙也

一、銀參拾七萬六千貳百八拾壹弗四仙也
二、銀拾五萬貳千貳百四拾四弗九拾五仙也
計銀五拾貳萬八千五百貳拾五弗九拾九仙也
差引銀六萬四千八百拾壹弗八拾八仙也
昭和三年度へ繰越高

【五】道路敷地買收ノ件

一、總領事館告示ニ依リ指定セラレタル道路敷地中橋街以南ニ於ケル私有地ノ寄附セラレサル部分ニ對シ本年度ヨリ道路敷地買收條例並道路開修費徵收條例ヲ適用スルコト但徵收費用ハ敷地買收費ノミニ限定ス

租界内私有地ヲ民團道路敷地トシテ現ニ使用シツハアルモノ尙約一七・八〇坪アリ、早晚之ガ所屬整理斷行ノ要アルヲ以テ今回敷地々主ニ寄附ヲ求メ寄附セラレサル敷地ニ對シ前記二條例ノ主旨ヲ適用セントスルニ依ル

【六】天津實業專修學校補助金ノ件

一、銀九千五百六拾六弗也
但昭和四年度補助金

天津實業專修學校經費不足ノ爲メ昭和四年度ニ於テ補助増額方請願アリタルヲ以テ前記金額補助

【七】天津共立學校補助金ノ件

一、銀九千弗也
但昭和四年度補助金
大正十二年度 銀五千弗
大正十三年度 銀四千五百弗
大正十四年度 銀五千五百弗
大正十五年度 銀六千二百三十弗
昭和二年 銀六千三百十五弗
昭和三年 銀八千八百十弗

【八】天津日本人商業會議所補助金ノ件

天津共立學校經費不足ノ爲メ昭和四年度ニ於テ補助増額方請願アリタルヲ以テ前記金額補助ヲ至當ト認メタルニ由ル
大正十年度ヨリ 銀五千五百弗
大正十二年度ヨリ 銀六千五百弗
大正十四年度ヨリ 銀六千三百五十弗

(297)		(298)	
一、銀貳千弗也 但昭和四年度補助金		一、銀貳千弗也 但昭和四年度補助金	
理由 天津日本人商業會議所經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記金額補助ヲ至當ト認メタルニ由ル		理由 天津日本人商業會議所經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記金額補助ヲ至當ト認メタルニ由ル	
【九】昭和四年度居留民團歲入出總豫算		【九】昭和四年度居留民團歲入出總豫算	
歲入		歲入	
一、銀壹百拾七萬八千百貳拾貳弗也		一、銀壹百拾七萬八千百貳拾貳弗也	
二、銀七萬六千六百參拾五弗也		二、銀七萬六千六百參拾五弗也	
計銀壹百貳拾五萬四千七百五拾七弗也		計銀壹百貳拾五萬四千七百五拾七弗也	
歲出		歲出	
一、銀七拾壹萬六千五百拾五弗也		一、銀七拾壹萬六千五百拾五弗也	
二、銀五拾參萬八千貳百四拾貳弗也		二、銀五拾參萬八千貳百四拾貳弗也	
計銀壹百貳拾五萬四千七百五拾七弗也		計銀壹百貳拾五萬四千七百五拾七弗也	
【二】昭和四年度特別會計電氣歲入出豫算		【二】昭和四年度特別會計電氣歲入出豫算	
歲入		歲入	
一、銀六拾六萬六千八百四拾弗也		一、銀六拾六萬六千八百四拾弗也	
計銀六拾六萬六千八百四拾弗也		計銀六拾六萬六千八百四拾弗也	
歲出		歲出	
一、銀五拾貳萬九千貳百四拾弗也		一、銀五拾貳萬九千貳百四拾弗也	
二、銀拾參萬七千六百弗也		二、銀拾參萬七千六百弗也	
計銀六拾六萬六千八百四拾弗也		計銀六拾六萬六千八百四拾弗也	
昭和四年度居留民會通常會要錄		昭和四年度居留民會通常會要錄	
一、議員五十三名(定員六十名)		一、議員五十三名(定員六十名)	
二、會期昭和四年三月二十二日より同二十八日迄七日間		二、會期昭和四年三月二十二日より同二十八日迄七日間	
三、會場公會堂		三、會場公會堂	
四、成績(省略す)		四、成績(省略す)	
五、議長及會議係		五、議長及會議係	
副議長 大田萬吉		副議長 大田萬吉	
書記 鈴木喜太郎		書記 鈴木喜太郎	
速記 村岡藻里		速記 村岡藻里	
(附錄終)		(附錄終)	